群馬県教育委員会編

榛名神社調査報告書

資料
No.57-197(1)
文化財保護課保管
昭和57年 8月26日

群馬県教育委員会編

榛名神社調査報告書

序

群馬県のほぼ中央に位置する榛名山は、赤城・妙義とともに上毛三山として親しまれ、また、古来、祖霊の登る山として信仰の対象でもありました。

この山懐深く、巨岩「お姿岩」を祀るかたちで鎮座しておりますのが榛名神社です。榛名神社の祭神は、火産霊神・埴山毘売神ですが、神仏混淆の浸透する中世以降には、榛名山寺・巌殿寺・満行寺などと称され、本地仏を将軍地蔵としておりました。

南北朝時代、足利幕府・関東管領と結ぶ頼印が榛名山座主になると、関東武士をはじめ多くの庶民からも尊信され、大いに栄えました。また、江戸時代には、徳川家の菩提寺として勢力を誇った東叡山寛永寺（上野）の配下に入り、関東一円に広まった信仰団体の榛名講の組織により多くの信者が参詣することになりました。今に残る代参講社・太々講・雨乞講などはその名残りであり、現在に面影をとどめる社家町は榛名の御使の活躍をしのばせる遺構であります。

このような歴史的背景を有する榛名神社には、本殿・拝殿・双龍門などからなる多くの社殿、古い形式の御正体、中世のものを含む古文書・古記録、元亨三（一三二三）年の銘文を有する鉄燈籠など数々の文化財があります。

県教育委員会では、昭和四十九年、五十年度において、榛名神社の文化財を門前町・社家町の構造をふくめて総合的に調査しました。榛名神社の研究資料として、また、貴重な文化財保護の基礎資料として活用されることを念願し、このたび本書を公刊いたしました。県民のみなさまに大いに利用されることを期待しております。

おわりに、この調査にあたり、全面的な御協力をいただきました榛名神社をはじめ、榛名町教育委員会並びに地元の方々、調査および報告書作成に御尽力くださいました調査員のみなさまに心から御礼申しあげます。

昭和五十一年三月

群馬県教育委員会
教育長　山川武正

目次

序
目次
榛名神社調査実施要項
総説……一
1 初期榛名信仰……一
2 神仏習合と榛名神社……三
3 座主支配……五
4 光明寺支配……六
5 庶民信仰の抑大……八
6 廃仏毀釈……八
古文書……一〇
一 解説……一〇
二 資料……一三
三 上州榛名詣……一三一
四 一宮家及榛名神社の蔵書……一三七
五 榛名神社文書目録……一四三
六 典籍目録……一七三
榛名神社の建築……一七九
榛名神社の神事……一八四
神事習俗……一八八
御師の活動……一九一
檀那場質入売買関係文書……二〇三
現在の配札……二一〇
代参講……二一二
その他の民俗……二一三
神楽……二一四
1 現行神楽……二一四
2 廃絶した神楽……二二五
榛名神社の門前町景観の推移……二二九
1 まえがき……二二九
2 榛名神社の門前町の概観……二三九
3 現在における門前町の景観……二四〇
4 明治前期における門前町の景観……二四三
5 江戸期における門前町の景観……二四六
6 戸口・坊及び生活形態の変化……二五四
7 むすび……二五八

榛名神社調査実施要項

1　趣　旨

榛名神社は上野六の宮であり、文書、建造物、石造美術品、神楽等指定文化財候補物件が集中しており、上代より明治期にかけての群馬県の歴史や信仰を解明する上に貴重なもので、調査整理して保存することが急務である。

これらを調査して報告書を作成し、文化財指定の基礎資料とするとともに、文化財普及に役立たせるものである。

2　対　象

榛名神社および門前町

3　所　在　地

群馬郡榛名町大字榛名山

4　調　査　方　法

史跡と信仰、文書、美術工芸品、民俗芸能、建造物の五部門について、調査し目録の作成、主要物件の撮影、神楽の映画撮影等を行なう。

5　ま　と　め

昭和五十年度に調査報告書を作成する。

内　容

(一)　榛名神社の概要（解題）

(二)　各部門別解説および写真、図版

(三)　目録等

6　日　程

五月下旬　調査打合わせ会

七月下旬～八月上旬　現地調査

十二月　原稿提出

調査員名簿

古文書	山田武麿	群馬大学教授
	一宮昌輔	赤門資料館主
	山田文治	榛名神社宮司
金石文	金子規矩雄	県文化財専門委員
民俗・信仰	都丸十九一	富士見中学校長
	池田秀夫	県立盲学校長
	阪本英一	県立博物館学芸課長

建造物　持田照夫　前橋市立工業短期大学教授
美術・神楽　萩原進　前橋市立図書館長
門前町　南雲栄治　県立前橋高校教諭

このほか補助員として、建造物に茂木嘉夫（高崎工業高校教諭）、門前町に松嶋行雄（前橋女子高校教諭）、市村良治（前橋市立女子高校教諭）氏があたり、古文書調査では古文書研究会の淡路博和、井田晃作、井田二郎、駒崎孝司、小山友孝、小山宏、篠木弘明、中島智幅、中東彰子、仁井雅敏の諸氏に写真撮影、目録作成、筆写等で全面的に協力をいただいた。また、榛名町文化財調査委員樋口秀次郎氏、榛名町公民館長清水正明氏、榛名町社教主事伊藤実氏に文書の分類・筆写、建造物の現地調査等で協力をいただいた。

総説

1 初期榛名信仰

榛名神社が文献に見えてくるのは、延長五年（九二七）所撰の九条家本延喜式神名帳がはじめである。この神名帳には三一三社が記され、うち上野国十二社、榛名神社はその十二社の一つとして

群馬郡三座（大二座 山二座） 伊香保神社 名神小 榛名神社 甲波宿弥神社とあり、名神小社に列している。また、在地史料としては、建久元年（一一九〇）の検非違使健児両使を榛名山において停止すべきことという庁宣の下文（榛名神社所蔵・古文書の部参照）が最古のものである。これら文献に記された榛名神社は、現在奇岩に囲まれた群馬郡榛名町榛名山の榛名神社であるが、当初からこの山奥に鎮座していたのではない。平安時代に神仏習合が進められて、密教の影響により現在地に奉安されるようになったといわれている。

榛名神社が山奥に祀られる以前の榛名信仰はどうであったか。これについては、日本の古代信仰が自然を対象とし、なかでも、山岳・河川・巨岩・大木などを神体として尊崇していたことは周知のことであり、なかでも、大和の三諸山を御神体とする大神神社（大三輪神社）は、いまもその古式を伝えている。自然畏敬のなかで、山岳崇拝が最も広く、強かった。それは、日本人の信仰に山上他界が信じられていたからであり、死者の霊は、朝夕眺め得る近くの高い山頂に降臨すると信じられ、この榛名山麓でもこの信仰形態を明治の末年まで見ることができた。今回の調査では、榛名山の現在の神社中心に調査が進められ、榛名山麓の村々との関係まで実施できなかったが、『榛東村の民俗』『国府村誌』などによると、毎年迎え盆の夜には竹ボラを吹きながら水沢山にのぼり、祖霊を迎えてきた。そのため、七日から川に七五三縄を張り、七日間水を浴びて身を浄めて山上へ迎えにいったと記されている。他の村々においても同様な信仰があったことは首肯できることである。

では、古代榛名山信仰の中心となった山はどの山であったのだろうか。榛名山は東麓から眺めると山頂がいくつも肩を組んだ形の広がりをもち、中でも相馬山が高く尖って見える。しかし、渋川市や北群馬郡地方から見ると、水沢山が前面に高く聳えている。水源の山、祖霊の山は地域によって対象を異にしていたのである。それは、延喜式神名帳に赤城神社は一社で、赤城信仰を考えられる神社は他にない。しかるに榛名山信仰を示す神社が伊香保神社と榛名神社の二社もある。三之宮伊香保神社、六之宮榛名神社と高い社格の二社があるのは、古代榛名信仰に二つの信仰の中心があったことを物語るものであり、三之宮伊香保神社は水沢山を神として遙拝し、渋川市・北群馬地方の人々に信仰され、相馬山は群馬郡・高崎市地方の山麓の人々に信仰されてきたのである。尾崎喜左雄氏はこれを古代豪族の信仰と結びつけ、『上野国の信仰と文化』『上野国神名帳の研究』『みやま文庫伊香保と榛名』などの著書のなかで詳細に論証している。それらに

よると、伊香保神社は有馬氏、榛名神社は車持氏の信仰の神であるとし、相馬山を信仰の中心におき、水沢山についての信仰は言及していないが、榛名山の特殊な山容と、地域によりその形状が著しく変ることを考えると、古くから二つの信仰のあったと考えるのが妥当ではなかろうか。

つぎに榛名神社信仰の古い信仰圏について考えてみると、現在榛名山麓には榛名神社、椿名神社、満行宮、榛名木戸神社、戸榛名神社などの名称で榛名神社の分社が見られるが、上野国神名帳をみると巻頭の十二社（総社本十社）に従一位榛名大明神（群書類従本、総社本には正一位榛名神社）とあり、一之宮本によると、

群馬西部　従四位上　椿名本戸明神（類従本は榛名木戸）
　　従四位上　椿名若御子明神
　　従四位下　椿名上神明神
　　従五位上　椿名大所明神
勢多郡　従四位　椿名本戸明神
　　従五位上　椿名若御明神
片岡郡　従五位下　椿名本戸整神

とあり、椿名満行も何れも榛名神であり、総社本、群書類従本は何れも榛名の文字を使用している。また、本戸は群書類従本は木戸と記している。右の神社が現在のどの神社にあたるか明確にすることは困難であるが、「群馬西部」とは、現在の群馬郡と高崎市の一部であり、片岡郡も高崎市の一部、勢多郡はどの付近か不明としても、その分布が群馬東部（現在の渋川市・北群馬郡）や吾妻郡内に一社もないことからみて、現在の上野国神名は神名帳の成立した平安期の姿を示すものと考えると、古代における榛名信仰の中心は、群馬郡と高崎市が中心であり、榛名山麓の東南部であった。これについて、今井善一郎氏は、『みやま文庫』の『榛名と伊香保』のなかで、木戸、御子の解説とともに、この神名帳に記された範囲をもって第一次榛名信仰圏と記している。なお、現在群馬郡内の榛名神社の分社をみると、その拝殿から本殿を望むと相馬岳に向う位置に祀られている神社が多い。その代表例を記すと、北群馬郡と群馬郡の境の榛名東広馬場の黒髪山神社は、通称「里宮」と呼び、相馬山は別名「黒髪山」といわれ（明治十八年九月の『上野国全図』には、現在の三ツ峯山を「黒カミ山」と記しているが、群馬郡誌は相馬山を黒髪山と記している。）、神社は相馬山を拝む位置につくられ、相馬山登拝はこの神社脇から相馬ガ原を横切って登ることが多い。この黒髪神社経由の登山者は、現在の群馬町、前橋市の総社町・元総社・清里地区の人々である。また、群馬町南部から高崎方面の人々の榛名山への道は、現在の箕郷町の椿山の脇から善地を通り地蔵峠を越えて榛名神社に出るものが多く、この道も唐松から右に折れて相馬山の南へ出て沼へ達する古道もある。なお、この道は白岩から十文字を経て登る場合も合わさる道であり、途中には里宮とみられる椿山の椿名神社や、善地の月波神社、十文字の車持神社（祭神からみるとこれらの神社も榛名神社）などがある。この登山道について、尾崎喜左雄氏は、古代の古墳群の分布などから、古代榛名信仰の中心は、椿名神社（箕郷町西明屋）であり、月波神社は月次祭を行った場所であると諸書に記している。このことは、古く『上野名跡志』なども、

榛名ノ榛ノ字ハ榛名トヨムヘキヲ榛名トヨムハ誤也。然ヲ後ニイツシカ榛名ト文字ヲ書替タルナリ。サテ古道ハ箕輪ノ方ヨリ登シニテ、今箕輪榛名ニマツルハ里宮ナルヘシ

と記しているように、尾崎氏のいう善地道は、古くから榛名への表参道ともいうべき道であり、六世紀から七世紀に大古墳群をつくった古代豪族を車持氏とみるならば、その人々の祖霊降臨の山は相馬山であり、その登

拝の本街道は箕輪から善地への道である。やがて平安時代に入ると、この道添いに古代寺院跡が山奥につくられたことなどそれを裏付けるものといえよう。今井善一郎氏の第一次榛名信仰圏の中心は、箕郷町付近であり、榛名東南麓であった。また、信仰の対象は、相馬山を中心とした山と、神秘を湛えた榛名湖であったと見るのが妥当と考える。

2　神仏習合と榛名神社

古代榛名信仰は、山を畏敬視神格化し、麓に祭場を設けて遙拝していたが、現在のように山奥に神社が祀られるようになったのは、いつ頃、どのような思想によるものであろうか、これについて尾崎喜左雄氏は、『みやま文庫榛名と伊香保』のなかでつぎのように記している。

榛名神社は鎮座地やその後の沿革などによって、仏教と特に関係深い神社であることが知られるのであり、修験道によるものであり、更に言えば、仏教の中の密教によるものであろうと考えられる。しかし、元来は神社として存在していたものが、密教によって変化させられたもので、その変化は九世紀に入ってからと見られるので、それ以前は豪族によって維持されてきたものに違いない。豪族は山すその住居地の近くに神を祀っていたのである。

このように、神仏習合の時期、密教の興隆してくる時期に山奥に入ってきたことは、各地の例をみても同様であり、榛名山を修業の場として考えると、嶮しい山野を跋渉し、滝に打たれる荒行の場は、現在の榛名神社付近はまたとない行場である。「恰も神人の立ちて下を臨むが如し（群馬郡誌）」と記された御姿岩をはじめ、各種の岩あり、川あり、『上信日記』の著者は、その有様をつぎのように記している。

二王門ヲ入ルヨリ橋ヲワタレハ谷川右ニナカレテ松杉生タリ、左右ノ山ミナ岩ニテ、オチクル滝ヲ鞍カケ岩ト云。其上ニソヒエテマコトニ馬クラノサマシタリ、雷電岩、風天岩アリ、楼内ニ入御社ニマウツツ袖スリ岩トイヘルアハヒヲスリヌケテユク、御姿岩トイヘルカシラヲツキカタチソナハレル大岩ソヒエシ其モトニ御社ツクリカケタリ、此岩ノ中ニ七重ノクロカ子ノ門アリテ其内ニコモラセ玉フトソ、神ハクサ〳〵ノツクヘアリテツマヒラカナラス、大黒岩、ツヾラ岩、ヨロヒ岩ノソキ、岩亀岩、瓶子岩ナト数アリ

このような岩場に、しかも神人の如きお姿岩が中央にそそり立ち、その岩の下が大きな洞窟になっていて御神体は七重の鉄の扉の奥にあると記しているから、密教行場としては最も恰好の場で、その洞窟は、以前から何等かの神が祀られてあった場所であったかも知れない。一宮昌輔氏の所蔵文書によると、いくつかの壺がこの洞窟内に安置されていることが記されている。それが果たして御神体であるかどうか、また、この壺の年代によって、この洞窟に榛名神社を奉安した年代も知ることができるわけであるが、「七重ノクロカ子ノ門」の奥には近づくことすらできない。そこで、さきに記した尾崎博士の九世紀ごろ奉安されたという説について、少しく検討を加えてみたい。

九世紀説を裏付ける第一は、善地より本道といわれる道筋に、さきに触れたように唐松（地名）に布目瓦が多く出土している。この地は、階段状の地形に基壇と思われる盛り土されたと推定できる土地もあり、須恵器・土師器とともに軒丸瓦も数点発見されている（現在県立博物館保管）、その土器は糸切り底もみられ、瓦の文様からみて平安中期に位置づけられる。この山奥に平安中期の寺院ができたことは、山岳仏教がこの地方に活動していたことを物語るもので、この遺跡の北の山を鐘撞山と呼んでいるのも仏教関係から生まれた名称であろう。九世紀頃は、同じ榛名山でも、北の

水沢山の登り口、現在の水沢観音下に立派な寺院跡のあることから、それを伊香保神信仰に結びつけると、榛名信仰もそれに対比して山の頂上までの途中に寺院が設けられたとみることができるので、九世紀には、榛名信仰と密教の結びつきが既にあったとみて差支えなかろう。

第二に、榛名神社と密教の結びつきを決定づけるものとして、神宝として榛名神社に保存されている十一面千手観音の御正体のあることである。後世榛名神社の本地仏は将軍地蔵となっているが、古くは地蔵ではなかった。赤城神社の場合も、三所明神として地蔵が加わってきたのは鎌倉末から南北朝期にかけてである。榛名神社の本地を地蔵としたのは、末法思想の浸透、地蔵信仰の普及のなかで加えられたものであり、このような山奥に社殿をつくり神仏を祭った密教は、多くは十一面観音か大日如来を本地とした。榛名神社の御正体は、二面とも古いものは十一面千手観音であり、特に一面は懸仏の前身の鏡像である。この鏡像は平安時代の代表的な文様「藤花房松鶴鏡」の鏡面に十一面千手観音を線描きしたもので、透して見なければ確認できない程度のものであるが、尊像の顔はつまった藤原期の姿である。それに、鏡の上部に二個の孔がある。明かに吊したものであり、県内唯一の鏡像の例としてあげることができよう。もう一面の千手観音の御正体は、最初から吊すようにつくられたもので、鏡面には毛彫りの像があり、その形状からみて藤原末から鎌倉初期と見受ける。その背面に全く文様がなく、陽鋳された円により外区と内区が分けられただけのものであり、次の時代に多く見受けられる懸仏とは異る。鏡像から懸仏への推移を示す形式がみられる。このような二面の御正体は、後世他所から奉納されたものでなく、当初から榛名神社の御正体として奉納されたものであり、この二例をもってしても、藤原時代には既にこの神体は神仏習合の山として信仰され、後世伝えられるような榛名大権現となり、巌殿寺が別当寺として建てられたものと考えられる。

巌殿寺は、山岳修業がさかんになると密教の霊場となり、別名満行寺とも呼ばれるようになった。巌殿寺に関する記録としては、天治二年（一一二五）十月に記された『僧妙達蘇生注記』に

上野国群馬郡在石殿座主弾惟師、石殿之側明神料花米餅油等貪取不レ行二他人一、只己猶貪取罪大蛇成、石殿之側状（続々群書類従雑之部）

とある。十二世紀初頭に石殿寺座主といわれるものまでおかれ、側明神の料花米餅油を貪り大蛇になってしまったとある。このことは、平安中期以後さかんにつくられた神仏習合説話の流れをくむものであり、妙達蘇生記のなかに約五十件ほどの同様な説話が記され、上野関係が六話もある。何れも法華経の功徳を説く説話であり、榛名山巌殿寺が天台系密教徒の山であったことを物語るものであろう。千手十一面観音の信仰から、榛名は早く真言系修験の山だというものもあるが、千手十一面観音信仰は叡山にも平安期のものが残っていること、妙達の記録の示すかぎりでは巌殿寺（石殿寺）は平安後期には天台系修験の山である。既に座主職のおかれるまでに発展していたのである。

つぎに、別名の満行権現についてであるが、前記のように満行宮、満行神社という榛名神社の分社が山麓にあるように、満行は榛名神社の神仏習合名である。『上野名跡志』によると

榛名山満行宮大権現ト申奉也、辛科縁起ト云モノハ上野国西七郡の領主群馬ノ太郎満行ヲ祀ル、榛名由来記ト云モノハ南部三郎満行為讒者榛名山ニ遠流、帝ヲ奉怨伊香保沼ニ入水其霊祀ナトアレトイツレモ信カタキ説也。満行ヲ諱ト思テノ附会ナルヘシ、尾張国ノ神名牒ニ立山満行大菩薩、伊豆満行大菩薩、二荒満行大菩薩ナト見エシハ満行ト云事ハ諱ノ満行ニハアラテ外ニユエアルヘシ

とある。満行の名は榛名神社に限らず、立山にも、伊豆にも、二荒（日光）にもあり、特定の個人名ではないと指摘している。満行とは一定の修業を満了した、行を満了した意味であり、多くの修業を満行した密教徒創造の共通名であると解するのが妥当であると思う。満行は超人的行者を意味するもので、榛名山をはじめ、立山、伊豆、二荒など何れも勝れた行場である。満行伝説は榛名山が当時勝れた行場としての岩場、滝、湖、高山が揃っていたので、伊豆、立山などと並ぶ修験者のあこがれの山であったことを象徴するにほかならない。後世それを個人名化し、弘法伝説が各地にあるのと同様な意味に解することができるので、満行は榛名の神を仏教的立場に立つものたちによばれた名称であったと思う。

3　座主支配

中世の榛名神社は、別当寺巌殿寺を中心に鎮護国家の霊地として朝野の尊栄をうけ、天台・真言・密教と三宗兼学の大道場であった。当時は榛名山座主により一山が統一され、神領も拡大されて数里四方にわたり、建久元年（一一九〇）十一月には、検非違使健児両使を領内に停止すべきことという庁宣が下され、上野国府在庁役人からつぎのような伝達がなされている。

右十一月五日御庁宣、同年十二月七日到来、備榛名山云垂跡、云本地、旁以鎮護国家恒化修良三霊地云々者、且任旧例、且任宿願、可令停止、健児並検非違両使於榛名山寺領内之由、御庁宣明鏡也、仍府内国中諸人宜承知勿違失。以下（古文書の部参照）

このように朝野の崇敬を得た榛名神社は、神仏習合の形で繁栄を極め、多くの宿坊が立並び、多くの衆徒を抱えて軍事的にも一大勢力へと発展していった。当時の盛況を『上野国志』と著者毛呂権蔵はつぎのように記している。

この山往古は、繁昌の地にして、三千百坊あり、座主快忠、快尊、探題中納言法印、前大僧正頼印などいへる名ある人、管領せられしと、此等は建保の比より貞治・応安比までの事なり、其後いづれの比か、当山の衆徒等、戦に打負て、鎌倉に逃げ去りてより、真言宗の持となりしに、慶長十九年九月朔日、一山衆評して慈眼大師に奉りて、大師より山中の掟を定給ひて、永く天台宗となれり。

鎌倉時代には三千百坊とまでいわれて繁栄した榛名神社は、座主職が一山を支配し、その座主は社伝によると、藤原道長の後胤が代々就任し、多くは快の一字を踏襲して快良、快道、快忠、快尊、快承などの座主が続いてきた。しかし僧兵化した軍事力と密教祈禱の霊験あるこの山は、南北朝の動乱のなかで座主に率いられて戦乱のなかにまきこまれていった。これらの座主中最も世に知られた人物は、快忠と頼印であろう。

快忠は、榛名山墓地につぎのような銘文を基礎に刻字した宝塔の墓石がある。

暦応　季
大歳辛巳十月二日
座主　快忠廿代
大工　吉宗

暦応四年（一三四一）は、南北両朝の抗争のなかで、上野国の大部分は足利尊氏の勢力下にあり、南朝劣勢下の上野において快忠は新田氏を援け、子快尊・孫忠尊等もこれに組みしていたが、一山には足利勢の旗下に走るものも多く、就中、女婿頼印はその中心人物であった。かくして一山は南北両朝に分かれ相抗する状態となり、快忠は父子相分れて争い、遂に戦死したという。倉渕は三之倉にある座主の森という地は、快忠の子快尊が三

之倉石津の合戦に破れて討死した地ともいう。

足利方に味方した頼印は、「頼印大僧正絵詞」によると、元亨三年（一三二三）四月十四日諏訪大明神祈願の甲斐あって生まれ、鎌倉永福寺別当道承に仕え、後鎌倉鶴岡頼仲に学び、暦応三年（一三四〇）出家とあるから、快忠の榛名墓地に宝塔を造立した前年に山門に入り、三宝院で密教の修業をし、その加持祈禱は効験著しといわれ、足利氏満の護持僧となり、北朝方の為にさかんに加持祈禱をし、遂に応安四年（一三七一）には榛名山座主職に任ぜられ、執行職も兼ねて一山を足利方の勢力下におくようにした。しかし、自らは鎌倉における政治の黒幕的存在となって活躍し、明徳三年（一三九二）七十才で没するまで鎌倉で活躍した。

以上のように、榛名山の中世史は座主支配のもとにおかれ、当時盛行した密行の道場として修験道の山として隆盛を極めたが、南北朝の動乱のなかで南北抗争は一山のなかにも生じ、頼印は座主職と執行職を兼ねて統一支配したが、頼印の鎌倉在住は一山を次第に衰退させていった。『室田町誌』記載の榛名山座主一覧を記すとつぎのとおりである。

快良　一二一〇（承元四年）―一二五二（建長四年）
一二六一（弘長元年）三月二十八日寂。
快遵　一二五二年八月―一二九〇（正応三年）六月
一二九八（永仁六年）二月十五日寂。
快忠　一二九〇年六月―一三三二（正慶元年）
一三四一（暦応四年）十月寂。
快尊　一三三二（正慶二年）―一三五二（観応三年）六月
一三五二年六月二十四日頓滅。
忠尊　一三五二年六月十一日頓滅。
快承　一三五二年六月―一三五三（文和二年）三月
一三五三年三月八日頓滅。
頼印　一三五二年三月―一三八八（嘉慶二年）

以下俗別当となり、長尾、木部、上杉、長野等の武家に支配され、社家*修法印、別当、神主などと唱え、修験を以って奉仕したものと思われる。

4　光明寺支配

戦国時代には座主職もなく衰微していた榛名山巌殿寺も、近世初頭に慈眼大師天海により復興した。

天海は家康の信任厚く、その幕府権力を背景に天台の復興につとめ、中世以来多くの名刹が多宗兼学で信徒を集めていたのに着目し、関東各地の名刹を天台傘下に組み入れていった。上野国内においても、世良田長楽寺をはじめ、渋川真光寺、一之宮光明院、富士見村石井の珊瑚寺など何れも天海により天台法度が出され、榛名山巌殿寺も真言系の強い密教の寺であったが、榛名山法度が出されて慶長十九年（一六一四）以来東叡山寛永寺の配下に入れられ、寛永寺末の榛名町里見の光明寺がその別当寺となり、別当・学頭は光明寺が兼ねて一山を管理支配するようになった。当時天海の出した掟はつぎのようなものである。

上野国天台宗榛名山巌殿等法度之事

一天下安全御祈禱朝暮勤行諸祭寺如往古相励之事
一二王門之内不可置妻対候　一山之内徒者停止之事
右之条々御掟申付候往今以後堅可守此旨者也仍如件

慶長十九年九月六日

山門探題僧正　天　海　花押
学頭　光明寺
別当　満行院

この法度により、以後一山天台宗に統一された。（徳川家康黒印の法度はこの前日付、即ち慶長十九年九月五日となっている）その後貞享三年（一六八六）十月三十一日付で「上州榛名山法度」が出され、「大坊、般若坊両人者一山之用事有之時者、当月番之年寄ト立合、諸事遂吟味可学頭下知事」と規定され、一山は光明寺よりくる学頭と年寄月番役二人、それに大坊と般若坊等により管理運営されるようになった。また、近世初期には別当は学頭とは別に山中より任命されていたが、中ごろから光明寺において別当も兼ねたようである。

このように近世榛名神社は里見光明寺とは深い係りがあるので、多少長文になるが天保十二年（一八四一）六月、光明寺二十四世堯淳の代に東叡山に差出した書上帳の写をつぎに記しておく。

榛名山光明寺巌殿寺世代経歴並び別当所物成書上帳榛名山巌殿寺者伝教大師開基ニ而、其後時代不詳候へ共、当山座主者中関白道長公後胤快良、快道、快忠、快尊、忠尊、快承等数代打続当山座ニ而、其ノ後者榛名御殿ト相唱へ候由、執行□者二条殿僧正房道

其次者遍照院内大臣僧正頼印ト申候処、観応三年二月、新田義興軍勢催促ニ快尊、忠尊、快承同心致シ頓滅ニ付、応安年中頼印僧正座主執行シ、両職相兼候由、尤快忠願所石塔ニ暦応四巳年座主快忠ト有之ニ而、数代ノ年号等相不知申候、其後寛永年中、別当巌殿寺満行院欠落仕り候付、学頭光明寺ヨリ別当ヲ兼ル様下知有之、法印宗海、法印宗湛、兼常院様僧正光憲、堅者光寛兼松林院堅者栄存、右五代学頭光明寺別当巌殿寺双方ノ住職相兼ネ、夫ヨリ正徳年中恵心院知大僧正章海ニ相方兼帯（或カ）ニ被仰付、享保年中編明院兼山門竜珠院大僧都法印孝純当方ノ住職ニ御座候処、其後山門宝積院範清、元文中迄双方兼帯、東巌山寿品院全具僧正右同様兼帯被仰付、其後延享五辰年六月御抱ニ相成候事。

巌殿寺世代左之通り

（開基伝教大師より頼印迄前記あるにより略す）

法印宗海	寛永十酉年寂	光明寺十五世
法印宗順	正保五戊子年五月寂	光明寺十七世
権僧正光憲	享保五子年五月寂	〃　十八世
法印光寛	宝永六巳年七月寂	〃　十九世
法印栄存	採題大僧正章海正徳三巳年十二月寂	〃　二十世
大僧都孝純		〃　二十一世
宝積院範清		〃　二十二世
寿品院僧正全具		〃　二十三世

御留守居

法印元真	寛延二巳年十一月朔入院
仏宗院智寛	宝暦十二辰年十一月晦日入院
実成院宜見	明和八辰年三月十四日入院
仏乗院保看	天明元丑年七月四日入院
十編院鎮義	天明六寅年八月二十三日入院
唯頼院栄貞	天明九酉年四月十七日入院
仏乗院秀胤	寛政六寅年八月二十三日入院
普光院恵湛	寛政十三酉年極月二十八日入院
心地院恵賢	文化十一戌年十二月山門東住院ヨリ転住被仰付、天保七申六月隠居御免
現住　徳麟	天保七申年六月山門渓広院ヨリ転住被仰付候事
現住　堯淳	

5　庶民信仰の拡大

古くから山麓農民に農神として深く信仰され、中世は武将の信仰も厚かった榛名神社は、近世榛名山御師の活動による代参講の発展をみ、榛名神社の信仰は関東一円に拡大された。これを今井善一郎氏は榛名の第二次信仰圏（みやま文庫「榛名と伊香保」）としている。

榛名講については、民俗の部に詳報されているが、御師は毎年秋から正月にかけての農閑期を利用して、講社のある村々を巡廻し、登拝の日程を打合せてくる。このとき御師は神社のお札を持参し、講中の人々は初穂料を納めるのが例である。登拝者は代参方式で、二月から五月頃までに榛名日待と称して宿に集った講員中から二人か数人選ばれて山へ登ってくる。御師の家では代参者を迎えるための宿泊その他の準備をして待ちうけ、代参者とともに榛名神社に参拝して代々神楽を奉納し、神社から神札を受ける。神札は辻札（立札とも云う）、祈禱札（家内安全、五穀豊穣）、嵐除（雹守りともいう）、蚕守、火防等のもので、一泊する場合は翌日参詣が多い。代参者は帰村して各戸に神札を配布した。

このような代参講の盛行は、自然社家町（御師町）の発展となり、門前町は江戸中期には百軒に達するほどであった。その門前町の盛衰は南雲栄治氏の「門前町の変遷」に詳述してあるので省略するが、元禄から寛延期にかけて最も発展していたようである。

講社の分布は関東全域と信濃、越後、甲斐の各国々までに分布し、特に武蔵北部が多かった。また、江戸商人の信者も多く、これらの講社のなかには分限者もあり、参道の玉垣、社殿の修覆等に寄進援助するものなども多く、上野国出身者では、江戸本町の塩原多助が広く知られている。

このような代参講の発展のほかに、山麓農民の古くからの氏子的信仰も根強く残っていた。毎年五月五日の節句には個人で榛名詣をする者も多く、夏の干天には雨乞いのために神社の万年泉から竹筒に水を汲んできて、村の鎮守の庭で水をかけ合う。或は沼の水を持帰える村もあり、雨が幸いに降ったときなどは礼参りと称し、竹筒に水を入れて返還に来る村もあった。

以上のように、近世庶民の榛名神社信仰は、講社と榛名御師の結びつきが中心となり、水神・豊蚕・商運・開運の名のもとに一種のレクリエーションも兼ねた形で発展し、門前町を賑わした。

6　廃仏毀釈

慶応四年（一八六八）三月十七日、太政官より神仏判然令（神仏分離令）が出され、全国各地の神社境内の仏教関係物の取払いがはじまり、その中心は国学者が中心となって推進したため、分離令は廃仏毀釈運動となり、この榛名神社も平安以来神仏習合で多くの堂塔仏具があったのを悉く破壊された。

榛名神社の神仏分離の検査役は、国学者新居守村であり、明治三年四月守村登山までに実施された。当時神社側では室田宿まで出迎え総出で案内におよぶ有様で、このとき多くの密教具・経巻・仏像・お堂が破却された。著名なものでは、運慶作と伝えられる仁王像、無幻の鐘といわれた文永五年在銘の梵鐘、和田山極楽院奉納の数百巻の経典が焼却鋳潰された。三重の塔は神宝殿という形で仏教とは別のものという意味で破却を免かれたが、鐘楼、経蔵などはその難にあった。

このような結果、御師は社家と称し、以後神葬祭が実施され現在にいたっている。

近世は講社を中心に大繁栄を極めた門前町も次第にさびれ、慶応四年に七八軒の御師の家があったのに、明治三年には二六坊六一軒となり、全盛

期からみると半減した。

現存仏教関係遺品中廃仏毀釈の難を免れたものは、懸仏類位であり、懸仏には平安以来の鏡像、弘安四年（一二八一）銘のものなどがある。

なお、榛名神社の中世古文書、般若坊一宮昌輔氏所蔵文書など榛名神社研究には不可欠のものも多いが、各論に詳報される予定のため省略する。

古文書

一、解説

榛名神社所蔵文書及び一宮昌輔家所蔵の文書はぼう大な量にのぼるということを聞いていたが、その点数についてはたしかでなかった。

今回の調査では、古文書の所在を確認し目録を作成することに主眼点を置いた。そのため文化財保護課の世話で現地の予備調査を実施した。その結果、榛名神社には留守所下文以下の中世文書として秘蔵されている一〇通の古文書を始め二〇〇点以上の古文書が存在し、一宮昌輔家の所有する赤門資料館には約五〇〇点の古文書のほか、多数の稿本、刊本が存在することが明らかになった。事前調査ではこの他下室田の長年寺及び榛名神社の別当寺である中里見の光明寺も併せて調査した。その結果夏休みに予定している本調査では榛名神社及び一宮昌輔家の文書を対象とし、長年寺、光明寺文書は、文化財総合調査の機会に委ねることとした。

この事前調査では、榛名神社文書のほか、同社で編纂した榛名神社史の稿本を披見する便宜を得た。これは、和罫紙に毛筆で清書したもので、各項目ごとに表紙をつけ、三十二分冊としたものである。編纂の年代は不明とのことであるが、現存しない文書や史料の引用もあり、榛名神社調査には欠かすことのできない貴重な史料であるが、今回調査の目的から外れているので調査対象から除外したが、他日、神社によって出版する機会があることを切望するものである。表題のみを次に掲げる。

榛名山法度　九枚
榛名神社御神楽式　一三枚
榛名山伝来、御神楽歌由来　二七枚
榛名誌　一五枚
榛名山小祭事祝詞文　一五枚
古式祭典行列次第　六枚
榛名山伝来深秘　二六枚
榛名山伝来御神楽歌　二〇枚
維新前武家崇敬概覧　六枚
神社上地御料地に関する沿革　三〇枚
免田明細帳　一二枚
寛文元禄年間榛名山地境争論　一八枚
木部家見聞記　一八枚
遍照大僧正頼印伝　一二枚
年中行事　二二枚
弘化四年榛名山御改政御請書　一二枚
榛名神社社記　一二枚
満行大権現由来記　一九枚
神名帳　七枚
菅井梅園　二六枚
御分霊　九枚
御庭館行事　一六枚

古文書雑　一九枚である。

本調査は八月十七～一九日の二泊三日の日程で行われた。予備調査の結果榛名神社及び一宮昌輔氏所蔵のものに限定したとは云え、千点に近い文書を調査員一人で分類、目録作成、筆写等の仕事はとうてい手に負えない。一宮家文書は、昌輔氏が分類、整理し、目録を作成してあったのでこれを便りに調査することが出来て、大いに便宜を得た。

井伊直政の書状

天海自筆花押文書

たまたま、群馬県の近世古文書研究会の諸氏が合宿して文書調査をする計画があると聞き、同研究会と合同調査の形で全面的な援助を得ることが出来た。一行は、榛名神社社家町の宿坊で、かつて宿坊の別当職を世襲していた般若坊（一宮家経営）に合宿し、神社所蔵文書及び般若坊文書の分類、一部筆写、目録作成、写真撮影を行った。

史料の量がほう大なため、日中は主要文書の写真撮影、目録作成を、夜間は筆写可能な文書の筆写、検討をした、赤門資料館蔵の刊本、稿本については、古文書研究会の篠木弘明氏の手をわずらわせ、榛名神社文書については榛名町文化財調査委員樋口秀次郎氏がかつて調査した結果と照合することが出来たのは幸いであった。

榛名神社文書について

榛名神社文書は整理されている中世文書以下二〇九点にのぼる。このうち、中世文書については従来紹介されているので、今回は筆写したのみに止めた。今回の調査で特に注目されたのは、井伊直政の書状以下一〇通の近世初頭の文書を調査し得たことである。これは榛名山と箕輪在城中の井伊氏との関係を示すものとして貴重である。この一〇通は一括して巻子本で保存されているが、湿度が異常に高い同社での保存は極めて危険なので、早

急に補修の必要がある。また、慶長十九年の紀年のある天海より光明寺満行院宛の「上野国天台宗榛名山巌殿寺法度之事」は天海自筆花押があり、その点で貴重である。このほか掟書、法度で現存するものが多く、貞享元年、元禄十一年の山中人別帳をはじめ人別帳及び寛政十二年に各坊から提出させたと思われる持分檀中書上帳など榛名山信仰を解明する上で貴重なものであり、大きな収穫があった。

赤門般若坊文書

御師般若坊は代々御師の別当職を勤めた一宮家である。同家に所蔵されている文書・典籍の類は五〇〇点以上であって、現在では同家所有の赤門資料館に収蔵されている。これらの文書は一宮昌輔氏の手によって分類、整理され、三箇の大ケースに収納、展示されている。従って一宮家所蔵の文書を赤門般若坊文書と呼ぶこととする。

資料館では入口から第一のケースに御師、檀中の関係(分類ではAのケースとした)、中のケースには社殿の造営、太々神楽を含めた種々の奉納を中心とした(分類ではBのケースとした)もの、一番奥の第三のケースには法度・掟の写・御用日記等般若坊の内で使用した文書類(分類ではCのケースとした)が収納、展示してある。このほか壁面を利用した二つのケースに文書の一部・典籍類・調度品・什器の類があり、残りの壁面には絵図等が掲げられている(分類ではDのケースとした)。

なお、一宮家の蔵には典籍類及び文書の一部が所蔵されていて今回の調査で点検する便宜を得た。

調査はケースごとに内容の確認、一部写真撮影、目録の作成を行った。内容として注目されたのは、寛永十年十二月二十日銘の五人組之事である。本県では従来寛永十二年のものを最古としていたが、十年のものは初見であり、それが、榛名神社の御師家で発見されたことは意義がある。また、代々御用日記の類が多く所蔵され寛延四年から明治五年までで五三点を数えるが、中でも後世編纂したと思われる御用留は貞享三年から宝暦八年までの記事であり、主として御師般若坊の別当職に関するものであり、現存する寛延の日記以前の般若坊の経緯を知る上でも、江戸初期における御師の支配関係を知る上でも貴重なものである。

この他、奉納の神楽に関する史料も多く、明治初年に廃絶した催馬楽関係の史料や、山論関係、御師の檀中に関するもの、商品流通に関するもの等貴重な文書が多い。

このほか般若坊には本家にあたる大坊の一宮和一家の文書二二点を調査した。

二、資　料

①

留守所下

可令早任旧例任宿願榛名寺領内停止
健児并検非両使事

右十一月五日御庁宣同年十二月七日到来。称「榛名御山云、垂跡云、本地旁以鎮護国家恒化修良之霊地云々。」者且任旧例且任宿願可令停止健児并検非両使。於榛名寺領内之由御庁宣明鏡也。仍府内国中。諸人宜承知勿違失以下

建久元年十二月　日

惣検校　石　上（花押）
散位　石　上（花押）
目代左衛門尉藤原（花押）

②

制　札

一、喧嘩之事
一、相伝之事
一、押買狼藉事

右於　榛名山　祭礼之　町
此条有違犯之輩者　可　処
罪科之状　如件

天文二四月　日　（花押）

古文書

③

定

一、其山諸法度之儀万端共如先法有之事
一、榛名山建立之義　氏邦為檀那之上者
何分仁茂随身之馳走　事
一、箕輪城中　堅固諸願成就之　祈念
頼入遂本意付而者　一所可寄附事
以上

右三ヶ条有違背間敷候　若横合
非分之儀有之者早速可承者也　依如件

未二月十三日　氏　邦（花押）

榛名山
別当坊

④

刷　札

一、当山におひて　おきての事
一、喧嘩之事
一、押かい　狼せきの事
一、者くち　者くゑきの事
一、国志ち　がう志ちの事

右このむ綱を　そむきらん（ママ）

ともからに　おひてハ　かたく
せいはいを　とくへき　者也
永正十一年甲戌四月一日　（花押）

大戸要害令落居　憲業属(カ)本意
候者　百疋之下地お
榛名満行権現候　末代可奉寄
進候。
永正十年四月吉日　長野伊予守
憲　業（花押）

奉懸　巌殿寺

覚
一、あんなか
一、ごかん
一、をはた
（「こ」脱カ）
こののそみのとろ　王(カ)たし
可申。又四月八日ハまへ申ことく
とり可申。七月のあひたハいろ
い申間敷候。ゑんさうたくるハいや
のよし　承候間此三ケ所を
王(カ)たし　可申候。　以上
二月廿六日
入　道

定
年来　昌幸　被
致御祈念　付而
於榛名山寺中仁
濫妨狼藉　不可
致之候　若於背
此旨輩者召(マヽ)　可
成敗者也。仍如件。
三月七日　信　幸（花押）

禁　制　榛名山
於于彼小屋濫妨
狼藉之事
若此旨　於于違背之
輩者　可処巌
科者也
三月廿三日　真田（某）（花押）

木部弾正左衛門入道々金申上野
国榛名寺俗別当職并当寺
領同国石神石津三倉田畠在
家山野林同国毛呂田中山田畠
在家山林同国渕名庄内花香
塚郷田畠在家等事当知行
無相違仆被成安堵仆之様

早速可有申仆就仆也恐、謹言

三月廿八日　　持　氏（花押）

右京大夫入道殿

竜朱印　高　札　　春名山

当軍勢　甲乙人　等

於当山　濫妨　狼藉

堅令　停止　訖　若

此旨　有違背之族者

可処　厳科　者　也

依　如件

九月十日

如仰来得御意候処預貴札申候拝見候然者御代官三子沢村之内御座候棒名免田之義作人年貢遅仕候段先日今田十右衛門殿へ被仰聞候ニ付則右之作人四人之百姓共召寄穿鑿仕当月十五日以前ニ両年之年貢急度相済候へ共堅申付置候処ニ今ニ埒明ケ不申候由不届共可申入様も無御座候早々召呼急度申付年内埒為明可申候間左様ニ御心得可被成候恐惶謹言

和　賀　平右衛門（花押）

極月廿二日

見性坊様御下

古文書

1　井伊直政　書状

一書申入候。内府様

御下向　定日本佐へ

人被付置　被聞届

早々可被越候。為其

熊飛脚　差越候。我々も

明日愛許出申候。彼飛脚

道送参候様待入候。

恐々謹言

九月九日　　直　政（花押）

2　蜷津美濃守（正国）書状

追テ書（尚々がき）

返々大かたニ

御祈念候ハヽ々

急度申入候

仍三ノ蔵　御役

之儀ニ　付而

各々　御奉行衆

御王ひ　こと

申し　此以前

之ことく　御役

何連も　御請合候而

急度　御祈念頼入候。

せひかなひ申上候。

成申間敷候。

急度　御はとう進上

可申候。偏ニ頼入候。

尚々三日之内

罷成　候　様ニ
御神前　ニ而
急度　御祈念
候而可被下候。偏ニ
頼入候。忌中しや（ママ）
之後、急度　御
はとう進上　可
申候。　以上。
　　禰津美濃守
六月七日　正　国（花押）
――――――――――（切紙継カ）
別当坊　参　共長（ママ）
――――――――――

よろこひ承様ニ
御祈念　頼入候。
今度ニ而　こり
しやう之　儀
そへ（ママ）　候。（ママ）

3　禰津神平（信真カ）書状
　己　上
三倉之内　榛名山
免之儀　近年者
中絶（カ）申候。　今度改
寄進申候。上之改戸（かいと）
分ニ而　如前々　御
供免　無相違寄
進令申候。公儀仕合
能々（すらか）武運長久
　神前御祈念　頼
　入候。為後日依如件。
　　禰津神平
追テ書（尚々がき）
己十二月廿四日　信　直（花押）
榛名山
　別当坊　参

4　禰津甚平内、中村・大戸氏書状（元和弐年辰九月廿八日）
一甚平　為息災　三倉之内　藤井
綱取弐ケ所之免田　并　畳石
七拾石之分　寄進被仕候。於以来
弥御祈念　奉頼入候。　為　後
日　墨付進之　候。　依如件。
　　禰津甚平内
元和弐年辰九月廿八日　中村下野守
　　平　宜（花押）
榛名山　大戸但馬守
学頭様　平　登（カ）（花押）

5　川久保与左衛門尉（信是）書状
為　御扇　花（カ）与
永銭　三拾疋
毎年進置　候。

於御神前
武運長久之
御祈念所仰候。
殊更知行分作
毛以下無残所
満作之処頼入候。以上。

川久保与左衛門尉

辰（元和二年カ）
四月廿九日　信是（花押）

6　松下右衛門尉（直□）書状

熊預(ヵ)御使札候。具ニ
拝見忝奉存候。
依而榛名山御仕置
被仰付候由目出
度令ン存候。於何事も
御用に可被仰付候。
如在(ママ)仕間敷候。随而
榛名山之境之儀
蒙仰候。兵部少輔
知行之境之儀
可然様ニ御前奉
契(カ)候。委者御使僧へ
申渡候条、不ン仕ン具候。
返〻当領分之内
榛名免之事
先日御状如ニ申達一候。
其之より御断可ン被ニ仰付一候。
免角、申上候此方
より可申付候。以上。
恐惶敬白

松下右衛門尉

十月五日　直□（花押）

学頭様
尊居人〻御中

7　西藤左（衛門カ）書状

彼者陣より欠落
申候間、則可成敗
者ニ候へ共春名之
加禰を津かせ扶可
申上間無心之申事ニ
急度被仰付候て
可給候。誠御無心之
申事ニ候へ共(カ)人を
御たすけと思召
可被仰付候て可
給。
た〻久〻不申遍く
御宜敷奉存候。於
其元能〻可被仰
付候て可給候。様子(カ)者

関方（ママ）　宮沢両人
可申候。以上。

恐々謹言

七月六日　　西藤左（花押）

（切紙継ぎ）

箕輪より
春名別当坊

参

8　榊原次右（衛門カ）他一人　書状

急度　申入候　仍
彼者　浜川之郷ニ
おゐて　外記と申
者を　ころし候由
申懸　候へ共　志やうこ
無之ニ付而　か年を
御津かせ候間　三日之
内ニ里志やう　見へ候
やうニ　いかにも　念
を入　御津かせ
可有候。　委細者
彼両人　可被申
候条　不レ能レ具候。

恐々謹言

追々□□

御意ヲ□念与（ママ）
入□御津かせ可有候。
無念ニ被仕候（ママ）者別当坊
曲事たる遍く候。以上。

榊原次右（花押）

卯月廿六日

西郷（カ）新次（カ）（花押）

（春名）　　箕輪

別当坊

参

9　高力但馬（守カ）　書状

先日ハ　早々
御尋　忝　奉存候。
然者　宮内大輔
息女　代参として
女房衆参詣　被
申候（カ）間、弥々御祈
念　頼入存候。次ニ
おくゆの小袖、先日
かけ申候。　則煩も
平愈仕候間、　進上
申、猶以　於二神前一

息災(ママ)(管)之　所奉願候。
愛元　御用之儀
御座候者　可被候
付候。委細ハ此もの
可申上候。恐々謹言

高　但馬
卯(ママ)月五日　一　行(ママ)(花押)

高崎より
棒名山
別当様
御中

10　高力但馬　書状
幸便候(ママ)条　一書申
上候。仍先日者　御
越拠々御大　儀共ニ
奉存候。　然者
小笠原　左衛門　佐殿
御門下　基許へ　上
被申候。　御六ケ敷
御座候共、如□年(ママ)
御手直被成候而
一州之由、拙者旨も
御尋ニ　御座候間
何も奉願(ママ)候。　愛
元　相当の　御用事
候者、可被仰付(ママ)疎意
存間敷候。　恐惶頓(ママ)首

高力但馬
一　行(ママ)(花押)

五月十日

尚以、御むつかしく
御座候とも、御てお
きの儀、奉頼候。委
細者、左衛門佐殿より
具ニ可レ被ニ仰入一候。
以上。

(包紙)
「壱　慈眼大師之御掟
棒名山　光明寺
常明寺宗存筆跡」

上野国天台宗棒名山巌殿寺法度之事

一、天下安全為御祈禱朝暮之勤行諸祭等如往古可相励之事
一、二王門之内不可置妻対　付一山之内徒者停止之事
一、山中住居之輩学頭別当為下知次第之事
右条々以御諚申付候自今以後堅可守此旨者也仍如件

慶長十九年甲寅九月七日

山門　探題僧正天海(花押)

学頭　光明寺

別当　満　行　院

つつみ紙

「弐　慈眼大師之御判形

棒名山光明寺

雲蓋院豪俱僧正筆蹟」

今度棒名山別当企公事之間及戴許処構非儀背御法度継連署徒党組剰従　公儀御定候大事之御番所札相破罪科不軽候間法度可申付之処欠落不及是非候自今以後自学頭兼別当寺　御朱印之旨山中之仕置祭祀勤行等不可有怠慢者也

寛永十年癸酉卯月十七日

山門三院執行探題大僧正　天　海（花押）

棒名山学頭房

包

「三　掟　毘沙門堂大僧正

久遠寿院様御掟　　棒名山」

掟　　棒名山

一、可致専天下安全御祈禱事

一、毎日東照大権現勤行不可有怠惰事

一、如例年祭礼勤行等不可致懈怠事

一、守御朱印之旨任慈眼大師之掟一山之仕置可為肝要事

一、如先規学頭兼於別当山中仕置可申付若不随下知之輩於有之者急度可致追放事

一、山林竹木等不窺学頭之下知私不可伐採事

一、山中之諸役掃除以下不可有油断事

一、三季講演無怠惰於本寺可相勤事

慶安元稔十一月二日

毘沙門堂大僧正　公　海（花押）

学頭

光明寺

定

一、山之仕置之事前ゝよ里書付置申候通弥可相守事

一、博奕之儀従公儀法度之儀節ゝ被仰出候間山中に之偽初にも博奕仕候者ハ急度可致追放勿論他所よ里参候博奕うち候もの一夜も留置申間鋪候若隠置輩於有之者急度可致追放事

一、他宗等出家山伏行人た里候といふとも一山にかたく抱置申間鋪事

一、浪人一円抱置申間敷候雖然無奥子細有ゝ者此方江断可下吟味之上可任其意事

一、鳥乱成者一夜も留置申間敷事

右之条ゝ自別当無油断随分遂吟味　者居不申候様ゝ可仕右之趣山中相背者於有之者急度致穿鑿追放可申付此旨山中江可申渡候仍如件

延宝弐年

八月十七日

春名山別当

留守居

（包紙）
輪王寺二品親王御掟　　榛名山
延宝九年

掟　　榛名山

一、可抽天下安全之丹祈事
一、東照宮勤行毎日不可有廃怠事
一、如例年祭礼勤行等不可有怠惰事
一、守　御朱印之旨一山之仕置可為専要事
一、如先規学頭並別当山中之仕置可申付若令違背輩於有之者急度可致追放事
一、山林竹木等不親学頭之下知猥不可伐採事
一、三季講演於本寺無懈怠可相勤之　付山中之諸役掃除以下不可有油断事
右条々永可守之旨依
輪王寺宮二品親王之仰執達如件

現龍院
延宝九年九月五日　　公雄（花押）
観理院
舜成（花押）

学頭
光明寺

（包紙）
法度書　　榛名山

上州榛名山法度

一、如前々於神前天下安全之御祈禱不可怠惰事
一、山中住居之僧俗先年被仰出候守御条月諸事可従学頭下知事
一、宗門改如前々毎年急度改之手形可取置之事
一、博奕弥可令停止惣而無行儀者并諸浪人鉄炮打一夜之宿も仕間敷候縦雖為親類別当江相断可任差図事
一、企徒党継連署公事沙汰強訴仕間敷候若好悪事六借儀取持候者於有之者僧俗共可為曲事
一、榛名山神領山林境内他領之者と心を合山林荒不申候様ニ急度可相守や前々之通毎日一組五人宛組頭壱人相副以上六人ニ而山廻リ可相勤之事
一、境内山林の落葉下苅等売候儀如前々可為学頭進退事
一、堂社修覆之刻託為私於致勤進者可為回事
一、惣而往還之旅人并参詣之籠荷物之運送無遅々人馬出之可相勤也但賃銭之儀者隣村之並を以可沙汰之且又別当江之伝馬諸役等有来通可相勤之事
一、山中住居之者越度有之而追放候時者町並之家屋敷並所持之田畑且那場等之儀別当江相断可受差図事
一、衆徒之僧者平生励学業并出家之威儀於神前毎月臨時之御祈禱可相勤之也於然者本伐萱苅掃除道普請等之奉行役者可致象許事
一、大坊般若坊両人者一山之用事有之時者当月番之年寄と立合諸事遂吟味可受学頭下知事

附年寄月番役弐人宛可相勤事

右先御代御下知状雖被出之僧俗共強気而勤輙非儀申出ニ異論出来候ニ付重而法度被仰出候間堅可守比旨若違背之輩於有之者可為曲事之由依輪王寺宮仰執達如件

貞享三年十月十三日

伝法心院
守　　恢（花押）

大円覚院
公　　雄（花押）

榛名山掟之条々

一、於城山并立山材木薪猥ニ伐採者於有之者三人之山奉行如前制急度城山壱貫文立山五百文可為科料事

一、役屋敷抱置候者縦現人□無之出銭諸役等如定急度可相勤之事

一、役屋敷明置奉公出候者并十五歳未満之者五両金御祭金如前可出之諸役者可令免除事

一、荒畑及三年捨置候者出有之者急度可取止之事

一、立山之内ニ私致植木支配仕候分者取上之向後弥可令停止但面々之畑河原等者可為制外事

一、衆徒第子得度并年寄等剃髪称号相改候等之儀別当江無断検地所猥不可致之附下々之者猥ニ山伏号を付候事堅令停止事

一、居屋敷并外ニ植置候後為樹木無断猥ニ不可伐採事

一、神前并道筋町中掃除等常々有油断間敷事

右条々竪可相守者也

学頭光明寺兼別当
満行院

宝永元年七月廿三日

栄　　存（花押）

（包紙）
榛名山掟制

掟　　制

一、可抽天下安全之丹誠事

一、東照大権現勤行毎日不可有怠惰事

一、如例年祭礼勤行等不可致懈怠事

一、守
御朱印之旨任慈眼大師之掟一山之仕置可為肝要事

一、如先規於学頭兼別当山中仕置可申付若不随下知輩於有之者急度可令追放事

一、山林竹木等不請学頭之下知私ニ不可伐採事

一、山中之諸役掃除等不可有油断事

一、三季講莚無怠惰於本寺可相勤事

一、宗門改如前々毎歳急度改之手形可取置之事

一、博奕弥竪く令停止惣而無行衛もの并諸浪人鉄炮打等一夜之宿も仕間敷仮令雖為親類別当江相断可任差図事

一、企徒党継連署公事沙汰強訴等仕間敷若好悪事六ケ敷儀取持候もの於有之者僧俗とも可為曲事事

一、惣山中之輩願向等有之節者大小事とも前々之通別当所江願出下知可相守直訴等堅く仕間敷事

一、惣而往還之旅人并参詣之輩荷物之運送無遅滞人馬出之可相勤事

但賃銭之儀者隣村之並合越以可沙汰且別当所江之伝馬諸役等有来之通可相勤事

右之条々堅可相守之旨奉輪王寺一品大王厳命執達如件

弘化四年十一月　　大真覚院大僧都志常（花押）

深信解院大僧都亮端（花押）

榛名山下知条々

一、榛名山神領山林境内他領之ものと心を合せ荒し不申候様急度可相守前〻之通毎日一組五人宛組頭壱人相添都合六人ニ而山廻り可相勤事

一、境内山林之落葉下苅等売候儀如前〻可為学頭進退事

一、堂社修復之砌詫之為私不可合勘進事

一、山中住居之もの越度有之追放候節者町並之家屋敷并所持之田畑擅那場等別当所江申出可任〆差図事

一、衆徒之僧者平生励学業礼出家之威儀於神前毎月臨時之御祈禱可相勤之於然者木材萱苅掃除道普請等之奉行役者可免除事

但衆徒共平生政事向ニ立入候儀も差免候得共他領掛り合等之節者可為制外事

一、国擅那前〻ゟ於別当所致宿候分者其国所遂吟味為致止宿可申若心得違無作法等有之ニおゐてハ雖為夜中相断差置申間敷事

一、御師之鑒先規之通互ニ遂吟味他之擅那為致止宿申間鋪尤行衛不相知もの□為一夜宿致間敷事

一、御師之鑒廻擅等罷出於他所不埒成ものも有之趣相聞候以来右躰之沙汰有之候ハハ於別当所吟味之上急度可申付事

一、吟味役両人年寄四人之儀者家附永役ニ候得共若不埒之もの有之節者時之別当ゟ遂吟味急度可申付事

一、吟味役年寄両役共背順次ニ月番壱人宛相勤山中諸願向等之節者於別当所院代并月番之吟味役年寄立会諸事遂吟味学頭江申出可任差図事

一、諸家代拝并右之神楽執行之節捧幣之儀別当可相勤事

但施主家ゟ宿坊捧幣を儀懇願之節者可任其意事

一、諸料物利子如前之定日限無遅滞急度可相納事

一、山中申渡等之儀於別当所院代并吟味役年寄立会可申渡候尤院代之儀者衆徒之寺院兼帯可相勤事

一、光明寺并別当所院代之儀者惣而配下之上座衆徒末寺座席之儀者前〻之通相心得可申事

一、衆徒神護院満福院并吟味役両人江由緒之もの共是迄家中又者門前等ゟ相唱候由向後右唱方者令停止候条別当所門前誰〻附属之ものと相唱可申事

一、神護院進退之儀向後別当所江願出当山江伺之上於別当所申渡御奉書可相渡事

右之条〻今般改而被仰出候条堅可相守之旨依一品大王釣命下知如件

弘化四年　　大真覚院

十一月　　志　常（花押）

深信解院

亮　端（花押）

一、簡令啓達候然者榛名山之義近来猥ニ相成太々神楽等有之節〻無宿共寄集講中其外参詣之もの江博奕申勧〆又者別当社人とも於宅茂御免抔与号

し博奕相催候由来ル八日者年〻遠近所〻〻参詣群集致し候故其砌茂博奕可相催趣之風聞有之博奕之儀ニ休而者度〻厳重之御触茂有之処右躰御免杯与号し殊ニ別当社人共者参詣人等群集致し候ハヽ、精〻不取締之儀無之様厚く可心附を却而博奕等相催由不届ニ相聞候間同日者勿論以来厳重取締方致シ都而猥之儀無之様急度可申渡右之通被及御沙汰候而茂同様不取締之儀有之上者難被御捨置直ニ御召捕ニ可相成候間其段茂兼而申渡厳敷取締相立候様可致旨今日於脇坂中務大輔殿御達有之候之間被得其意衆徒并役人等来々ニ至迄厳敷申渡夫々〻請書取之可被差出候尤是迄右躰取締向不宜候段被申付方等閑故与相聞不行届之事ニ候以来不取締之儀風聞ニ而茂有之候ハヽ、急度可被及御沙汰候条此段承知一同心得違無之様急度被申渡締行届候様可被取斗候不宣

□□四月二日

覚王院
広　乗（花押）
真覚院
実　潤（花押）

棒名
光明寺

追而脇坂中務大輔殿〻〻之御達書写壱通為心得相達候　尤此書状者看次第本文之趣衆徒始夫々江被申渡請書取之可被差越候但請書名充〻〻之儀其院より者自分共名充〻〻ニ被相認衆徒其外〻〻之請書者其院名充〻〻ニ而取之可被差越候以上

元禄十一戊寅年六月吉日

上野国群馬郡棒名山

五人組人別宗旨改之帳

五人組人別改前書

一、諸事従　公儀被　仰付儀少茂不相背御役等無滞急度可相勤事

一、親者子を慈愛而能教子者親尓孝行を能いたし主人者家僕を恵家僕者主人尓忠をつくし兄ハ弟を愛弟者兄越敬夫ハ妻子と和合妻者夫尓尊舅姑者嫁をあハれミ教嫁者舅姑尓能つかゆへし扨又親類越睦年寄者脇々乃者越導のぱす脇々の者ハ年寄を敬軽セす一山傍輩仲能諸事非道なる儀仕間敷事

一、五人組之内壱人成共背　公用支配人名主組頭江対シ不届成儀有之歟又者常々公事を好盗博奕酒乱口論うてだていたし或者耕作を厳相尓仕家業ニ怠徒尓月日を送り或者不応分限奢越極過分之借金いたし身持悪敷仲間えいけんを毛不用不届成者これあらハ早速可申出若加はいおき他所より於煩者当人ハ不申及其五人組名主迄急度曲事可申付事

一、他所より当山へ参日僱取たりといふ共所生を聞届慥成証人を立名主方江可断不届成者堅置へからさる事

一、盗賊或者人をあやめ候者或者手負候者欠落の者他所より来歟又当山之者人を殺人越あやめ立退候ハハ早速山中出合取置致注進可請指図若打払退候而難捕候ハハ跡を慕落着所江断いたし其村之組頭より手形を取様子可申達若見逃聞逃候者後日尓相聞候といふとも曲事可申付事

村堂宮山林尓かくまり不審成者有之者是又取置可注進若難捕事あらは同前仕事

一、当山之内尓行衛不知斬殺され者有之歟又者志め殺され者有之候而往来者抔告来候時先告候者留置山中立合殺され候者相改番越いたし早速可申達縦其内死人之主知候とも内証ニ而不可相渡其段追々可注進事

一、行衛不知たおれ者来候時山中出合其者息之通候内出所行所を相守口書いたし其段先江断手形を取可相渡之若又多於連死主茂不知時者支配人江得下知三日さらし其前ニ埋置へし且又脇物有之ハ覚書記名主方ニ預置半年過迄置死人之主不知時候所之寺江遣仏事等いたしとうすへき事

一、往還之旅人僧男女共尓病人等行掛相煩候而行歩不叶掛り罷有候ハハ名主脇々出合近所の家江入置致看病其上出所を相尋先江様子申ととけ遣を呼可相渡向後村送尓すへからす左様成者有之者山中出合可申壱人尓て取はからい申間敷事

一、親子兄第其外親類の内不届者有之而勘当いたし候ハハ其当人名主同道尓テ支配所江訴帳ニ付可申若帳ニ不付内証ニ而致感道(ママ)後日尓彼不届者致悪事越親類尓掛候時勘当難立事

附山中之内あやまちにて底抔付候者有之者其子細を支配人方江可申達若隠置後日尓知れ候ハハ当人ハ不及申五人組迄可為曲事

一、脇々より鉄炮打来鳥獣を打押売等いたし我儘成事仕候ハハ山中出合搦置可注進若難搦事有之ハ跡を慕落着所江相届断いたし置注進当山之者たりといふ共鳥獣押売等いたし或者鉄炮を持他村江相越不届仕者有之者其五人組より急度可申若相背候ハハ五人と毛尓可為罪科事

一、衣類道具并手馬買候節慥成証人を立手形を相調可申候何尓ても物毎下直尓候とて不慥物求置後日尓出入出来候ハハ五人組共ニ曲事可申付事

一、博奕一切之諸勝負又者市町祭礼之節茂如常々禁制也殊ニ宿仕輩者別而可為重科若違輩之族於之者名主五人組より急度可申出相背従他所於触者曲事可申付事

一、人の壱買堅仕間敷候年季尓抱候者ハ拾年を限へし若其定断を過候ハハ可為罪科事

附召仕抱候請状を質物と認候由不吟味成事尓作向後請状と端書文言尓も可書載事

一、奉公尓出輩或者年季之内又ハ年季明暇を取候節身代返金証人之通堵明暇を可取若滞主人方より所之名主方江断有之者名主五人組出合様子相尋令詮儀証文慥尓候ハハ早速人主請人方より主人方江堵明請状取戻候様ニ可仕不堵にて自先訴詔申出候ハハ詮儀之上人主請人者不及申其五人組名主迄越度尓可申付事

一、田畠永代売買仕間敷候歳季定質物尓入置候儀者其所之名主五人組致加判証文取かわし相極申へし雖□拾年限其外永年季ニ入置申間敷候若互ニ相談相極名主組頭五人組私曲越構不致加判滞候ハハ其段可申上乍も無之無証人尓相対尓て願置後日ニ争論出来候ハハ双方其田地可取上事

附質物尓入置候田地ハ重質物ニ書候者於有之者地主者可被行曲事ニ勿論後ニ相定証人并尓金貸主茂詮儀之上越度可申付事

一、子共数多持候者者幼少之時ら職人売人奉行人或者養子等に可遣致覚悟そ連礎れ尓有付旦那場田地等惣領壱人ニ相定候様尓可仕事

一、跡職尓よらす親疎送物配分等之儀其身堅固成内名主年寄出合筋目叶候様尓証文ニ載後目ニ争論無之様ニ可仕但其子不儀之輩有之者重而可申達及末期忘却之砌道理ニ輩重而遺言不可立証人之者筋目違不吟味成儀判形(ママ)いたし置後日尓出入有之届理非之妨尓成之証人可為曲事若□寄遺言状無之其者之死生大切ニ相見候て加実見遺言状いたさセへき事

一、養子入聟等之儀遺物配分右可為同前父母堅固成内諸事相定致証人置名

主年寄江相断証文ニ書載置へし其子於不儀之輩者重而可申断勿論道理違たる遺言候ハハ遺言状不可用若又養子之外実子出来候とも約束を違非道之遺言いたし置後日不争論之届証人不可立判形之儀先条之趣たるへき事

一、慥成証文証拠乍存申掠又者申分ケ不可立儀を訴旦之者礼物越請謀略之訴状を作　公儀を軽候者罪科殊不重違犯之輩者或者追放或者籠舎其軽重より罪科可申付事

一、諸国より商人山中江無用之諸道具持来り所之費不成候間自今以後費之道具持来候商人竪不可入事

一、旦方之外行衛不知壱人者一夜も宿借申間敷候縦従旦中来候共組中江相断可遂吟味事

附牢人抱置申間敷候親類者無拠節者組中其断をいたし月番江相達可令為一宿勿論御番所むさと通間敷事

一、先年改ニ付あらし置候所々之新畠弥竪作申間敷事

附下山之畑切ひろげ柏木越取申間敷候惣而往還之道便仕間敷事

一、火之用心常々可致とりわけ風吹候節者組中吟味仕互ニ火ヲ志やし可申若猥不いたし火事出来候ハハ其者追放組中毛可為曲事

一、檀那場江参種々売僧中間敷候自然触子候ハハ山中一同之相談不ていたすへしぬけぬけ不触候ハハ可為曲事

一、家屋敷売候者屋敷望申時主有之地望之者者其地之替地可出之事

一、法度之立山先年之通一切不可入猶以自今以後竪相守へし賓越を山見其外之者先付候ハハ当人者不及申組中其不急度曲事可申付事

一、惣而ひろい物之儀山中之事ハ不及申他所にて如何様成物ひろい候共其所之者不願置手形を取帰可申若落主不知不より預り不申候ハハひろひ取罷帰月番五人組江相届可置後日ニ落主之在所之者証人不立手形を取可返ひろひ物隠置脇々より後日ニ知れ申候ハハ曲事ニ可申付事

一、檀那廻り其外親類縁者惣而他所江罷越候ハハ縦一夜泊り候共衆徒年寄ハ別当江其子細を相達脇々の者ハ月番并不組頭江委細申達可罷出左茂無之断なし不罷出候ハハ可為曲事

一、一山之内不届之者於有之者不依何事其五人組ニ懸り御仕置可申付条弥以五人組互不申合壱人ニ而も不届成者有之而親ニ不孝親類縁者諸傍輩与仲悪敷者をハ残四人之者共節々意見いたし心入直シ候様ニ可仕五人組仲間之意見不用時ハ組頭名主ニ達意見為致其上ニも不届有之者支配人江可申達第一親不不孝之輩何之罪よりも重罪たるの間常々孝養を専ニ可相勤事

一、如此印判仕候上者　御公儀之儀者不及申内々不くも此印判各可用若印判紛失仕候ハハ早々可申上事

右之条々急度可相守様若違犯之輩於有之者科之依軽重　御法度可被仰付候仍而如件

一、中之坊㊞　　年三拾七才
所生下里見村

弟子　一位　　年拾弐才
所生下大鳴村真言宗

下男　半左衛門　　年三拾七才
所生里見村天台宗

同　金三郎　　年三拾八才
所生中里見村天台宗

同　利兵衛　　年弐拾九才
所生当山天台宗

同　与作　　年弐拾弐才

古文書

所生下里見村天台宗

同　七助　年拾六才
人数合七人

一、万福院㊞
是八東叡山ニ罷在候
弟子　少那　年弐拾三才
越前国吉田之郡舟橋村
道心　優西　年七拾壱才
所生吾妻郡三嶋村禅宗　壱年切
下男　勘七郎　年弐拾三才
人数合四人之内壱人者東叡山ニ罷在候

一、金剛院
下男　孫兵衛　年三拾四才
所生川戸村真言宗　一年切
同　半三郎　年四拾弐才
所生川戸村真言宗　壱年切
同　長九郎　年五拾才
人数合四人

一、泉乗院㊞
所生川戸村真言宗　壱年切
下男　作十郎　年四拾六才
人数合弐人

一、実相院㊞
隠居　栄教院　年三拾才
所生三ノ倉町禅宗　一年切
下男　七左衛門　年六拾三才
所生水晉間村真言宗　一年切
同　忠右衛門　年六拾才
所生三ノ倉下郷真言宗　一年切
同　次郎　年拾弐才
人数合五人
右者中之坊万福院金剛院泉乗院実相院五人組也

一、内記㊞　古判紛失仕候間向後此判形用申候
卯ノ三月十六日　年弐拾三才
母　年四拾壱才
祖母　妙喜　年六拾六才
内記
弟　弥三郎　年拾八才
同　吉之助　年拾才
妹　ちよ　年八才
弟　小房　年四才
是者我妻ノ伊勢町江七年以前ノ年縁付罷越候
従弟　かん　年弐拾四才
所生当山
下男　喜助　年弐拾才
所生当山　一年切
同　助八　年四拾才
所生笈島村浄土宗　一年切
同　弥五郎　年弐拾五才
所生三ノ倉下郷村真言宗一年切
同　善助　年弐拾五才

一年切

同　金　藏　年四拾壱才

所生信州作郡相口村真言宗子ノ霜月ら戌年迄十年季

同　団　助　年拾弐才

所生大戸町浄土宗　一年切

下女　き　く　年五拾九才

所生大柏木村浄土宗　丑ノ二月ら卯ノ二月迄中弐年季

同　さ　ま

所生上堅田川まつり村禅宗　寅ノ二月ら辰ノ二月迄二年季

同　と　ら　年弐拾才

所生本丸村浄土宗　寅

同　か　つ　年拾壱才

所生信州佐郡伊福山村浄土宗　寅ノ年ら来ノ年迄五年季

同　ゆ　り

所生秩父之内いさま村ら四十年以前罷越候

下男　七左衛門　年六拾弐才

女房　年五拾才

男子　曾兵衛　年弐拾七才

所生当山

女房　た　ま　年弐拾四才

女子　お　さ　年五才

男子　あ　か　年壱才

所生我妻郡岩井村浄土宗一年切

下男　七　助　年弐拾才

所生当山

下男　庄右衛門　年四拾九才

娘　し　め　年拾四才

男子　源　年七才

道心　徳　善　年八拾七才

人数合三拾人之内壱人者他所江縁付罷在候

所生保戸村ら四拾三年以前ニ岩跡ニ参候

一、清右衛門　年六拾三才

所生当山

女房　た　ん　年五拾弐才

是ハ当春ら中之条ニ奉公仕罷在候

男子　与　作　年弐拾才

是ハ板鼻町ニ奉公罷在候

同　伝　次　年拾六才

是者板鼻町ニ奉公仕罷在候

女子　く　ま　年三拾壱才

是者板鼻町ニ五年以前ニ縁付罷在候

同　た　ま　年弐拾六才

人数合六人之内壱人者縁付三人者他所当山ニ奉公仕罷在候

一、作左衛門㊞　此判紛失仕候間向後此判用申候　年七拾弐才

元禄十六年未極月二十日

男子　彦兵衛　年四拾才

所生当山

女房　ひ　め　年三拾三才

是者拾年以前下郷江縁付罷在候

妹　く　に　年弐拾七才

所生須賀尾村浄土宗　一年切

下男　久三郎　年四拾才

人数合五人之内壱人者他所ニ縁付罷在候

一、藤兵衛㊞　年三拾七才

女房　すて　年弐拾八才

男子　長太郎　年弐才

所生半午村真言宗　一年切

下男　勘太郎　年弐拾才

人数合四人

右者内記清右衛門作左衛門藤兵衛四人組也

一、伊左衛門㊞卯ノ四月以五日ゟ此判用申候　年三拾三才

女房　つや　年弐拾三才

女子　つね　年八才

同　いせ　年五才

男子　平内　年三才

是ハ当所ニ縁付罷在候

女房妹　たけ　年弐拾弐才

是者当山ニ縁付罷在候

同　さる　年拾九才

譜代

下男　佐助　年四拾壱才

所生我妻郡沢渡村浄土宗　一年切

同　長兵衛　年六拾四才

所生三ノ倉下郷村真言宗　一年切

同　小十郎　年四拾才

所生大戸町浄土宗　一年切

下女　とり　年四拾三才

譜代

同　はな　年拾弐才

人数合拾弐人之内弐人者当山ニ縁付罷在候

一、弥市右衛門㊞　右之判紛失仕候而後此判用候　元禄十六未九月廿七日　年三拾八才

所生当山

女房　まつ　年三拾壱才

男子　弥助　年拾三才

同　甚太郎　年拾才

同　三次郎　年七才

所生三ノ倉嶋村真言宗　一年切

下男　吉右衛門　年四拾才

譜代

下女　みや　年五拾三才

人数合七人

一、久右衛門　所生草ツ廿年以前ニ罷越候禅宗此判紛失仕候間子ノ十月廿七日ゟ此判用申候　年五拾壱才

所生当山

女房　つな　年四拾五才

男子　久太郎　年拾壱才

人数合三人

一、九右衛門㊞　年四拾四才

所生当所

女房　しけ　年四拾六才

女子　たつ　年弐拾壱才
男子　新兵衛　年拾五才
人数合四人
所生我妻之内原町ゟ三拾八年以前罷越候浄土宗

一、福泉㊞　年六拾三才
所生当山
女房　あき　年六拾弐才
所生中泉村是者さるや村江縁付罷越候
養子　おな　年三拾八才
孫　はつ　年拾五才
是者丑ノ十一月中尾村江養子ニ遣候
同　内記　年拾壱才
人数合五人之内弐人者他所江罷越候
右者伊左衛門弥市右衛門久右衛門九右衛門福泉五人組也

一、太兵衛㊞　年六拾七才
所生三ノ倉下郷村ゟ三拾年以前罷越候真言宗
女房　みや　年五拾才
是者当山縁付罷在候
女子　まつ　年三拾壱才
是者吾妻川戸村江縁付罷在候
同　かめ　年弐拾八才
男子　平左衛門　年弐拾五才
所生当山
女房　つな　年拾八才
孫　牛之助　年弐才
所生たひら村浄土宗丑ノ年ゟ辰之年迄三年季
下男　長七郎　年四拾五才
所生岩水村禅宗　一年切
同　清八郎　年弐拾六才
譜代
下女　とり　年四拾壱才
所生長野原村禅宗当山滝之口ゟ一年切ニ抱候
同　とら　年弐拾四才
太兵衛　是ハ宮崎村住宅仕罷在候
弟　平兵衛　年六拾三才
是者町屋村ニ住宅仕罷在候
同　与五右衛門　年五拾七才
是者板鼻町縁付罷在候
妹　つな　年五拾三才
人数合拾四人之内五人者当山ト他所ニ罷在候

一、七郎兵衛㊞　年四拾七才
所生大戸村ゟ十八年以前ニ罷越候浄土宗
女房　けさ　年三拾才
男子　次郎　年拾四才
女子　しめ　年拾壱才
男子　彦　年三才
父　七郎左衛門　年七拾八才
所生水野㊀間
母　年七拾弐
七郎兵衛　是者当山ニ縁付罷在候

妹　へや　年四拾六才
是者江戸ニ住宅仕罷在候
弟　宇右衛門　年四拾弐才
是者伊香保江縁付罷在候
妹　おな　年三拾五才
是者当山之内江居肝ニ罷越候
弟　彦兵衛　年三拾壱才
所生大戸村浄土宗
下女　ちよじ　年拾九才
人数合拾弐人之内四人者当山を他所ニ罷在候

一、善太夫㊞　此判紛失仕候間向後此判用申候　㊞年五拾七才
戊子ノ十月廿四日
女房　へや　年四拾六才
是者当山ニ縁付罷在候
女子　まつ　年弐拾弐才
男子　善兵衛　年拾八才
同　善助　年拾三才
妹　さつ　年拾才
同　てい　年五才
所生三ノ倉村真言宗　丑ノ年6辰ノ年迄中三年季
下男　伝三郎　年拾九才
譜代
同　太郎　年三才
所生町屋村真言宗　かい□□け
下女　はる　年三拾五才
人数合拾人之内壱人者当山ニ縁付罷在候

一、久左衛門　年五拾九才
所生水沢村6廿七年以前ニ罷越候天台宗
女房　るす　年五拾才
男子　八十郎　年拾九才
同　九十郎　年拾壱才
母　年七拾六才
是者丑ノ年6前橋ニ罷在候
弟　勘兵衛　年五拾弐才
是者前橋一ノ関ニ罷在候
同　宝蔵寺　年四拾壱才
人数合七人之内弐人者他所ニ罷在候
所生室田村6三拾壱年以前罷越候禅宗

一、佐五兵衛㊞　年四拾八才
所生当山
女房　しめ　年四拾七才
女子　たんちょ　年拾九才
男子　三七郎　年拾六才
同　喜之助　年八才
所生室田町寅ノ年ニ当山へ罷越候禅宗
伯母　年六拾五才
人数合六人
右者太兵衛七郎兵衛善太夫久左衛門佐五兵衛五人組也

一、権兵衛㊞　年五拾弐才
女房　すて　年四拾七才
男子　勘左衛門　年弐拾八才

所生当山
女房　さた　年拾九才
是者寅ノ四月江戸へ罷越候
勘左衛門弟　勘之丞
妹　きい　年拾三才
譜代
下男　竹蔵　年八才
同断
下女　かめ　年三拾四才
人数合八人之内壱人者江戸ニ罷在候

一、兵右衛門㊞
所生三ノ倉下郷ニ七年以前ニ罷越候禅宗
女房　ひめ　年弐拾弐才
男子　千松　年弐才
父隠居　二郎左衛門　年八拾三才
所生三ノ倉下郷ニ四拾弐年以前罷越候禅宗
母　年六拾五才
男子　平五郎　年三拾三才
是者御別当ニ奉公仕罷在候
同　甚右衛門　年弐拾三才
是者神保村ニ五月ニ罷越罷在候禅宗
聟　伊兵衛　年三拾五才
所生当山
女房　にく　年三拾四才
甥　儀助　年弐拾壱才

人数合拾人之内壱人者当山ニ奉公仕罷在候

一、十兵衛㊞　年三拾七才
所生当山
女房　てふ　年弐拾五才
女子　たま　年四才
母　年六拾才
是者当山ニ奉公仕罷在候
十兵衛弟　助右衛門　年弐拾九才
是者当山之内縁付罷在候
同妹　てこ　年弐拾才
人数合六人之内壱人者奉公壱人者縁付罷在候
是者般若坊ニ奉公仕罷在候

一、仁兵衛㊞　年三拾壱才
是者当山之内ニ奉公仕罷在候
兄　安兵衛　年三拾七才
人数合弐人之内

一、南泉㊞　年六拾七才
所生神山村ニ三拾八年以前罷越候天台宗
女房　みの　年五拾七才
男子　次太夫　年拾九才
是者当山ニ縁付罷越候
女子　なつ　年三拾七才
是者窪田之内三古多村江縁付罷在候
同　くら　年三拾五才
是者当山之内ニ縁付罷在候

古文書

同　てふ　年弐拾五才
所生大柏木村天台宗
下男　権三郎　年三拾三才
人数合七人之内弐人者当山ト他所ニ縁付罷在候
右者権兵衛兵右衛門十兵衛仁兵衛南泉五人組也
一、般若坊㊞　年六拾弐才
所生沼田村禅宗三拾五年以前ニ参候
女房　さつ　年四拾六才
男子　三之丞　年三拾才
同　忠左衛門　年弐拾八才
同　孫三郎　年拾五才
是者高梨村江拾七年以前ニ罷越候
女子　つる　年三拾弐才
是者沼田村江拾年以前ニ罷越候
同　りん　年弐拾弐才
譜代
下男　長次郎　年三拾四才
所生沢渡村浄土宗　一年切
同　権右衛門　年三拾五才
所生長井村禅宗　一年切
同　八助　年三拾才
所生当山　手前抱之者
同　織助　年拾七才
所生沼田村禅宗　一年切
下女　しめ　年三拾弐才

所生原町村浄土宗　一年切
同　また　年三拾六才
所生三ノ倉水野間村真言宗　一年切
同　まり　年三拾才
道心　祐清　年七拾八才
下男　新右衛門　年三拾八才
所生上窯田村ら七年以前罷越候禅宗
女房　年三拾才
男子　新八　年六才
新右衛門
母　妙念　年六拾壱才
人数合拾九人之内弐人者他所江縁付罷在候
一、善徳庵㋮　㊞年四拾弐才
此判紛失仕候間向後此判用申候
元禄十六年未ノ極月十四日
所生大戸村廿弐年以前ニ罷越候浄土宗
女房　ふく　年四拾才
女子　いせ　年拾弐才
男子　長太郎　年拾才
善徳庵㋮弟　六郎兵衛　年三拾弐才
所生当山
女房　まつ　年弐拾弐才
男子　蔵之助　年五才
善徳庵㋮弟　弥右衛門　年弐拾七才
所生当山　一年切
下男　勘右衛門　年弐拾七才
人数合九人之内壱人者江戸ニ奉公仕罷在候

一、大蔵㊞　年四拾弐才
所生当山
女房　なつ　年三拾九才
男子　久弥　年弐拾才
同　庄次郎　年拾五才
女子　たけ　年拾才
同　おま　年五才
是者さやと村ニ縁付罷在候
大蔵妹　しも　年弐拾弐才
是者三ノ倉村九左衛門所ニ預置候
同　まつ　年拾七才
一年切
下男　半三郎　年
人数合九人之内弐人者他所ニ縁付預ケ置罷有候

一、弥左衛門㊞　年五拾四才
所生三ノ倉下郷村十七年以前ニ罷越候真言宗
女房　とら　年三拾七才
男子　門之丞　年拾壱才
同　次郎　年九才
同　三太郎　年六才
父隠居　杢右衛門　年七拾才
是者当山ニ縁付罷在候
弥左衛門妹　るす　年五拾弐才
是者当山ニ縁付罷在候
同妹　つな　年四拾五才
人数合九人之内弐人者当山ニ縁付罷在候
所生伊香保十九年以前居跡ニ参候天台宗

一、与惣兵衛㊞　年五拾弐才
女房　くら　年四拾壱才
男子　喜右衛門　年弐拾壱才
是者こまよせ村ニ縁付罷在候
女房妹　おな　年三拾九才
人数合四人之内壱人者他所ニ縁付罷在候
右者般若坊善徳庵(ママ)大蔵弥左衛門与惣兵衛五人組也

一、大泉坊㊞　此判紛失仕候間向後此判用申候　年五拾壱才
子ノ極月十日㊞
所生当山
女房　しめ　年四拾七才
男子　金之丞　年拾九才
是者十ケ年以前ニ金敷村江縁付罷越候
女子　おふ　年弐拾九才
同　ぎん　年四才
所生我妻ノ内沢渡村禅宗
下男　権四郎　年三拾弐才
人数合六人之内壱人者他所ニ縁付罷在候

一、万右衛門㊞　年三拾九才
所生下里見村天台宗十年以前ニ罷越候
女房　せん　年弐拾九才
男子　虎之助　年弐才
父隠居　道栄　年八拾弐才
母　年八拾九才

所生ありま村真言宗　寅ノ年ゟ巳ノ年迄中三年季

下女　まつ　年拾壱才

人数合六人

一、六左衛門㊞　年四拾才

所生当山

女房　きい　年三拾四才

男子　伊之吉　年四才

六左衛門是者我妻折田村江縁付罷越候

姉　はる　年四拾六才

是者当山ニ店借り仕罷在候

弟　弥次兵衛　年三拾才

人数合五人之内壱人者他所ニ縁付壱人ハ店借罷在候

一、吉兵衛㊞　年三拾弐才

所生三ノ倉町禅宗拾年以前ニ罷在候

女房　おま　年弐拾八才

女子　おた　年拾壱才

同　おろ(ママ)　年七才

同　おふ　年四才

所生三ノ倉下郷禅宗

母　年六拾三才

是者三ノ倉下郷へ縁付罷越候

吉兵衛妹　いえ　年弐拾七才

是ハ当山之内縁付罷在候

古文書

同　たま　年弐拾四才

弟　与兵衛　年拾八才

人数合九人之内壱人者他所壱人当山ニ罷在候

右者大泉坊万右衛門六左衛門吉兵衛四人組也

一、宮本坊㊞　年五拾七才

所生中尾村天台宗廿六年以前ニ罷越候

女房　ふく　年五拾三才

居跡　武右衛門　年拾八才

女房　しん　年拾四才

是ハ柏木村江縁付罷在候

姉　てふ　年三拾才

所生中之条村天台宗　一年切

下男　五郎八　年弐拾五才

所生原町天台宗　一年切

同　与四兵衛　年三拾六才

所生半口村天台宗　一年切

同　与右衛門　年五拾弐才

所生萩生村浄土宗　寅年ゟ丿年迄中三年季

下女　かめ　年弐拾弐才

所生大戸村浄土宗　子ノ年ゟ戌年迄中拾年季

同　すて　年八才

人数合拾人之内壱人者他所ニ縁付罷在候

一、南蔵　年四拾九才

所生我妻之内四万村ゟ三年以前罷越候浄土宗

女房　はる　年三拾七才

男子　五太夫　年弐拾壱才

所生吾妻之内四万村ゟ丑ノ年参候浄土宗

女房　おた　年拾五才
五太夫
弟　主馬之介　年拾三才
人数合五人

一、小右衛門㊞
所生伊香保町禅宗十年以前ニ罷越候
女房　いせ　年五拾弐才
是者拾年以前伊香保町へ縁付罷越候
女子　かめ　年弐拾七才
男子　清兵衛　年弐拾弐才
所生当山丑ノ年参候
女房　さき　年拾七才
男子　伊之助　年拾七才
同　弥三郎　年九才
人数合七人之内壱人者他所ニ縁付罷在候

一、門四郎㊞
年五拾才
所生当山
女房　ひゃく　年四拾七才
女子　かん　年拾五才
男子　与助　年七才
父隠居　与兵衛　年八拾六才
人数合五人

一、四郎兵衛㊞
女房　おた　年三拾九才
年三拾八才
四郎兵衛

母　年七拾三才
人数合三人

右者宮本坊南蔵小右衛門四郎兵衛五人組也

一、武太夫　向後此判用申候㊞　年弐拾壱才
所生江戸寅ノ二月罷越候浄土宗
女房　さん　年拾三才
所生伊香保町天台宗廿九年以前参候
母　年四拾三才
是者丑ノ年宮本坊へ居跡ニ参候
弟　武右衛門　年拾八才
同　吉三郎　年拾才
妹　はな　年八才
所生当山
下男　利兵衛　年三拾八才
所生神原町真言宗　一年切
同　権右衛門　年六拾才
所生我妻沢渡村浄土宗　一年切
同　小兵衛　年四拾五才
所生三ノ倉村禅宗　一年切
下女　そく　年四拾才
所生大戸村浄土宗　一年切
同　とり　年四拾三才
所生大戸村浄土宗　一年切
同　しめ　年五才
人数合拾弐人之内壱人者当山江居跡ニ参候

一、宇右衛門㊞　年三拾九才
女房　ふで　年三拾四才
女子　おた　年拾四才
同　かね　年七才
女房　是者当山之内ニ縁付罷在候
妹　とり　年弐拾九才
人数合五人之内壱人者当山之内ニ縁付罷在候
一、茂右衛門　是者御別当ニ奉公仕罷在候㊞　年弐拾八才
此判紛失候間自今此判用申候
女房　おふう　年拾七才
母　おた　年五拾弐才
是者糀屋村江八年以前ニ縁付罷越候
妹　はつ　年弐拾三才
弟　山三郎　年拾六才
人数合五人之内壱人者奉公壱人ハ縁付罷在候
一、門兵衛　此判亥ノ二月朔日ニ紛失仕候間向後　年弐拾八才
此判用申候
所生当山七年以前ニ参候
女房　ふく　年弐拾壱才
母　年六拾三才
兄　関右衛門　年三拾九才
是者丑ノ年板鼻町へ縁付罷越候
姉　るす　年三拾四才
所生神山町
甥　たんちょ　年八才
人数合六人之内壱人者他所縁付罷在候
古文書
一、平右衛門㊞　年三拾七才
所生にわとこ村真言宗拾年以前ニ参候
女房　およ　年弐拾六才
女子　ひな　年七才
男子　五久　年三才
是者拾年以前江戸江参奉公仕罷在候
弟　竹蔵　年弐拾六才
所生我妻之内原町浄土宗　一年切
下男　久蔵　年三拾八才
人数合六人之内壱人者江戸ニ奉公仕罷在候
右者武太夫宇右衛門門兵衛平右衛門五人組也
一、三左衛門㊞　年四拾七才
所生吾妻郡之内折田村浄土宗拾五年以前ニ参候
女房　へや　年四拾五才
男子　佐源次　年拾五才
同　峯松　年九才
是者当山之内縁付罷在候
女子　かな　年弐拾壱才
是者当山之内ニ縁付罷在候
同　そふ　年拾八才
三左衛門姉　年七拾才
譜代
下男　甚六　年三拾才
同断
下女　なつ　年六拾六才
人数合九人之内弐人者当山ニ縁付罷在候

一、岩　本㊞　　年七拾才
所生当山当年寒子ニ参候
居　跡　彦兵衛　　年三拾壱才
所生当山当年二月参候
女　房　ひめ　　年拾四才
所生さやと村真言宗拾六年以前罷越候
母　なつ　　年四拾才
人数合四人

一、与市右衛門㊞　　年三拾五才
所生当山四年以前ニ罷越候
女　房　かな　　年弐拾壱才
男　子　千太郎　　年三才
所生伊香保町
母　　年六拾才
所生沼田村天台宗
下　男　弥左衛門　　年四拾才
人数合五人
是者御別当ニ御奉公仕罷在候

一、徳右衛門㊞　　年三拾六才
所生我妻沢渡村浄土宗拾七年以前当山参奉公罷在
家　守　滝右衛門　　年五拾五才
子ノ極月ゟ家守仕罷在候証人宮之庵滝本㊞

一、弥五右衛門㊞　　年五拾七才
女　房　せん　　年五拾弐才
男　子　市郎右衛門　　年三拾弐才
所生本城村禅宗今年四月参候
女　房　おた　　年弐拾三才
市郎右衛門是者今年二月江戸江奉公罷越候
弟　八之助　　年弐拾三才
人数合五人之内壱人者江戸江罷越奉公仕候
右者三左衛門岩本与一右衛門徳右衛門弥五右衛門五人組也
所生幕岡領中村三拾年以前ニ居跡ニ参候

一、五郎兵衛㊞　　年五拾七才
所生当山
女　房　おてい　　年四拾五才
女　子　いま　　年拾六才
男　子　牛太郎　　年拾才
母　　年八拾九才
譜代
下　男　佐次兵衛　　年五拾七才
同　三助　　年弐拾六才
同断
下　女　なつ　　年五拾五才
同断
同　ひさ　　年三拾弐才
是者室田之内新堀村江縁付罷在候
同　しま　　年三拾八才
人数合拾人之内壱人者他所ニ縁付罷在候

一、月蔵庵㊞　　年四拾八才

所生権田村禅宗廿五年以前ニ参候

女房　とり　年四拾才
男子　五兵衛　年拾九才
同　五郎　年六才
所生我妻ノ原町浄土宗

養子　つま　年拾弐才
人数合五人

一、藤之坊　年四拾才
所生当山

女房　たま　年三拾才
女子　おね　年拾弐才
同　せん　年八才
同　くら　年壱才
父　吉左衛門　年七拾三才
是ハ三ノ倉村江縁付罷在候

妹　るそ　年三拾六才
是者当山之内江縁付罷在候

同　おさ　年三拾才
所生大戸村浄土宗　一年切

下男　作平　年弐拾三才
人数合九人之内壱人者他所壱人者当山江縁付申候

一、喜兵衛㊞　年弐拾弐才
母　年五拾三才
是者我妻之内川戸村江縁付罷在候

姉　つる　年三拾壱才

所生当山　一年切

下男　弥五兵衛　年三拾才
所生我妻之内松尾村浄土宗当二月迄中五年季

下女　まつ　年拾壱才
人数合五人之内壱人者他所ニ縁付罷在候

一、市兵衛㊞　年三拾弐才
所生我妻ノ内郷原村浄土宗四年以前罷越候

女房　まつ　年三拾壱才
男子　虎松　年弐才
母　年七拾三才
市兵衛是ハ先年里見村ニ奉公仕罷在候

兄　加右衛門　年三拾八才
所生当山

甥　太郎　年弐拾六才
人数合六之内壱人者他所ニ奉公仕罷在候
右者五郎兵衛月蔵庵藤之庵喜兵衛市兵衛五人組也

一、滝之庵㊞　年五拾七才
所生岩永村ゟ三拾年以前罷越候禅宗

女房　ねね　年四拾八才
男子　万助　年拾八才
女子　ちよ　年九才
母　年七拾七才
是者当春江戸へ奉公ニ罷越候

従弟　平次　年拾八才
所生秩父法華宗　一年切

下男　権三郎　年弐拾八才
所生水野原村禅宗　当年八太郎兵衛処江一切奉公出候
下女　とら　年弐拾四才
人数合八人之内壱人者江戸壱人ハ当山ニ奉公仕候
一、勘兵衛㊞　年三拾才
女房　くら　年弐拾四才
男子　馬之介　年九才
男子　三太郎　年弐才
人数合四人
一、平兵衛㊞　年三拾五才
所生一ノ宮ら拾年以前ニ罷越候天台宗
女房　ちよ路　年三拾才
男子　千助　年六才
同　大助　年弐才
母　年五拾八才
平兵衛　是者にわ屋村江拾五年以前縁付罷越候
姉　ひい　年四拾才
是者にわ屋村ら三年以前ニ罷越候天台宗
甥　長吉　年
所生大戸之内御所かいと村禅宗　一年切
下男　八右衛門　年五拾五才
所生我妻之内上栗村真言宗　一年切
同　五兵衛　年四拾八才
所生河い間村真言宗　一年切
下女　かめ　年五拾三才

譜代
同　いか　年弐拾七才
同断
下男　熊蔵　年七才
人数合拾弐人之内壱人者他所ニ縁付罷在候
一、次郎兵衛㊞此判紛失仕候間向後此判形用申候　年六拾才
卯午ノ閏八月三日
是者萩生村ニ縁付罷在候
女子　おた　年三拾才
男子　又右衛門　年弐拾四才
所生当山
女房　うし　年弐拾五才
人数合四人之内壱人者他所ニ縁付罷在候
一、久五郎㊞此判紛失仕候間向後此判用申候　年五拾八才
戊子四月㊞
所生室田之内神子田村ら三拾年以前ニ罷越候天台宗
女房　とら　年四拾八才
女子　たんちよ　年拾七才
母　年八拾才
人数合四人
右者滝之庵勘兵衛平兵衛二郎兵衛久五郎五人組也
一、金左衛門㊞　年三拾三才
所生当山七年以前ニ罷越候
女房　たけ　年弐拾弐才
女子　きよ　年五才
所生当山
母　年五拾三才

金左衛門　是者当山之内江三年以前居跡ニ罷越候

弟　半　平　年弐拾六才
所生神原村禅宗　一年切

下　男　文右衛門　年三拾九才
人数合六人之内壱人者当山之内へ居跡ニ参候

一、李兵衛　此判紛失仕候間向後此判用申候㊞　年三拾六才
未ノ十二月六日
所生上室田村拾年以前罷越候禅宗

女　房　ひ　つ　年三拾六才
父　勘右衛門　年七拾五才
所生三ノ倉下郷村

母　年六拾六才
所生当山

姪　おちや　年拾壱才
人数合五人

一、新三郎㊞　年拾四才
所生当山

母　た　ま　年三拾九才
新三郎　是者当山之内ニ縁付罷在候

姉　ふ　く　年弐拾弐才
所生室田之内中村

祖　母　年六拾七才
是者当山之内ニ縁付罷在候

おば　き　い　年三拾四才
人数合五人之内弐人者当山ニ縁付罷在候

一、八兵衛㊞　年六拾八才
所生当山

女　房　と　ま　年五拾三才
男　子　半　助　年三拾才
所生あしかど村ら六年以前罷越候浄土宗

女　房　おた　年弐拾三才
女　子　おは　年四才
半助　是者室田之内大森江拾年以前ニ縁付罷在候

姉　た　ん　年三拾三才
所生室田之内大森村

姪　ま　つ　年拾七才
人数合七人之内壱人者他所ニ縁付罷在候

一、角兵衛㊞　年五拾壱才
所生大戸村ら六年以前ニ罷越候浄土宗

女　房　た　つ　年四拾五才
男　子　権之助　年拾五才
人数合三人

右者金左衛門李兵衛新三郎八兵衛角兵衛五人組也

一、善左衛門　此判卯ノ四月十四日ニ紛失候間十五日ら　年四拾八才
此判用申候㊞
所生伊香保廿七年以前ニ罷越候

女　房　た　ん　年四拾壱才
男　子　半太夫　年拾九才
女　子　いせ　年拾三才
同　ぎ　ん　年七才
男　子　染之助　年弐才
所生三ノ倉村禅宗

下男　角平　年弐拾六才
人数合七人

一、滝本㊞　年七拾才
男子　伊右衛門　年三拾六才
所生当山
女房　おさ　年弐拾七才
男子　与茂　年五才
伊右衛門　是者当山ニ縁付罷在候
妹　ぢやう　年三拾三才
所生室田之内木戸原村真言宗
うば　よめ　年四拾弐才
人数合六人之内壱人者当山ニ縁付罷在候

一、久兵衛㊞　年弐拾八才
所生大戸之内くわの村ゟ五年以前ニ罷越候浄土宗
女房　さる　年拾八才
男子　太郎　年三才
母　年五拾四才
久兵衛　是者九年以前当山之内へ縁付罷在候
姉　まん　年弐拾三才
是者丑ノ年当山江縁付罷在候
妹　さき　年拾七才
人数合六人之内弐人者当山ニ縁付罷在候

一、山本㊞　年五拾八才
所生当山
女房　るす　年五拾才
男子　市之丞　年弐拾四才
同　市之助　年拾八才
是者笘尻村江三年以前縁付罷在候
女子　けさ　年三拾弐才
山本
弟　佐源太　年五拾才
人数合六人之内壱人者他所江縁付罷在候

一、忠右衛門㊞　年弐拾才
所生当山
母　年五拾才
是者拾三年以前ニさやと村江縁付罷越候
姉　はつ　年三拾壱才
弟　六助　年拾壱才
人数合四人之内壱人者他所ニ縁付罷在候
右者善左衛門滝本久兵衛山本忠右衛門五人組也

一、宮之庵㊟　年五拾七才
所生当山拾壱年以前罷越候
女房　ぢやう　年三拾三才
所生当山三年以前ニ参候
居跡　半平　年弐拾六才
女房　たけ　年拾八才
宮之庵㊟　是者拾五年以前ニ当山縁付罷在候
女子　たま　年三拾才
是ハ拾弐年以前ニ当山ニ縁付罷在候
女子　くら　年弐拾四才

男子　甚平　年五才
所生当山　一年切
下男　安兵衛　年四拾弐才
所生大和田村弐拾八年以前ニ罷越候譜代
下女　たつ　年三拾才
人数合九人之内弐人者当山ニ縁付罷在候
所生我妻之内横かへ村ら三拾年以前罷越候天台宗
一、杢左衛門㊞　年六拾壱才
所生当山
女房　ひつ　年四拾四才
男子　孫助　年拾五才
人数合三人
所生当山御別当ニ奉公仕罷在候
一、市郎左衛門㊞　年四拾三才
所生中里村弐拾七年以前ニ罷越候禅宗
女房　ちん　年四拾五才
是ハ当山之内江当四月縁付罷在候
女子　おふふ　年拾七才
男子　甚三郎　年六才
人数合四人之内壱人者奉公壱人者縁付罷在候
一、甚左衛門㊞　年弐拾三才
所生当山当春中罷越候
女房　てこ　年拾九才
母　嘉左衛門　年六拾五才

古文書

兄　甚五兵衛　年四拾三才
是者当山之内へ居跡ニ罷越候
同　所左衛門　年弐拾八才
人数合五人之内壱人者当山之内江居跡ニ参候
一、松本㊞　年五拾弐才
所生秩父弐拾八年以前罷越候禅宗
女房　けさ　年五拾才
所生当山
居跡　所左衛門　年弐拾八才
松本
女子　年弐拾四才
所左衛門娘
同　まつ　年五才
同
男子　虎之助　年壱才
松本　是者板鼻町江奉公仕罷在候
女子　ゆそ　年三拾四才
同　是者本郷村江縁付罷在候
妹　こや　年四拾八才
所生当山
孫　たつ　年九才
人数合九人之内壱人者奉公壱人ハ縁付罷在候
右者宮之庵(ママ)杢左衛門市郎左衛門甚左衛門松本五人組也
右之判紛失仕候間向後此判用申候
一、東泉庵(ママ)㊞　年五拾才

所生三ノ倉個入村ゟ三拾年以前罷越候禅宗

女房　ひな　年四拾四才
男子　伊兵衛　年弐拾壱才
所生三ノ倉個入村ゟ当年二月罷越候禅宗
女房　たんちょ　年拾六才
伊兵衛
妹　およ　年拾三才
同断
弟　又三郎　年八才
同断
妹　るそ　年四才
東泉庵　所生惣社村ゟ廿五年以前ニ罷越候禅宗
母　年六拾三才
同断　是者さ屋と村江縁付罷越候
姉　年五拾五才
同断　是者当山之内ニ縁付罷在候
妹　しめ　年四拾七才
同断　是者勢州桑名エ住職仕罷在候
弟　仏眼院　年四拾四才
東泉庵　是者当山之内江居跡罷越候
弟　宇右衛門　年三拾九才
同断　是当山之内江居跡罷越候
弟　伊左衛門　年三拾三才
所生当山　一年切
下男　与四兵衛　年三拾五才

譜代
下女　とり　年三拾才
同断
同　たけ　年五才
人数合拾六人之内弐人ハ他所三人ハ当山ニ縁付罷在候

一、金右衛門㊞　年四拾五才
所生岩永村ゟ弐拾壱年以前ニ罷越
女房　いぬ　年四拾壱才
是者七年以前三ノ倉村江奉公差遣罷在候
女子　まつ　年拾五才
男子　六　年拾三才
人数合四人之内壱人者他所ニ奉公仕罷在候

一、源兵衛㊞　年三拾才
所生我妻之内沢渡村ゟ四年以前ニ罷越候浄土宗
女房　はつ　年弐拾弐
女子　お徒　年三才
父　忠蔵　年六拾才
源兵衛　是者六年以前三ノ倉村江縁付罷越候
妹　てふ　年三拾才
人数合五人之内壱人者他所ニ縁付罷在候

一、九兵衛㊞　年五拾九才
所生我妻之内原町ゟ三拾四年以前罷越候禅宗
女房　徒ま　年五拾才
男子　七助　年弐拾五才
同　千太郎　年拾五才

同　己之助　年拾才
人数合五人
是ハ辰ノ正月十二日ニ組を除申候
一、源右衛門㊞　年弐拾八才
所生沼田村ら四年以前ニ罷越候禅宗
女房　た　ま　年弐拾三才
男子　権太郎　年三才
所生三ノ倉村禅宗
母　年六拾三才
源右衛門　是者　岡町ニ奉公仕罷在候
兄　長三郎　年四拾弐
人数合五人之内壱人者他所ニ奉公罷在候
右者東泉庵金右衛門源兵衛九兵衛源右衛門五人組也
御番所
一、与五兵衛㊞　年六拾四才
所生三ノ倉村ら拾四年以前罷越候禅宗
女房　く　ら　年四拾六才
男子　虎之介　年拾三才
人数合三人
一、十兵衛店
請人
八左衛門㊞
借主　所生当山
作兵衛㊞　年三拾壱才
所生当山

女房　ま　さ　年弐拾八才
人数合弐人
一、内記店
証人
杢左衛門㊞
借り主　所生吾妻之内岩井村三拾壱年以前罷越候天台宗
安右衛門㊞　年四拾七才
所生当山
女房　ふ　り
女子　お　と
人数合三人
一、権兵衛店
証人
杢兵衛㊞　年三拾三才
借主　所生当山
八太夫
所生当山六年以前ニ参候
女房　ま　ん　年三才
女子　か　め
人数合三人
一、内記店
証人
次郎兵衛㊞
借主　所生当山
茂兵衛㊞　年五拾弐才

所生我妻ねこ屋村浄土宗

女房　かる　年五拾壱才

所生白井村三年以前ニ罷越候禅宗

養子　市三郎　年拾六才

人数合三人

一、万福院屋敷

証人

川四郎㊞

借主

八左衛門㊞　年六拾壱才

一、次郎兵衛屋敷

借主　所生当山

市左衛門㊞　年四拾才

所生当山

女房　とり　年弐拾九才

女子　おか　年六才

証人

宇右衛門㊞

人数合三人

一、小右衛門店

証人

六左衛門㊞

借り主　所生当山

弥次兵衛㊞　年三拾才

所生室田村真言宗五年以前罷越候

女房　たけ　年弐拾才

人数合弐人

一、長左衛門屋敷

証人

松本㊞

借り主　所生当山

勘三郎㊞　年三拾八才

所生水沼村六七年以前ニ罷越候真言宗

女房　しめ　年三拾弐才

男子　勘太郎　年六才

人数合三人

一、極楽院㊞

所生長野原村拾年以前ら弟子ニ罷成候

弟子　年三拾弐才

所生当山壱年廿ノ年ら弟子罷成候

同　斉念　年四拾三才

人数合三人

右人数合四百七拾壱人

内四百八人者住山之者代々里見村光明寺菩提檀那ニ紛無御座候

下男　下女　天台宗八人　浄土宗拾弐人

下男　下女　真言宗拾四人　真言宗三人

下男　下女　禅宗九人　禅宗五人

下男　　下男

浄土宗出家拾壱人　法華宗五人

右男女共ニ六拾三人者寺請状主々江取置申候

月番

佐藤太兵衛

」

西上州榛名山造営御訴訟状之事

彼山前ゝ者三千百坊之一山ニ而候由申伝候得共中比及退転之処ニ　東照大権現様根本之儀を被及聞召廿三年以前之寅之九月五日ニ　御黒印を被下置天下安全之御祈禱之山ニ被仰付候其砌御造営可被仰付候由　御諚御座候処ニ大坂両御陣之御取紛ニ付而御修理之儀終ニ不被仰付候其以後御次も無之候故奉達　上聞儀不罷成及大破候右　御黒印之御筋目を以御修造於被仰付者不浅可奉存候　以上

寛永拾三年子ノ拾月七日

榛名山　惣中

つつみ紙

「西上州榛名山造営訴訟之事　光憲」

西上州榛名山造営御訴訟之事

右榛名山者本社満行権現本地勝軍地蔵菩薩往古者三千百坊之由申伝候然中比退転仕候処　東照大権現様根本之処(ママ)御聞被遊慶長拾九年寅之九月ニ　御黒印頂戴仕従其天下安泰之御祈禱之山ニ被仰付其節則御造営可被仰付之由御上意御座候処ニ大坂御陣付其処(ママ)無御座今程弥大破迷惑仕候右之趣先住代御訴訟申上則御帳ニ付申候由ニ候間右　御黒印之御筋目を以少成共御修営被遊被下候様ニ奉仰候已上

古文書

慶安三庚寅三月十七日

榛名山　衆中

寺社御奉行所

右之目安并一山之絵図等相調寺社御奉行所ニ納置者也為後代如此候

光憲

（包紙）

正徳四年

山門恵心院僧正章海兼帯中

榛名山巫女

国雄」

一品親王庁下文

被聴上野国群馬郡榛名山

権現巫女千早舞衣着用事

右巫女国雄神役勤務訖経歳月

今般就別当依令懇望被聴

千早舞衣訖者神事神楽等

不怠可令勤仕也仍下知如件

正徳四年九月十七日

霊山院

慈泉花押

真覚院

最妙花押

寛政拾二年

持分檜中御改ニ付書上帳

庚申ノ壬四月　日　藤之坊

亀吉

当国確氷郡

一、家数百弐拾軒　岩井村
名主壱人
同国同郡

一、家数百軒　鼻高村
名主壱人
信州佐久郡

一、家数三百軒　臼田村
名主弐人
甲州巨摩郡

一、家数百軒　西八幡村
名主弐人
甲州山梨郡

一、家数七拾軒　上石水寺村
名主壱人
同国同郡

一、家数百軒　下石水寺村
金弐朱也丑壱月納

名主壱人
甲州山梨郡

一、家数六拾軒　日影村
四百六十弐文丑壱月納
名主壱人
同国同郡

一、家数八軒　峯本村
名主壱人
同国同郡

一、家数拾弐軒　遠岩村
同国同郡

一、家数六軒　本柳町
甲州山梨郡

一、家数百三拾軒　柳町
名主弐人
同国同郡

一、家数三拾軒　八日町
名主壱人
同国同郡

一、家数八拾軒　八田町
名主壱人
同国同郡

一、家数七拾軒　魚町
名主壱人
甲州山梨郡

一、家数八拾軒　　三日町
名主壱人
同国同郡
一、家数四拾軒　　小瀬村
名主壱人
同国同郡
一、家数弐拾軒　　花輪村
甲州八代郡
一、家数七拾軒　　白井川村
一、弐百文子十二月納
名主壱人
同国同郡
一、家数五拾軒　　米倉村
名主壱人
同国同郡
一、家数百軒　　成り田村
一、金壱分弁四月納
名主壱人
甲州山梨郡
一、家数六拾軒　　四日市場村
四百文子十二月納
名主壱人
同国同郡
古文書
一、家数八拾軒　　中嶋村
名主壱人

同国同郡
一、家数七拾軒　　南田中村
名主壱人
同国同郡
一、家数三拾軒　　下矢咋村
名主壱人
同国同郡
一、家数三拾軒　　小城村
三百文子十二月納
名主壱人
同国同郡
一、家数六拾軒　　寄田村
名主壱人
同国同郡
一、家数弐拾軒　　伊尻東方村
一、四百五十文寅十二月納
名主壱人
同国同郡
一、家数八拾軒　　三日市場村
名主壱人
同国同郡
一、家数六拾軒　　小屋敷村
名主壱人
同国同郡
一、家数百軒　　藤木村

一、金弐朱也寅九月納
名主壱人
同国同郡

一、家数四拾軒
隼村
名主壱人
同国同郡

一、家数六拾軒
久保平村
名主壱人
同国同郡

一、家数拾五軒
倉科村内
請地組
組頭壱人
同国同郡

一、家数五拾軒
西保下村
名主壱人
同国同郡

一、家数六拾軒
西保中村
名主壱人
同国同郡

一、家数百軒
倉科村
名主壱人
同国同郡

一、家数百弐拾軒
柚口村
名主壱人
同国同郡

一、家数八拾軒
室伏村
一、弐百七十五文丑十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数三拾軒
成ル沢村
名主壱人
同国同郡

一、家数拾五軒
下萩原村
弐百文子十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数百拾軒
徳和村
四百文寅十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数弐拾軒
下釜口村
名主壱人
同国同郡

一、家数拾弐軒
上萩原村
名主壱人
同国同郡

一、家数弐拾五軒
雷・村
名主壱人
同国同郡

一、家数弐拾五軒
湯平村

古文書

名主壱人
同国同郡

一、家数拾五軒　天科村
名主壱人
同国同郡

一、家数三拾軒　上釜口村
名主壱人
同国同郡

一、家数三拾軒　上柚木村
百文子十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数六拾軒　下柚木村
金弐朱ト三十弐文寅十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数六拾軒　平沢村
三百文丑十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数弐拾軒　福生村
百文寅十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数六拾軒　上竹森村

名主壱人
同国同郡

一、家数七拾軒　下竹森村
一、金弐朱也子十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数三拾軒　三小田原村
係、九百八十壱文丑十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数七拾軒　下小田原村
名主弐人
同国同郡

一、家数百弐拾軒　上萩原村
名主壱人
同国同郡

一、家数百軒　上萩原村
下ノ切組
名主壱人
同国同郡

一、家数百五拾軒　中萩原村
名主壱人
同国同郡

一、家数五拾軒　上粟生村
名主壱人

同国同郡

一、家数四拾軒　下粟生村
一、四百文丑十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数六拾軒　赤尾村
弐百文丑ノ十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数六拾軒　下萩原村
名主壱人
同国同郡

一、家数百軒　丑奥村
名主壱人
甲州都(ママ)内領都留郡
黒(ママ)野田村

一、家数六拾軒
同国同郡

一、家数七拾軒　阿みたか以どふ村
一、金壱分也子十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数七拾軒　白野村
金弐朱也子十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数八拾軒　中初狩村
名主壱人
同国同郡

一、家数七拾軒　中初狩村内
組頭壱人
同国同郡

一、家数七拾軒　下初狩村
名主壱人
同国同郡

一、家数五拾軒　大月村
一、百文寅十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数弐拾軒　大月村内
組頭壱人　沢井組
同国同郡

一、家数百軒　田ノ倉村
四百十四文子十二月納
名主壱人
同国同郡

一、家数六拾軒　古川戸村
名主壱人
同国同郡

一、家数六拾軒　与縄村
名主壱人

一、家数五拾軒　同国同郡　四日市場村
名主壱人　同国同郡　玉川村
一、家数弐拾軒　名主壱人　同国同郡　法能村
一、家数七拾軒　名主壱人　同国同郡　小野村
一、家数五拾軒　名主壱人　同国同郡　下谷村
一、家数百五拾軒　名主壱人　上谷村
一、家数百五拾軒　名主壱人　同国同郡　下十日市場村
一、家数四拾軒　名主壱人　同国同郡　上十日市場村
一、家数四拾軒

一、四百文丑十二月納
名主壱人　同国同郡

一、家数六拾軒　名主壱人　下度狩村
一、家数六拾軒　名主壱人　上度狩村
一、家数六拾軒　名主壱人　同国同郡　下師子留村
一、家数六拾軒　名主壱人　上師子留村
一、家数六拾軒　名主壱人　同国同郡　境村
一、家数八拾軒

三百文寅十二月納
名主壱人　同国同郡　下小沼村
一、家数百軒　名主壱人　同国同郡　上小沼村
一、家数百軒　名主壱人　同国同郡　小明見村
一、家数八拾軒　名主壱人　同国同郡　小明見村
一、家数八拾軒

新田組

同国同郡　大明見村

一、家数八拾軒　半左
弐百文子十一月納　八田村
弐百文子十一月納　弐ケ村分也　同

同国同郡　平栗村

一、家数三拾軒　西木原村
名主壱人　同
同国同郡　すこき原村

一、家数八軒　追分村
名主壱人
同国同郡　川嶋村

一、家数拾弐軒
名主壱人
同国同郡　通シ村内

一、家数三拾軒
名主壱人　神地組
同国同郡　通シ村内

一、家数七拾軒
名主壱人　上野木組

〆村数百壱ケ村
家数六千四百六拾軒

一、右者今般御社頭御造替御勧化ニ付山中一統銘々持分檀中御改ニ被仰付則私持分旦中相改村々家数奉書上候処相違無御座候以上

神部亀吉㊞

当山　御役所

一、百文子十二月納

一、壱〆百文寅十二月納

一、弐百文丑三月納

右三ケ村書上帳ニ不相見候故此所印もの也

縞言覚

一、夫れ上野国群馬郡榛名山巌殿寺満行院に鎮座ます満行大権現のうつの庭前に源休慎うやうやしく祈白す　そもそも大権現はかたしけなくも久堅の雲井の上代千早振神代よりの垂跡のおん神にて、本地を問ひ奉つれは、大慈大悲の延命菩薩の御事、その源起神徳の古事は今更誌るすに及はす天か下の萬民普知の御事ともなり、然るに休慎はゑにしありておもわすに当社に参拝して、宮居の御さま山峯深谷の景色を拝見し一しほに神徳のいや高き事をあふき、殊にふりにし延享三丙寅のとせ、また去年の囚月に領国和田の城に居住の内家中領国おたゆかに数々の神恩をかふむり奉つり、今はおほやけのおゝん恵ミ深きによりて仕をかゑし、武州小石川の丸山の山荘に安暮して当家繁栄を見楽しあ半さへ治世三年心のまゝに安楽豊静に安行する事かたかたもって当社の神恵至って貴ふときかな、然るに今愚息輝高朝臣はしめて和田の城におもむき居住する半なれは、いよいよ愚息無事安穏に家中領国安平によろしく守恵神力を垂給へ、本より一天泰平家内親族各々無事安穏に休慎心中の萬願一々如意満足に擁護を守り加ゑ給へ、よってこのたひかれこれのかへりとして

代参累臣をもって御宝前に作り御剣殊には延命尊経、法華妙典一篇奉納し奉りて祈願のつゐでに心の内のおもひを述へて大和言葉をもておそれミ〳〵敬てもふす

そのかミに神の御前に祈るてふ
そのおもむきをまもり恵まれ
おもふよりつゝくる品のかす〳〵は
いのるしるしを残すよろつ代
和田の城上下まもれつつかなく
国はゆたかに民やすくして

干時
寛延二己巳年長月二十四日

清和源三位末流
先上州高崎和田城主中太夫松平
右京太夫源輝規朝臣
休慎加蔵妙観入道（花押）

古文書

御神前恵心院前大僧正章海代新什物帳

是ハ古什物帳ニ御座候

一、薬師尊像 日光 月光

再奥

但シ三尊共ニ台座御光新造

一、御神前唐金三具足

獅子香炉　大サ六寸
ひやうたん形猟燭立高サ弐尺四寸
薄はた花瓶大サ壱尺壱寸弐分

一、蚕宮石手水鉢　壱ツ
一、護摩石炉　壱ツ
一、同所石炉　享保五年申つぶす　壱ツ
一、かんさし　弐人前
一、青侍鴈帽子　五人前
一、白張鴈帽子　十五人前
一、金燈籠　壱対
一、鉢　弐本

但シ金めっき黒ぬり柄金物共ニ

一、同水盤(ママ)是ハ鉢ノつば也　四本

但シ金めっき何茂新造

一、同ひ鈍子吹流　四流
一、大錫杖　壱本

但シ金めっき柄黒ぬり

一、竹はしこ　破損なし　三丁
内　弐挺四間
一挺二間半

正徳四甲午歳正月

一、はつひ大口　赤地金襴 もへき地金入　弐人前
一、児ノはかま　もゝいろ　壱下り

榛名山別当留守居
中之坊㊞

一、音ちん水引　午ノ九月祭礼ヲ分壱筋御宝物包ニ仕立置也
一、木綿さらさ水引　右同獅子之かぶり物ニ仕立置也　壱張
一、麻まく　壱張
一、獅子頭　壱面
右ハ踊道具払物然り也島御宮御用之然置者也
右金闌之法被道明院代午ノ九月代弐朱国雄装束ニ売渡し児ノ□□下り代弐朱右同断但神ニツ除也
一、唐戸之金具壱通　長サ壱尺壱寸物数十数皆具ひやう釘共不残相添有之
一、右之金物薬師ミダ唐戸ニ打之

衆徒惣代
金剛院㊞
一宮外記㊞
年寄惣代
原田采女㊞

寛政六甲寅年八月日

右帳面之通拙者共立合相改少茂相違無御座候以上

別当所新古什物帳

仏乗院秀胤代　書改

別当所什物覚

一、地蔵尊　壱躰
一、満行宮尊像　壱幅
一、不動尊　壱躰
一、山王権現尊像　護摩堂ニ有之旧来大破ニ付新調　壱幅
一、絵像不動尊　壱幅
一、天台大師尊像　壱幅
一、伝教大師尊像御居間ニ有之　壱幅
一、聖徳太子　大破同断　壱幅
一、十三仏　大破同断　壱幅
一、日天尊種子　同断　壱幅
一、当山権現袈裟冠講式　同断　壱冊
一、過去幡　大破　壱本
一、当寺卅鉾　壱本
一、銅燈籠　壱ツ　各壱ツ
一、香炉華瓶　壱ツ
一、香箱　壱脚
一、前机　壱部
一、法華経　但し合本巻経　壱巻
一、地蔵本願経属累品　壱通
一、例時懺法　壱ツ
一、磬　壱ツ
一、打金　壱本
一、錫杖　壱ツ
一、成金　弐ツ
一、御膳塗三宝　七ツ
一、御膳茶碗　集物　五ツ
一、銅仏　箸　壱通
一、三ツ組　壱面
一、真鍮仏具并打鳴　各壱ツ
一、惟巾并雑巾桶　壱部
一、地蔵本願経科経　御居間ニ有之但し拾四巻

一、摩訶止観　六巻
一、大成経　箱入　拾六巻
一、書物箪壱巻指　先代紛失
一、飯斉重箱
一、円虫院様御筆歌掛物
一、富士絵
一、鷲絵
一、御札箱
一、御札箱
一、螺
一、別当所印鑑
一、竹花生　大破用立不申候
一、六枚屏風　大破用立不申候
一、四枚屏風
一、濃茶碗
一、煙草盆
一、茶箪笥　上茶之間産所共ニ
一、菓子盆
一、銅盥　損し物
一、朱塗鑑板　同断
一、秤
一、桃灯
一、碁盤　外ニ馬乗弐ツ　但し石無之
一、将棊盤
一、春慶四角煙草盆

壱ツ
壱ツ
壱ツ
壱ツ
壱ツ
壱幅
壱幅
壱幅
壱ツ
弐ツ
壱ツ
壱ツ
壱ツ
弐双半
壱ツ
壱ツ
三ツ
弐ツ
壱ツ
壱ツ
壱枚
弐本
三ツ
壱面
壱面
壱ツ

一、紙入箪笥　御居間ニ有之
一、衣桁　同断
一、金秤　同断
一、隠元薬鑵　破損
一、□□□　用立不申候
一、打鳴登
一、高茶台
一、ほい路
一、沓
一、麻幕　損失ニ付除
一、木綿三反幟　同断
一、御札箪笥
一、掛硯
一、帳箱
一、御戸開判鑑
一、弐枚屏風
一、茶碗
一、燭台
一、捉ほん津里
一、大硯并木硯
一、鑓
一、隠元薬鑵　内三ツ先代紛失
一、蒔絵重箱　大破
一、三ツ組盃　同断
一、八寸　内壱ツ大破

壱ツ
壱ツ
壱挺
弐ツ
大小弐ツ
壱ツ
壱ツ
壱ツ
壱足
三張
弐本
壱ツ
壱ツ
壱ツ
三拾枚
壱双
壱本
壱ツ
各壱ツ
弐本
六ツ
壱組
壱組
四枚

一、銚　子　内壱ツ用立不申候　弐ツ
一、飯　櫃　七ツ
一、飯　次　弐ツ
一、飯　台　三脚
一、砂　鉢　壱枚
一、五　徳　三ツ
一、切　板　弐ツ
一、麺　板　壱ツ
一、煙草切台庖丁共ニ　壱通
一、油　樽　弐ツ
一、油小出甕　壱ツ
一、銅　油次　三ツ
一、折　台　壱ツ
一、道者枕　三十
一、油　単　但担廻用　四ツ
一、傘　客用――破損ニ付新調　三本
一、火燵矢倉　弐ツ
一、長　持　三ツ
一、渋入甕　弐ツ
一、舛　但シ斗舛　壱ツ
一、粉　箱　壱組
一、紙切鎌　壱挺
一、手洗水桶　四ツ
一、大札板　弐枚

一、火防板　壱枚
一、午王板　壱枚
一、小札板　六枚
一、大幟若板　壱枚
一、節分札板　壱枚
一、守札板　壱枚
一、疱瘡守札板　壱枚
一、虫除札板　壱枚
一、御秡札板　壱枚
一、御願板　壱枚
一、元三大師御願板　壱枚
一、大札并年玉等之朱印　五ツ
一、銅火鉢　壱ツ
一、春慶塗重箱　弐組
一、膳　拵　弐ツ
一、絹夜着并補ヽ団ヽ　弐組
一、納経銭箱　壱ツ
一、塗札台　壱ツ
一、鉄　渡　壱ツ
一、手洗盥　壱ツ
一、挟　箱　壱ツ
一、道者煙草盆　十弐
一、御供塗櫃　弐ツ
一、御札午王守入長持　壱掉
一、御宮江御秡入通箱　壱ツ

一、板木入簞笥　壱ツ
一、半条組廻葛籠　弐荷
一、客行燈　壱ツ
一、夜具入長持　壱掉
一、塗三宝　弐ツ
一、六尺監判　但シ里坊ニ袋有之　四人前
一、壱舛銚子　弐ツ
一、硯箱　壱ツ
一、重台　十客
一、木燭台　三本
一、鉄大古茶釜　壱ツ
一、記録簞笥　但し箱　雑書品々入壱ツ
一、拾樽　壱荷
一、十能　三本
一、銅鍋　大小内三ツ先代損失七ツ
一、鉄鍋　四ツ
一、庖丁　四枚
一、臼　壱ツ
一、唐臼　先代損失　弐ツ
一、石碓　壱ツ
一、味噌挽臼　壱ツ
一、千石節　壱ツ
一、手鉢　弐挺
一、鋳鉢　壱挺
一、水籠　四ツ

古文書

一、まき切　四挺
一、押切　壱挺
一、行水桶　壱ツ
一、湯風呂　壱ツ
一、居風呂　壱ツ
一、馬　壱疋
一、馬荷駄等皆具　壱通
一、階子　三挺
一、鉄手こ　大小弐本
一、半切　大小四ツ
一、手桶　十弐
一、醤油仕入桶　弐ツ
一、醤油入桶　大樽五ツ
一、味噌桶大中　三ツ
一、漬物桶　壱ツ
一、唐箕　壱ツ
一、箱篩并板篩　各壱ツ
一、切溜箱　四ツ
一、小蒸籠　壱組
一、釜大小　三ツ
一、平十能大小　弐本
一、台所大薬鑵　壱ツ
一、中薬鑵　壱ツ
一、平釜　壱ツ
一、茶釜大破　壱ツ

一、茶ほうじ鍋　壱ツ
一、あんどふ　壱ツ
一、弐間継　壱筋
一、か弥はひか起　壱ツ
一、下水加免　壱ツ
一、番きセ　弐対
一、か己ら希　三組
一、手燭　壱本
一、春慶小三宝　壱ツ
一、甫団　七ツ
一、夜着　十九
一、糀箱　弐つ
一、糀箱
一、壱舛入塗桶　弐ツ
一、三鍋壺　壱ツ
一、唐銅鍋　但し壱舛5六舛入迄七ツ
一、銅薄鍋　三ツ
一、横枕　壱挺
一、蕎麦切抱丁　壱挺
一、げんのふ　壱挺
一、大薙　八枚
一、御供箱　四ツ
一、大秤　壱挺
一、両挽鋸　壱挺
一、焼印　但宮印　壱本

一、塗三宝　壱ツ
一、黒湯次　弐ツ
一、中皿　四ツ
一、中鉢　壱ツ
一、火鉢　弐ツ
一、絹龍弐反続織　弐本
一、轡　壱掛
一、山刀　三挺
一、木挟　壱挺
一、草苅鎌　弐挺
一、米割婦るい　各壱ツ
一、毛婦るい　壱ツ
一、絹婦るい　弐ツ
一、袖合羽　四ツ
一、火燈　壱ツ
一、道者用黒椀　但し坪手附　弐拾人前
一、硯蓋　壱ツ
一、道者用膳　但し集物用立不申候拾人前
一、大坂木具　但本ニ共ニ　十人前
一、道者用皿　廿人前
一、黒椀　但シ本ニ惣而不足物大破不足ニ付除　十人前
一、道者用緒口
一、木具膳　但シ本ニ共ニ　五十人前
一、吸物椀　弐拾人前
一、引盃　内八枚不足　五十人前

一、銀之盆　内弐ツ不足　五十人前
一、手塩皿　三拾人前
一、猪口　損失ニ付除
一、酢絵皿　拾人前
一、筆寒皿　拾人前
一、給仕盆　内三枚先代損失　六枚
一、大黒天台所ニ有之　壱躰
一、蓋茶碗　弐拾四人前

右者別当所古什物相違無御座候以上

仏乗院秀胤代新什物覚

一、法華曼荼羅　但シ箱入　壱幅
一、護摩供札通箱　壱ツ
一、濃茶碗　但シ服沙五ツ茶釜弐本壺弐ツ　六ツ
一、九行焼　但シ銅下請皿壱枚添壱ツ
一、真鍮薬鑵　壱ツ
一、十露盤　壱面
一、夜着甫団　但シ木綿也　弐通
一、からかさ　太ゝ借かさ也　三十本
一、下駄　同断　五十足
一、御関本　壱巻
一、絵秤　壱挺

右之通新古什物相違無御座候以上

古文書

御留守居

普光院㊞

寛政六寅年

八月　日

先役仏乗院法頭

実明房㊞

衆徒総代

金剛院㊞

吟味役総代

一宮内記㊞

年寄惣代

早川左膳㊞

山中太ゝ講道具什物覚

一、日光膳ニ附箱入　六拾人前
一、黒椀ニ附箱入　同
一、酢絵皿　同
一、手塩皿　同
一、猪口　新規三十六阿リ　同
一、筆寒皿　同
一、蓋茶碗　同
一、銘ゝ盆　但シ駿河組工也　五拾人分
一、銘ゝ菓子盆　同
一、引盆　但シ朱塗也　同
一、硯蓋　但し黒地模様金蒔絵箱入也　壱組
一、大砂鉢大小　但シ模様焼箱入也　弐ツ
一、黒重箱　但シ内品　弐組
一、唐銅大火鉢　外ニ　弐つ　弐ツ
一、茶弁当　但シ皆具也　壱ツ

一、唐銅燭台　但皆具也　四本
一、黒塗丸給仕盆　幸時不致用立　十枚
一、長　持　壱棹
　右之品々長持ニ入余分は外ニ置之
右者鎮義代山中太々之砌道具無之候ニ付惣役人江相談之上道具無尽取立初口掛金ニ而調置之山中太々之節順来次第借出候尤損料相定置右損料別当所江預置年々無尽掛続尚又道具補破損余斗有之候ハ、道具不足之分何成共漸々調之可申もの也

赤門般若坊文書

五人組之事

一、御番所之儀油断申間敷候事
一、諸牢人私ニ不可抱置事
一、懸入之者不可抱申事
一、はくち双六打候者之不可致宿事
一、惣而無用之取沙汰不可致事
一、かわごのたけ池の尻之内両向薪一切禁制之事
一、谷切一本にても切者有之者過銭五十文可取事見付申候者則訴人可申候
　事見出かくす者有之者其罪不軽過銭百文事
右之旨相背申候ハ、組中曲事ニ可被仰付候事仍如件

七郎左衛門尉㊞　太郎左衛門㊞
市右衛門尉㊞　茂右衛門㊞
清右衛門尉㊞　兵　作㊞
福　能㊞　又右衛門㊞

次郎右衛門尉㊞　喜左衛門㊞
大　円㊞　六右衛門㊞
治　部㊞　小　蔵㊞
彦左衛門㊞　源右衛門㊞
次左衛門㊞　助右衛門㊞
喜右衛門尉㊞　佐次右衛門㊞

次郎左衛門尉㊞　大　泉　坊㊞
佐右衛門尉㊞　月　蔵㊞
忠左衛門尉㊞　賀右衛門㊞
半七郎㊞　忠右衛門㊞
与右衛門㊞　源左衛門㊞

三太郎㊞　吉　本㊞
弥次右衛門㊞　久兵衛㊞
佐左衛門㊞　庄兵衛㊞
花　本㊞　三之丞㊞
弥右衛門㊞　大　兵㊞

所左衛門㊞
伝左衛門㊞
左　京㊞
為次郎㊞

寛永十年癸酉十二月廿日

指上申手形之事

一、御手前之者とも従先規田畑旦那屋敷自分ニ売買申事御法度ニ御座候、弥自今以後他所江一円売申間敷候、御手前之内ニ而者売買御免被遊候、田地旦那并屋敷書入ニ仕候節御意ヲ請御意次第ニ可仕候、為後日御手前之者共連判手形仍而如件

延宝七年未ノ五月十日

仁兵衛㊞
仁左衛門㊞
七郎右衛門㊞
長右衛門㊞
一楽㊞
福本㊞
又左衛門㊞
角右衛門㊞

三郎兵衛様

指上申一札之事

一、榛名山権現様御祭礼之儀ニ付而此度学頭様ゟ穿鑿可遊与度ゝ御召状被遣候得共山中之者とも右万事不届仕度只今罷出一言之可致申分ケ様無御座ニ付而尊前様偏ニ頼上申□跡ゝ違背仕儀とも万端御免許被成下様ニ御訴訟被遊可被下候於以来御祭礼之式其外御法度之通少しも相背申間敷候若重而相背候ハバ何様之曲事ニ被仰付候共御恨与存申間敷く此趣被仰立御訴訟奉頼入候為後日一札仍如件

慶安四年九月十八日

差出申一札之事

一、当己年脇年寄以下之者一同困窮仕候ニ付東叡山御料物金御年賦金ニ而拝借仕度別紙願文を以奉願上処御聞済ニ相成難有仕合奉存候然ル上者御出府御入用金之儀ハ御帰山之上何程成共御申被聞次第無相違差出可申候為後日差出申証文仍而如件

天保四己年十一月

山見役　広喜㊞
脇年寄　原田権之進㊞
同　小山崎之進㊞

三御役人中様

指上申御手形之事

一、今度愛許ヲ御通リニ付而御番所ヲ無相違通シ可申候処ニ上野より堅被仰付候ニ付ミのわかい道ヲおくり申処実正也但以来何様之儀申者御座候共我ゝ罷出可申分候少も御手前かけ申間敷候為後日仍如件

正保四年亥ノ九月一日

はるな　三右衛門尉
たれ成共　壱人

□蔵舟送り状

柏屋　七郎右衛門殿分

一、㊞印醤油八樽

元舟賃百三拾弐文
蔵敷廿四文
セキ宿ゟ舟賃 八百文
外ニ弐百文　　亍川増
〆壱貫百五拾六文
外ニ四拾四文蔵敷
右之通積送り申候間改御請取被成候以上
西十二月十八日　　セキヤト
木村利右衛門㊞
倉賀野川岸
水谷又左衛門殿へ
上州高崎町
梶山与惣左衛門殿へ
同　榛名山
一宮外記様へ

送り状之事
一、舎印　醤油三樽　　源五郎舟
一、侖印　醤油七樽
〆　般若坊様行
一、侖印　醤油拾樽
御別当所様行　　送四百六拾文
一、同印　醤油三樽
小山喜代作様行　上川舟ちん弐貫八百八拾文可しせん四十六文

右之通積送り申候間入津之砌御改御請取可被下候以上
上川卯正月六日ゟ
寅十二月廿七日　七日切　〆三貫三百九拾文御払済
関宿向川岸
木村清兵衛殿積替　　下総国野田町
倉ケ野川岸
水谷又右衛門殿迄　　柏屋七郎右衛門㊞
高崎宿　　同今上川岸
梶山興惣右衛門殿迄　　問屋仁左衛門㊞
榛名山
般若坊様行

「ウラ書」（朱筆）
代五郎舟
醤油　廿三樽　弐百ハ□
壱石ニ付七百五拾弐文割合
〆弐貫百六拾文　入用
御渡可被下候
舟ちん之儀ハ関宿ニ而印
御通リニ而ハ御勘弁被下御渡可被下候
卯正月十三日
外ニ蔵敷百六十一文
〆五貫七百拾九文御預り置可被下候
卯正月十九日　　水　又㊞
梶山サマ

配札礼状

家来之者所迄
被入念来札殊
御祈禱之御札守給之
珍悦之至候猶期
後音候恐々謹言

秋但馬守

四月六日　　花押

一宮外記殿

手形之事

一、今度伊香保之者共御山へ木ぬすミニ入申候処ニ馬道具御留被成候ニ付而、我々参様々ニもらい申ニ依而被下候儀、忝存候、以来伊香保のもの御山へ木ぬすミニ参候ハぬ様ニ堅可申通候、若背候而参候もの御座候而馬道具御留被成候共、為我々ハ重而もらい申間敷候、仍為後日手形如件

以上

寛永十八年巳ノ霜月三日

榛名山　中之坊　　円良坊判

乍恐書付を以御訴訟申上候事

先月始方理成坊家来之者共を被為召寄候節井伊兵部様御指図にて榛名山之社人共□付候而当御地へ罷越候所に井伊兵部様□(虫クイ)□御屋敷に被為留置候四月者榛名山にて年ニ壱度之大祭に御座候間前廉より其支度をも仕事に御座候得共社人共皆々当御地に□為留置候而祭之用□(虫クイ破(欠))□□□□□此社人共に御尋可被遊儀御座候者御穿鑿被仰下神慮之儀に御座候間御慈悲に御いとま被下祭をも相勤メ申候様に被　仰付被下候者過分に可奉存候以上

正保二年
酉ノ三月十九日

榛名山
惣　中
衆徒社人共

御奉行所

学頭光憲書簡

一筆申入候弥山中別条無之候哉今度榛名山と室田伊香保出入ニ付牛玉橋杖立如先規榛名山之堺ニ相究萬事理運ニ成候て従公儀絵図迄頂戴我々大悦山中同意之事候山中も大分造作并永々難儀いたし候へとも其甲斐も有之本望成事候就其別而大坊其方両人ハ余人ニ相替大分之物入永々江戸詰精を入候故理運ニ成且又其方ハ於江戸歴々衆ニ近付も有之方々と内意頼入候付一入首尾も能彼是無比類儀ニ候もはやそろそろ草臥も止申候哉老衰之上ニ候間緩と可有休息候恐々かしく

九月廿日　　常徳院
　　光　憲　花押

一宮三右衛門

尚々野僧も能時分東叡山令住侶候故御奉行衆能々御存知ニ付兼々内意申述候儀ハ仕合と乍云勿論之事ニ候へ共其方なと精を入候事抜群之はたらきニ而候以上

今度富士ノ新石宮表書
春名山富士大権現

学頭常徳人光憲

同新石宮ノ裏ノ書ニ

榛名山と伊香保境論於御評定所対決其上御検使御見分之所ニ北山上春名山富士権現天文四年乙未四月と石宮之彫付依有之寛文九巳酉季七月春名山理運ニ被仰付杖立境塚築置者也為後代如此

学頭　光憲求之

右之趣今度新石宮ニ切付仕候

寛文十二壬子年五月七日

春名山　一宮市郎兵衛重治

神前ノ鐘燈籠ノ銘

元亨元年　三百五拾五年ニ成ル

御宮本座主ノ石塔

暦応元年　三百三拾六年ニ成ル

東面堂鰐口ノ銘

康永元年　三百二拾壱年ニ成ル

富士山薬師峯ノ石宮ニアリ

天文四年　百四拾年ニ成ル

鋳鐘ノ銘

文永五年　四百六年ニ成ル

鋳鐘ノ意趣ニ云う

上野国榛名巌寺トアル也

右ハ寛文十二年壬子マテ也

急考之相違可有之重而

個可検之者也

乍恐書付を以御訴訟申上候事

一、只今之大坊屋敷先年私畑ニ御座候而所持仕せんさい仕候、然所ニ大坊身躰不罷成候ニ付、十右衛門殿御留子居被成候刻別当御屋敷ヲ売申候而大坊屋敷無御座候付、十右衛門殿大坊屋敷無御座候間、畑三右衛門ニ畑遣可申由御申被成候、十右衛門毎々ゟ拙者支配仕候間遣申義罷成間敷由申候へハ、十右衛門殿被仰候様者大坊事一家之義其上屋敷ニ致申候間、是非遣申様ニと被仰候間、不及是非ニ畑之分ハ遣申候

一、只今之大坊屋敷廻ニ三右衛門代ニ杉大分植置申候、只今迄何も如何様共拙者支配仕来候、何もゝゝ子孫之代ニ罷成大坊屋敷廻ニ候へハしせん大坊支配仕候なと、学頭ハ替被為成候以ゝゝ申候へハ、あいさつも六ケ敷御座候間毎々之施私支配仕候様ニ学頭様へ被仰上候学頭様書付被下候ハヽ難有可奉存候　以上

寛文拾三年丑正月廿日

一宮三郎兵衛

別当

御留子居様

伊香保対決ニ付要用状

能以飛脚一筆令啓達候然ハ伊香保之方者六日ニ対決いたし先首尾も能御座候由先日申参候ニ付此方人すくなく御座候故十四日ニ平左衛門江戸へ遣候昨日又江戸ゟ飛脚参候又十二日ニも伊香保対決弥首尾能御座候由就者此廿二日大寄合のまにあい申候様ニ貴様御こし候様こと申参候間江戸ゟ之状も遣候今度は大事之時節ニ御座候間御太義なから早々江戸へ御越尤ニ候為其如此候恐々謹言

霜月十六日

尾関弥三右衛門

□□　花押

一宮三右衛門様

尚々何とそ可成義ニ候ハ、廿二日のまにあい申候様ニ其許ゟすくにも御こし可然候以上

吾妻出入に付光憲書簡

一筆申入候其山別条無し候由珍重候然者吾妻出入ニ付其方父子別而肝煎被申候由聞届帰悦此事候旧冬ゟ寒気之時分苦労令察候弥内意ニて事済申候様ニ相談ニて被入精可給候不宣

正月十五日　　光　憲　花押

一宮三衛門殿

馬方乱暴につき一札

今度草津より伊香保へ通申処ニ御番所之義上野より堅被仰付候とて通シ不申候ニ付ミの己かひ道(箕輪街道)をい可ほまて(伊香保)通申者ニたちん(駄賃)をとり候処ニ馬形共ちか道をいたし候間為(ゐ)□渡を申入候可一札被候付而指置申候此上者此方より少もむつかしき義申間敷候為後日如件

三右衛門との
た連との

光憲書簡

一、只今之大坊屋敷者先年ゟ一宮三右衛門畑地にて大分杉を植し然処先年山中炎上之時分大坊家斗焼残申候故幸大坊屋敷者別当寺地ニ相応申候由年来人々申伝候ニ付其節別当寺地ニ指上申度由大坊申候ニ付山中衆儀之上江戸へ申来候故東叡山役者中江も得内意野僧乍太義為末代之与存候而別当本地ニ相定為褒美金子五拾両其外小屋等大坊ニ遣申候改然替地無之付右之三右衛門畑地大坊屋敷遣候へ由留主居□□□再上申ニ付三右衛門致承知候左候ハハ畑地大坊屋敷究申候以来三右衛門構無之候へ共屋敷廻り植申候杉ハ三右衛門代ニ大分植候間前々之通三右衛門支配可申候大坊ハ少も構申間敷候右之方以後迄も学頭代替ニ□□□儀出来不申様書付申請□由一宮二郎兵衛書付以留主居迄申候ニ付其書付之通残難筆置候条以来共ニ不仕相違者也

常徳院
光　憲（花押）

寛永十三癸酉年三月八日

一宮三郎兵衛

岸筑前大嶋かけゆ連名書状

猶〻申上候是レハかけゆ申候あまりせんく申候故手前えもの山へのほせ申候へハ御山にこやかけ申候由承候其後御見せ可被成候雨ふり申候間きり不申こ屋をかけ今頃はまかり帰り申候□□ハのほせ申間敷候以上

御状則拝見仕候如仰此以前一本所望申候時分御仕度之由御意被成候儀承候先日湯本之とい木所望不申□きり申候儀抜候故不申とつけきり申候此儀毘ちかいニ候申此以後ニおゐてハきり申間敷候萬事費面之節可申宜候恐惶謹言

八月廿二日

岸　筑　前
大　嶋　かけゆ

従伊香保

別当

大坊

尊

追手書アリ
御状則拝見
仕候如仰此以前
一本所望申
之時分御法度
之由御意被成候
儀年々先日
湯本之とい木
所望不□候て
きり申候儀
板候故不申とつけ
きり申候此儀
罷下而いニて候
此以後ニおいてハ
きり申間敷候
万事貴面之
節可申宜候
恐惶謹言

八月廿二日　　岸　筑前㊞
　　大　嶋　かけゆ（花押）

従伊香保

別当
大坊

尊□

追手書
猶々申上候
是ハかけゆ申候
あまりせんかく
申候故年寄之もの
山への不セ申候へハ御山キ
こやかけうこ□□□
其は御見セ可被成候
□ふり申候間きり
不申こ屋をかけ
□□□まつり帰り申
□□□□の不セ申間敷候
以上

○宗海見舞状（天海僧上門弟）

尚々申候気色いよいよ無油断養性可被成候以上
大坊夫婦へも伝言申由頼入候以上
其方気色少能様ニ平左衛門物語承候間令悦喜候弥〻引請養性尤候先度は新
□之抔壱袋賜候何分珍敷令賞味候扨又此方之様子惣中へ之状委申遣候被見
尤候之状御差合多候而何角永引萬事退屈千万ニ存候惣御寄合何時可有之も
しれぬ事候へ共気之毒千万ニ候恐々謹言

十月十二日　　学頭
　　宗　海（花押）

一宮三右衛門殿

「折紙書状」

一簡申入候我等義
其地□年兼帯次第ニ
老衰故後住之儀
明鐘坊へ心掛候付以後
送も山中鎮為申候
山中へ内談可然と
留守居方へ申遣殊
其方儀者従先祖惣
切異地つつ故先其方へ
致内談候様ニと申遣候処
とくと被致合意之由
満悦此事自然
後住明鐘坊ニ相済候ハハ
別而念以山中相続
以来迄も六借出来
不申様ニ□□明鐘坊も
常々神意ニ不存候間
弥熟情候様ニ可申合候
恐々謹言

正月廿五日　　光　憲（花押）

古文書

御用留

一、従是古キ御書付等之写

上野国天台宗榛名山厳殿寺法度之事

一、天下安全為御祈禱朝暮之勤行諸条等如往古可相勤之事
一、二王門之内不可置妻対付一山之内徒者停止之事
一、山中住居之輩学頭別当可為下知次第之事
右条々以　御諚申付候自今以後堅可守此旨者也仍如件

慶長十九年甲寅九月七日

山門
探題僧正天海

学頭　光明寺
別当　満行院

一、右者榛名山初而　天台宗ニ相定候節　慈眼大師様ゟ被成下候御条目也
別当所ニ在之候
一、別当欠落之節　慈眼大師様ゟ被成下候御掟之写左之通
一、今度榛名山別当企公事之間及裁許処ニ構非儀背御法度継連置徒党組剰
従公儀御定候大事之御番所私相破罪科不軽候間法度可申付之処欠落不及
是非候自今以後自学頭兼別当守　御朱印之旨山中之仕置祭礼勤行等不可
有怠慢者也

寛永十年癸酉卯月十七日

山門三院執行探題大僧正天海
榛名山学頭房

一、右　慈眼大師様之被成下候御本書御別当所ニ相納在之候也
一、御下知状之写左之通御本書御別当所ニ在之候
一、上州群馬郡榛名山堂社破損之節令修補之事自今以後学頭可営之住侶并
大坊社司等受学頭之下知相倶可営造至ニ造立之時は或檀縁成勤奉加之剋
各可抽懇精者恒例之祭祀長日之勤行無怠慢可励仏法詔湛之丹心之旨

本院御下知之趣執達如件

常照院
御判

萬治元年潤臘廿七日

寒松院
御判

学頭
衆徒中
大坊

一、貞享年中之御条目之写左之通御本書は御別当所有之候

上州榛名山法度

一、如前々於神前天下安全之御祈禱不可怠慢事
一、山中住居之僧俗先年被　仰出守御条目諸事可随学頭下知事
一、宗門改如前々毎年急度改之手形可取置之事
一、博奕弥可停止惣而無行衛者并諸浪人鉄砲打
一、夜之宿も仕間敷候縦随為親類別当江相談可差図事
一、企徒党継連署公事沙汰強訴仕間敷候若好悪事六借儀取持候者於有之者僧俗共可為曲事
一、榛名山神領山林院内他領之者と心を合山林荒不申候様ニ急度可相守也前々之通毎日一組五人宛組頭壱人相副以上六人にて山廻可相勤之事
一、境内山林之落葉下苅等売候儀如前々可為学頭進退事
一、惣而往懸之旅人并参詣之輩荷物運送無遅々人馬出之可相勤也但賃銭者隣村之並を以可沙汰之且又別当江之伝馬諸役等有来通可相勤之事
一、山中之住居之者越度有之而追放候時者町並之家屋敷并所持之田畑旦那場等之儀別当江相断可受差図事
一、衆徒之僧者平生励学業糺出家之威儀於神前毎月臨時之御祈禱可相勤之也於然者木伐萱苅掃除道普請等之奉行役者可致免許事
一、大坊般若坊両人者一山之用事有之時者当月番之年寄と立合諸事遂吟味可受学頭之下知事

附年寄月番役弐人宛可相勤事

右先御代御下知随被出之僧俗共強気ニ而勧輙非儀申出異論出来候付重而法度被　仰出候之間堅可守此旨若違背之輩於有之者可為曲事之由依

輪王寺宮仰執達如件

貞享三年十月十三日

伝法心院
守　博　御判
大円覚院
公　雄　御判

一、慈眼大師様御書付之写左之通御本書大坊ニ所持罷在候

榛名山之内望ニ付大坊跡出置候向後支配可致者也仍而諸役免許之状如件

慶長十九年
十二月廿日

天　海　御書判

大進

右　慈眼大師之真蹟去ル正徳三己年八月十五日居宅回録之節今焼亡候故御写被成下度旨応願之趣達

高聴則願之通今般写与之者也

源信解院大僧都
御名　御書判
十住心院大僧都

享保十己年二月廿三日

御名　御書判

大進名跡

一宮内記

一、享保年中御下知状之写左之通御本書大坊ニ所持罷有候
上州群馬郡榛名山堂社破損之節令修補之事自今以後学頭可営之衆徒并大坊社用等受学頭之下知相俱可営造至に造立時者或求檀縁或募奉加之剋各可励懇精者恒例之祭祀長日之勤行無怠慢可抽仏法紹隆之丹心之旨
一品宮御下知之趣執達如件

住心院
御名　御書判
切徳院
御名　御書判

享保五年三月二日

学頭
衆徒中
大坊

一、貞享年中先祖共差上候由緒書之写左之通右は其節差上候扣別紙有之依而左ニ写置者也
一、榛名山往古は古河不動院と申山伏之支配ニ而御座候私共先祖も山伏ニ而罷在候菩提は里見光明寺旦那ニて御座候其時迄は榛名山之儀別当中坊大坊三人ニ而持来候然ル処ニ七拾年以前慶長年中ニ私共先祖大坊と別当と出入御座候而度々　御公儀様迄罷出候処ニ大坊理運ニ罷成別当并徒党組之者迄御追放ニ被　仰付候其以後先祖大坊里見光明寺ヲ学頭ニ致シ天台山ニ罷成度段々光明寺ヲ頼数年駿府ニ相詰慈眼大師様江御訴訟申上候えは則願相叶天台御末山ニ罷成光明寺ヲ学頭ニ被　仰付候其時之光明寺6唯今迄五世私共儀其時より四代ニ御座候右申上候通り御当山之御末山ニ罷成御忠功申上候ニ付従　慈眼大師様大坊跡向後支配可致之旨御書御墨印被成下致頂戴に今所持仕候因茲御当山え右之例を以年始之御礼相勤申上候
権現并学頭えは先規之通諸事相勤私共儀は代々門前持来諸役不仕罷在候事
一、今度町並之門前之者共儀ニ付被　仰出候趣自今以後自然悪事仕候節は中坊万福院大坊般若坊雖為代々付来門前其者之科ニより其屋敷田地旦那場等迄別当え召上候様ニと被　仰付候儀畏入奉存候併門前屋敷之儀は右申上候通往古より面々自分門前ニ附来相究申候田地旦那場之儀は門前屋敷罷在候者其時之品ニより少宛預ケ置申候願者先規之通ニ奉願候御事
一、今度私共ニ別而名主役被　仰付難有仕合奉存候併先年6榛名山ニ年寄月番役仕来候者共御座候而諸事名主役儀等右之者共相勤来申候御公儀様御事権現并学頭之儀ニは不残罷出私共も出合吟味仕内々少々之義は右之年寄共計ニ而埒明申候依之私共義願は先規之通名主役御赦免被遊被下候ハヽ難有可奉存候御事
一、榛名山ニ衆徒五ケ寺御座候内中坊義ハ往古より里見光明寺末寺ニ而是も門前之者町並ニ数多入合附来り申候御事
一、満福院儀は往古慶長年中迄は真言宗ニ而八幡大聖寺末寺ニ御座候えとも是も右之節天台宗ニ罷成唯今迄は五世是も門前御座候残而金剛院実相院泉乗院此三ケ寺ハ其節之学頭御取立被成門前無御座候私共儀も右之節彼五ケ寺衆徒並ニ被　仰付候御事
（欠）先規より唯今迄之品々如此御座候乍恐諸事先規之通奉願候委細之儀学頭光明寺え（欠）々御内意申上候処尤ニ思召其段　御執当様方え松

林院様ヲ頼申上候様ニと被　仰付候間乍恐宜様ニ奉頼上候右之段々ニ付御証文も被下置候間御披見ニ入奉度候委細之儀は口上ニ可申上候以上

貞享二年三月八日

大　坊
般若坊

一、貞享年中之扣別紙外記方ニ所持罷在候為後見又写差置申候若落字抔も有之哉後見之節は引合見可申候也

一、元禄年中年寄共方ら此方両人相手取六ケ敷におよび申候訴状等写左之通

奉願口上之覚

一、内々申上置候通御神前御普請并諸事之奉行前々は衆徒年寄十五人ニ而輪次ニ勤来大坊は常奉行故毎月罷出候処ニ当学頭様御代貞享三年ニ従東叡山被成下候御書付之趣は衆徒之僧は臨時之御祈禱相勤被申候ニ付木伐萱苅掃除道普請等之奉行役斗は御免許之由ニ御座候然ル所ニ大坊般若坊は諸事奉行役之義御免除之御書付も無之候処ニ相勤不申其以後は八人ニ而相勤申候故困窮仕何共迷惑奉存候願者如先規奉行役相勤申候様ニ奉願候御事

一、先年之御条目ニは大坊般若坊両人者一山用事有之時は当日番之年寄と立合遂吟味を学頭之受下知候様ニ被　仰出候然所ニ両人月番之寄合え罷出月番と立合同道仕参学頭え受下知候事一切無之候此段御留主居衆御存知之事候若重而被仰付候ハ、急度相勤候様ニ可被仰付候御事

元禄十二年卯ノ四月廿五日

伊左衛門　判
太兵衛　判

権兵衛　判
大泉坊
宮本坊
武太夫
三左衛門
五郎兵衛

御院代
中之坊
御留主居
渡部伝右衛門殿

一、同元禄年中年寄邪智を以弥六ケ敷ニ相募候而衆徒脇年寄迄内縁等を以いられつセしめ差上候訴状之写左之通

口　上

一、五右衛門屋敷之儀内記申上候ニは藤兵衛ニ跡行為相勤候之由申上候事一円合点不参候藤兵衛は篠（笹敷）本と申者之屋敷ニ罷有役義相勤申候内記申候通五右衛門屋敷之役義相勤申候ハ、篠本屋敷御召上被下候様ニ奉願候御事

一、庄右衛門罷在候屋敷之義内記申上候は従往古隠居屋敷ニ御座候由此屋敷之儀無量院忠海隠居仕罷在其後大坊栄伝隠居仕罷有其次ニ四郎左衛門おかた屋ニ仕罷有其後栄寿隠居仕比日迄罷有候故四代之内は無役ニて御座候栄寿死去之後は諸役相勤申筈御座候間御吟味之上可然様被仰付可被下候其子細は四拾弐間之屋敷判之後上下之不寄多少隠居壱人ニ候得は諸役不仕候其隠居跡ニ立申隠居御座候得は諸役相勤来候其例数多御座候然

上は栄寿死去以後は差上申筈之様ニ奉存候処剰長屋立置借宅之者指置殊ニ栄寿代ゟ罷在候庄右衛門共ニ無役ニ指置申之段一円難得其意奉存候殊以両人之者共斗ニ往古ゟ無役之隠居屋敷分而可被下置様ニは不奉存候然共御吟味之上慥成御証文も御座候ハ、不及是非儀ニ奉存候御事

一、市右衛門屋敷之儀内記申上候ニ者市右衛門親七右衛門河原ニ罷在諸役相勤申候得共市右衛門河原ニ差置候而者手極り候故手前江為引越諸役為相勤候由ママ別成申分ニ御座候市右衛門屋敷之義者三十九年以前当山出火之刻大坊居屋敷御別当江売渡只今之屋敷申請罷出候節者常徳院様御代御留主居被成候今回十右衛門殿月番被召連さお取ハ小右衛門ニ被仰付大坊屋敷市右衛門屋敷作左衛門屋敷三軒ニ御割渡被成候依之代々諸役相勤来申候処ニ助八津ふ連候後段々内記屋敷ニ相究七右衛門河原之屋敷之替りニ諸役為相勤候ハ、作左衛門義者何之屋敷之替り諸役為相勤候哉此段内記方江御願可被下候誠以七左衛門義者内記屋敷ニ御座候故只今迄無役ニ罷有候去頃差上候願書ニも七左衛門儀内記屋敷ニ差置無役ニ而置候より方々之明屋敷え被召出自今以後諸役相勤候様ニ奉願候是等之儀は曾て御沙汰も無御座候門是又被遂御吟味可被下置候御事

一、新右衛門屋敷之儀は先年太郎左衛門と申者罷在諸役相勤申候其以後義右衛と申者罷在諸役相勤申候彼(カ)者五十一年以前火事出し申牢人仕候其後仁左衛門と申者罷有候役儀相勤申候彼(カ)者相果跡ニ喜左衛門罷在諸役相勤申候其子新右衛門代ゟ何と存候哉近年役義相勤不申候段曾而難得其意奉存候殊以此度般若坊従往古隠居屋敷ニて無役之由申出候段慥成証文も御座候哉御吟味之上委細御尋可被下置候御事以上

金剛院　印
衆乗院　同
実相院　同

元禄十二年卯ノ七月十六日

御院代　中之坊
御留主居　渡部伝右衛門殿

伊左衛門　同
多兵衛　同
権兵衛　同
大泉坊　同
宮本坊　同
武太夫　同
三左衛門　同
五郎兵衛　同
脇年寄　七郎兵衛　同
弥一右衛門同
滝之坊　同
他行　金左衛門
善左衛門　同
藤之坊　同
喜兵衛　同
宮之坊　同
月蔵坊　同
勘兵衛　同
与一右衛門同
東泉坊　同
善徳坊　同
兵右衛門　同

一、右弐通は年寄共方ゟ訴上候書付也此節此方共先祖差上候書付写左之通

一、今度学頭様上方え御引越成候ニ付御留守中中之坊御院代ニ被成候由ニ而東叡山　御執当様ゟ之御下書を以御留守中之儀御院代之支配を請候様ニと被仰渡候其節申上ハ我々両人も如先規之御条目ニ御載被下候様ニと奉願候得ハ願書指上ケ候ニと被仰出候故則願書指上申候然所ニ年寄共方ゟ我等両人諸奉行役相勤候様ニ被仰付被下候得と願書指上候ニ付中之坊伝右衛門我等両人江異見被申候は　学頭上京之砌騒動ニも罷成候得は気之毒成事ニ候内証ニ而少々被致堪忍各方ニ慥成証文も無之候得は奉行役相勤候様ニと被申候得共承引不仕寃角此方ニ而不埒明儀ニ候間東叡山江罷出御訴申候半と申候故学頭様御意被遊候は左も候は先此方ニ而可遂吟味候之間出府之儀相待候様ニと被仰渡候所内記背御下知押而参府仕候儀奉訴候依之急度可被仰付候得共勧善院様松林院様を奉頼御詫申上候故御宥免難有奉存候

一、般若坊内記両人者年寄共致諸奉行候之砌毎度両人之内壱人宛罷出可然様ニ諸事致相談可遂吟味之旨奉畏候

一、内記居屋舗上之山林自分林之由申候而猥ニ材木伐取候由一山惣連判ニ而申出候惣而一山一同屋敷附之林は無之定ニ候一山申分之通ニ而は不届被思召候由奉承知候曾以自分屋舗附之林とは不奉存候其故自分屋敷切ニ垣を仕置候間杉槻之境木之分共取払植置候諸木は前々之通ニ持続　権現様学頭様御用之節は材木指上ケ可申旨被仰渡候趣奉畏候

一、内記門前六新屋敷之事数年無役ニ仕置候而不届之由一山連判ニ而申出候由申分ケ御座候得共自今以後花本玉泉ハ相勤来候通我等支配之門前並之役儀出銭等相勤させ可申候五右衛門義ハ跡役藤兵衛と申者只今役儀相勤申候庄右衛門指置候屋敷は隠居屋敷ニ而候故住古ゟ役儀相勤不申候市右衛門只今罷有候屋敷ハ我等屋敷之内ニ而役屋敷ニ而は無御座候七右衛門事河原ニ只今は七右衛門と申者無御座候市右衛門親を七右衛門と申候此者相果候後世悴市右衛門河原屋敷持居申候而は手遠候故我等屋敷江引取乍措置役儀相勤させ申候是等四人之者共事は追而御吟味之上可被仰候之旨奉得其意候

一、内記親代ゟ一山一同三年ニ壱度之御祭礼相漏候事一山惣連判ニ而申出候旨親大坊何と存　御祭礼ニ相漏哉不存候乍企自今以後は一山一同ニ出銭等相勤之旨奉得其意候

一、般若坊門前新右衛門措置候屋敷之義役屋敷之由一山ゟ申出候旨此屋敷は隠居屋敷ニ而候故住古ゟ役義不仕候得共追而御吟味之上可被仰付之旨奉得其意候并仁兵衛儀現人指出我等門前並之役儀相勤させ可申之旨奉畏候

右表向被懸御僉議可被仰付候得共勧善院様松林院様御取扱故内証ニ而御済難有奉存候向後不背御下知候様ニ相慎可申候為後日仍而如件

元禄十二年巳卯七月五日

般若坊　判

一宮内記　判

御院代　中之坊

御留守居　渡辺伝右衛門殿

一、同此節此方共先祖差上候書付之写左之通

一札之事

一、今度私共両人義ニ付従山中連判ニ而願書指上候故東叡山勧善院様松林院様御取扱ニて拙者共手形仕指上ケ候処手形之内ニ御座候五右衛門屋敷

得役藤兵衛役儀相勤申候庄右衛門指置候屋敷は隠居屋敷ニて候故従往古役儀相勤不申候市右衛門只今罷在候屋敷ハ我等屋敷之内ニて役屋敷ニて無御座候七右衛門事河原ニ只今七右衛門と申者無御座候市右衛門親を七右衛門と申候比者相果候後は市右衛門河原屋敷持居申候而は于遠候故我等屋敷江引取乍指置役義為相勤申候と右之手形ニ書上ケ申候此段従山中合点不仕連書指上候故双方御吟味之上市右衛門五右衛門義数通之役帳従山中出し申候依之市右衛門義は我等門前並ニ役儀出銭等相勤可申候藤兵衛義篠（笹歟）本役儀相勤可申候五右衛門屋敷は出銭等は只今より出し可申候役儀は来ル辰ノ年ゟ現人指出し為相勤可申候庄右衛門屋敷は隠居有之候間は諸役出銭等不出之筈若隠居無之間は我等門前並之諸役出銭等相勤可申候七右衛門屋敷は向後指上可申候

一、新右衛門指置候屋敷儀は隠居屋敷ニて候故従往古役儀不仕候と右之手形ニ書上ケ申候此段も従山中合点不仕連書指上候故双方御吟味之上数通之役帳従山中出之申候依之我等門前並ニ役儀出銭等為相勤可申候為後日仍手形如件

元禄十二年卯ノ七月廿日

般若坊　判

一宮内記　判

御院代

中之坊

御留守居

渡部伝右衛門殿

一、元禄十二年卯七月五日此方先祖両人ゟ御別当所江差上候書付之始ニ今度学頭様上方江御引越被成候ニ付御留守中中之坊御院代ニ被成候由ニ而東叡山　御執当様ゟ之御下書を以被　仰付候と申文言相見申候右御下書と申は左ニ記置御執当様ゟ光明寺江之御書付之写扣別紙ニ有之間為心得後見候様ニと左ニ写置者也

覚

一、今度御自分上方江被罷越候付　公儀向并寺役山里共中之坊院代被致度と之事

一、山中支配之義は中之坊留守居之者と逢相談支配候而万般六ケ敷儀出来無之様ニ相守候様ニ被致度事

一、末門惣中之者三季講経年礼等之出仕付来通相勤候様ニと之事

右之条々何も尤之事ニ候間弥以左様ニ有之候而可然候書出は追而差遣可申候以上

四月十四日

願王院

住心院

棒名山

光明寺

左ニ記置処之年寄共之訴状之写は所ニ年寄共之訴状弐通記置候之内四月廿五日ニ年寄共方ゟ差上候次ニ差上候訴状歟と察申候右も味白扣写被差遣候以別紙こゝに写置候然シ是も後之為心得記置候也委敷事は不知候後見之節其心得可有之者也

奉願口上之覚

一、大坊般若坊諸奉行役并学頭江之諸役相勤不申候事切々御留守居衆江何も申達候得共時節も可有之候間其時之事ニ可仕由ニ御座候故其通ニ仕置罷在候強而申上候得は強訴ニ罷成候故只今迄及延引候然処永々御留守方

事相究申砌ニ御座候間大坊般若坊方ニ衆徒並と被　仰付候諸役免除之儀成証拠も無御座候ハヽ御穿儀之上急度被　仰付被下置候様ニ奉願候事

一、先年本勤免大坊所持仕造営破損等仕候節は諸事之役儀相勤候様ニ申候得共本勤免公事之砌　東叡山ニ而本願免を御つふし常奉行役ニ被仰付候由古キ者共儀ニ覚罷在候然処ニ一切奉行役相勤不申候段難得其意奉存候若又奉行役等従先年御除被下置候儀成証文所持仕候哉此段御尋可被下候事

一、内記門前之者町並之つぶれ役屋敷五右衛門花本玉泉七右衛門庄右衛門居屋敷以上五軒之役屋敷明置候而諸役并諸入目銭出之不申候故諸役并諸入目銭儀数年懸ケ山中者ニ難儀仕迷惑ニ奉存候殊更山中ニ屋敷不持借宅之者も数多御座候間被召上此者共ニ被下置諸役相勤候様ニ奉願候御事

一、市右衛門と申者之役屋敷明置候而御断も不申上我儘ニ段々埋出候内記屋敷ニ致シ込無役仕置候幸屋敷之内ニ七右衛門と申者人馬相持諸役不仕罷在候間諸事之諸役相勤候様ニ奉願候事

一、山中ニ屋敷附之林持候者一切無之筈ニ御座候然処内記居屋敷上之山林自分林之由申猥ニ材被伐取候儀山中之者共一円難得其意奉存候但被下置候証文所持仕候哉惣而林之儀は先年山衆談之上堂社為造営立山ニ仕差置候処我儘ニ仕候段急度御吟味被遊可然奉存候先年般若坊親と前々中之坊とケ様成儀出入出来仕東叡山ニ而及対決屋敷附之林一切無之筈ニ相究中之坊越度罷成御追放ニ被　仰付是等之趣ヲ以弥御吟味可被遊御事

一、三年ニ一度之御祭礼従前々渡シ物仕祭礼相勤申候処ニ山路ニて渡物難成殊参詣も有之砌他儀も不宜候而は一山不繁昌ニ可罷成と存幸当国諸社之祭礼其例有之事候間子ノ年一山相談之上山中上下之者打寄相改おとり（狂言）けうけん仕祭礼相勤度由奉願候処尤被思召弥以被　仰付候然所ニ内記事従親之代以来祭礼之入目并役人出不申候一山一同と申殊高前之被仰付ニも背相勤不申事一円合点不参候且又衆徒之内満福院義も一年は祭礼之入目出候得共内記と入魂故歟其以後出不申候山中ニ此両人斗ニ而候御事

一、般若坊門前之者新右衛門義代々役屋敷ニて諸役相勤来申候処般若坊御留守居衆江願被申候は彼新右衛門義一両年も諸役御除被下候様ニとの事ニ付其分ニ被指置候得共最早及十ケ年無役ニ而罷有候事山中之者共難儀仕候間自今以後役相勤申候様奉願候御事

一、同般若坊門前之者仁兵衛家町並ニ罷有数年役儀不相勤明家ニ仕火之用心ニ付山中気之毒ニ奉存候尤五人組之頭迄は一両年之内仁兵衛弟差出シ申様ニ被相届候得共に今迄年月候従迷惑ニ奉存候御事

右之条々一山惣中家持役儀相勤者は一山一等奉願候連判之義は脇年寄以下之者数多御座候間連判不加候得共何も同前奉願候両人之者方ニ奉行役并諸役御除之御証文無御座候ハヽ御穿儀之上急度役儀被　仰付候様奉願候尤証成御除之御証文出之懸御目候ハヽ、皆一言之申分も無御座候如何様ニも相勤可申候仍連判之趣如件

元禄十二年卯ノ五月十日

年寄　伊左衛門　金剛院
　　太兵衛　泉乗院
　　権兵衛　実相院
　　大泉坊
　　宮本坊
　　武大夫
　　三左衛門

五郎兵衛
脇年寄　長兵衛
弥一右衛門
滝之坊
金左衛門
善左衛門
藤之坊
喜兵衛
宮之坊
月蔵坊
勘兵衛
与一右衛門
東泉坊
善徳坊
兵右衛門

御院代
　中之坊
御留主居
渡部伝右衛門殿

一、左ニ記置元禄十二卯ノ年五月此方之先祖両人ゟ御執当様御名当ニて願書認有之候即昌数右写置こゝに書加申候得共右は　御執当様迄此節差上候儀ニは有之間数歟訳は前ニ写置処之両人書付之文言ニ中之坊伝右衛門異見申候得共此方之両人承引不仕此方ニ而埒明不申事故　東叡山江罷出可申と内記押而罷出候ニ付　学頭御立腹之由相見へ候右之通ニ候得は左之願書は認置申候斗ニ而差上不申事歟相知不申候得共後々令内見候ハ、先祖家を大切ニ相守子孫之ためを被思召被及難儀候志（コヽロザシ）をも可知之事故後ニ内見之心得ニ斗ニ是ヲ記者也即存寄は次ニ述置者也

　乍恐以書付御訴訟申上候

一、今度山門禅定院就御籠山学頭光明寺上方江御引越被成候付榛名山御支配之儀中之坊山里共ニ院代ニ被成候由衆徒年寄被召寄被仰渡候依之皆々寄合相談仕申上候は榛名山之儀　御領私領入合之院地ニ御座候得は従往古学頭御当山榛名山ニ兼（ケン）住被成候得は諸事御本山之以御威光山中静謐ニ御座候処上方江御引越被成候段如何ニ奉存候殊ニ中之坊御院代被仰付候由榛名山之儀前々より天下御安全之御祈禱所ニ而毎月臨時之御祈禱も繁多ニ御座候其上中之坊大坊般若坊は万端之用事他領ゟ申来候儀も遂相談埒明申事ニ御座候得は学頭は上方江御引越被成中之坊も留主にて何共迷惑仕候由皆々一同ニ申上候得は禅定院殊外御腹立被成候而学頭を軽しめ下知相背由被仰候間拙者共申候は一山一同之存知寄之儀殊吟味役之義ニ御座候得は御下知背ニ而は無御座候得共存知寄之儀申上候事

一、私共両人留守居を頼入申上候ハ学頭上方御留守之儀ニも御座候得は弥如先規之拙者共儀御書付ニ被召加被下候ハ、難有可奉存由申上候処口上書指上候得由被仰候ニ付相認差上候得は先日不届成儀皆々と一同ニ申上候間　御書付ニ被加候儀不叶由薄々御はかり被成候又候翌日留守居衆を頼入御書付御戴被下候様ニと様々申上候得共幾度申上候而も不叶由被仰候間不及是非御事左様ニ御座候ハ、其通ニも難仕候間江戸江罷登り　御執当様方江も御訴訟申上之由申候事

一、其翌日中之坊并留守居伝右衛門般若坊方江被参候而被申候は両人江戸江参候儀学頭禅定院殊外御立腹被成候間相止候様ニ致候へ左も候ハ、御書付ニ御戴可被下候由被申候間御尤之由申候得は八人之年寄共並ニ普請等之奉行役仕候様ニと被申候内記儀は代々不仕事ニ候得は御請難申由申

候般若坊儀万端大坊同前諸事被仰付候処ニ奉行役は衆徒並ニ中比相勤候得共貞享三年ニ御条目ニ吟味役被　仰付衆徒並ニ奉行役御免被成其節ゟ十四五年不仕候得は迷惑ニ奉存候禅定院より満福院を以内記方江御内意被仰下候は奉行役相勤候ハ、御書付ニは其方儀代々忠功之者ニ御座候間諸役免許之由御戴可被下候勤不申候ハ、御書付ニ戴候儀は不及申前々之御条目御除年寄並ニ可被仰付由御申候間能々分別仕候様ニと被申候内記申候は先日申候通先規ゟ代々不仕儀御座候得は御請申かたき由申候事右之通被為　聞召分御慈悲ニ如先規之被為仰付被下候ハ、難有可奉存候以上

上州榛名山
一宮内記
般若坊

卯五月

円覚院法印様
住心院法印様
願王院法印様

一、右之壱通は先祖認被置候古書有之依而こゝに写置候得共右之願書　御執当様方江上り候儀ニは有之間敷歟訳は前ニ記置通学頭禅定院出府被相止候様ニ被　仰付候事相見候こゝに記置即心得は子孫右之書付等令披見は此節之意味共心得ニ可相成事歟思ひよつて写戴候もの也此節之学頭江年寄共例之私曲を以讒言を加此方之先祖共江年寄共相すくめ御龍山ニ付御上京被遊候而は御留守中之坊院代ニ而不宜旁年寄共作意を以此方之先祖ゟ右等之趣学頭江かんげ(ママ)ん為申上学頭江は年寄共様々偽等申立置学頭の御にくしみを先祖共へかけ其ついへに乗り此方両人共えかくしきを年寄共うがい候謀斗ニ相見申候即昌敷兄死後に般若坊之家をうけつき候節より宝暦六子年迄の春秋様々年寄之謀斗にあい送り見置候ひしも子孫つゝしみおそるへし第一ニは　東叡山之御事次ニは当山之御別当所之御下知大切ニ相守万事御下知次第に相守我家を相続すへき者也やめし年寄共之大勢之かんねい成者共と心をあわすへからす若心おこたらは年寄之謀斗にあい難儀およひ候ハん専　当社之加護を朝夕に奉祈誠を以御別当所之御下知之趣大守り候ハ、逐日家運長久シ子孫繁昌ならん事いんし慶長之先祖之御心にも叶もの也左候得は至孝之道にも叶候ハん油断すへからす者也

右元禄出入之節之学頭は
　禅定院栄存之事也
院代　中之坊
留守居　渡部伝右衛門

一、右元禄出入之節之此方共先祖代は
　一宮内記　法名慈円代也
　般若坊　法名寂洞代也

一、元禄出入之節年寄八人と相見候此節当今宝暦六子年之事藤本坊俗名小山兵部事訳有之　公儀ニ而年寄役被　召上候節也依而八人ト有之候右公儀ニ而役被　召上候前は坊号ハ三学坊と申佐藤氏也然ル処段々学頭栄存年寄共ひいきにおもわれ候故帰役とてハ公儀之恐有之故坊号を藤本坊と改氏を小山ニ被改再年寄役栄存被申付者也

一、左記置所之天和年中之訴状扣有之依而左ニ写置者也右天和訴訟之事扨対　御別所不宜事也別而当今扨は譬如何様之事有之共少シも御別当所之

御下知相背申間敷者也左ニ記置心得は古キ事も可弁ため彼是記者也

乍恐以書付御訴詔申上候御事

一、榛名山権現御　朱印地ニ而学頭兼帯以来当学頭迄五代相続申候内就中常徳院二代ニ而三拾年余兼帯被致一山無為ニ治其上御宮造営并山里寺建立被致山中和猶以光明寺旦那不残睦存知付殊ニ先年山廻り方々境論之砌一山衆徒年寄数年抛身命在江戸仕御当山之以御威光理運仕一山安泰ニ只今迄治申候然所ニ去年度中学頭替りニ付当学頭被仰付去年御入院被遊山中之者ともへ之御心入御柔和之段先学頭御同意ニ奉存殊以去冬中山中及餓死申候処ニ下々の者とも江応分限御拝借被遊候故扶身命謹以御慈悲之段難有奉存候処ニ存外留守居我儘ニ諸仕置学頭之御外聞も如何と奉存候御事

一、先年より他所江薪出シ申候儀堅御法度ニ被仰付候処ニ去年当学頭之御代ニ罷成所々江度々薪被遣候ニ付先規より御法度之趣留守居衆江申達候得共当学頭被致候上は其薪等之儀は不苦由ニ而一円承引不被申候御事

一、去年当学頭御入院被成当山ニ御逗留之内伊香保江始而御湯治被成小平次と申者之所ニ御宿被成御燈之以後伊香保不残焼失仕候ニ付従学頭伊香保年寄共方江置一軒江三駄宛山中之人馬ニ而御合力可被成と留守居山中江被申付候間此方6申上候は先年より他所江猥ニ薪出申候儀無御座其上此薪之儀は権現末社ふきかへのため調置申候殊ニ伊香保之儀は当山神領境論仕候而于今和談無御座候間旁以御無用ニ被成候様ニと再三留守居衆迄申達候処ニ其趣留守居学頭江窺被申候由ニ而重而爰又被申付候間不及是非大分人馬出し彼地江致連送候御事

一、右之伊香保之御宿并親類共当山江往来之節度々山中6人馬役義ニ被仰付候ケ様之先規ニ無御座役等迷惑ニ奉存候御事

一、去冬当春両度当山下山　権現造営破損料之立山江野手入被成候儀末社等之修復可被成由衆徒年寄江被仰候得共其由手銭之員数何ほと御座候も御しらせ不被成于今修復之沙汰も無御座候御事

一、当春当山ニ徒者御座候ニ付御追放ニ相究申候而当山於二五門前ニかえ品々札ニ書付三日さらし申筈ニ留守居被申付候然共四月中当山大会殊ニ八日は大祭礼ニ御座候由申候得共承引不申其上当山境内斗御払被成候様ニと申候得共合点不被致御公儀御関所大戸送越申候様ニと右之札共ニ指添其者ニ縄付なから山中年寄両人ニ被申付候間則年寄共申候は御　公儀御関所之儀ニ御座候得はケ根成者御通被下候様にとハ被申間敷候と様々申候得は留守居申候者学頭之下知背と被申候間無是非御意次第ニ召連申候処ニ彼於御関所御番所衆中立腹被申候間召連罷帰其之段委細申候へハ其以後横川御関所を送越候様ニと被申付候得共右之大戸御関所之様子申召連不申候ニ付留守居衆被及難儀候而其後境内斗を御払被成候右両御関所江之手形文言相替り申候ニ付其手形之写并札所持仕候御事

一、当山竹之儀は　権現御為并当寺別当為御用ニ前々より住山之者所々に植置殊外数辛苦を銘々持主御座候而年々養育仕又ハ持主私用ニも遣申儀ニ御座候処先規無御座里見より持主ニ断も無御座我儘ニ竹大分伐取被申候段迷惑之由留主居衆江申達候得共一円承引無御座候御事

一、先学頭常徳院当山御上ケ被成候節別当什物帳　御役者様江被指上則其之合帳一通衆徒年寄其ニ御渡置被成候然所ニ其帳を留主居披見被申度由ニ而当座借ニかり被申候而かへし不被申候間度々御かへし候様ニと申達候得共于今御かへし不被成候御事

一、二王門之内御　宮通通古木（ぼく）しけり就中神木ニ御座候ニ付往古より　権現之御用之外伐不申大切ニ致立来り候殊当学頭御入院之節二王門之内弥以先規之ことく神木立置候様ニと被仰付候然所ニ今度留守居学頭御下知を

も不窺独心ニ而何之用事も無御座及百本徒ニ薪ニ伐取被申候ニ付此方より申候趣　権現御為学頭御為ニ不吉之儀我儘至極之被成様此段は学頭迄御注進可申上と相断候得は却而腹立致悪口被申候此段学頭江為御注進之東叡山迄衆徒年寄之内にて二人指越申候処ニ学頭江戸御発足被成候跡江罷越候ニ付御跡を追道中前本庄御泊之宿ニ而右之注進之趣以口上書指上申候旅宿故何之様子も不申上罷帰候其里見江御着以後度々注進之趣御諫申上候処ニ山中之者とも注進申上候処神妙之儀とも権現之御為学頭之為を被存之段委細ニ御聞届被遊候由ニ而注進之道理を御立可被仰付と御意被遊候間恐悦ニ奉存罷有候処ニ翌日被仰付候様子右之御意とは各別相違ニ御座候其趣は留主居此度神木独心にて用事も無之ニ伐候段卒忽なれとも神前近所岳之影も見え候ために伐候得へハ是も留守居　権現江之中奥ニ候得は赦而不苦殊ニ其跡ニ杉檜可植置間奥澄えためなれは不苦と被仰候ケ様成異変之御意被遊候段何とも迷惑ニ奉存候右之様子御意被遊義ハ偏留主居自分之悪事を学頭江推自分ハ亦学頭之以御権威山中之者共此度御注進申上候儀ヲ懸而徒者と申おとすへきため不儀之義とも学頭江御諫申上候を御用被成候故御異変被遊候かと奉存候其故ハ学頭一両日之内御登山被遊可被仰付旨御意候得とも数日御延引其内山中弥難義仕候間又右之注心　権現之御為并学頭御為ニ心無御座段於神前三山之午王ニ神文仕致血判里見光明寺末寺常福寺を頼入学頭之御披見ニ入申候得共一円御承引不被成候神職之上ニテ神文仕候を御用不被成候段弥留守居自分之悪事を陳住山之者とも悪敷様ニ勧被申上候ニ紛無御座候因茲留主居追日奢野心越非儀之仕置可申付候得は山中騒動賄申間敷と迷惑ニ奉存不及是非御訴詔申上候御事

右之条々仰願は御末山之儀ニ御座候間単御慈悲被下置一山無為（異歟）ニ罷成候様奉願候右趣被召出御尋之上委細口上ニ可申上以上

横書

天和二年戌極月

円覚院様

榛名山
中之坊
金剛院
実相院
万福院
泉乗院
大坊
一宮三郎兵衛
小川七左衛門
佐藤権兵衛
三学坊
宮本坊
小山八右衛門
石留武右衛門
設末三左衛門
佐藤五郎兵衛

一、東叡山　御門主様江　御目見之事

慈眼大師様江先祖大坊毎歳年始之御礼御目見相勤従夫　御代々　御門主様江毎年手始之御礼　御目家督相続之節残目御礼相勤来候事般若坊は大坊弟ニ而分地願之通被　仰付是又同格ニ諸事相勤可申旨被仰付　御目見も毎歳手始并家督之節残目御礼共ニ大坊同様ニ相勤来候事両人共悴有之候節は父子共ニ　御目見相勤候事

但シ悴は毎年相勤候ニも不極勝手次第ニ成人之節は二三ケ年ニ一度宛も相勤申候也座之次第は内記外記内記悴と加様ニ相勤候也

献上金百疋宛（内記外記）両人共ニ同様也　御執当様方江は青銅三拾疋宛差上候悴
相勤候節は別ニ金百匹　献上有之候也
一、御本社無目敷居之内階下迄大坊般若坊は入候也依之檀家江　御幣頂戴
為仕候ニも階下迄参所他衆ゟ請取願主江為戴候也年寄共其外等ハ無目敷
居之外ニ而受取候也無目敷居之内江入申候事ハ不相成候先例也
一、毎月朔日　御祭礼之事両人は壱人祭（三月八外記　五月八内記）右之通先格相勤申候事
一、五月節句　神前江粽百把献備仕候（大坊　中之坊　般若坊）同様歳暮木山中ゟ相納候衆徒
并大坊般若坊は御社頭之此木焼木斗相納候也
一、役かや荷上銭山留人足箸かき等之役は衆徒大坊般若坊は相勤不申候事
一、御関所常番人江給金は年寄脇年寄脇々之者迄毎年指出申候衆徒大坊般
若坊は差出シ不申候事但シ衆徒五ケ寺大坊般若坊都合七人ニ而番所畳表
替仕候事
一、当山御番所被　仰付候節之事
寛永八未ノ年九月廿一日御順見小幡孫市様塚原次左衛門様右御両人ゟ被
仰付番人両人宛指置可申旨右も被　仰渡候事
一、毎月定日　御社頭ゟ御別当所前迄掃除之事　年寄致頭其外不残罷出致
掃除候也右頭役并人足も衆徒并大坊般若坊は相勤不申候事
一、御祭礼之節（四月九月）役割番人別帳五人組帳宗門帳改書上五両金割番是等は
年寄共順番ニ相勤大坊般若坊は相勤不申事
一、諸願事　御別当所江直ニ申上月番之年寄江は指出シ不申先格也
一、大坊般若坊は月番役相勤不申候事年寄共順次ニ相勤候先例也是等之訳
寛延二巳年（数）由緒書ニ要記
一、元文元辰年冬之頃　東叡山寿昌院全具法印様当山御兼帯被成候節衆徒
惣代壱人年寄惣代壱人一ケ月ニ壱度宛三月三日　御門主様江年頭之為御
礼御目見仕度旨学頭寿昌院様迄願上願之通被　仰付元文二巳年ゟ衆徒壱
人年寄壱人毎歳年始之　御目見三月三日是ゟ相勤始申候事
一、元文二巳年右衆徒年寄　御目見願之通被仰付候ニ付同年正月十八日先
達而大坊般若坊方江　学頭寿昌院様ゟ御状被成下御文言左之通
一、簡令啓達候然は其山衆徒年寄惣代壱人宛准后様江毎歳年頭之御礼申上
御目見被仰付被下候様ニと奉願候処則願之通旧臘被仰出当春ゟ相勤候様
ニと申遣候其元両人は前々ゟ御礼被申上候就夫其両家は於其山家柄出格
ニ而常々出合ニも家督は勿論雖為部屋住衆徒之次座年寄之上座ニ而候間
御目見之節も右之座次ニ被　仰付被下候様ニとの事具ニ執当中江申達候
処御聞届尤部屋住ニ而も年寄惣代ゟ先ニ被相勤候筈〝候左様〟可被相心
得候来々紛候義も可有之哉と為念右之段申入置候不宜
　正月十八日　　寿昌院
大坊　　全具　御書判
般若坊
右之通被成下候御状本書は般若坊方ニ有之候写大坊ニ而も所持候事
一、御門主様江年寄　御目見仕始は元文二巳年三月三日也此年年寄ニ而相
勤候者左之通
衆徒惣代中之坊
年寄惣代原田采女吉本坊也
一、御門主様江年始之　御目見之節悴共ニ相勤候事為後例左ニ記
元文三年午ノ三月三日外記重政悴三右衛門共ニ相勤元文四年三右衛門事
同性内記方江養子遣ス元文五年申ノ三月三日内記願重同道ニ而悴三右衛
門外記同道ニ而悴幸之助三右衛門弟也相勤候也寛保元酉年三月三日内記
共ニ悴左司馬三右衛門名改外記共ニ悴一旦幸之助名改寛延二巳年三月三
日外記同道ニ而悴軍平一旦弟也相勤候也左司馬事は寛保元酉年出府之節

東叡山於慈円御代勧善院様三右衛門年廿二才ニ而死去ス法名覚□観月道空居士一旦事は後ニ嘉吉と名改延享三寅年五月三日行年廿三才ニ而死去ス法名恵雲院義仙亮光居士

一、寛延元辰年六月当山学頭本叡山寿昌院全具勧善院江御移転被成候当山御兼帯御上　従此年東叡山両御執当様江御預ケニ被　仰付候此節之御執当方覚王院様伝解院様覚王院様御手替千光院様伝解院様御手替恵雲院様当山御留守居は寿昌院御兼帯之節被相勤候円乗院暫被相勤候右円乗院は退役後衆徒千乗院住務被仕候円乗院寛延二巳年十一月朔日迄被相勤従是前橋善光寺江御留守居被　仰付仏乗院と称号申候事

一、右仏乗院御出被成年寄共江　東叡山ゟ今般被仰付候は御祭礼仕方太々御神楽執行之節之事年寄由緒書勤方等之事　御尋ニ候間書上候様ニ仏乗院被　仰渡則年寄共書上候事

一、此節我等両人檀中江罷出留主ニ付両人帰宅之節被　仰渡候は其方大坊般若坊両人由緒勤方等　東叡山従　御執当様覚王院様信解院様　御尋候間書上可申旨被仰渡候年寄共方江は先達而段々御尋之趣申渡先達而書上候両人は他出ニ付此度申渡候由被　仰付之由緒書寛延二巳年十二月両人書上申候事

一、翌午年右指上候由緒書相違之儀も無之候哉円乗院江為見若相違も有之候ハ、直シ申候様従仏乗院ゟ被　仰渡候間円乗院江持参為見申候処相違之儀は無之候得共文書不宜事も相見申候間直可申由ニ而則被遣候間其之通認差上申候

由緒書

一、今般従　東叡山拙者共両人由緒并勤方等之儀御尋被指置候様ニ被仰候ニ付被　仰付候趣承知仕奉畏書上候御事

一、拙者共先祖は住古ゟ当山久住之者ニ而本坊大坊中之坊と申候而三別当職ニ而相勤来候由申伝候左門ゟ五代已前法名山周と申候迄は先祖ゟ数代只今之御別当所屋敷ニ居住仕候則只今之御別当所之御台所は拙者共先祖台所ニ而其後御造無御座今以御台所ニ罷成候而御座候

一、右之屋敷之替地丙沢（西カ）ニ而被下置住居仕候所正徳三年已八月十五日焼失仕候付只今罷在候町並之屋敷江引移り申候只今之屋敷は夫迄ハ門前之者共差置候地ニ而古来ゟ拙者抱之地ニ御座候

一、左門養父内記事兵蔵と申候所家督相続之上は先例之通内記と相改候様ニ被　仰出候則其節　両御執当様ゟ御取持之方江被下候御手紙申請所持罷在候付写候而入御覧申候

一、拙者ゟ八代已前之大坊大進と申者里見光明寺は代々菩提所ニ御座候ニ付彼寺十五世宗海法印様と申談　東叡山御末寺ニ奉願候所願之通被　仰付候其節　権現様ゟ　御墨印被成下慶長十九年ゟ榛名山光明寺と申候

一、右之節　慈眼大師様ゟ大進方江　御墨付被下置其以後家督之御礼且毎年年始之御礼　御目見仕来候成人之悴御座候節は父子共ニ毎年　御目見被　仰付候而相勤来候御事

一、大進実子無御座候ニ付其節甲州浪人武田何某と申者雖□内類ニ而御座候を引取養子ニ仕遺跡相続仕候此節　慈眼大師様ゟ一宮と申苗字拝領仕候而夫ゟ一宮と名乗候由申伝候

一、萬治元年極月廿七日之御下知状今時御別当所ニ御座候ニも学頭衆徒中大坊と被成下候則写候而入御覧候御事

一、慶長十九年　慈眼大師様ゟ諸役御免之　御墨付頂戴所持罷在候所ニ正徳三年西沢之屋敷焼亡之節　御墨付并代々家之旧記等不残焼失仕候依之享保年中拙者共家筋目之義段々申上候所ニ旧記御考被遊候而　慈眼大師

様ゟ被下置候　御墨付之御写御書替被遊候而被下置頂戴所持仕候是又写候而入御覧候御事

一、七代以前之大坊法名忠海と申者男子両人御座候ニ付次男江分地ニ仕度旨奉願候所願之通被　仰付般若坊と申坊号被下置諸事大坊同様ニ相勤可申旨被　仰付年始之御礼等大坊同様ニ相勤来候成人之悴御座候節は是又父子共ニ一同ニ　御目見相勤来候

一、拙者共両人は先祖ゟ諸役御免ニ而罷有候所無役ニ而罷在候義如何ニ奉存為冥加役義相勤申度旨奉願候処貞享三年十月御別当所江御下知之御条目被成下候節

十二ケ条之内ニ相見候

一、大坊般若坊両人者一山用事有之時は当月番之年寄と立合諸事遂吟味可受学頭之下知事

附り年寄月番役弐人宛可相勤之事

右之通ニ御座候此時ゟ吟味役と申役義初而被仰付候其後諸普請又は道普請等有之候節は拙者共両人之内壱人宛罷出候而吟味相勤年寄共罷出奉行役相勤申候御事

一、御宮本ニ今時御座候大般若六百巻は拙者共先祖本願ニ而奉納仕置候毎年此御経を以御留守居并衆徒中拙者共年寄九人脇年寄之者迄罷出転読天下泰平之御祈禱仕候

一、大晦日ゟ　御社頭参籠其外式日御祈禱且臨時之出仕等衆徒中同様ニ相勤候

但シ於　御社頭着座之節も拙者共両人は衆徒之次座ニ而左之方左門右之方外記着座仕候成人之悴御座候節は悴共は拙者共之次座年寄之上ニ着座仕来候御事

一、毎月朝日月并御祭礼当番ゟ　神酒御供等献備於　神前ニ御留守居并衆徒中拙者共両人年寄九人脇年寄拾五人出仕法楽祝祠仕候当番之次第は毎年正月四月十二月は御別当所二月は中之坊三月は外記五月は左門十二月は金剛院相勤候是を壱人祭と申候右之外は衆徒三人年寄九人拾弐人ニ而十二月町中之者拾二組合寄合祭ニ仕候而入用割合出祭申候毎年極月朝日来年迚組合祭之分圖取ニ仕相定申候組頭は右拾弐人ニ而御座候拙者共は毎年壱人祭ニ而両人共右之通相勤申候壱人祭と申候は右之入用壱人ニ而指出候　御法楽相済御留守居并衆徒中其外不残於棲門　神酒御供頂戴仕参詣之者江も為戴申候

一、九月　御祭礼之節　神輿御供ニも両人共ニ古来ゟ熨斗目麻上下乗馬ニ而供奉仕候

一、檀中江　御幣頂戴為仕候儀衆徒中并拙者共両人斗は古来ゟ　御本社御幣殿階下迄所化衆御持参拙者共階下迄参候而請取之願主江頂戴為仕又階下迄持参相渡申候右之通両人共ニ衆徒中同様ニ古来ゟ相勤申候御事

一、御本地堂柴焼本伐之外御別当所并里見江歳暮木は衆徒中同様古来ゟ相納不申候

一、町並諸役等之内山中道普請等人足家来指出シ候其外出銭等指出申候但シ御別当所荷付銭萱刈人足箸かき山廻り伝馬之義は町並以組合指出来り申候

一、御関所常番人給金年寄其外一山中ゟ指出シ申候衆徒中并拙者共両人は古来ゟ指出シ不申候

但シ番所畳表かへハ衆徒五ケ寺拙者共両人ニ而仕来り候

一、毎月定日　御社頭御庭ゟ御別当所裏御門前迄之間掃除仕候事年寄を頭ニ仕脇年寄并脇々之者以組合掃除場を定メ置頭ゟ組下江相触面々罷出掃除仕候衆徒中并拙者共両人は右之組頭役并掃除人足共ニ古来ゟ御免ニ而指出不申候御事

一、四月九月　御祭礼之節指図番之義年寄九人之内ニ而弐人宛順番ニ相勤申候拙者共両人は古来ゟ相勤不申候御事
一、五両金割番之義年寄九人之内ニ而順番相勤拙者共両人は古来ゟ相勤不申候御事
一、宗門改帳五人組改帳人別改帳右三通り之帳面書上候義年寄九人之内ニ而順番ニ相勤拙者共両人は古来ゟ相勤不申候御事
一、不依何事願伺等衆徒中同様古来ゟ御別当所江直ニ申上候御事
右之通相違無御座候若相洩候儀も御座候ハヽ、追而書上可申候以上

榛名山般若坊
一宮外記　重政　印
大坊
一宮左門正命　印

御留守居
仏乗院

一、慈眼大師様ゟ頂戴仕候　御墨付御書替壱通
一、萬治年中御下知状御別当所ニ相納有之候右之御写壱通
一、享保年中御下知状壱通
一、寿昌院全具法印様ゟ被下置候御書付壱通
右之段　東叡山先達而　御尋ニ付写入御覧候通無相違所持仕候已上

十二月

右之通是迄由緒書壱冊ニ相認指上候円乗院朱を以被直候書別有
一、寛延三午年御留守居仏乗院年始之礼御勤之事旧年御手替様ゟ之御差図之由ニ而当春ゟは衆徒中大坊般若坊年寄之内は月番江斗為年始御出被成候ニ付年寄共先例之通御出被下候様ニ円乗院を相頼達而相願候ニ付仏乗院不届ニ被思召御吟味被成候所年寄共江戸表江罷出申度旨御添簡御留守居江相願候所御添簡不被成候所達而江戸表江出府仕左之通訴状を以色々謀斗仕候得共御取上無之罷帰弥其後は御留守居御年礼衆徒中大坊般若坊年寄江は月番江月番江斗御出被成候事
右之節年寄共於江戸表指上候訴上之写左之通

乍恐奉窺候口上覚

榛名山年寄
早川主膳
小川主馬
小山兵部
佐藤頼母
原田内蔵
佐藤求馬
小山玄番
佐藤左京

右八人之者共奉申上候榛名山之儀去々辰六月中勧善院御預り被差上両　御院家様御預り被仰付候節衆徒惣代中之坊年寄惣代佐藤求馬右為御届罷出候処　覚王院様御前被召出自今以後其山之事我等之両院江御預被　仰付候然上は不依何事先格之通少も相違成義は無之候間此旨相心得一山惣役人共江為申聞一山静謐ニ相治候様ニ被　仰付難有御請申上　御奉書頂戴罷帰申候其節勧善院御方ゟも御引渡之覚書被成下候ニも以来両　御院家様御預被仰付候得共外之住持替と違何ニ而も先格之通相替候事無御座由呉々被仰下候猶又中之坊求馬可為演説旨尊書頂戴罷在候御留守居之御義先円乗院被為　仰付去己十月迄先格之通不相替御務被成候因茲　御社頭出仕　御公用并山中用事等都而先格之通相慎相務罷在候然処ニ去己十一月朔日御留守居仏

乗院御登山被成当正月元日ゟ種々先格御改被成候義被仰付候間右
御両院家様　御意之趣相守罷在候得共仏乗院思召ニ相叶不申其上揺者共
方江　准后様　御意違背之者共と重キ御難題被仰懸候ニ付迷惑至極奉存候
不及是非乍恐奉伺候御事
一、旧冬十二月朔日　御神前御祈禱之節早川主膳悴新蔵義先格之通　御拝
殿着座出勤仕候処同三日小川主馬被召寄御内意之由ニ而被仰渡候趣当朔
日主膳悴御拝殿着座之場所不宜候殊ニ前髪立之者ニ有之候間向後は親之
膝本ニ差置可然候尤所髪払候者は格別之由被仰付則右御内意之趣主膳方
江為申聞候処御尤御請仕候其後同大晦日御祈禱之節佐藤頼母悴舎人儀先
格之通御拝殿着座出勤仕候処正月元日夜御祈禱恒例之通相済
一、御留守居楼門江御下り左門方江御咄被成候は旧冬主膳悴　御神前着座
之場所不宜存候間内証ニ而主馬呼寄申付候処仲間之者共江不申聞候哉昨
夜舎人右之席ニ着座之事不得其意主馬召寄可遂吟味候得共元日故差扣申
候由被仰付候ニ付翌二日左門罷越主馬方江内証為申聞候間則主馬御別当
所江参上仕候而申上候は旧冬被仰聞候儀は前髪立之者ニ而前髪払候者は
格別之由被仰聞候様奉存候故外之者江は不申聞候若承違ニ而御座候ハヽ
御宥免被下度願上候処被為御聞届候左候ハヽ此以後之義着座如ニ前御座
候哉明後四日為御年始衆徒并当月番両人左門軍平方江斗御出被成相残候
年寄江は御年始無御座候由物語仕候ニ付罷帰仲間之者共江申聞候処去正
月迄衆徒年寄不残江御出被成下候処此度先格相違候儀気之毒ニ奉存仲間
之者共衆徒仕先格之義申上候も恐多且不申上候而は去々年中段　御上被
仰付候御意之趣違ひ彼是難儀仕候ニ付御年始御出之義従御内々讃ニ御隠
居円乗院御頼申候ハヽ可然奉存候故仲間之者共衆徒仕候而年上之者主膳
主馬頼母何可為仕哉と申上候処先格之座席不宜候間衆徒年寄之下座居候
而可然由被仰渡御拝殿四方ニ弐間半之所衆徒年寄拾六人左右弐間半宛は
脇年寄拾五人着座仕表通拾六人並居候も漸相詰候間従古来前例通供僧并
衆徒弟子之次座年寄之子共着座仕来候処相改候様ニと被仰付候事迷惑ニ
奉存候得共被仰出候事違背仕候而は不宜奉存御差図之通出勤為仕候御事
一、同正月二日小川主馬御別当所江罷越候所御台所役人政右衛門主馬方江
承候は当月番誰々三人罷越御頼申上候様ニ相談相究申候間右三人参上仕
右之訳御頼申上候処御尤被思召相成間敷事とは存候得共難□山熊望ニ候
間罷越可申由ニ而則御出被下候処以之外御立腹ニ而明日之儀江戸表江相
伺候義も難相成候間当月番之外相成申間敷由御挨拶候段三人之者江御断
ニ御座候故無是非御事と奉存罷在候処同三日当月番被召寄被仰渡候趣は
円乗院を以内証申入候趣致承知候処至極不届之致方　准后様御意違背之
者共ニ候間急度吟味可申付済右申込候儀ニ付頭取之者可有之候間其者捕
置可申上由被仰付候上ニ而同四日御年始思召之通御務被成候右被仰渡候
段皆々驚入奉存早速寄合衆徒仕候処　御意違背と被仰出候事至極大切之
御義如何可仕哉と歎入奉存候得共懸盲之者共心得違不届之願仕候哉と奉
存衆徒中頼入候而再三御詫申上候衆徒中被申候は此節天下国家御祈禱被
仰出御修行詰願も無御座御祈禱出勤之者共何分之不調法御座候共御用捨
奉願候殊更　御意違背と被仰出事別而大切之御事一同歎入奉存候間幾重
ニも御宥免被下候様ニと達而御詫被申上候得共弥以御立腹御承引無御座
七草早朝衆徒并左門軍平当月番両人被召寄右頭取之者可有之候僉儀仕候
様ニ被仰付候間種々被致吟味候得とも八人一同ニ而頭取之者曾而無御座
候由申上候処然上は此方より頭取名指可申由ニ而則主膳頼母両人ニ相究
候由被仰出候其子細は円乗院頼罷出候事是頭取之証拠之由被仰候由左候
ハヽ其節御隠居所江罷越候は主膳主馬頼母都合三人一同罷越候所主馬を
は御除被成候事如何之思召御座候哉と翌日右役人被召寄候節主馬方ゟ政
右衛門を以申上候処強而無御吟味右役人共江被仰渡候趣は　准后様日光

還御後来月中旬迄ニ　東叡山江申達急度御吟味可被　仰付候間其節迄主膳頼母両人遠慮申付候主馬義は当月番ニ而相役左京を差置隠居所江罷越不届候間当分逼塞申付候と被仰付候御意重奉存候間無是非御請仕罷在候八人一同ニ而頭取ト申者曾而無御座候得共此儀奉願上度奉存候得共　御意違背と被仰出候ニ付重キ御儀と奉存其段義不申上候

一、翌九日逼塞被　仰付候主馬方江左門を以御内意被仰下候趣は昨日三人之者共江御咎被仰付候ニ付相残之者共一同之由ニ而自分之致遠慮十四日御祈禱江も出勤申間敷由粗及聞候左候ハ、猶々吟味之上急度可申付存候間出勤候様相残之者共江申通候様御内意御座候由且貴殿逼塞之儀も近々御訴訟差出候ハ、御用捨可被下思召之由左門物語仕候処主馬申候は御意之趣忝奉存候得共当分逼塞罷在候私仲間江申候事難成候間貴殿思召ニ而何れえ成共御連達可然と挨拶仕候処左門申候は外えは遠慮存候間其元ゟ御通達候様ニと達て申候間左候ハ、誰ニても相見え申候ハ、可申聞候私御訴訟之義は三人一同被仰付候事拙者斗は難申上候間其内見合皆々相頼可申候と挨拶仕候得は左門は罷帰申候

一、翌十日当月番左衛門被召寄今日ゟ主馬逼塞御免候間出勤候様政右衛門を以被仰渡候間則主馬方え申渡候処主馬儀思之外早速象御免難有仕合奉存候段御請仕則日御礼ニ罷出候八人一同之義御礼明も無御座三人御咎被仰付其上三人之内主馬をは御訴訟も不仕候処御許客被仰付候義御賢慮之程乍恐難斗奉存候愚盲之者とも惣多御事奉存候得共此度之一件仏乗院御賢慮より思召被出候御事とは聊不奉存候邪智奸佞之者構私曲讒言申上候御事歟と奉存候去冬ゟ御住山之間も無御座拙者共表向御用之節は取次役人を以御用被仰付直々得御意候儀は一両度宛は無御座候親諫御隔意御尤御儀存候得共元日ゟ七草迄種々御難題被仰懸十五日迄は天下国家御祈禱殊更臨時之御祈禱御修行之節結領も無御座候内右御祈禱出勤人数之内御咎被仰付候儀こそつて歎敷奉存候御意違背と被　仰懸候儀　神慮之御恵も無御座歟と一同歎入奉存候述懐恐入難申上御儀ニ御座候得共左門抔義は江戸従来之御馴染と及承候得共別而被懸御目朝夕御咄相手千乗院軍平是又被懸御目平生御居間迄罷通御心易得御意候段冥加至極羨敷奉存候外衆徒中も邏巡御居間迄罷通候様ニ被仰付候而も自然と御隔意之由山中風聞格別ニ及承申候剰左門儀は大晦日ゟ七草迄恒例御祈禱参籠被累年衆徒年寄は　御本地堂参籠仕御留守居は上楼門御参籠被遊威儀を正し従往古衆徒年寄之内御同間御同席参籠仕候儀曾而無御座候於当山　御社頭之儀は大切之御場所御座候故此度悴共着座之義も先格之通相慎着座為仕候得は思召ニ不相叶新規御改被仰付候然処左門義は詫病気御同間参籠之願御台所役人政右衛門を以奉願候処御許容之上御留守居御枕並疫臥同様ニ参籠仕候事冥加至極山外迄も吹聴仕候彼之者共儀は拙者共仲間ニ而年寄名目一同ニ相務候者忝　准后様御名代御務被遊候　御方様疫臥同様御免之事乍恐奉絶言語候先達而申上候通何ニ而も先格之通相守候様被仰付御請仕罷在候故表向先格之訳申上候而も可然奉存候得共憚多奉存候間従御内々申上候得共右之御難題被仰付規ゟ越左門願之通御同間御枕を並申度抔願上候ハ、則座之厳科も可被仰付候哉と奉存候右之通左門抔義は御憐愍厚拙者共儀は御憎染深御偏頗之様ニ奉存候義倫識者之取成候御事と奉存候

奉始当社仏神三宝をも奉恨候愚意乍恐御憐愍御聞済被下置候様奉願上候

一、御社頭御手水場　御制札旧弧等八日新規御建被置候楼門ニも親御掟書御張紙乍恐御尤之御義奉存候済山中諸役人江は一向表向被仰付候義無御座候故御制札之訳存候者無御座候手水場御制札は板札御認月日之下ニ目代と御書付被遊候於当山只今迄目代と申御方古例不奉存候間何れ之御方目代と奉称候哉乍恐奉伺候右制札ニ付何様之御僉儀可有御座も難斗奉存

候其節目代と申御役人様存不申候而は不調法奉存候間乍恐奉窺候

一、先御留守居円乗院御役之節迄は新御法度も無御座旧式ニ而寿昌院御代ゟ御留守居廿ケ年来御務被成候処一度もケ様之御事　上々様方懸御苦労候御儀無御座一山静謐相治　御社頭并山中共ニ追日繁栄仕　御社頭御修復其外思召之御願望御座候節は衆徒年寄被召寄思召寄存寄共ニ御熟語之上御企被遊候故何れも御篤望首尾能成就仕　御社頭御繁昌於遠近吹聴仕候正月中は別而　天下国家御祈禱之最初万端御慎抽丹精御祈禱専要被思召候間右之通追日御繁昌仕候哉と千今山中之者共御賢慮奉慕候此節之儀は正月元日ゟ種々御難題殊ニ重キ　御意違背と被仰懸候得共拙者共努と御意違背之筋とは不奉存候右申上候通三年以前従覚王院様何事も先格之通相守候様被為　仰付候得は相改候御儀は拙者共ニも兼て相心得候様ニ前広ニ被仰付可被下置候処其沙汰も無御座御内々ゟ先格之義一通申上候儀を　御意違背之者共と被仰懸候義何れも沈相渡難入奉存候誠以拙者共仲間滅亡之時節一山衰微之基と乍恐下愚之賤智以　御慈悲御救被遊被下置候様偏ニ奉願上候以上

寛延三年午正月

榛名山年寄

小山玄番

佐藤求馬

原田内蔵

小山兵部

覚王院法印様

信解院法印様

御役人中様

一、右之通年寄共訴状差上候得共御取上無之罷帰申候右一件年寄共申上候は皆謀斗を以加様相認申候事ニて候終ニ相記候四人之者則江戸江罷出候者共也右年寄共罷帰以後如何存候哉我等江戸え御年始ニ罷出帰宅候節ゟ両人方え不通仕候ニ付御別当所え両人方ゟ同四月口上書差上候写左之通

口上覚

一、此度拙者共両人江戸表ゟ帰宅仕候而以後年寄方ゟ衆徒実相院を以申候は左門軍平事此度東叡山迄申立候訴状之内ニ入申候ニ付仲間申合不通可仕候由申越候御存之通拙者共一切何ニ而も覚無御座候処江戸表ニ而何様ニ申上候哉無心元奉存候乍然拙者共方ゟ年寄共江訴訟可仕筋も無御座候先年ゟ拙者共両人は何事ニ付候ても彼者共ゟとやかくともまれ様々難題被申懸難義仕候御存之通　御宮本其外町中ニても朝暮参会仕候処町中なとニて出合候節も格外成過言被申懸何共山中之者共えたいし候而も気之毒ニ奉存候其上　御上より先々拙者共両人えは相応ニ格式被下置山中ニ而も人々左様ニ心得罷在候処毎度格式ヲもつふされ此節別て平外成挨拶等被致何共山中之者えたいし面目次第も御座仕合気之毒ニ奉存候間無是非申上候就夫先々ゟ何事ニ付候ても難題被申懸候次第席ヶ間敷御座候得共一々書付御覧ニ入申候事

一、檀方江御幣頂戴為仕候義も衆徒中拙者共両人は先年ゟ　御本社御内陳階下迄所化中御持参被成候所拙者共階下迄伺公事候て請取之願主江頂戴為仕又階下迄持参相渡申候年寄共は　御拝殿と　御幣殿と之間無目敷居之外ニ而所化衆ゟ請取之又右之所ニ而相渡申候先年左京祖父沢之坊無目敷居之内え壱足踏込候故御咎ニ而七日遠慮仕御訴訟ニ而奉誤相済申候尤内蔵壱人御年男御料理人等相勤候ニ付節分大豆蒔御膳献備之時斗御内陣迄罷越候檀方え　御幣頂戴為仕候節は無目敷居之外ニ而相勤申候右之通御社頭其外何ニ而も格別之わけに相勤来候得共彼者共は大勢拙者共は両

人故朝暮共ニ少々之事ニ而も種々難題申懸町中ニ而も不相応之過言等（障害ありて不明）　御座候隣家之事ニ而候得は両人共旦方廻り（同不明）之節も有之候事ゆへ何様之用事も可有之（同不明　）候間此方ゟは随分親敷仕候得共彼者共ゟ不通等常住難題被申懸迷惑仕候事

一、近年太々神楽始り候已後御宮出仕番割詰番等月番ゟ相触候ニ付衆徒中拙者共両人迄年寄と座次ニ不構不順ニ書載回章相触候尤配当料等も月番ゟ受取候ニ付触下之様ニ罷成候而気之毒ニ奉存候殊ニ中之坊金剛院去年中迄は諸事願等相番之指出候ニ付拙者共ニも月番え指出候様ニと被申候得共此方ゟは先格之通御別当所迄差出来候諸事彼者共指図請不申候故常住彼是申かけられ致迷惑候山中之者不残彼者共之威勢恐申候得共拙者共両人斗は指図受不申候故諸事難題申懸候事と奉存候

一、去ル亥年内記当山え引越申候婚礼之節年寄共所持相願申候得共彼者共申合参り申間敷由内証ニ而相談仕候間□父内記色々私談仕漸参り取持呉候事

一、去ル己年外記悴軍平婚礼之節も右之通申候故内記彼者共内証え参り私談仕漸々参り所持候ヶ様ニ何事ニ付候而も彼是と拙者共両人え難題申懸難儀仕候事

一、去ル辰年六月中内記江戸親類共方え内用御座候而出府仕候節寿昌院勧善院え御移転被　仰付候ニ付幸之儀と存御移転之御祝儀相勤申候其頃外記悴軍平檀用ニ付出府仕合罷在候間是又御祝儀申上罷帰申候処衆徒年寄も壱人宛出府仕御祝儀可申上由ニ而中之坊求馬罷越申候処　両御執当様右両人罷出候義を御聞及被遊　御奉書持参仕候様ニ被　仰付御奉書持参仕候右両人出府之入用山中え割懸申候拙者共両人は右之訳ニ而御祝儀相勤候間両人は右之訳ニ而御祝儀相勤候間割合指出申候而は二重ニ罷成候間割合出申間敷と申候得は年寄得心不仕中ニも主膳頼母申候は其元両人は幸之出府ニ而相被勤候我等共ハ其上　両御執当様ゟ大切之御奉書持参仕候間是非々々為出可申由申候ニ付彼是見合罷在候処円乗院被申候は内記外記両人方ゟ出申間敷由尤候年寄共熊々出府仕候間是又尤候左候ハヽ半割出可申由被申候ニ付迷惑ニ御座候得共円乗院被申候事故無是非御請仕半割ニ指出シ相済シ申候衆徒年寄惣代壱人宛年始為御祝儀出府仕候入用之外臨時之入用御祝儀等出府仕候節は衆徒年寄惣代と名目を出候而入用山中え割懸申候は不得其意候事

一、去ル己八月十三日　准后様御上京御下向之節中山道追分宿え山里両御留守居衆徒之内壱人内記外記之内壱人年寄之内壱人罷出候様被　仰付候其已後准后　宣下之御祝儀之節衆徒惣代千乗院年寄惣代頼母出府可仕由御別当所え申立候間拙者共両人之内壱人先格之通出府仕候而御祝儀可申上由御別当所え申立候得は円乗院被申候は先日追分宿え両人之内壱人罷出候夫ニ而格式も立候間此度は無用之由被申候遠而願可申候得共御別当所之下知違背之年寄仲間ゟ被申立候而は何如と存乍残念指扣罷在候乍然准后　宣下御祝儀不申上罷在候而は拙者共此末之指障ニも気之毒奉存候而罷在候所内々ニ而伝承候得は円乗院え心安年寄共至極密々ニ而参上仕拙者共両人も十一人之年寄と申名目ニ仕候而惣代壱人ニ而相済後例ニも可仕謀斗ニ而御添簡も右之通御認被下候様ニ内々ニ而相頼候而たとへ此度之儀内記外記方ゟ出府仕度旨相願候共達而御留被下候様ニと内々ニ而頼置候故円乗院御方ゟ拙者共御留被成候由ニ内々ニ而承候然所衆徒惣代千乗院罷帰候節　千光院様　恵雲院様ゟ円乗院御方え被仰遣候は此度之准后　宣下御祝儀は年始格ニ候間内記外記両人之内壱人出府仕御祝儀申上様ニ被　仰遣候ニ付難有奉畏外記悴軍平出府仕御祝儀申上罷帰申候処右衆徒年寄壱人宛出府候入用山中江割懸申候ニ付拙者共ニも割合為出可申由申候拙者共は追分宿江戸等別段ニ被　仰付候間割合出シ申間敷由申

候而も九人之者聞入不申中ニも頼母是非々々為出可申と申候其節は内記檀廻ニ罷出軍平壱人ニ而扨々難儀仕候然なから漸々出シ不申相仕廻申候事

一、当四月八日朝　御宮本え出仕候途中ニ而も年寄共中ニも玄番私共両人え過言等申山中者えたいし何共面目次第も無御座仕合扨々迷惑仕候事

一、去ル辰ノ年正月十四日夜外記居宅ニ而少々火事出来仕候処山中立寄早速けし申候其節円乗院被申候は類火も無之殊ニ居宅何事も無之候得共山中不残打寄申候事ニ候得は三日通塞仕候様ニと被申付候其節悴軍平も自分遠慮仕罷在候所ニ円乗院御方6内記え御内意御座候故出勤為仕候処年寄共衆徒年寄月番え寄合仕拙者共も呼よせ月番6不申渡事は出勤成申間敷由申懸衆徒中ニも金剛院年寄共と一同ニ申かけ殊外難儀仕候右外記儀通塞御免之義も当月番之年寄方え被仰遣月番6申渡候間此儀可願上と奉存候得共自分不調法之義御座候節故其儀指扣申候ケ様ニ紛敷事共迷惑仕候向後ケ様之義無之様ニ仕度候事

一、当二月中外記方え武州足立郡根岸村と申所6道は拾人参候ニ付此内ニは院且那は壱人も無之候哉と三度迄相尋申候処壱人も無之旨一同申候ニ付宿仕候所ニ翌朝頼母方6門外人付置候て此内下戸田之者有之候是は頼母旦那ニて候ニ付門外え出候者を呼入玄関ニて酒振舞申候て帰候由道者不残罷帰候已後頼母方6使を以申越候昨晩其元え此方之旦方参候所無断宿被申候由不届千万当山之作法やふり被申候間左様ニ御心得被成候様ニと申来候間此方ニ左様之者宿仕不申旨申候得は頼母方6も組之者両人使として申越候は此方檀方下戸田村沢右衛門と申慥成者ニて舎人多年別懇ニ御座候ニ付今朝門外ニて見付候故呼寄酒出承候得は其元ニ泊り申候由不届成義ニ御座候月番迄申立御別当所え申上候間左様ニ相心得候様ニと申来候依之早速道者跡6人遣候て途中6根岸村伝兵衛と申者下戸田村沢右衛門と申者両人呼帰シ伝兵衛と申者は外記方ニ留置沢右衛門は頼母方ニ留置候て月番え衆徒年寄共寄合仕候て内談仕候ても相済不申由ニて及暮已後御別当所迄月番両人参上右頼母申候通沢右衛門と申者は舎人数年心安者ニて候故呼入酒出承候所外記方泊り候由申候所院旦那は留不申と申事不届ニ候間急度御吟味奉願候と申上候依之先ツ月番共御戻シ夜ニ入五ツ時過頼母ハ遠慮之内故沢右衛門は舎人召連伝兵衛は軍平同道候様ニ被仰付候ニ付両人同道ニて御別当所え罷出候所両人之旅人6軍平并舎人政右衛門慈観房列座ニて口書御取被成候所頼母申上候とハ天地之相違沢右衛申候は拙者は根岸村ニて伯母ニ被頼候て荷物持仕候て諸事介抱仕信州迄罷通り候依之昨夕室田辺6丹治殿と申人同道仕候所何方之者之由被申候ニ付戸田之者と申候得は然は頼母方え参候様ニ被申候間右之訳伯母之道中賄ニて荷持ニ参候間何とそ御了簡へ被成候て伯母一所ニ外記殿ニ泊り申度旨達て相頼候ニ付蔑も角もと被申候間相済候事と存候て隠シ申候人は人故は知人ニても無之候賤敷拙者ニ御座候得は朝夕日雇等取候て平生宿ニ居不申候間御師殿被参候節も存不申候右之通少も相違無御座候たとへ何方迄も罷出少も相違無之旨申候所如何之思召ニ候哉旅人は未明ニ立候て遣候様ニ被仰付翌日衆徒并月番両人立合双方無差和触候様ニ被仰付候間先拙者越度ニも無之候間御請仕埒明申候右之躰成謀斗事度々之義迷惑ニ御座候事

一、当三月三日左門義先格之通家督之御礼被　仰付候ニ付仮名之義も内記と名乗候様ニ被　仰付候間罷帰早速御別当所え相届其上為披露衆徒年寄不残其外山中脇々之者迄人相廻今般先格之通家督之御礼申上候ニ付仮名も被下置候間酒進上申度旨人相廻シ申候処年寄共は壱人も参り不申候是は先達て不通と実相院を以申越候義ニ付参り不申事存罷在候得共致方も無之義無是非存罷在候所其後太々神楽御座候節詰番等之回章相廻候処毎

度先名左門と書載候而御上より被　仰付候段名内記と申名は書記不申候ケ様　御上より被下置候段名をさへ潰れ候ては何共面目次第も無之拙者共致方無之候何分ニも　御威光を以名乗候様ニ仕度候尤是は定て不通ニても月番え相届可申処届不申故存知不申分ニて候と申心底と相聞候右段々申上候通拙者共両家は往古ゟ御別当所直御支配ニて月番えは何ニても相届申事も願申事も無之候依之御別当所え罷帰候節早々御届申置候尤回章も写取入御覧申候

右之通ニ御座候間拙者共両家何卒此末　御上之御威光を以弥被下置候格式等も相立其上不断彼者共ゟ難題被申懸不申静謐ニ相勤候様ニ幾重ニも御了簡被成可被下候拙者共等ゟ訴訟仕訳ニも無之候常住難題被申懸致迷惑候何分ニも此段思召を以拙者共此末難題被申懸不申双方和融ニて相勤候様ニ御憐愍奉願上候

右之外常々昼夜共ニ拙者共并山中之者共えも年寄共ゟ無理非道之事共御座候得共難尽筆紙候已上

寛延三庚午年四月日

一宮内記

一宮外記

右之通今般年寄共ゟ不通仕候ニ付委細相認御別当所江指上申候尤　東叡山迄も被遣候哉と存候

一、寛延三午年佐藤頼母泉蔵坊也一切経堂造立之勤化四ヶ年以前ゟ仕候而当年初冬京都江罷越一切経之内少々相調候由且当山ニ先年相納有之候書写之御経也大般若経全部無之候ニ付於右京都　堂上方江大般若之書経御書写義抔頼置其上於京都当山略縁起致板行作者頼母罷帰相広申候京都ニ而も山門其外江相広メ其後十一月　東叡山江持参仕御執当様方江差上候処右縁起開板御経之書残等御別当所江相窺不申候ニ付午ノ十二月於　御執当様覚王院様御方ニ而也御吟味之事有之候間年内は余日無之候間来春早々罷出候様ニ頼母江被　仰渡頼母十二月廿日過江戸ゟ罷帰候事

一、右被　仰渡候御吟味ニ付寛延四未ノ年二月廿八日佐藤頼母出府於　御執当覚王院様段々御吟味有之御経之書残縁起開板之事御別当所江も不相伺其外相談等仕候方も無之一己之存寄を以仕候旨頼母口書等被　仰付候由其上右縁起ニ　紀伊大納言様御事書載此等之趣も御別当所江も不相伺御別当所を致蔑候依之急度御咎ニ可被　仰付所御憐愍を以頼母事此度年寄役御取上遍塞被　仰付候寛延四未年四月三日右等之趣於　御執当覚王院様被　仰付候由委細之訳　御執当様方ゟ覚王院様伝解院様当山御留守居仏乗院江御奉書を以被　仰遣候頼母四月六日晩方罷帰七日之朝於御別当所御留守居ゟ衆徒中我等江も被　仰渡候事後剋年寄共江も御留守居ゟ被　仰渡候由其節被　仰渡候月番之年寄方ニ而脇年寄脇々之者江も右之旨申渡候由

一、頼母先達而於　覚王院様被　仰渡候は右縁起之板行并相広メ候縁起取集差上候様ニと被　仰付同未ノ五月十六日御別当所江縁起之板行并四方江広候縁起取戻候分斗差上相残は取集次第差上可申由申上候由

一、頼母遍塞之御訴訟申上呉候様衆徒中我等両人年寄七人相頼申度旨ニ而全剛院頼母弟也武太夫頼母妻甥也勘兵衛頼母聟分右三人我等方江も相頼候得共去年春中御留守居江年寄共御訴訟申上節頼母申出候口上趣も有之殊更我等方江不通被申候間此度頼母遍塞之御訴訟申上候人数ニ難加之旨断申遣候処右頼母遍塞之御訴訟ニ実相院主膳内匠三人斗ニ而以願書御留守居江申上候処御留守居被仰出候は重キ御訴訟ニ候所如何仕右三人斗願出江加印仕差出候哉と御尋被成候得は先達而我等頼母方江断申御訴訟之人数ニ罷成不申旨右三人之者申上候由ニ而我等御呼御尋委細断候趣申上候得は尤被思召候由右之趣口上書ニ認差出候様ニ被仰付其上被仰付は重

キ御訴訟ニ候間加印仕御訴詔申上候而可然旨被仰付候右口上書之写左之通

口上覚

一、御尋ニ付申上候今般頼母遍塞御訴訟申上候ニ付拙者共両人ニも右之御訴訟申上呉候様ニと相頼候所去午春中　尊院様御年始之御礼之儀ニ付年寄共江御尋之事被仰付候年寄共方ゟ衆徒中を相頼一往御訴訟申上候節月番主馬宅ニ而寄合仕中之坊被申候は拙者共両人も衆徒中と一同ニ御訴訟被申上可然と被申候処頼母申出候は両人之儀は存寄も有之候間頼申間敷旨申候其上右之義ニ付年寄共東叡山江罷出御訴訟申上罷帰候節ゟ如何存候哉拙者共方ニは覚之候処年寄一同不通仕候如此之子共ニ御座候間此度頼母遍塞御訴訟申上呉候様ニと申越候得共御訴詔申上候人数ニ難成候間頼母江断申段此旨申上候得は左様之趣ニ候ハヽ御訴訟之人数ニ入不申候事尤ニ候乍然重御訴訟ニ御座候事加リ不申候而は如何ニ候間於頼申候ニは加印御訴訟申上候而苦敷有之間敷旨被　仰付候間奉畏右遍塞御訴訟ニ両人加印仕候口上之趣少も相違御座候以上

榛名山

一宮外記　印　重政也

一宮内記　印　正命也

寛延四未年五月十八日

御留守居

仏乗院法印様

一、佐藤頼母遍塞御免自今急度相慎可申旨　御執当様方ゟ御留守居迄寛延四年未ノ六月十四日夜御奉書参同十五日衆徒我等此節内記病気軍平斗相勤年寄御別当所江御呼被成御留守居ゟ被仰渡候并御ケ条書を以勤平方ゟ頼母名改衆徒中我等両人年寄右連名ニ而御ケ条書之通承知奉畏候と申請書取月番方ニ預置候也但月番原田円蔵衆徒并我等両人右連名ニ而御留守居江書付差上右は御ケ条書之通申渡候と申書付也御ケ条書左之通写置候

一、頼母事平之御師ニ相成候ニ付官名之書付父子共取上可申事

一、頼母事五人組之相尻江書入山中之者惣請合証文取可申事　唯今迄頼母組之者は内記外記ゟ次第壱人宛割入可申事

一、頼母事毎日朔日祭礼世話組合之事向後組之内壱人宛順番ニ世話可仕事

一、掃除場組合之事唯今迄之組之内脇年寄壱人掃除頭ニ仕頼母義此組江入可申事

一、手水場脇立石ニ書付置候佐藤頼母藤原芳充（ヨシミツ）と申難付けつらせ可申事

一、頼母献上之右灯籠銘祝氏と申は神主棚宜之号ニ而不宜候間二字けつり去ル様ニ可申付事

一、頼母事平之御師ニ相成候上は　御社頭并別当所勤方等其外諸役等諸事平之御師通相勤候様ニ可申事

一、年寄共山留役先留守居差免候由ニ候得共向後如先規相勤候様ニ可申付事

一、一切経勧化之事寿昌院勧善院江移転勧善院ゟ又大仏養源院江移転被成候養源院権僧正兼帯之内許容有之候所山中斗ニ而致勧化此方ゟ勧進出シ不申と書付置可申筈之処他国迄勧化仕候義不届千万ニ候向後円乗院金剛院両人ニ而致世話候様ニ可仕是衆徒内記外記年寄共其外御師之面々旦那場ゟ勧物も有之候ハヽ直々取扱候而右之両院江相渡可申候唯今迄頼母方ニ取集候金銭共ニ帳面を以致勧定両院江引渡候様ニ可申付候事

未ノ六月

一、御ケ条書右之通文言也先ニ印置候通勧平ゟ請書衆徒中家来両人年寄連

名ニ而取置右勘平請書月番ニ有月番原田内蔵方御留守居江衆徒我等両人年寄連名ニ而書付指上候右之文言は右之通申渡候と申候事也

一、寛延四未年六月十五日勘平右之通御ケ条書等被仰付候節同時也御留守居ゟ衆徒中我等両人年寄右之者方江被仰聞候は先年山見役相勤候者其後訴訟ニ付差免シ候由候得共猶又先年之通為相務候様ニ東叡山ゟ被　仰付候間先年山見役相務候三人之者此方江参候様ニ可申付候委細は此方ニ而可申付候由被仰候依之先年山見役相務三人之者弥左衛門武右衛門伊右衛門此之趣月番ゟ申渡御別当所江参上仏乗院ゟ先年之通山見役相勤可申旨被仰付従是如先年山見役相立毎日壱人宛相勤候事

一、右山見役三人之者御書付被下置度奉願候ニ付御別当所ゟ被下候御書付写左之通左之御書付は役義被　仰付候翌年被下候也

下知状之事

其方三人之者山見役相勤候ニ付役義相勤候内は脇年寄格ニ諸事申付候但御社頭諸出仕之儀は指免候間役義無懈怠大切ニ相勤可申候仍而如件

宝暦二年甲ノ三月　　兼学頭代仏乗院　御印判

武右衛門
伊右衛門
弥左衛門

一、寛延四未年六月十七日御留守居仏乗院ゟ我等両人江御尋有之候は先達而己ノ年年寄共書上候由緒書之内ニは其元両人も同様ニ年寄号之様子ニ書出候尤古来之拾一ヶ条之御定目等ニも貞享三年之御定目之事也両人者別段御文言候哉夫此度一昨日申渡候通年寄共江先留守居円乗院代ニ一度被免候差免候山留役如先規相勤申候様ニ今般　東叡山ゟ被　仰付候尤古来ゟ其之両人は山留役相勤不申候事故構無之事ニ候得共年寄同様成両人も名目ニ候哉左候ハヽ跡ゝ江右書付右九ヶ条山留役之義年寄江被仰付請書也相残申候事故年寄共山留役と斗有之候而は末ゝ紛候義も可有之哉依之此度相尋置候古来　御社頭之年中行事并別当所之是ニは致如何両人加り不申候哉委細可申上旨被仰付候間則両人方ゟ口上書を以申上候写左之通

口上覚

一、拙者共両人も年寄共方ゟは年寄と申内ニこもり居候由申候ニ付御尋ニ付申上候拙者共両人は先年ゟ年寄と申ニ而は無御座候就夫　御社頭并御別当所之年中行事ニも衆徒年寄と有之別ニ両人名前相見不申旨御尋承知仕候　御社頭年中行事出来仕候節は慶安年中之旧記を以禄写被遊候由其節は拙者共も　慈眼大師様ゟ諸役御免之御墨付頂戴仕罷在候故諸出仕等惣而役義相勤不申候間衆徒年寄斗相勤候由ニ御座候御別当所之年事行事は延宝年中御記禄被遊候由此節迄右之通無役ニ而諸事相勤不申勝手次第御社頭参詣等仕候所余り冥加之程も何如ニ奉存候而貞享年中役義等相願候ニ付同三年吟味役被　仰付候已後　御社頭并御別当所衆徒同然ニ諸事相勤候ニ付拙者共両人は年寄と申号は無御座候由緒書ニ指上候通少も相違無御座候　以上

寛延四年未ノ六月日

御留守居　　一宮外記印
仏乗院法印様　　一宮内記印

一、寛延未ノ四年二月一宮軍平昌敷仮名拝領并家督相続　御目見之節覚

一、二月発足之節御留守居仏乗院江委細申上御添簡申請罷越二月廿一日江

戸着廿二日　東叡山江罷越御執当御月番覚王院様ニて御手替千光院様江右御添簡差上委細願之趣申上候通願書ニ認差上候様ニ被　仰付且又内記先年拝領之節戴キ候御書付写持参申候様ニと被　仰付候通ニ廿三日願書并内記拝領之節之御書付弐通此御書付は兵部左門先達而相勤候節之書付也来ニ記置之写を以指上奉願候右願書之写左之通

乍恐以書付奉願上候

一、同苗外記近年老衰仕社役難相勤候ニ付去年中隠居仕家督之儀則拙者相続仕候依之先格之通継目御礼　御目見奉願上候且又拙者仮名之儀先年同苗拝領仕候通外記と被下置候様ニ奉願上候尤右仮名之御書付も頂戴仕候様ニ是又奉願上候

此等之趣何分ニも宜様ニ御執成願之通被　仰付被下置候様ニ奉願上候以上

寛延未二月廿三日　　上州榛名山

千光院法印様　　一宮軍平印

恵雲院法印様

一、右別紙ニ覚書認右之願書ニ添差上写左之通右之弐通上包壱通仕差上候

覚

一、私親仮名拝領仕候節之年限は相知不申候得共真覚院様　□山院様御改之節頂戴仕候此度も先格之通奉願上候以上

未ノ二月廿三日　　榛名山

一宮軍平印

一、右之通廿三日願書并内記式代拝領之節之御書付写弐通指上御月番覚王院様相済　伝解院様江も右之趣廿二日ニも申上廿三日ニも参上仕右之通覚王院様江願書等差上候旨申上偏奉願候趣口上ニ而御玄関ニ申置候事

一、同二月廿九日右願之御伺　覚王院様江参上仕候所則願之通被　仰付御書付被下置候写左之通御本書所持仕

一、榛名山一宮軍平願之通来月三日家督之御礼被　仰付候間五半時　御本坊江参上候様可被申渡候是又外記之仮名　御先代拝領之名ニ候之間家督相続之上は向後外記と名乗候様被仰付候此段も可被申渡候以上

二月廿九日

信解院

覚王院

千光院

恵雲院

一、右於　覚王院様勤行房御渡被成則伝解院様江も参上仕願之通被　仰付難有之旨申上候

一、右被　仰付候通未ノ三月三日五半時御本坊江参上家督継目之　御目見相勤候例年年始之御礼ニ付献上金百匹、家督之御礼ニ付別献上金百匹右之通　御本坊ニ而相勤相済則為御礼　両御執当様方江参上ぎうひ弐箱産付右家督御礼ニ付両御執当様江指上年始上ケ物之外也先達而願申上候節御執当様方江甲州柿五拾入壱箱宛差上申候御手替様方江は絹壱疋宛差上申候十四日帰宅当山御留守居江戸表ニ而差上候願書并仮名拝領之御書付も持参懸御目同十九日吉辰ニ付御留守居江御樽目録金百疋之為名開山中不残酒吸物ニ而祝之目出度相済為子孫委細令記録也

一、享保十二年一宮兵蔵内記頼重法名智純家督御目見之節被下置御書付之写

右は享保十二年二月廿三日也

一、榛名山一宮兵蔵廿三日家督之御礼被仰付候間四ツ時　御本坊江参上候様可被相達候且又亡父内記之仮名は従先　御門主様拝領之事候兵蔵儀家

督相続之上ハ向後内記と名乗候様ニ被　仰付此段可被相達候以上

二月廿二日　　恵恩院
　　信解院

大智院

右は伝解院様之御手替様右兵蔵御取持被下候御方也

一、寛延三午年一宮左門内記命正法名智周家督御目見之節被下置候御書付之写

一、榛名山一宮左門願之通来月(二月也)三日家督御礼被　仰付候間五半時　御本坊江参上候様可被申渡候且又内記之仮名　御先代拝領之名ニ候間家督相続之上は向後内記と名乗候様ニ被　仰付候此段可被申渡候　已上

　　信解院
二日晦日　　覚王院
千光院
恵雲院

一、軍平願之節写差上候は右此弐通也

一、宝暦三年酉ノ四月御別当所江我等両人方ゟ差出候願書之写左之通

乍恐書付を以奉願候事

一、先年寿昌院全具法印様御兼帯之節常燈明料御取立被遊候ニ付御定書之(未写置申候)御文言別紙之通衆徒中年寄中江相預候条仲間之内両人宛年番ニ世話可仕と申御文言故拙者共両人は一向名前無之候ニ付世話之儀一切構不申筈之所其節　御杜頭御用之義大切ト斗存候心底ニ而両人斗構不申も如何と存年寄共一同ニ順番ニ致世話候事拙者共存違ニ而今更後悔仕候未ゝニ至候而は年寄仲間一同と被申懸候堅キ証拠ニも罷成候而拙者共両家之瑕瑾ニも可罷成哉と気之毒ニ存候何とそ右燈明料順番世話之儀向後相勤不申候様ニ仕度奉願候何とそ可罷成義ニ御座候ハヽ両人之者は年寄名目ニ而は無之候間常燈明料順番世話之儀願之通御免被遊候と申御書付頂戴仕候ハヽ永ゝ安住可仕と奉存候御憐愍を以願之通被　仰付被下置候ハヽ千万難有可奉存候以上

宝暦三年酉ノ四月

　　一宮外記昌敷　印
御留守居　　大　坊　無印
仏乗院様

一、同時指上候願書之写左之通右燈明料願と左写一同ニ指出申候也

乍恐書付を以奉願候事

一、先達而　御尋ニ付両人由緒書委細相認指上置候通往古ゟ諸事年寄と八別格之訳ニ而貞享年中迄は諸役　御免ニ而罷在候所無役ニ而余恐多御座候ニ付為冥加相願其已後由緒書ニ申上候通役義相勤候乍然拙者共名目無御座候ニ付年寄共ゟ毎度格は違候得共一同ニ年寄と申名目之内ニ而候由申かけられ(ジヤウ)諍論仕候而難儀仕候先達而年寄勤方書付指上候節も内記外記両人も年寄拾壱人と申内ニ而諸事同様ニ相勤候と書付指上候由及承候加様なる謀斗事兼而申上候程之者共ニ御座候間子孫ニ至候而は(ママ)昆雑ニも仕候謀斗敗と気之毒ニ奉存候何とそ御慈悲を以拙者共両人子孫迄永々安心仕候様ニ別名被下置候様ニ偏ニ奉願候若又別名難被下置わけも御座候ハヽ永代々御定書ニも衆徒大坊般若坊年寄と申様なる年寄と別段ニ相聞候様ニ列名之御書付ニ而も被下置候様ニ仕度奉願候

一、太々神楽御執行之節御祈禱番之儀衆徒中拙者共両人年寄脇年寄共二ツ割ニ仕隔番ニ出勤仕候御拝殿詰番之義は毎度三人宛出勤仕候様ニ御定ニ付衆徒中壱人年寄中ゟ弐人出勤仕候内江拙者共両人も年寄七人と都合九人ニ而壱座両人宛組合順番ニ出勤仕候御祈禱番之義は拙者共両人之内壱

人宛隔番ニ罷出候故指障も無御座候詰番之義は年寄と一同ニ加入相勤候義昆雑仕迷惑ニ奉存候尤太々神楽之義は近来御取立之義ニ古来無之御事ニ候間此義は何とそ昆雑不仕格別ニわけ相立候様ニ仕度奉願候何とそ拙者共両人は詰番出勤之義は　御免被遊被下候而御祈禱番斗唯今迄之通出勤仕候様ニ被　仰付被下置候ハヽわけ相立別而難有可奉存候尤当山ニ而衆徒年寄と申名目年中行事等ニ御座候ニ付平日申名目ニ而御座候先達而も申上候通拙者共先年無役ニ而　御社頭江も勝手次第出勤仕候節出来仕候年中行事等ニ而御座候ニ付拙者共両人之名前は無之物と奉存候依之拙者共両人も年寄と申名目ニ籠り居り候由平日申かけられ諍論不継至極難儀仕候

一、太々神楽執行御取立已後配当料等御渡被成候儀諸役人江御別当所ニ而御渡被成候所近年月番宅ニ而諸役人江相渡候ニ付拙者共迄月番方ニ而請取候而は先格相違気之毒ニ奉存候尤御神楽執行詰番等又は臨時之御祈禱等近年月番ゟ回章を以相触候拙者共義は往古ゟ万事御別当直御支配ニ而月番を以相願候義は無御座候所近来太々神楽御取立已後昆雑ニ罷成候間是も先年之通諸事不残御別当所ゟ直ニ被　仰渡候様ニ奉願候且又道普請等有之節拙者共両人は先年ゟ立合吟味と申出勤仕候年寄は奉行と申出勤仕候尤先年は御別当所ゟ拙者共江は直ニ立合ニ罷出候様ニ被　仰付候所近年月番ゟ申来候ニ付奉行ニ罷出候様ニと紛かし申来候故普請場ニ而も口論終不申候而気之毒ニ奉存候此段も先年之通諸事不残御別当所ゟ直ニ被　仰付候様ニ奉願候右之通件々何とそ御慈悲を以願之通被　仰付被下候ハヽ永々安心可仕と千万難有可奉存候何分ニも御憐愍を以奉願候以上

宝暦三年酉ノ四月日

御留守居
仏乗院様

一宮外記　昌教在印
大坊　無印

常燈明料御道具料御定書写左之通

定

一、金八拾壱両但文字金也享保十九甲寅年勤化候而　御本社致修復候残金銭七百四拾八文
拾五両有之候処貸附置利子等相積此節金高如此

一、右之金子五分一勘定帳ニ相載候得共有来修理等之料物とハ致別段此度衆徒中年寄中江相預候条仲間之内両人宛年番ニ世話給山中江貸附置壱ケ月弐拾五両壱分之利足相加聞月は無利足元金百両ニ成候ハヽ此利足毎歳拾弐両之内六両は御本社并御本地堂為常燈明料別当所江被相納残而六両は何茂相談之上別当所江被相伺御神前初諸堂社御祭礼等之御道具被致修補尚亦不足之品有之候得は追々被相調候様ニと存候若余分有之候ハヽ除置御本社及諸堂社修復無拠入用之節相用候様ニ致度候尤百両之元金は末縦ひ如何様之事有之候共堅減少有之間敷候右之通永無相違様被申合所斗可給候也

当山学頭兼別当東叡山
寿昌院

延享元年子ノ五月

衆徒中
年寄中

一、宝暦三年酉四月願書弐通并右御定書写候而御別当所江差上候右之御定書は右之料物世話年番方ニ有之候也

一、右之通奉願候ニ付同酉ノ九月廿二日於御別当所衆徒中之坊万福院金剛院豊八外記月番内蔵求馬列座ニ而御留守居ゟ大坊般若坊江覚書を以被仰渡候御書付写左之通本書大坊ニ有之候

覚

一、大坊般若坊は直支配ニ而候間太々執行之節は御祈禱隔番ニ申合無間違出勤可被申候詰番之儀は願之通向後指免候間可被得其意候但シ配当之儀は只今迄之通ニ可被得相心得候

一、諸普請等之節は壱人宛隔番ニ出勤仕帳面ニ吟味誰奉行誰と立合記置可申候若両人共ニ指障有之節は此方江相届可被申候事

西ノ九月

別当所

大　坊

般若坊

一、右之通被　仰付請書指出候様ニ被　仰付則差上候請書ニは右御書付ニ一ケ条書末ニ

右之通令般被　仰付候遠々承知奉畏候仍而差上申一札如件但シ本文ニ有之候我等両人江之当名は受ケ書ニはぬき申候

般若坊外記　在印

大坊豊八　在印

宝暦三癸酉年九月廿二日

御留守居

仏乗院法印様

一、此節衆徒中江向後寄合之御免被成候旨被仰渡然シ要用之趣有之節は出勤可被申旨被仰渡候

一、此節年寄江御書付を以被　仰渡候写左之通

覚

一、衆徒中大坊般若坊は向後太々執行之節回章出候義無用ニて候但配当之義は唯今迄之通可被相心得候事

一、太々執行之節詰番之儀大坊般若坊ハ向後指免候間年寄中斗ニ而詰番両人宛相勤可申候事

一、諸普請等之節は帳面ニ吟味誰奉行誰と立合記置可申候若両人共ニ不参之節は帳面ニ吟味不参奉行誰と記置可申候事

一、山中之者願之儀月番迄指出候節は大坊般若坊江も其旨相届候様ニ可被申渡候但薪預之義は唯今迄之通可被相心得候事

西ノ九月

別当所

月番中

年寄請書也

右御書付之通承知奉畏候為御請仍而如件

月日前同

御留守居

佐藤求馬印

月番

原田内蔵印

仏乗院法印様

一、宝暦三癸酉年十二月十七日於御別当所御留守居衆徒万福院豊八外記

月番兵部列座ニ而被　仰渡候趣常燈明料世話之儀大坊般若坊は向後指免候旨依之先年父加印仕置候証文被下候間印形仕申候而兵部江相渡申候同月廿三日常燈明料会合於主膳宅有之候節帳面連印之内手前之印形両人共ニ断申候而仕し相済申候事

一、寛延四未年五月十八日頼母逼塞御訴訟之人数ニ我等両人も加印候節衆徒并我等両人年寄右之者共ら願書指上候写先ニ書洩候間左ニ印シ置候

乍恐奉願上候口上覚

一、此度頼母義不届成儀御座候ニ付於江戸表御吟味之上役義御取上其上逼塞被為　仰付永々引施罷在難儀仕候依之何卒御憐愍を以逼塞御許容被為成下候様奉願上候右之趣江戸表江被仰上被下置候ハ、難有仕合奉存候以上

寛延四未年五月

佐藤左京各在印
小川内匠
小山隼人
佐藤求馬
原田内蔵
小山兵部
早川主膳
一宮外記
一宮内記
実相院
中之坊

御留守居
仏乗院法印様

一、脇々之者一日晴之上下着用仕度旨奉願候節差出候書付之写

乍恐口上書を以奉願候御事

一、近年太々御神楽御繁昌ニ付拙者共檀中諸家ゟ申来候依之旦那場江も外聞ニ候間一日晴之上下着用奉願候其外御祭礼等着用不仕候而不叶筋は一日晴之上下着用仕度候拙者共家業之ためにも罷成候間何卒御憐愍を以願之通被　仰付被下置候ハヽ一山一同難有可奉存候此旨何分ニも可然各様ゟ御願被下候様幾重ニも奉願候以上

組惣代
仙太夫　十蔵
宇兵衛　与太夫
重八　十太夫
善左衛門　源蔵
弥五兵衛　勘太夫
佐平次　甚左衛門
各在印

宝暦四年戌三月十五日

御月番
佐藤求馬殿
小山隼人殿

右之通願出候ニ付拙者共立合致吟味候処指障も無御座候間願之通被　仰付被下候様ニ仕度候以上

月番
佐藤求馬
同原田内蔵　各在印
一宮外記

仏乗院法印様

一、右之通執持願書右三人ゟ差上則願之通被　仰付御書付被下候写左之通被下候御書付は三人方ゟ脇々之者江遣所持申候脇之者ゟ御書付請取書取月番ニ有之候

覚

一、近年太々御神楽執行之義諸旦方ゟ申来候ニ付山中之者共一日晴之上下着用申度旨相願候ニ付願之通申付候但シ自分旦那場ゟ太々執行有之案内ニ罷出候節其外元朝四月九月両度之御祭禮節一日晴之上下着用之儀願之通可為脇手次第候其外ニ着用不致而不叶格別之晴之義も有之節は月番迄其旨相願許容之上可致着用候猶ニ着用仕候者於有之は急度可申付候此旨

可被申渡候已上

宝暦四年戌ノ三月十七日

一宮外記　仏乗院　印

佐藤求馬

原田内蔵

一、宝暦四年戌九月二日脇々之者為惣代忠太夫佐平次善太夫磯太夫願出候は此節我等両人方江月番ニ而届ニ参候様ニと差図も無之候得共伺四月中之例自分之念ニ而参候由右四人之者申候也

四月九月御祭礼当役之義代人を以相勤申度旨則御別当所江及披露候上障も無之哉相談可致旨被仰出月番於宅同三日夜寄合之上障ニも無之役之分書（一字不明）指上申候処其之通此度象御免候其外は先年之通ニ脇々之者自分ニ相勤申候事

一、たし　一、志々　一、御はた　一、おゝほこ　一、こほこ　一、長持

一、大しゆゝしゆう　一、きやしろ　一、釣台　御留守居御供部　一、駕籠　一、挟箱　一、長柄　一、合羽箱右之役此度御免　一、御輿　一、御幣

一、青侍　一、小しゆゝしゆう　一、笛　一、ほら　一、けいご　一、大小天狗面　一、火番　一、茶番　一、御留守居御供之内若徒

右は先年之通脇々之者自分勤

一、普請帳面之事　右之委細は　御執当様方江指上候願書之通末ニ右願書之写有之候

一、九月二日左平次善太夫磯太夫忠太夫右四人我等両人方江参申候趣今般御祭礼当役代役ニ而相勤申度旨月番兵部左京方江願差出候御両所江は参候様ニと月番候指図も無御座候得共四月中願之節之伺例自分之為念参申候由右四人者相届候ニ付今般右等之趣御別当所江口上書を以相伺候所六ケ敷ニ罷成東叡山迄双方罷出候節訳段々左ニ相記申候并此節年寄隼人養子仕候節兵部養子仕候節も我等方江無沙汰ニ付右等三ケ条ニ相認御別当所江指上申候是等之儀は御別当所ゟ酉九月我等両人年寄双方江御書付を以前記置申候通酉九月被下候御書付也山中願之事ハ我等両人方江も相届申候様ニ可申渡旨年寄共乍被　仰付例之通謀斗ニ而紛敷仕別格之儀同様ニ仕度と存候者共故代役願之節差図も不仕年寄聟養子之節も届不申殊普請帳面ニ付色々難渋共申候儀ニ御座候是ゟ段々右之節書付等記置申候

一、戌（宝暦四年也）ノ九月十一日口上覚書を以豊八外記両人ゟ御別当所江申上候書付之写

覚

一　御普請帳面年寄方江段々相尋候処下帳斗為見申候ニ付人足名前本帳面相尋申候処御伺不申候而は難成由申候事

一、御祭礼之節山中脇々之者代役願之義拙者共方江も参候様ニと月番ニ而指図も無御座候得共四月中願之節之任例自分之為念参候由申候事

一、年寄聟養子之筋も拙者共江無沙汰ニ御座候事

右乍恐委細之儀は口上を以奉伺候得共為念覚書を以奉申上候以上

宝暦四戌ノ九月十一日

一宮豊八　印

一宮外記　印

一、同九月十三日中之坊万福院金剛院豊八外記月番豊八外記方ゟ覚書三ケ条を以申候事偽無之哉と拙者共両人江御尋少も偽無御座旨両人申上候御留守居被仰出候は豊八外記方ゟ年寄江普請本帳面為見候様ニ申候処御伺不申候而は難為見由年寄申候由如何致シ左様申候哉と御尋兵部申上は下帳面を本帳面と存候而為見申候本帳面為見申間敷とハ不申候寄合之節両人ゟ被申候は本帳面江吟味奉行記可然と申候故本帳面は星上候斗ニ而印形難成候と申候由兵部申上候外記申上は兵部申上候義相違仕候左様ニ而

は無御座候夫は跡ニ而星上本帳と申は如何致シ候物哉と承候得は年寄申候は山中家別ニ名前記夫ニ人足出候者之星上候と申候帳沢山ニ而は未々紛敷可罷成候間其帳ニ吟味奉行も被記候ハ、宜御成哉と跡ニ而申候其節各方ゟ返答ニは先ゝゟ星上斗認来候と被申候夫ゟ先ニ本帳面被為見候様ニと申候節御伺不申上候而は難為見候と被申候間左様ニ候ハ、此方ゟも御祭礼過十一日ニ御伺可申上と申候而兵部申候通ニ而は無之旨申上候御留守居ゟ被仰出候は本帳面印形難成候ハ、両人江為見候而印形難成候ハ、得心可申処本帳面両人ゟ度々申候得共為見不申候由如何致候存寄ニ候哉兵部申上候は普請場江持参仕候得は風雨之節帳もめ候間為見不申旨申上候御留守居被　仰出候は風雨之節もめ申候ハ、其元共帳元ニ候間記候而両人方江持参為見候とも又は記候而使ニ遣為見候と成共可致所ニ何不申候而は難為見抔とハ不得其意致方ニ而候旨御尋兵部左京共ニ御答不申上候

一、御留守居被仰出候は御祭礼ニ付山中脇々之者代役願之節豊八外記方江参候様ニと月番ニ而指図も無之由如何仕差図無之候哉去年中月番ゟ指図仕候而両人分江も遣申候様ニ申付候年寄ゟも畏候旨証文出置不得其意致方之由被仰出候得は左京申上候は拙者共方江願参候翌日願ニ出候者呼候而豊八外記両人方江昨日参候哉と尋申候処参候由申候間申上候被仰出候は前日願出候者自分之念ニて両人方江参相済候跡ニ而呼申候而申候事用立チ不申候旨被仰出候は兵部申上候は拙者方江願参候節豊八外記方江も参候様ニ申付候旨申上候御留守居被仰出候は左様ニ候ハ、豊八外記偽り申出候哉と御尋両人申上候は少も偽不申上惣代之者ニ御尋被下候ハ、乍恐相知可申旨申上候願ニ罷出候は誰々と御尋豊八申上候は善太夫磯太夫忠太夫佐平次と御答申上候被仰出候は右四人之者生キ口ニ而申候事故是江呼承り候得は明白ニ候然ル所兵部左京不埒成申分ケ不得其意候左候ハ、惣代之者是江呼相尋可申哉と再三月番江御尋被成候得共月番両人御返答無之候事御留守居中之坊江被仰候は右願ニ出候者呼尋申候ハ、明白ニ御成哉如何存申候哉と御尋中之坊申上候は何心も付キ不申月番間違不調法ニ候成と申上候御留守居被仰出候は年寄聟入養子之節も両人方江相届不申候由如何仕無沙汰ニ候哉委細申候様ニと再三被仰候得共月番両人一向御返答不申上候御留守居被仰出候は右之通相尋候而も返答無之候は申訳無之哉と然は去九月月番申渡候山中願有之月番迄差出候節は大坊般若坊江も相届候様ニ申渡可遣旨申付候所年寄ゟも奉畏旨証文加印差出候而右証文印形相やふり候哉印形相やふり此方之支配受ケ不申候ハ、江戸表江罷出候外無之候双方退出申候様ニと被仰付皆々罷帰候事

一、宝暦四戌年九月十五日豊八外記御別当所江御台被仰出候は此間両人方ゟ相伺候義ニ付年寄江戸江罷出度候間添簡願来候年寄出立候両人之内壱人発足出府仕候様ニと被仰付候事

一、九月十九日年寄江戸江発足之者主膳内匠兵部内蔵求馬右五人

一、同戌九月廿三日外記昌敷廿七歳発足廿六日江戸着同日覚王院様江参上年寄共先達而罷出候哉御何申上候所今以罷出不申旨承候ニ付御留守居ゟノ御添簡并願書豊八外記も差扣旅宿江罷帰翌々廿九日又候　覚王院様江参上仕御添簡願書共御玄関ニ而指上候伝解院様江も参上仕右之委細口上ニ而申上候其節も承申候処今以年寄共罷出不申由先達而出府仕候年寄如何仕候哉覧と不思儀ニ存候所十月朔日　御執当様方江右五人之年寄罷上候由及承候事

一、九月廿九日　覚王院様御玄関ニ而指上候両人方ゟ願書左之通

乍恐書付を以奉願上候事

一、去ル酉秋中従　来別当所被　仰付候は御普請帳面之儀立合吟味誰奉行誰と記置候様ニ被　仰付候其後去冬御社頭御普請之節吟味外記奉行求馬

出勤仕候ニ付先達而被　仰付候帳面持参被成候哉と相尋候所求馬申候は兼而内蔵方江致相談帳面捧人足名前誰々吟味誰奉行誰と記可申筈ニ致置候得共帳面今日出来合不申候由申候外記申候は左候ハヽ重而之御普請之節無間違帳面持参被成候様ニ仲間中江も通達可被成由申候夫ゟ当春薬師堂足代木伐り候節吟味豊八奉行左京隼人養子勇助求馬養子加十郎罷出候節も右帳面相尋候所又候持参不仕候由依之左京方江申候は右帳面之儀は去ル秋中被　仰付候事ニ而持参可被成筈之処持参不被成候は自今ともに持参難被成筋有之候而持参不被成候哉左も候ハヽ此旨御別当所江御伺可申上哉と申候所左京申候は求馬方ニ捨置候間明日内蔵ニ持参為致可申由申候翌日又候足代木伐り之節吟味豊八奉行内蔵勇助出勤致候ニ付昨日左京江申談候帳面持参被成候哉と相尋候所今日も持参不仕候由申候豊八申候は拙者共自分ニ申候儀ニ而も無御座候従　御別当所被仰付候儀ニ而私事ニ無御座事故相尋申候所たひ〳〵持参可致との挨拶ニは候得共持参不被成別ニ思召も候哉対　御別当所拙者共相立不申候明日は急度持参可被成哉被成間敷哉と相尋候所明日は持参可致由申候此儀も前書に申上候通従　御別当所被　仰付候事ニ御座候得共承引不仕甚難儀至極仕候依之普請相仕舞罷帰外記方江遂相談是迄段々堅引合候事をも被潰候間拙者共両人方ゟ使を以内蔵方江申遣候は右帳面重而持参可致と斗挨拶ニは候得共今日迄持参も無之若又持参成筋も有之候ハヽ委細此者ニ可被申越由申遣候所則拙者共方ゟ之使之者ニ口上ニ而返事之趣委細承知仕と申越候翌日又候足代木伐り候節吟味豊八奉行内蔵出勤致右帳面相尋候得は持参之由則請取一見致候所只人足何人吟味誰奉行誰と斗相記候ニ付先達而求馬方ゟ外記方江挨拶ニは人足名前銘細相記可申旨被申候由之所右之通ニ而は不得其意候自分人足名前被記候而可然と申候事

一、其後も段々御普請有之候所一切帳面持参不仕度々拙者共方ゟも相尋候事

一、当年、御祭礼ニ付　御幸道御普請去月廿九日ゟ初り同日吟味外記奉行主膳勇助出勤其節外記方ゟ両人方江相尋候は帳面持参被成候哉と相尋候所持参不致候由申候外記申候は先達而も段々拙者共両人ゟ各方江帳面之儀申候所如何思召持参不被成候哉豊八方江内記方ゟ被為見候帳面も人足名前も無之其節も豊八方ゟ人足名前も書被加可然と申候所又候其後も帳面持参無御座候如何思召候事ニ候哉相尋候所主膳申候は成程帳面持参可致候得共風雨之節もめ申候事ニ御座候間持参不致と申候左候ハヽ御普請相済候節々拙者共方江被遣帳面可被為見と申候所左候ハヽ、明日ゟ御普請江持参可致由申候翌廿五日吟味豊八奉行主膳求馬勇助出勤之節も人足名前も無之下帳面持参致候ニ付前度申合候通人足名前如何之思召ニ而記不被申候哉と相尋候所人足名前帳面之儀は外ニ本帳有之候由申候ニ付然は明日本帳面持参被致候様ニと申候得は相心得候由申候得共翌廿六日豊八求馬主膳悴新蔵勇助出勤依之本帳面之儀新蔵方江相尋候得は如何様之訳ニ御座候哉哉同苗方ゟ何等之儀も不申付候由ニ而又候本帳面持参不致候間委細昨日御親父江申入置候通明日は無間違持参可被申旨申候得は相心得候由申候事

一、翌廿七日吟味豊八奉行求馬勇助新蔵出勤仕候節本帳面相尋候得は又候持参不仕候事

一、翌々廿九日外記求馬出勤之節豊八方ゟ段々申候通本帳面持参被成候哉と相尋候所本帳面之儀はもめ候間持参難成旨申候左候ハヽ、拙者共宅江被遣被為見候様ニと申候所相心得候由ニ而遣シ不申候事

一、当御　祭礼ニ付山中代役願之節月番兵部宅ニ而寄合相談相済候跡ニ而豊八申候は各方江得御意候儀有之候別之儀ニ而も無御座先達而御普請所ニ而約束之通本帳面被為見候筈ニ候所如何致候而是迄拙者共江不被為見

候哉と申候得は此儀は御伺不申上候而は難為見由年寄共申候其節外記申候は然は　御祭礼迄拙者共方ゟも御伺可申上候左様之筋ニ候ハヽ、先達而も其旨挨拶可有之所為見可申之挨拶斗ニ而御伺不申上候而は難成由不得其意候と申候得は蔦も角も御伺申上候而之事ニ可仕由年寄共申候事

一、人足星上本帳面と申は如何相認差被置候哉と承候事

一、山中願事有之候節は拙者共両人方江も当月番ゟ致差図願之筋申参候様ニと被仰付候所今般山中脇々之者　御祭礼代役御願申上候節月番ゟ差図も無御座候得共四月中願之節之任例候而参候由申候事

一、年寄聟養子仕候筋も拙者共方江無沙汰ニ御座候事

右之条々従御留守居様去年中被　仰付間も無御座事ニ候得共拙者共両人をかすめ年寄押領仕候委細は前書ニ相認指上候通ニ御座候乍恐当御代ニ被仰付候御事さへ拙者共を難儀におよはセ申候左様ニ御座候得は拙者共数年役場所ニ而多勢ニ無勢壱人罷出候故大勢之者にかすめられ扨々難儀千万乍恐　御賢察被遊被下置　御威光を以拙者共両人永々安住心安役義相勤候様何卒可相成御事ニ候ハヽ、　御慈悲を以此末拙者共差図を請相勤候様ニ成共被為　仰付被下置候ハヽ、幾重ニも難有可存候常々異論絶不申別而難儀困窮仕候幾重ニも　御慈悲を以御裁許被下置候様何分ニも　御慈悲奉願上候以上

榛名山
一宮外記　印
一宮豊八　印

宝暦四戌ノ九月

千光院法印様
恵雲院法印様

一、右之通戌ノ九月廿九日　覚王院様御玄関江外記指上申候願書之写也

一、今般年寄共十月朔日　覚王院様玄関江指上候訴状之写左之通来ニ相記置申候

一、右願ニ付戌ノ九月廿六日ゟ外記在府仕為御伺度々覚王院様江参上仕候所御取込之由一向御沙汰も無御座候十二月九日御伺ニ　覚王院様江参上仕候処御院代妙行房江懇御目候得は御内意被成下候ニ付御暇被下度旨願書十日ニ差上左写置候則御暇被下置候ニ付十三日ニ江戸出立仕十五日帰着候事

乍恐奉願上候覚

一、私義此度御願之義ニ付去ル九月下旬ゟ出府仕罷在候然ル所私親義永々相煩罷在此間殊之外相勝不申候段申越何共難義ニ奉存候依之急々之　御用も無御座候ハヽ、　御憐愍を以一先御暇被下置来春何時ニ成共罷出候様ニ為被仰付被下置候ハヽ、暫看病仕難有仕合ニ可奉存候何分ニも　御慈悲奉願上候以上

上州榛名山
一宮外記　印

宝暦四戌年十二月

千光院法印様
恵雲院法印様

一、亥ノ正月十五日御別当所ゟ参候様ニと被　仰遣候ニ付罷越申候所左之通被　仰渡候御書付之写

口上

恒例之通勤方も今朝迄相済候ニ付年寄共来ル廿日頃致発足候様ニ申渡候其元来月朔日本多氏御代参相済候已後致発足出府候様ニ可被成候以上

正月十五日　　別当所

一宮外記

一、右請書指図可申旨被　仰付指上一札之写左之通

指上申一札之事

一、拙者儀来月朔日　本多様御代参相済候已後発足出府候様ニ被　仰付奉畏候為御請仍而如件

宝暦五亥年正月十五日

一宮外記　在印

御留守居

仏乗院様

一、右之通御請仕候処父病気も相重り申候ニ付正月廿六日御日延相願候書付之写左之通

乍恐奉願上候一札之事

一、来月朔日　本多様御代参相済候已後発足出府仕候様ニ被　仰付奉畏御請仕候所老父病気此間別而相重り朝夕も相知不申候様ニ而難儀仕候依之御日延被下候様ニ奉願上候以上

御用留上

御年替千光院様御前江被召出被仰出候趣去年中年寄者御状差出申候ニ付其後両度年寄共江相尋候処返答書差出候右訴状壱通返答書弐通其方法相渡候間返答書仕差出申候様ニ被仰付候依之右年寄共ゟ差上候訴状并返答書控差置候写左之通

乍恐以書付御訴訟申上候

上州榛名山年寄

佐藤右京

小山隼人

小川内匠

訴訟人

佐藤求馬

原田内蔵

小山兵部

早川主膳

同国同所年寄

一宮外記

相手

一宮豊八

一、訴訟方七人之者申上候榛名山之儀先日九日大祭礼ニ御座候所雨天故延引仕翌十日御祭礼相済申候然所同十三日当月番小山兵部佐藤左京御別当所え被召出衆徒中并一宮豊八同外記被召出御留守居仏乗院ゟ被　仰付候趣此度御祭礼道譜奉行吟味出勤之義ニ付豊八外記方ゟ書付差出申候処年寄共奉行出勤之節は人足星掲帳其場所え持参立合相記可申候由両人方ゟ度々申候所星掲帳持参難成由ニて奉行吟味出勤帳持参申候由右人足帳両人之者えは見せ不申候由不得其意候殊ニ去暮ニハ人足帳此方え差出見せ候様ニ申付置候所其節差出シ不申不届之由被　仰聞候得共去ル申春中仏乗院ゟ被　仰付候は山中之面々録ニ随ひ割付ニ仕人足差出暮々ニは人足帳相改家督不相応未進之者ゟ人足壱人前何程と相極出銭為致過分人足差出候者え遣候様相談仕帳面相認候様被　仰付衆徒年寄寄合相談仕候得共当山之儀高無御座相極り候家督無御座且徳を以渡世仕罷在候得は人足高割之儀難仕大略ニ仕帳面相認掛御目申候処可然由被　仰聞山中之者共えも為申聞段々普請等仕候得共先規之通人足等差出シ相勤候右帳面差出候様ニと申酉両年極月中御沙汰も無御座候間差扣罷在候被　仰付相背申候

ニては無御座候星揚帳普請之場所え持参仕候様ニ両人申候得共其日奉行当番之者人足并奉行出勤等之儀相記当月番え遣申候得は星揚帳相記申候先例ニ御座候事

一、山中ゟ願之儀当月番え差出候節は豊八外記両人方えも相届候様ニと去九月中御書付を以被　仰付候ニ付其以後山中脇々之者一同ニ上下着用仕度由願出候節右之段申渡候ニ付両人方えも相届させ申候所、此度御祭礼役割之儀ニ付山中ゟ代役ニて相勤申度由願差出候節両人え届之儀月番ニて不申渡不調法之由被　仰聞候得共前度山中え申渡置候ニ付其時々ニ可申付様無御座候先例ニ無之新規之儀種々被　仰付候得共只今迄は無是非御請仕罷在候事

一、兵部求馬養子仕候得共豊八外記方え相届不申不調法之由被　仰聞候得共先年ゟ年寄共養子入聟等取候節は　御別当所えは願差出候得共外何方えも相届候例曾て無御座候仏乗院被　仰聞候は両人之養子　御拝殿出勤之節豊八外記不見知者故引出シ申候ハ、如何之由被　仰聞候得共　御別当所え奉願　御拝殿出勤仕候様ニと被　仰付候上ニて罷出候は引出抔仕候義は御座有間敷奉存候仏乗院被　仰聞候通ニては　御別当所之御威光も薄く罷成候歟と愚盲之拙者共乍恐奉存候左候ハ、豊八儀生国越後之国之由及承候何様成者ニ御座候哉内記跡ニ為相続去ル申年ゟ後家入仕罷有候得共当月番は山中之役所ニて　御別当所之御下知を請諸事触書等仕候之間猶以相届可申筋ニ御座候得共相届不申候間豊八　御拝殿出勤之節は拙者共も引出シ可申候哉仏乗院被　仰聞候儀は早竟喧嘩口論之基と乍恐奉存候豊八外記両人儀は山中用事御座候節は当月番ゟ両人方え触遣候得は月番宅え罷越立合諸事吟味相談等仕来り候所右両人ゟ下役ニ御座候間相届可申筈之由被　仰聞候得共往古ゟ下役と申名目曾て無御座候然ル処彼者共讒言仕此度新法之儀種々御難題被　仰掛右三ケ条両人方ゟ申出候間年寄之内五人江戸表え罷出御吟味請可申候添簡遣シ可申候間近日出立仕候様ニ可致候尤此方ニは両人相残り月番役相勤可申旨被　仰付無是非御請仕候且又衆徒中え被　仰渡候は此節年寄共出府ニ付たとへ親俗縁等有之候共内証相談金子秘斗（ママ）等仕候ハ、同罪之由被　仰付候拙者共何之罪科も無御座候処右同罪と被　仰付候儀難心得奉存候此度之一件豊八外記は御憐愍厚ク拙者共儀は御憎染深ク御偏頗之様ニ奉存候外記妻弟を仏乗院御弟子ニ仕置候得は御内縁を以構私曲ヲ讒言申上候御事歟と奉存候依之拙者共家をも身をも不顧何方迄も罷出御訴訟申上候外無御座候御慈悲を以先規之通正道ニ罷成候様ニ奉願上候御事

一、豊八外記先祖之儀無量院と申者三歳ニて母被抱榛名山え罷越申候最初は武州松山町ニ母日雇取一日暮シニ罷在候所吉本坊家来彦右衛門と申者檀中廻りニ罷越松山宿ニ逗留仕罷在候処宿申候は当所ニ女之日雇取を手前世話致置候得共此方ゟ榛名は暮し能所ニ候間連参呉候様こと達て頼申候間無拠彦右衛門致同道罷帰申候所当山ニても彼母申候は我子松弥事は申（ママ）州寂原住一宮随業斎落シ胤ニ御座候と申候得共何者之子ニ御座候哉実は相知不申候得共成長ニ随て利根者ニて手習抔も泉蔵坊弟子ニて相応ニ物も書申候て山中役人之用相達シ申候ニ付一宮四郎左衛門と名改候て泉蔵坊下女を致養女分ニ四郎左衛門ニ合泉蔵坊聟分ニ仕差置申候其節大坊跡は小山太郎左衛門代々相続仕罷在候所疫病ニて家内不残死切申候て往古之大坊跡は断絶仕候て家斗（ママ）相残り申候ニ付四郎左衛門儀屋守ニ暫く大坊跡預ケ置申候処自然と相続仕候彼者義は風病気出来仕候ニ付大峯山え山伏ニ成可申由立願仕候得は病躰能罷成候得共於榛名山ニ本山伏之義法度ニ御座候ニ付一山切之山伏ニ仕差置申候其以後度々大坊跡之儀山中ゟ申出及異論候儀も御座候右中興之浪人者ニ御座候拙者共先祖之義は先年別当職円蔵坊神主小山豊前守親類或は分家ニて榛名山久住之者ニて代々

年寄役相勤罷在候者共下役抔と被　仰候儀　神慮も無御座歟と歎入奉存候仏乗院御事去ル巳十一月朔日御登山被成同十二月ゟ拙者共仲間之者ともえ種々御難題被　仰掛午ノ正月中は　御意違背之者共と重罪科被　仰掛候所其節　御両院様え奉伺候処干光院様ゟ被　仰付候は其方共於田舎准后様御意違背可仕様無御座候其方共心得違之伺之由被　仰付難有奉存帰山仕只今迄御社頭御用　御公用等相勤罷在候処巳ノ年ゟ六ヶ年之内少々之儀も騒動ニ罷成一ヶ月ニても一山静謐ニ相治り候儀無御座難儀仕候右六ヶ年之内一山立退申候者数多御座候事

一、申極月中十太夫と申者願出候は川嶋村光明寺と申山伏跡ニ断絶仕候ニ付為相続次男万吉差越申候ニ付川嶋村え罷越候て越年仕正月十五日迄も罷在度由当月番を以奉願候処於他所越年不宜候由被　仰付願相叶不申其上神子　神前え罷出候儀ニ付証文被　仰付候得共十太夫申上候は証文印形之儀不罷成候永之御暇被下候様ニ奉願候得は不被遂御吟味も人別帳十太夫并悴万吉両人御除被成被遣候事

一、申ノ十月朔日御祭礼之節実相院儀不参仕不届之儀ニ付五ヶ条之御書付御出し被遊申訳有之候ハ、書付差出候様ニと逼塞被　仰付候ニ付衆徒年寄頼入御訴訟申上候得共御承引無御座極月廿五日迄逼塞仕罷在候処衆徒年寄請合ニて正月中出勤御免被遊候間来二月中は何方えも引越候様ニ被仰付翌年二月中立退申候先御留守居円乗院山里ニ拾年来御勤被遊候得共壱人ニても一山立退申候者無御座候処六ヶ年之間右之通立退申候事

一、山留人足之儀は神領山林荒不申候様ニ人足差出境目等山廻り相勤可申之由先年被　仰付候処近年は外之御用ニ斗御遣被遊候当夏中抔は実相院等地形引下ケ山留人足一日ニ四組翌日七組被　仰付寺引申候　御社頭御用御別当所御用之儀は格別ニ奉存候得共実相院之儀ニ山留人足御遣被遊候儀難心得奉存候ケ様成儀御遣被成候間毎日一組ニては相済不申難儀仕候事

一、先年ゟ脇年寄役売買等は無御座候処去十月中新平儀不如意ニ付脇年寄役相勤リ不申候間御免被成下候様ニと月番を以奉願候処早速御免被成下何之由緒も無御座乙八と申者ニ跡役被仰付右為祝儀乙八旦中弐拾八ケ村并金子弐両相添遣候様ニ被　仰付候是等之儀則新平儀乙八方へ役儀売渡候同然ニ奉存候新平乙八御内証ゟ奉願相済申候得共表向申立候節は当月番え罷出候歟と乍恐奉存候惣て山中脇々下々之者願筋之義御内証ニて御聞済被遊御下知被成候故決句御威光も薄く又は一山御仕置も軽く可相成哉ニ奉存候

一、西十月三日当月番え御別当所ゟ脇年寄両人召連外ニ豊八組合次郎左衛門仙太夫両人勝手迄召連罷出候様ニ被　仰下則召連伺公仕候処衆徒之内中之坊金剛院并月番両人立合豊八方え御尋之儀ニ付豊八外記両人被召出御尋之事

一、官名御免も無御座候処去秋中も証文差出置又候一宮内記と書状ニ相認仏乗院御在府之内差上申候事

一、持参金遅滞仕候事

右両条御尋被成候得は豊八儀一向申訳無御座候由口書差上申候ニ付右脇年寄両人并組合之者両人豊八宅え差越申候て右口書ニ印形為仕脇年寄両人御別当所え持参仕差上申候処外記方え被　仰聞候は其方致加判証文上ケ置其方え江戸川村又四郎方ゟ証文取置申候ニ付彼方え飛脚差遣候共又ハ豊八在所越後国え飛脚差遣金子相調差出可申候哉月番立合承届申上候様被　仰付候ニ付豊八方え為申聞候所越後え飛脚遣金子相調差出可申候由返答仕候ニ付其段申上候処左候ハ、飛脚帰候迄は日延可申付候豊八手前遠慮可仕候此方ゟ申付候ニては無之弥金子相調差出申候ハ、官名等名乗申候哉可被　仰付由ニ御座候処其以後飛脚罷帰金子差出シ申候哉衆徒

中御訴訟申相済申候当月番は済口之儀不奉存脇沙汰ニて承知仕候事

一、当正月中神楽師之儀ニ付此度神楽師ニ罷成度由奉願候者御座候ニ付御別当所ゟ右神楽師之頭取え右新入之願之者神楽師仲間え致相談弥入候様ニ被　仰付候節頭取之者不調法申上候由ニて頭取四郎次逼塞被　仰付長々逼塞仕罷在候処同二月中衆徒中頼入再三御訴訟申上候処御免被遊四郎次儀頭取役御取上ケ被遊外之神楽師え被　仰付相済申候此節神楽師三拾壱人手前遠慮仕罷在候山中之者自分々々之少々之間違ニても衆徒中或は極楽院を頼入御詫仕候は過半御座候て一山不静謐ニて迷惑仕候事

一、太々御神楽執行之節衆徒年寄御祈禱出勤并御社頭詰番出勤之儀先年ゟ月番ゟ廻章ニて出勤仕候所去九月中御書付を以被　仰付候は衆徒并豊八外記両人者直支配ニ候間廻章無用之由ニ御座候先年ゟ衆徒壱人年寄弐人御社頭詰番相勤候様ニ被　仰付去年中迄豊八外記儀も拙者共と組合弐人宛順次ニ相勤申候所此度右両人願之通　御社頭詰番御免被遊候由ニ御座候彼者共も拙者共仲間ニて年寄之名目同様ニ相勤申候儀御存知被遊候通先年ゟ御別当所御書目之節被成下候御奉書ニも衆徒中年寄と被成下両人儀別之異名無御座候事

一、衆徒中之儀先年ゟ山中用事御座候節は当月番え寄合諸事相談等仕候得共此度月番え之寄合御免被遊候然シ時ニより寄合被　仰付候得共実ニ相談相調候儀は無御座迷惑仕候事

右之通種々先格ニ相違之義被　仰付迷惑至極仕候其上此度三ケ条両人方ゟ申出候間江戸表え罷出御吟味請候様ニ被　仰付御添簡被下候間不及是非参府仕候拙者共下役と申儀古格無之名目被　仰出拙者共儀往古ゟ榛名山年寄役相勤候規摸も無御座仲間一同歎数奉存候慶長年中御墨印頂戴之節も光明寺宗海法印拙者共仲間先祖共駿府え相詰　御墨印当社え持参仕候て当山久住之者共ニ御座候間　御慈悲を以御吟味之上両人之者被召出対決被　仰付被下置何事も先格之通正道ニ罷成一山静謐ニ相治り拙者共儀も相立候様ニ被　仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候　以上

榛名山年寄
小川内匠
佐藤求馬
原田内蔵
小山兵部
早川主膳

宝暦四年戌十月

覚王院法印様
信解院法印様

一、右壱通年寄共訴状西ノ内巻紙ニ相認差上候すへニ相記申候五人此節出府申候者共也此次ニ相記申候は年寄共之御答書之写也

御尋ニ付乍恐御答申候覚

此度出入之儀外記豊八両人相手取書上候上は右両人之御吟味可奉願事ニ候

一、外記豊八両人相手と書上候得共訴状之趣専御留守居仏乗院御事申立候此度は出入ニ不相預事ニ候致如何　宮様ゟ被　仰付候御留守居え対し相手取候様訴状差上候哉此段可申上旨御尋ニ御座候

此儀御　上ゟ被　仰付候御留守居え対し相手取候様ニ被　聞召御尋之儀曾以仏乗院御方え対し相手取候儀ニては無御座候相手之儀は外記豊八両人ニて御座候

当御留守居一山諸論願筋之御取沙汰且新規被　仰聞候事共粗御座候其刻江戸表ゟ之御沙汰共不被　仰聞候然は御留守居御一存ニて新規等之儀も御取斗之御事ニ候哉　将　御両院様ゟ被　仰付候哉と奉存折柄之儀故書上候事

一、訴状之内外記豊八両人甚卑賤之者之由申上候御当山ゟ被　下置候御書

付等も有之　御代々名も被　下置候如何之訳ニて卑賤之儀申出候哉可申上旨御尋ニ御座候

此儀外記豊八両人全く当分卑賤と申事ニては無御座候私共儀は榛名山久住者ニて慶長年中御　墨印頂戴以前ゟ役儀相勤罷在候家筋之者とも右両人は近来新家之者共ニ御座候右新古之分チ申上度奉存元来之成立之儀書上候事

御当山ゟ被下置候御書付等之御儀は如何様成御書付頂戴仕候哉拙者共一向不奉存候　御代々名も被下置候御儀元禄年中迄豊八方は四郎左衛門と申外記方は三右衛門或は三郎兵衛と申候得共其以後官名御許容被遊候御儀ニ御座候拙者共儀は先年榛名山学頭栄存法印様ゟ被仰付候は其方共事往古ゟ社司之名目有之候間官名并烏帽子狩衣等着用之儀奉願候様被　仰付栄存法印様ゟ御執当様方え御願被遊被下御許容被遊候右両人儀も其節ゟ官名御許容被遊候御事

一、外記豊八両人　御代々　御目見被　仰付私共儀いつ時分ゟ　御目見被　仰付候哉可申上旨御尋ニ御座候

此儀　御目見被　仰付候御儀先年榛名山学頭栄存法印様京都え御引越被遊候節其方共事先年ゟ山中支配等致来候ニ付　御目見奉願上候様ニ被　仰付候処其節仲間之者共且廻他出等多く仕候ニ付何連も罷帰御意之趣為申聞可奉願上由申上置候処急ニ京都え御引越被遊候ニ付其節は不奉願上候其以後学頭様御代々遠方ゟ御兼帯被遊候ニ付奉願上候儀差扣罷有候処　御当山寿昌院様御兼帯被遊幸之時節と奉存衆徒中并拙者共一同ニ奉願上候処　御目見被　仰付難有仕合ニ奉存候御事

一、先年ゟ別当所替目之節被下置候　御奉書ニ衆徒中年寄中と有之候旨書上候は何年以前ゟ之　御奉書ゟ右之通相成候哉可申上旨御尋ニ御座候

此儀先年別当満行院二代之儀は先神主小山豊前守末葉ニて永慶永山妻(ママ)対ニて別当職相持罷在候処二代目之満行院永山寛永年中不行跡御座候て欠落仕不及是非御注進申上候得は自今以後学頭兼別当被　仰付候以後光憲法印様光寛法印様栄存法印様恵心院前大僧正様論明院様宝積院法印様寿昌院法印様　御両院家様御預被遊候節迄御替目之節は　御代々　御奉書被成下置候右　御奉書御文言ニも其山御朱印并什物等何連も立合相改先例之通可被渡之候尤山内諸篇大切ニ可致旨衆徒中年寄中と被成下置頂戴仕其節之当月番ニ所持仕罷有候学頭様御代々之御用被　仰付候御書翰ニも衆徒中年寄中と被成下候先年榛名山　満行宮大権現神位之節京都式部卿様ゟ御書翰ニも衆徒中年寄中と被成下候勿論先年御　公儀様之書上候節も御別当所并衆徒五ケ寺年寄拾壱人其外町屋門前と書上申候事

右之通御尋ニ付申上候儀相違無御座候以上

宝暦四年戌ノ十月

小川内匠
佐藤求馬
原田内蔵
小山兵部
早川主膳

右年寄共御答書西ノ内紙巻紙ニ相認差上候此次又年寄共之御答書之写也

御尋ニ付口上書を以申上候

一、榛名山先神主小山豊前守以来外ニも受領致候もの前々ゟ有之哉之旨御尋ニ御座候

此儀別当職先神主小山豊前守以来受領仕候もの壱人も無御座候

一、狩衣或は布衣御免状之儀銘々頂戴仕候哉又は仲間一同一紙ニて頂戴仕候哉且御免以後狩衣布衣致着用右将来今以誰々所持致候哉可申上旨御尋ニ御座候

此儀御免状之儀は栄存法印様ゟ被　仰立被下置御免之旨仲間一同一紙ニて

頂戴仕候且御免ニ付狩衣布衣銘々仕立候て其節ゟ大祭礼之節は何連も着用仕候得共弐拾六年以前酉年焼失仕候て当時所持仕候ものは佐藤求馬小山隼人右両人所持仕罷有候

一、別当所并衆徒五ヶ寺年寄拾壱人と　御公儀様迄も書上候段先達て御答書ニ申上候処いつの頃右之通書上候哉此段可申上旨御尋ニ御座候

此儀宝永年中同国群馬郡村々ゟ榛名山御手洗用水ニ引取度旨願出候由ニて本多弾正少弼様御掛りニて惣躰榛名山所法御尋ニ付書上候節別当所并衆徒五ヶ寺年寄拾壱人其外町屋門前と書上置候ニ付先達て奉申上候

右之通御尋ニ付御答申上候以上

戌ノ十二月

小川内匠
佐藤求馬
原田内蔵
小山兵部
早川主膳

一、右年寄共訴状壱通長キ巻紙添御答書弐通亥ノ五月九日　千光院法印様外記え御渡被遊候て被　仰聞候趣右年寄共訴状之内　仏乗院事書載候此事は此方ゟ　仏乗院え相尋候間其方共身ノ上エ之事斗(ママ)一々御答書差上可申候且又年寄共方ゟ其方共両人も年寄一同之由段々申立候間御尋候処年寄共方ゟ其方共先年之先祖年寄連印之書付有之証拠ニ差出候此事は重て其方え御尋可有之由　千光院法印様此節御意被遊候事

一、右之通被　仰付外記旅宿湯嶋三組町米屋甚右衛門方え罷帰従夫御答書相認申候処右年寄共差上候訴状殊外長文言故外記差上候御答書同六月十四日挽(晩カ)迄相認出来申候事

一、同六月十五日　覚王院様御玄関え外記相認候御答書持参　御役僧妙行房え懸御目則先達て被　仰付候外記御答書壱通別紙書付壱通共ニ差上申候追て窺ニ可罷上旨妙行房被　仰付候右外記差上候御答書左之通

乍恐返答書仕申上候

此度榛名山年寄一統仕私共両人を相手取種々偽り申上難題申懸私共両人を年寄一同之様ニ申上候ニ付依之年寄共方ゟ申上候ケ条え逸々左ニ御答申候御事

一、年寄共方ゟ奉行当番之者人足并奉行出勤等之儀相記当月番え遣申候得は星揚帳相記申候先例ニ御座候旨申上候事

此儀酉ノ九月中　御別当所ゟ被　仰付候は諸普請之節帳面ニ吟味誰奉行誰人足名前相記其度毎ニ拙者共立合吟味仕候様ニ被　仰付候然所其後吟味外記奉行求馬出勤之節先達て申上候通右之帳面持参不仕候間求馬方え承申候所求馬申候は兼て内蔵方え数相談帳面ニ吟味誰奉行誰人足名前記可申筈ニ致置候今日帳面出来合不申候故持参不仕由申候外記申候は左候ハ、重て御普請之節無間違帳面持参被成候様ニ何連もえ通達可被成旨申候所其以後帳面一向持参不仕候数度及催促漸々帳面持参仕候所吟味奉行之名前斗(ママ)ニて人足名前無御座候左候得は酉ノ九月被　仰付候　御留守居様御意ニも吟味奉行并人足名前相記候て両人方え為見両人も諸事念を入吟味仕候様ニ被　仰付候得共被　仰付之通ニ無御座候故不吟味ニ仕後日ニ　御留守居様ゟ御尋御座候節申訳無御座拙者共不調法ニも相成可申様ニ奉存候故又々申入候は人足名前も被相記可然旨申候所承知之由ニて其後又候一向帳面持参不仕候去ル戌九月　御祭礼御幸道御普請之処先達て書付ニ指上候通年寄申候は本帳面別段ニ有之候得は見せ可申由ニ御座候得共挨拶斗(ママ)ニて寄合之節も本帳面見せ不申寄合相談相済跡ニて拙者共方ゟ年寄え帳面之儀承り候得は年寄共方ゟ申候は　御別当所え相窺不申候ては見せ難申旨申候依之拙者共奉存候所右求馬論談も相違仕殊吟味出勤之拙者共年寄方之本帳面人足星揚帳其度々ニ見不申候て若間違等御座候処申訳も無御座次ては拙者共吟味出勤仕

候甲斐も無御座存候事

一、年寄共方ゟ申上候は山中之者願之儀当月番迄差出候節は拙者共両人えも相届候様ニ酉ノ九月御別当所ゟ被　仰付候ニ付其以後山中脇々之者一同ニ上下着用仕度由願出候節拙者共方え届候様ニ願人え其節申渡候ニ付代役願之節は不申渡前度申渡置候故其時々ニ可申付様無御座由申上候事

此儀脇々之者上下着用願之儀申出候節拙者共方え右之願届候様ニ申渡候儀は御座候得共今度　御別当所ゟ被　仰付候間向後共惣て願之儀大坊般若坊えも相届候様ニとハ年寄共ゟ不申渡候と奉存候此証拠之儀は其後山中脇々之者代役願之節拙者共両人え相届候は年寄衆ゟ申渡は無御座候得共自分之念ニ願之儀相届候とこれを申候依之拙者共両人ゟ　御留守居様え申上候得は兵部左京え御尋被成候所兵部申上候は代役願之節も大坊般若坊え相届候様ニ申渡候旨これを申上候ニ付左候得は大坊般若坊ゟ之申立とハ相違仕候旨ニて私共方え御尋被成候依之御答申上候は右申上候通年寄共ゟ願之儀申渡候と申儀偽ニ御座候間代役願之者共被召出御尋被下候得は逸々相分り候旨申上候ニ付右之趣を以兵部左京え　御留守居様再三御尋被成候所畢竟弁舌ニまかせ偽申上候儀故兵部左京其節一向御答不申上候何分脇々之者御尋被成下候得は此上共ニ右之段明白ニ相成り申候此度年寄共書上候とハ相違仕候事

一、年寄算入之節　御別当所えは願差出候得共外えは何方えも相届候例無之由申上候事

此儀酉ノ九月　御別当所ゟ被　仰付候は山中願之儀月番迄差出候節は拙者共両人えも其旨相届候様ニ可申渡旨被　仰付候年寄共願有之候節は当月番之年寄え申立当月番ゟ取次申上候儀ニ御座候山中之者願之儀月番迄差出候節は拙者共えも相届候様ニ被　仰付候御儀ニ御座候得は年寄脇年寄脇々之者都て山中願月番え出候願之分ニは拙者共えも相届可申筈ニ被　仰付候御儀ニ奉存候先例は如何様ニ御座候共酉ノ九月中被　仰付候通ニ御座候ハヽ、拙者共え相届可申筈ニ奉存候

一、年寄方ゟ申上候は豊八後家入仕候得共当日番え届不申旨申上候事

此儀衆徒中拙者共両人之儀は往古ゟ願窺等直ニ　御別当所え申上候殊更格別之被　仰付も無御座候故先格之通ニ仕候

一、年寄共申上候は拙者共先祖は三才ニて母ニ被抱榛名山え参り最初は武州松山町ニて母日雇取候之或は勘平先祖之下女を妻合候之又は大坊跡は小山太郎左衛門と申者相続仕候所家内不残死切申候て家斗(ママ)相残り申候ニ付家守ニ暫ク大坊跡預置自然と相続仕候旨申上候事

右年寄共悪口万端之儀此之通大勢寄集リケ様ニ作意仕候拙者共数年難儀仕候乍恐　御賢察被遊被下置候様ニ奉願上候拙者共先祖之儀は貞享年中由緒書并寛延年中由緒書之通榛名山久住之者ニて先祖大坊里見光明寺を学頭ニ相願数年駿府ニ相詰榛名山之儀天台之御末山ニ被為成被下置候様ニ慈眼大師様え相願申上候処則願相叶天台御末山ニ罷成光明寺を学頭ニ被為　仰付候右御忠功申上候ニ付従　慈眼大師様御墨付頂戴仕右之例を以　御目見相勤相続　御代々之御門主様え　御　目見え被　仰付毎年年頭之御礼に今申上候勿論家督之節も御　目見先祖代々被　仰付官名も　御門主様ゟ被下置候

慈眼大師様思召ニも拙者共先祖は於榛名山家柄別格殊ニ天台之御末山ニ相願御末山ニ仕候得は御忠功深ク思召被下置候て大坊跡諸役御免掟を被下置候儀相違無御座候彼年寄共申上候日雇取或は色々申上候儀は年寄共之偽ニ御座候其外他家押領仕候様ニ年寄共申上候往古ニも他家押領抔仕候ハヽ、急度御吟味之上一日も居住仕候儀は相成申間敷候

慈眼大師様御墨付頂戴仕候儀榛名山久住之者ニて先祖御忠功仕候ニ相違無御座候乍恐御糺シ被遊被下置候様ニ奉願上候

一、年寄共申上候神主小山豊前守と名乗候者有之候て年寄之先祖之由申上候事

此儀拙者共先祖ゟ咄伝ニも承不申候勿論山中風聞ニも一向承不申候年寄共之内里見光明寺ニ当春迄御勤被成候智泉院御方え下書ニ書調相添持参仕色々之戒名光明寺之過去帳え近頃相記申候由尤榛名山ニも墓印も無之候極楽院過去帳えも色々近年書載申候由右両所え過去帳ニ受領仕候者弐数多相見申候由右過去帳之内元亀来年別当三位法印寛儀円蔵坊弐と相記候由榛名山満行宮大権現神位ゟ先達て左様之高官弐仕候者御座有間敷と奉存候殊更古来ゟ左様之戒名弐年寄之先祖ニ御座候ハ、近年書載候儀は御座有間敷候然ル所近頃書記申候は偽事と奉存候只今ニては筆者相記罷在候得共年来重り候ハ、来々ニは如何様之程ニも罷成候も相知レ不申候偏ニ御吟味奉願上候

一、年寄共方ゟ拙者共先祖四郎左衛門或は三右衛門三郎兵衛弐名乗候由申上候事

此儀往古は拙者共先祖も山伏ニて貞享年中由緒書ニ相載候通ニ御座候年寄共申上候一山切之山伏と申儀ニは無御座候右往古山伏ニて御座候故は古来ゟ戒名に今権大僧都法印優婆塞と付申候夫故忠海事も無量院と申候其後之は俗名相名乗候得共戒名は往古山伏故ニ右之通ニ御座候其後大坊方は慈円般若坊は寂然と申者之節　御門主様ゟ官名拝領仕候年寄共は拙者共拝領仕候以後学頭栄存法印様え段々相願官名学頭様ゟ被下置候一山ニても存知罷在候儀ニ御座候

一、年寄共申上候は社司之名目有之候ニ付官名并烏帽子狩衣等之儀可奉願之旨栄存法印様ゟ被　仰付候由申上候事

此社司名目之儀は年寄共ニは一向無御座候住侶并大坊社司等受学頭之下知相俱ニ可遣営と被成下候就夫候て年寄共之事と存シ社司名目有之由ニて烏帽子狩衣之事迄作意仕候儀ニ奉存候栄存法印様之願候様ニ被　仰付候と申事も証拠ニても御座候事哉私共一向不奉存候社司名目之事万治年中之御下知状ニ付申上候ハ、年寄共了簡違と奉存候此社司と被成下候事は大坊之事ニ御座候　御下知状ニも年寄之名当は無御座候名当は学頭衆徒中大坊と斗(ママ)御座候得は社司と申者年寄之事ニは無御座事明白ニ奉存候年寄共申候通譬社司と申事年寄之事ニ相成候共大坊社司等と被成下候得は拙者共ゟ下役歟と奉存候

一、年寄共申上候は山中支配等致来候ニ付　御目見可奉願旨栄存法印様被仰出候由申上候事

右年寄共山中支配致候事弐咄伝ニも不承候勿論年寄共儀月番役両人ニて御別当所え被　仰付之趣相触申候此事を以山中支配と年寄共申上候哉山中ニは衆徒中拙者共両人は　御別当所直支配ニて被　仰付候得は此事ニ付候ても山中支配とは被申上間敷候殊ニ不残相触候共御別当所之御下知請候間相触候得者山中年寄之支配与申事ニ而者無御座候又者　御　目見之儀栄存法印様年寄共ニ願候様ニ被　仰付候与申事茂難心得奉存候寿昌院法印様御兼帯之節漸ゝ年寄惣代之　御　目見願相叶候年寄共申上候通急度於榛名山も古来ゟ拙者共弐と同様ニ忠功家柄茂一同御座候訳ニ御座候ハ、其節寿昌院様ゟ拙者共江御書付被成下候御文言ニ茂相違仕候寿昌院法印様ゟ拙者共両人江被仰下候趣其元両人者前々ゟ御祝被申上候就中其両家者於其山家柄出格ニ而常々出合ニ茂家督者勿論雖部屋住衆徒次座年寄之上座ニ而候間　御目見之節茂右之座次ニ被　仰付被下候様ニとの事実ニ軼当中え申達候御聞届尤部屋住ニても年寄惣代ゟ先ニ被相勤候筈ニ候左様ニ可被相心得候末々紛候儀も可有之哉と為念右之段申入置候旨御書付頂戴所持罷在候殊更寿昌院様榛名山え御登山之節も衆徒中拙者共両人えは諸事別段ニ被成下候

一、年寄共申上候は拙者共両人も年寄共仲間ニて名目同様ニ相勤申候由申上候事

此儀拙者共と年寄共と同様ニ相勤候儀無御座候私共諸事年寄共は別格ニ相勤候事は　御社頭　御別当所其外於何方も拙者共并悴迄も衆徒之次座年寄之上座ニ着座仕候尤檀中え　御幣頂戴為仕候儀も衆徒中拙者共両人は　御本社御幣殿階下迄参り出家衆ゟ請取旦中え為戴階下迄持参出家衆え相渡申候年寄并其外之者は無目敷居之外ニて請取渡共ニ相勤申候勿論先規之例を以　御社頭え献上物毎年仕候事五月五日粽御別当所ゟ百把中之坊ゟ百把拙者共両人ゟ百把宛　御神前え献上仕候九日初九日は　御別当所ゟ御神酒御供上り申候中之九日は中之坊ゟ献上末ノ九日は大坊ゟ献上仕候尤慶安年中ゟは年中行事ニ相記御座候毎年ニ今無懈怠　御神前え献上仕候此外万事別格ニ相勤候訳は末ニ一ツ書相認奉入御覧候一山ニても常々先々ゟ見聞仕候事故拙者共年寄共と同様ニ無御座事一山之者存知罷在候事ニ御座候

一、先年　御別当所御替目之節時々　学頭様ゟ被成下候御奉書ニも衆徒中年寄中と被成下候由年寄共申上候事

此儀学頭様ゟ被成下候御替目之節々　御奉書は拝見不仕候故不奉存候万治年中　御下知状享保年中　御下知状右両度　御執当中様方ゟも学頭衆徒中大坊と被成下候左様ニ御座候得は譬年寄申候通学頭様御替り目之節之御書ニは衆徒中年寄中と被成下候共拙者共と別格之訳は万治年中并享保年中両度之御下知状ニ御座候上は別格之儀明白ニ奉存候

一、御公儀様え衆徒五ヶ寺年寄拾壱人其外町屋門前と書上候由年寄共方ゟ申上候事

此儀委細之格式は衆徒中次ニ拙者共両人次ニ年寄次ニ脇年寄拾五人次ニ町屋門前ニ御座候山中之事は別々ニ相記可申ニも不及事ニ其節奉存候歟又は山中之格式銘々相記差上候事ニ候ハ、脇年寄脇々之者をも委細ニ書分指上可申処ニ唯衆徒五ヶ寺年寄拾壱人并町屋門前と書上候由右之書上ニ付一山之格式之次第只今及論候ては処々相違仁候儀御座候町屋門前と書上候とも町屋門前之内ニ脇年寄拾五人御座候此儀も合て書上候歟脇年寄と脇々之者と同格ニ相勤候事相叶不申脇年寄之儀は別段ニ相勤殊ニ脇年寄と申名目も御座候得は別段ニ相記可申処町屋門前と書上候ハ、年寄共威勢を以脇年寄も脇々之者同前ニ相紛申候哉年寄取筆之役ニて書紛候事哉其節之儀は一円不奉存候殊ニ年寄共之儀は威勢を以　御条目ニも相違仕候事抔も御座候得は威勢を以相紛敷候哉存知不申候貞享年中之　御条目ニ衆徒之僧は平生励学業礼出家之威儀於　神前毎月臨時之御祈禱可相勤之也於然は木伐薙苅掃除道普請等之奉行役は可致免許事と被成下候処衆徒中普請所え出勤被致候様ニ年寄ゟ相触候て出勤被致候事抔も御座候ケ様ニ相紛候事間々御座候乍恐御賢慮被成下候様ニ奉願上候拙者共両人之儀年寄号無御座訳は貞享年中之　御条目ニ明白ニ御座候御文言之趣は大坊般若坊両人は一山用事有之時は当月番之年寄と立合諸事遂吟味可受学頭之下知事と被成下候右之　御条目ニて私共年寄名目無御座事明ニ奉存候尤従古来拙者共両人は月番役相勤不申候ケ様ニ相勤方分レ候上は年寄号同様ニ相勤不申儀明白ニ奉存候先年学頭常徳院光憲法印様御弟子明鏡房様え光明寺後住御願被遊候節拙者共先祖父子え御書翰被成下候御文章ニも其方儀は従先祖忠功異他之者と被　仰下御書翰所持罷在候拙者共先祖棒名山ニて忠功之者相違無御座奉存候且年寄共先祖之儀は近在或は山中之風聞に今仕候年寄九人は先年平之者之内学頭様依思召正月神事役抔被　仰付親敷　御別当所之御用抔も承り　神事之節御社頭ニても大鼓打役抔も被　仰付或は鐘つき役或は細工抔能仕候は御用も能弁し候故元は名主役と申事之様ニも弐三人も被　仰付次第ニ御社頭御繁昌被遊村々ゟも参詣旦廻増し候故名主九人ニ罷成其以後山中ニても自然と年寄名目唱申候由及承候大鼓役抔も大鼓免抔も其節被下候由近年は家来ニ大鼓神事之節為打申候年寄之内神事之節鐘つき役も御座候是もいつの頃ゟ歟家来ニつかせ申候只今現ニ証拠ニ罷在候風聞勿論に今仕候

一、先年別当満行院は小山豊前守末葉ニて御座候由年寄共申上候事

此儀年寄共偽りと奉存候古来豊前守抔申候無御座候山中之者語り伝ニも一向不承候或は年寄共之親類抔ニて別当職仕候事も一向ニ無御座奉存候彼者共之先祖抔名山由緒格式抔有之者共ニては無御座候古キ御書付ニも年寄共之事無御座候年寄申上候通別当職迄も年寄先祖持候事ニ候ハヽ万治年中之　御下知状ニも年寄之名も可有御座候所左様之儀無御座候年寄共先祖駿府ニ相詰　御墨印迄持参仕候抔書上候得共右年寄共之先祖左様成御忠功も無御座故　慈眼大師様御墨付も所持不仕候皆偽斗ニ御座候事と奉存候古来由緒無御座候得共名主役相勤中年以来年寄共之儀は大勢故平日相互ニ心を合大勢之多才発明を以古来無之書付を仕或は　学頭様又は時之御留守居様え種々ニ多才を以古来無之威儀を拵自然と年寄之威勢日々ニ増し拙者共少勢ニ罷在殊ニ中年以来不才者斗ニて年寄共之存寄次第にて年月を過し来時之御留守居様ニも御気風によって拙者共と年寄共との威儀勤来ル処は格別ニ候得共深キ思召も無御座故近年迄は年寄共ニかすめられ不安気ニ居住仕候所近年御両院様御支配ニ罷成先規之通段々勤方格式等も被　仰付難有仕合ニ奉存候且又年寄共申上候ニは一山不静謐ニて迷惑仕候と申上候得共不静謐成御事は一向無御座奉存候　御両院様御支配ニ相成候て第一　御宮之御修覆其外諸末社ニ至迄結構ニ罷成益々御社頭御繁昌月々ニ増し一山静謐ニ相治山中脇々之者迄も一同ニ難有仕合ニ奉存候近里遠境迄も風聞仕候弥山中静謐ニ相定候様ニ被　仰付被下置候様ニ　御慈悲偏ニ奉願上候次ニ年寄先祖抔名乗候事無御座候証拠無御座候故近年里見光明寺過去帳并榛名山極楽院過去帳之偽書仕候今度年寄共書上候ニは先年別当満行院は小山豊前守末葉と申上候事前後相違仕候若シ年寄共申上候通満行院小山豊前守末葉ニ候ハヽ里見光明寺之過去帳ニ宮本坊実父と近年書載候由左様は御座有間敷筈ニ候勿論至極往古之事はしかと不奉存候得共別当欠落之節之　慈眼大師様之御書付拝見仕候ニ妻帯ニて別当職仕候趣は相見不申候

慈眼大師様ゟ学頭え被下候御文言之趣は今度榛名山別当企公事之間及裁許処構非儀背御法度継連署徒党組剰従　公儀御定候大事之御番所私相被罪科不軽候之間法度可申付之所欠落不及是非候自今以後自学頭兼別当守　御朱印之旨山中之仕置祭礼勤行等不可有怠慢者也と御座候年寄共申上候小山豊前守と申神主抔は年寄共之作意偽と奉存候

一、年寄共鳥帽子狩衣御免状所持仕候由申上候事

右年寄共大祭礼之節鳥帽子狩衣着用仕候得共弐拾六年以前酉ノ年焼失仕候由年寄共申上候得共焼失仕候も近キ事ニ御座候得共年寄共鳥帽子狩衣着用見聞候者山中ニ無御座候年寄共神事之節上下着用仕候事は先年ゟ山中ニも存罷在候年寄共寛延年中由緒書差上候由及承候其節抔も鳥帽子狩衣之事も申上候哉且栄存法印様ゟ御免状被下候由年寄共申上候御免状被下置候儀ニ御座候ハヽ古来ゟ今大祭礼之節も麻上下着用仕候ては学頭様之御免状ニ相背候事ニ奉存候殊ニ榛名山大権現神事之節之御事着用御免被成下候ハヽ別て大切之御事ニ御座候所着用不仕候ては御免状之事も不審ニ奉存候大祭礼之御事は古例を以相勤来候所鳥帽子狩衣ニて諸真言誦観音経読候ても似合不申事ニ奉存候

一、年寄共方ゟ拙者共両人も同様ニ相勤候由申上候事

此儀拙者共と年寄共と諸事別格ニ相勤候訳段々一ツ書ニ仕奉入御覧候

一、里見光明寺え蔵幕真木相納申候儀年寄脇年寄脈々之者毎年相納申候衆徒中拙者共両人は古来ゟ相納不申候

一、毎月定日　御社頭ゟ御別当所御門前迄之間掃除仕候事年寄を頭ニ仕脇年寄脇々之者組合を以掃除場を定置頭ゟ相触組中罷出掃除仕候衆徒中并拙者共両人は古来ゟ相勤不申候事

一、山林見廻り山留役之儀脇年寄を頭ニ仕年寄并脇々之者罷出相勤申候衆

徒中并拙者共両人は古来ゟ相勤不申候事

一、四月九月　御祭礼之節指図之儀年寄共之内ニて順番ニ弐人宛相勤申候
拙者共両人は古来ゟ相勤不申候事

一、五両金割番之儀年寄順番ニ相勤拙者共両人は古来ゟ相勤不申候事

一、宗門帳五人組帳各改帳順番ニ年寄共書上候拙者共両人は古来ゟ相勤不
申候事

一、不依何事願筋等衆徒中并拙者共は古来ゟ御別当所え直ニ申上候て被
仰付候事

一、御関所当番人給金年寄脇々之者毎年差出申候衆徒中拙者共両人
は番所畳表替仕候

一、月番役年寄共両人宛相勤拙者共は古来ゟ相勤不申候事

前書ケ条ニ御答申上候通少も相違無御座候拙者共両人儀は右申上候通年寄
共とハ分ケ柄違イ年寄号同様ニ相勤候儀曾以無御座諸事別格之段　御書付
勤方等証拠正敷奉存候一山ニても先々ゟ見聞仕候儀ニ御座候得は少も相違
無御座候何分ニも、御憐愍を以末々迄も相紛不申安住仕候様ニ偏ニ奉願上
候以上

榛名山
一宮外記
同所
一宮豊八

宝暦五年乙亥六月

覚王院法印様
信解院法印様

右之通御答書一通差上右御答書ニ相添別紙口上書差上候写左之通

乍恐口上書を以申上候覚

一、年寄共方ゟ拙者共先祖年寄号之書付え連印仕候由ニて此度指上候ニ付
御尋御座候御事

此義年寄共中年以来は威勢甚敷御座候得は押て相紛敷仕候哉且拙者共儀別
格之訳共ケ条え御答仕候通ニ御座候て拙者共無名目ニて別格ニ相勤候得は
連印之後加筆仕候哉一向其節之儀不奉存候去ル未年勤平役儀被　召上候節
御ケ条書之内勤平一切経勧化本願被　召上候御文言之内向後円乗院金剛院
両人ニて致世話候様ニ可仕候尤衆徒内記外記年寄共其外御師之面々旦那場
ゟ勧物も有之候ハ、直々取扱候て右之両院え相渡可申候と拙者共と年寄共
と　御書分ケ御文言ニ御座候右　御ケ条書御文言逸々相記右勤平え申渡候
と申請書え衆徒中拙者共両人年寄共連印仕　御別当所え相納申候年寄共申
上候連印之書付は何御方え上リ候書付ニ御座候哉年寄如何仕候て手前ニ所
持仕候哉一同不奉存候右勤平役儀被　召上候節拙者共と年寄共と別格之御
文言ニ印形仕相納申候上は拙者共年寄号無御座儀相違無御座候殊更拙者共
と年寄共と同様ニ無御座諸事別格ニ相勤来候段明白御座候此末相給候儀無
御座候様乍恐　御慈悲を以永代御定被成下候様ニ奉願上候　以上

榛名山
一宮外記印
同所
一宮豊八印

宝暦五年亥ノ六月

覚王院法印様
信解院法印様

右口上書壱通御答書ニ相添亥ノ六月十五日　覚王院様於御玄関妙行房え差
上御受取被成候先達て　千光院法印様ゟ御渡被遊候年寄　之訴状壱通御尋
之答書弐通是又妙行房迄返上仕候事

一、同六月十五日　信解院様御玄関え参上右御答書　覚王院様え差上候旨御届申上候事

一、同七月四日　慈眼大師様御墨付之写并享保年中之　御下知状之写并先学頭常復院光憲様御書翰本書壱通并寿昌院全具様御書付之写壱通右於覚王院様妙行房迄御渡置申候事

一、同七日廿一日妙行房ゟ明日御召之旨御状来左之通被申達儀有之候間明廿二日四ツ時過参上可有之候已上

七月廿一日　覚王院内　妙行房

一宮外記殿

右之通御用書来就夫外記方ゟ御報御請左之通明日四ツ時過参上可仕旨被仰付奉畏候為御請乍恐如斯御座候已上

七月廿一日　榛名山　一宮外記

妙行房様

一、右之通御請書差上翌廿三日被　仰付之通　覚王院様御玄関え参上之処則　千光院様御出座ニて先達て差上候御答書ニ付御吟味被遊右御吟味之聞書覚左之通

千光院様御尋

一、其方共先祖里見光明寺を学頭ニ相願数年駿府ニ相詰　慈眼大師様え御願申上依之願之通相叶光明寺を学頭ニ被　仰付

右御忠功申上候ニ付御墨付頂戴仕候旨申上候は如何成証拠ニても有之候哉と御尋

則座ニて外記御答

右　慈眼大師様御墨付頂戴仕候儀御忠功之証拠ニ奉存候旨申上候

一、右　御墨付ニ御忠功を仕候ニ付被下置候と相見不申旨御尋

右駿府ニ相詰御忠功仕候と申儀は先祖共ゟ段々申伝其上貞享年中之先祖共書上候古キ書付ニも右之通ニ御座候ニ付申上候由御答仕候

一、右之通ニて別ニは証拠も無之哉と御尋

別ニは無御座旨御答仕候

一、年寄共ゟ申出候は其方共先祖年寄惣代或は社家名目等え連印同様ニ仕候書付扣之由ニて年寄共方ゟ差出候間披見可仕ニて御渡被遊候

右書付共披見仕候所室田村或は隣村と先年山論之節書付中年之先祖年寄同様ニ連印之有之墨にてけし候も有之又は扣故歟印は無之も相見一候或は妻(マヽ)対拾壱人抔記候書付も相見へ申候

右等之書付其座ニて披見仕相仕茲(ヨ)平伏仕罷在候

一、右之書付数通先祖加印仕候得は先祖ゟ年寄名目ニて相勤候事ニ相見候由御尋

右之節儀如何仕候儀歟此節之事不奉存候然シ中年以来は年寄威勢甚敷御座候ニ付押て為仕候哉不奉存旨御答仕候

一、右之書付古キ様子ニ相見数通有之候得は其方共も年寄のかれ申間敷由御尋

乍恐拙者共勤方諸事年寄共とハ別段ニ御座候得は号名同様ニ無御座段申上候

一、勤方之事は別段ニ相分り候得共右書付先祖共印形致候うへハ山論等之節も年寄と申所ヲ同様ニ相勤申候と相見申候由御尋

乍恐奉申上は古来之先祖共左様成義可仕筋無御座奉存候中年以来之先祖共同役両人不才者其上年寄之威勢におそれ仕候哉とかく右之節之儀如何不奉存候且先年円乗院御役永々御勤被下候様ニ奉願度由衆徒実相院私父子御年礼ニ出府之跡ニて相談御座候由ニて願書ニ相認年寄兵部跡ゟ右願書持参仕

加印仕願上候様私方え遣申候処披見仕候得は私名之上肩書ニ年寄惣代と兵部同様ニ相認候ニ付右印形難成旨申兵部え断願書送申遣候は年寄惣代と申肩書ぬき遣候ハヽ願之趣は承知仕候故加印仕可奉願と申候て願書兵部方え返申候処兵部如何存候哉右願書え兵部一判ニて彼者一存を以　御前え右御前とハ千光院様ヲ指て申差上申候処御取上無之　御前ゟ御返御下ケ被遊候由右願出御下ケ被遊候訳は円乗院役儀御免のかうむり度旨兼て申上候由ニ付其後兵部勧善院様寿昌院様ゟ御移り被遊候先学頭里(ホ)具様也御用部屋ニて対面仕候処右之旨承申候得は相答申候ニ付私兵部え申候は夫ニては願之儀私承知不仕候て加印不申様ニては迷惑ニ候間肩書ぬき候ハヽ致印形再願可仕と申候処兵部申候は一度御下ケ被遊候間再願相成申間敷旨達て申候間願之筋は承知ニ候得共肩書故加印不申旨兵部え呉々断申候処私帰宅仕候得は其儘月番主水大泉坊之右主水後ニ母之勘気ヲ受他え出ル方え致寄合円乗院御役之儀を実相院私きらい加印不申旨抔申立色々難渋申懸候て彼是と迷惑仕候儀も御座候加様ニ多勢はつ明を以私共及難儀候間中年之先祖共え押て難題申懸むたいに印形為仕候歟如何不奉存候旨申上候

一、享保年中太々御神楽取立候節之帳面ニも衆徒年寄致相談可相勤由其方共先祖も連印同様ニ有之候近キ頃の事ニ候処左様ニ勤来り候得は年寄と申事ハぬけ不申候と御尋

此儀貞享年中之　御条目ニも拙者共と年寄共と格別ニ御書キ分ケ御座候何分ニも御慈悲を以　御条目通ニ被　仰付御立被成下候様ニ奉願候旨御答仕候

一、御条目ニは書分有之候得共大坊般若と相称シ候ては別段ニ候得共内記外記と相名乗相勤候所ニては年寄同様ニ候由御尋

何分ニも私共諸事勤方相分レ其上　御条目御書分も御座候得は　御慈悲を以別格之段御立被下置候様ニ偏奉願上候旨申上候尤榛名山脇々之者迄も私共年寄共と同様ニ存候者は古来ゟ別格之事故御座有間敷奉存候旨申上候

一、年寄共惣代之　御　目見近年迄相勤不申候以前は其方共先祖も年寄号抔加様ニ一所ニ勤なかもよく候半所年寄惣代之　御目見相勤候得共其方共は先祖ゟ　御目見格別自身ニ相勤候事故別格之儀此節ゟ其方共気之付候事ニおもわれるとの御尋

古来ゟ先祖共何方ニても勤方同様ニ無御座諸事別格ニ相勤候得は古来之先祖共弥以同様之号名曾て無御座候中年之先祖共年寄之威勢ニかすめられ押て印形其為致候哉何分ニも不奉存候幾重ニも　御慈悲を以　御条目之通御立被成下候様ニ奉願候旨御答仕候

一、年寄共数通之証拠差出候得共其方ニは証拠無之由御尋

乍恐御答申上候は貞享年中之　御条目ニ御書分ケ御座候其外万治年中享保年中両度之　御下知状ニも別段ニ被成下候旨御答仕

一、貞享之御条目等ニは分テ有之候得共手前共先祖致印形候上は仕方無之只今其節之事存不申旨申候ては相済ぬ事ニ候年寄取筆之役ニて書候抔先達て其方申立候得共年寄取筆ニて書候共左様ニ無之事え先祖致印形べき筈無之候印形仕候所は不調法　御条目之通御立被成下度とならハ左之通可奉願旨御意被遊候

難有仕合奉存候退出仕右之通御立被成下候様ニ書付差上可申旨御答仕候

一、能々了簡可仕候先祖共年寄名目連印仕候得はぬけ不申事之由御意被遊候

一、慈眼大師様　御墨付ニも榛名山之内望ニ付と有之候得は大進奉願住居仕候哉其方共久住彼是申立候得共此方ニては　慈眼大師様已来天台之御末山ニ罷成候節からの事を用其前はかまい不申事之由御意被遊候

貞享年中之私共由緒書ニ戴候書上等ニも久住之由緒御座候旨申上候

一、慧眼大師様　御墨付之外ニは御書付等は所持不申哉と御尋
享保年中之　御下知状并常徳院様被成下候御書簡之御文言ニは其方共は先祖ゟ忠功異他之者と被成下候て所持仕候并寿昌院様御書付等所持罷仕候旨御答仕候
一、年寄共仏乗院事様々書戴候是構無之事ニ候其方共年寄名目之由年寄共申出シ候所訳知不申故仏乗院へも相尋候所協成事もしれ不申故此之儀斗故今日相尋候と御意被遊候
一、年寄鳥帽子狩衣免状栄存ゟ書判之すへ候書付申請所持之由ニて差出候仏乗院方ゟ山中之者え尋口書取差出申候処見聞不仕旨老人迄一同ニ左様之由其節手前儀も何の方ニて承候哉と御尋
山中ニて極老人迄も曾て着用見聞仕ませぬ由及承候其上廿六年以前迄着用之事ニ候ハ、近キ事ニ御座候得共同苗も六拾四才ニて当春死去仕候得共一円見聞不在旨ニ御座候由申上候
一、右之通亥ノ七月廿二日　千光院様御直ニ御尋ニ付於其座御答仕候得は退出仕候様ニ被　仰付則旅宿え罷帰候事
一、同七月廿四日　覚王院様御玄関え参上妙行房へ懸御目一昨日御尋ニ付書付差上可申候処同役豊八印形在所ニ所持罷在候間在所え申遣印形揃差上申度候間書付差上候儀日延被成下候様ニ申上候処明日窺ニ罷上リ可申旨妙行房被　仰付候事
一、翌廿五日御窺ニ参上仕候処妙行房被　仰出候は御尋ニ付中年之先祖年寄号え連印仕候儀は不調法然シ貞享之御条目御書分け之通并両度之御下知状之通被　仰付被下置候様ニ書付早速差上可申候同役印形相揃候ニ及不申候間急キ差上可申旨被仰付御請仕旅宿え罷帰候事
一、七月廿八日四ツ時　覚王院様御玄関え参上妙行房え懸御目右被　仰付候書付差上申候処扣罷有可申旨被　仰聞候間扣罷在候然ル所右差上候書付御持参右之文言之内中年頃は年寄之威勢を以諸事拙者共両人之先祖年寄ニ被押紛無是非加印仕候歟と書戴候所すへに又年寄威勢ニ被押紛猥ニ仕候儀と書戴候処をぬき認直シ差上可申旨御返被成候間則左之通相認同日八ツ時持参妙行房え差上申候写左之通

乍恐一札差上申候
一、私共中年之先祖之者年寄名目之書付え連印仕候由心得違ニて不調法仕候　御赦免被成下置候様ニ奉願上候先達て御答書ニ申上候通万治年中之御下知状貞享年中之　御条目并享保年中之　御下知状ニ拙者共年寄名目は曾て無御座年寄共とは格別之儀明ニ相分レ殊ニ貞享年中之　御条目ニは拙者共両人は一山用事有之時は当月番之年寄と立合諸事遂吟味可受学頭之下知事と御座候得は御慈悲を以　御条目之通被　仰付被下置候様ニ奉願上候勿論勤方古来ゟニ今格別之儀先達て書付差上　御覧被成下候通拙者共両人年寄名目は曾て無御座候然ル所中年之先祖共連印仕候儀は申上様も無御座不調法仕候　此段　御赦免被成下置古来之通　御憐愍を以御条目并　御下知状之通被仰付被下置候様ニ幾重ニも奉願上候勤方之儀は古来ゟ相勤来候通年寄とハ万事別格ニ御座候得は今度年寄申上候年寄名目之儀御除キ被下置私共と年寄共と　御条目之通御分ケ被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候以上

上州榛名山
一宮外記印

宝暦五亥ノ年七月
覚王院法印様
信解院法印様

一、右之通壱通七月廿八日妙行房迄差上罷帰候事
一、右之書付　覚王院様え差上候旨同日信解院様御玄関え参上御届申上候

事

一、同八月廿八日八ツ半時榛名山ゟ江戸旅宿迄飛脚折右衛門来ル右は祖母味白妻御明院為外記ニは実之祖母ニ不在大病ニ付御暇奉願帰宅仕候様ニと豊八方ゟ来書并榛名山御留守居仏乗院様ゟ覚王院様御内妙行房様迄右願之御添簡来ル

一、同日七ツ時　覚王院様御玄関え参上右御暇願之御添簡差上祖母重病ニ罷在候間御暇被下度旨願上親行房様え懸御目申上候明日窺ニ罷出可申旨被仰付候事

一、同日右之願之旨　伝解院様御玄関えも申上候事

一、翌廿九日明六ツ時　覚王院様え御窺ニ罷上り親行房様え懸御目候処願之通御暇被下置候間見届候ハヽ早々出府可仕旨被　仰付候事

一、此節親行房ゟ御内意之趣榛名山え帰候ハヽ願書え張紙ヲ　御留守居え奉願可申旨被　仰出候事

一、同廿九日御暇被下難有旨　信解院様御玄関え御届申上候事

一、同日昼時旅宿三組町出立かうのす宿新井武兵衛方え夜四ツ時着致一宿候事

一、同晦日かうのす宿ゟ出立榛名山え夜ノ八ツ時帰着

一、八月朔日昨夜八ツ時帰着之旨御別当所え御届申候伊香保えハ入湯にて御留守居御留主也

一、九月廿七日迄在宿之処祖母順快ニ趣候間翌廿八日榛名山発足十月朔日江戸旅宿え着夜ニ入候間翌二日ニ　東叡山え御届申候事

一、十月二日　覚王院様え罷上り昨夜着之御届申上候て親行房様え懸御目候て兼て御内意被仰聞候　御留守居様之御張紙一通差上申候同日信解院様えも着之御届申上候右親行房迄差上候張紙と申は豊八外記両人ゟ差上候御答書え一々順ニ御張紙御認被下候右御張紙之写左之通後ニ令披見候

ハヽ豊八外記両人之答書引合見可申候尤御張紙之次第は右御答書ケ条順ニ一々ニ切紙ニ御書記御張被成候其心得ニて引合見可申也

御留守居仏乗院様御張紙之写

豊八外記差上候御答書え御張紙之文言左之通尤御答書第一番目ゟ左之通順也

一、外記豊八申上候通吟味可仕筈ニ御座候所立合候甲輩も無断座候其上是ハ内証わけ可有之事と奉存候年寄共自分家来人足役ニ指出シ不申節も帳面ニハ自分等宅ニて年寄共仲ケ間は人足出候分ニ星揚置候事と相見へ候人足名前銘々両人へ見せ候ては内証事出来兼候ニ付両人えハ見せ兼候事と奉察候依之毎度人足出勤不足ニて普請埒明不申候ニ付酉ノ九月中申付候

一、此儀は前々脇々之者月番迄願等差出候節年寄共不得心之義は取上不申候ニ付山中之者共難儀仕候事先年ゟ数多有之由及承候ニ付酉ノ九月中両人方えも相届立合吟味之上取斗候様ニ申付証文取置候所違背之事共有之候代役願之節年寄共ゟ脇々之者方えは此度は口上ニて相願可申候間左様ニ相心得候様ニ申渡候て此方えハ駕籠かき合羽翁等之下役ハ代役ニハ願出シ不申自身相勤候様ニ願出候ニ付間違ニて可有之奉存候ニ付一宮豊八并月番兵部呼寄吟味仕差出候様ニ申付候所年寄共方ニて間違候わけ御座候由依之書付を以申渡相済候其外は両人申上通少も相違無御座候

一、此儀は衆徒并両人方ゟ別当所迄格別之願差出候節は月番之年寄此方え呼寄書付を以申聞候先例ニて候是は五人組帳預ケ置候故ニて候月番ゟ年寄其外脇々願迄取次願出候ても此方ゟ両人えは為知不申候両人も役人ニて御座候間山中之儀相届様ニ酉ノ九月中申付証文取置候尤道普請等有之節聟養子共斗出勤仕候は普請場差図有之儀吟味立合之節間違等も可有之事と奉存候山中願之儀月番迄指出候節と申ニて年寄脇々共ニ不残

月番ゟ取次願出候間銘々名前書出シ不申候得共相済申御事ニ候其外は両人申上候通ニ相違無御座候

一、此儀ハ外記方ゟ親類書を以願出シ江戸御家人河村又四郎殿猶子ニて大坊跡ニ後家入相願候ニ付願之通申付月番両人呼寄書付を以此通り帳面え加入山中えも為相知候様ニ申付候其外両人申上候通相違無御座候

一、此義は委細不奉存候

一、此儀は先達て吟味仕候所年寄共方ニ一切何ニても少も証拠無御座候尤衆徒并山中之者共八九拾歳ニ罷成候者共相尋候所聞伝ニも一円不奉存候旨先達て口上書加印差上候通ニ御座候近年午ノ年出訴仕候已来年寄共仲ケ間ニて両所之過去帳ニも書加置来代ニ成候ては謀斗(ママ)之程ニも仕候作意之偽り事之様ニ相見へ候　当社之神位は元禄年中栄存法印代吉田ゟ　正一位之補任有之候尤棟札ニも宝物等ニも何ニても神主らしき事小山豊前共申様なる事一向相見不申候

一、此儀は元禄年中六拾年程以前ゟ内記と五人組帳ニ相見候其已後年寄共五拾年程已(ママ)前宝永年中ゟ百官名前当所ゟ指免候由ニて帳面ニ相見へ候戒名之儀は両人申上候通相違無御座候

一、年寄共往古ゟ社司之名目と申義ハ一切何ニても旧記も棟札等ニも一向無之候万治年中御下知状已来之事と奉察候近年享保年中勘平方ニて大々御祓手前ニて相認且那場え引申度由ニて社司佐藤頼母藤原ノ某と書記候義ニ付其節　御宮番相勤候善了房と申所化江戸表迄罷出訴人可申旨再往申募候ニ付相止候由夫ゟ已来御師共方ゟ御祓指出候事停止ニ罷成唯今御祓榛名山別当と相認指出し近年別て社司号名乗吉田え罷越任官仕度願様子ニ相見へ候官名烏帽子等着用栄存法印ゟ被申付候扣等ニても旧記等ニても何ニても一切無之候

一、御目見へ之義栄存法印被申付候と申旧記ニても申伝ニても一切無之候

一、此儀委細之わけ不奉存候内記外記両人勤方之義ハ年寄共と万事別格之段少も相違無御座候

一、此儀ハ委細わけ不奉存候　御下知状ニハ両人申上候通相違無御座候

一、此儀ハ先年兼帯之節ハ諸事年寄共方ニて取斗(ママ)公辺書上等迄心儘ニ仕候事故俗人ニて候得共妻対(ママ)拾壱人等書上畢竟僧形と申斗同格候由ニて僧俗混雑ニ相心得罷有候太鼓打鐘つき等下役者家来え申付元朝等之神酒頂戴之節酌取候儀ハ脇年寄え申付候事相違無御座候但シ脇年寄と申者年寄共ニ男三男分地之者ニ御座候

一、別当満行妻帯ニて相勤候様なる儀旧記等ニも無之申伝ニも無御座勿論神主小山豊前守末葉と申事申伝ニも無之由小山豊前守と甲義一向無証拠之上ハ偽り事之様ニ相聞候間無之筈ニて御座候

一、此儀ハ先達て山中僧俗不残ハ九十歳ニ罷成候者迄相尋吟味仕候所見聞仕候者壱人も無御座候由然ル所廿六年已前迄着用仕候と申偽り事驚入候先年寿昌院御兼帯已(ママ)後被申候は脇々之者共え上下着用指免度候所年寄共方ゟ烏帽子狩衣免許被下候は脇々之者へ上下着用相願セ可申旨申候ニ付指障り候間拙僧役儀之内取持着用為仕候様ニと度々御物語承罷在候先年ゟ免許状所持仕候は左様之義申上間敷候偽事と相聞へ候寛延年中年寄共由緒書指上候節大祭礼節ハ熨斗目上下ニて乗馬ニて供奉仕候由書上候様ニ覚申候免許状所持仕候は其節書上可申事ニ奉存候寺以無覚束奉存候段々無証拠なる偽り事申上候儀ニて常々共ニ万事　御賢察被遊可被下候

一、是ゟ下十ケ条少も相違無御座候

右之件々銘々張紙書付くれ候様ニ両人方ゟ達て相願候間拙僧存候分不残書付相渡申候少も相違無御座候以上

亥ノ九月

榛名山

仏乗院　印

宝暦五亥ノ年

一、十月二日右御張紙覚王院様御内御役僧観行房様迄差上申候事

一、右御答書ええへえはり紙ニ被成候後見之節相知し申間敷哉と御答書と御張紙之写とへ相もん致置申候其心得ニ令披見候へかし

一、亥ノ十二月十五日朝　覚王院様え御窺ニ罷上り申候処観行房え懸御目被仰出候趣先剋手紙遣申候処相届候哉と御尋御答申上候は宿罷出候節迄は相届不申候間楯見不仕旨申上候観行房被仰聞候は別儀ニても無之年内無余日此方御取込ニ候間先ツ当年は罷帰御社頭正月之御儀式等も相仕(ママ)茲春ニ罷成候ハ、双方申合候て出府可仕旨被　仰付候間正月晦日　本多伯耆守様御代参御着二月二日出立被致候間右相済出府仕度旨申上候得は左様之事相仕茲双方申合候て出府申候様ニと被仰付候則御請御礼申上退出従夫　伝解院様え参上右之旨御請申上旨御届申旅宿三組町え罷帰候事

一、同十六日江戸出立かうのす宿泊り十七日高崎泊り十八日榛名山え帰宅則御暇被下被仰付ニ因て罷帰候趣委敷御別当所え十八日ニ御届申上候事

宝暦六年

一、子ノ二月三日外記方ゟ門前之者佐平次要大夫両人を以五日江戸え発足之旨年寄共え申合兵部方迄申遣候事

一、同四日兵部方ゟ長大夫弥左衛門両人を以右返事申来ル右口上之趣五日ニは此方出立相成不申由也

一、子ノ二月五日外記榛名山発足七日ニ江戸旅宿着

一、同六日　両御執当様　覚王院様　信解院様　え着之御届仕候於覚王院様観行房え懸御目事

一、此節年寄え申合申遣候処致如何候哉殊外及延引二月下旬頃歟年寄三人内匠内蔵助　出府申候由及承候事

一、同子ノ四月十五日　覚王院様え御窺ニ罷上り候処観行房え懸御目被仰聞候趣此間日光　御留守ニ候間御暇被下置候間罷帰七月盆後ニ年寄え申合致出府候様ニ被　仰付候　千光院様より仏乗院様え之御状壱通御渡被成候事此節観行房様御咄ニて承候処年寄共儀は一両日以前御暇奉願候て先達て帰宅之由之事

一、同十六日江戸旅宿外記出立熊谷宿ニ泊リ十七日ニ榛名山え帰宅同日御留守居様え御暇被下候趣御届申上候并　千光院様ゟ之御状差上候事

一、子ノ　御留守居様仏乗院様江戸表え御出府被成候事右は壱両年このかた上納金等之御勘定モ有之候て御出府之由

一、同子ノ七月十八日兵部方え使勘太夫奥右衛門両人を以申遣候口上之趣左之通

一、四月中於　東叡山御暇被下置候節七月盆後罷成候ハ、早々出府仕候様ニ　東叡山　御役所ニて被仰付候ニ付盆後ニも罷成候間其方ニても近々出府可有之と奉存候此方ニても其元方出府被成候ハ、近々致出府申度候其元方いつかに出立被成候哉承度候就夫申合之儀春中も其元迄申進候間此度も申遣候年寄中え其元ゟ此旨御尋可被下候

一、右之通兵部方え使両人を以申遣候処則兵部方ゟ返答之趣左之通

兵部返答

一、春中私儀は出府致不申候間当番え通達可被成候

一、右之通兵部方ゟ相答候間又候此方ゟ勘太夫奥右衛門を以申遣候趣左之通

豊八外記両人ゟ兵部方え申遣趣左之通也

一、春中も其元迄申合申遣候間此度も申遣候従夫何もえ通達可被成候

一、右之通申遣候得は兵部ゟ返答左之通

一、春中は私出府仕不申候間訳も不存候間いつれえ成共思召次第ニ通達可被成候

一、昨十八日右之通兵部方返事有之候ニ付十九日右之両人を以此方ゟ兵部方え申遣口上左之通

一、四月中江戸表御暇被下置候節被　仰付候は盆後早速罷出候様ニ被　仰付依之今度出立申合年寄中え其元ゟ通達被成候様ニと春中之例を以申遣候処其元当春中出府不致候ニ付訳合存不申候間何れえ成共可申遣候様ニ（歟カ）口上被申越候弥御存知無之哉碇と可被申聞候左様ニ候ハヽ当春中出府之衆之内え可申遣哉と申遣候

一、右之趣兵部方え申遣候処返答左之通

一、再三之使被遣候得共私壱人ニては如何共返事成兼申候いか様共思召次第ニ可被成候

一、右之通兵部方ゟ申遣候間春中之出府之者之内内蔵方え申遣候口上左之通

一、兵部方え以使申合申遣候処春中出府不申候ニ付訳知り不申候間いつれえ成共申遣候様ニと兵部被申越候間其方え以使申入候四月中御暇被下置候節七月盆後ニ罷成候ハヽ早速出府仕候様ニ　東叡山於　御役所被仰付候ニ付盆後ニも罷成候間其元方ニも近々出府可有之と存候此方ニても其元方出府候ハヽ近々致出府申申度候何日ニ出立被成候哉承度候就夫申合之儀其元迄申遣候間何もえ通達可被成候

一、右之通申遣候処内蔵方ゟ返答之趣左之通　内蔵返答

一、此方致相談申候処今以定日相究不申候間出立定日申候ハヽ、此方為知可申候

一、右之通内蔵方ゟ返答申候間年寄共ゟ為知相待罷有候事

一、七月廿五日内蔵方ゟ使組ト也弥五兵衛を以申来は此方明日江戸表え発足仕候間使を以申候由則右使之者え此方ゟ返答左之通申越候使之口上之趣致承知候と申遣候

一、翌廿六日年寄共方ゟ内蔵主膳両人江戸表え発足

一、同廿七日外記江戸え出立高崎泊り廿八日桶川泊り廿九日江戸着同日林光院様ニ御留守居仏乗院様被成御座候間以参上懸御目候事

一、同晦日　両御執当様（覚王院様　信解院様）御玄関え参上昨晩江戸着之旨御届申上候此節覚王院様御玄関ニて承候処今以年寄共着之御届不申上候由

一、右今般江戸出立之儀年寄共江申合候得共年寄共延引出立仕候ニ付外記出立も右之通相延申候此節当山御留守居仏乗院様　東叡山林光院様ニ御在府中被成御座候依之　干光院様ゟ仏乗院様迄之御名当ニて年寄共御召之旨御状被差出候尤右年寄出立候ハヽ、豊八外記之内も出府申候様ニとの御文言之由依之仏乗院様ゟ丈助飛脚ニ御立被成右召状榛名山衆徒迄被遣候之所ニ右召状廿八日ニ丈助江戸立ニて持参故外記并年寄出立之跡え御召状丈助持参着仕候ニ付七月廿九日丈助帰着依之御別当所ニて新宰相定右衛門両人ゟ右之召状衆徒之内中之坊実相院え相渡候由豊八えも右御召状来り候趣被申達候由其後於実相院衆徒中中之坊金剛院実相院千乗院列座ニて豊八并年寄月番隼人左京え御召状之趣被為申達候由依之一宮豊八七月晦日出立ニて八月二日ニ江戸外記方迄着右豊八御召状之御請ニ今日着府仕候趣同日外記参を以仏乗院様迄申上候事仏乗院様ゟ　御執当様方えは右豊八御請ニ出府之儀可申上間豊八事榛名山え帰候様ニ被仰聞候

一、年寄共之方ゟも右御召状之為御請求馬七月晦日ニ榛名山発足罷出候由尤右召状　御留守居様え返進申上候様ニ先達て衆徒中迄　御留守居様被仰遣候様ニ付求馬え召状相渡シ求馬林光院様迄持参御留守居様え御返上申候由

一、右召状之御文章大方之聞書左之通年寄盆後ニ早速罷出候様ニ申付候処及延引候間双方申合年寄早速罷出申候様ニ可被申渡候年寄罷出候ハヽ、大坊般若坊も罷出候様ニ是又可被申達候旨　千光院様ゟ仏乗院様迄御状ニ

候由及承候御文章聞書故少シは間違有之候半其心得ニて可見候

一、本御文章扣置可申儀ニ候得共豊八在番之節故不急ニて留置不申豊八江戸え罷出候節承申候処扣置不申大方右之通之由咄ニて留置申候也

宝暦六丙子年

一、九月三日　御執当覚王院様御内妙行房ゟ御呼出之御状来御文言左之通被仰渡候儀有之候間今七時印形持参可有之候以上

九月三日　　覚王院役僧

妙行房

榛名山

一宮外記

一、右外記方ゟ御請之返札妙行房迄差上写左之通

尊書被成下奉拝見候然は今七ツ時被仰渡候儀御座候ニ付参上可仕旨承知奉畏候為御請乍恐如斯御座候以上

九月三日　　榛名山

一宮外記

覚王院法印様御内

妙行房様

一、右之通御請申上七ツ時上下着用　覚王院様御玄関迄罷上り候処妙行房御差図被成候ニ付御座敷通え外記着座次ニ年寄惣代早川主膳原田内蔵佐藤求馬右之通着座従夫　覚王院家様御出座被遊候ニノ間へたつ次ニ　千光院様次ニ当山御留守居仏乗院様次ニ妙行房様次侍衆両人

一、従夫　覚王院家様被　仰渡候は今般訴出候趣裁許被　仰付候と　御意被遊候従夫妙行房一々御裁許状御ふみ渡被成候

右御裁許状之趣は年寄共方ゟ訴出シ候処或は御留守居様え御尋之処御留守居ゟ何と答候或は外記豊八え御尋之処両人何と御答申候のと段々御記し一々御吟味之上年寄共偽之儀或はひやうりの儀申上候ニ付急度可被　仰付候得共　御憐愍を以年寄共閉門被　仰付拙者共儀中年之先祖共不埒之印形仕候儀御呵被　仰付候趣ニて御裁許状相済候尤御裁許状之末ニ　覚王院様伝解院様御名御座候て其次ニ吟味役惣代一宮外記年寄惣代早川主膳原田内蔵佐藤求馬と御座候尤御裁許状追て相渡申候節御本文末ニ記置可申候得共先此所之訳相知申候様ニと大方聞書加候

一、右御裁許状え印形仕候様ニ被　仰付外記印形仕候次ニ主膳内蔵求馬印形仕候様被　仰付候処主膳申上候得は先此御願申上候儀御裁許状え御裁許不被下置候ハヽ印形仕候儀罷成下申旨申上候外両人も次て様々過言共申上候

右先頃御願申上候と申儀は豊八外記両人ゟ御別当所え諸願申上候節は月番之年寄えも相届候様ニと被　仰付被下置度旨子九月中年寄方ゟ　御執当様覚王院様江願書差上申候由之処此節御取上ケ無御座右之願出御下ケ被遊候由依之御留守居仏乗院様え　林光院様迄参候て願上候所右願書御留守居様ゟ　御年替千光院様え御上御納メ有之候由之事也

一、此節印形仕候様ニ被　仰渡先剋ニ　院家様御入被遊候（覚王院様也）

一、右之通印形仕候儀不申旨年寄共申上候ニ付千光院様御意被遊候は右追て此間願候儀は仏乗院ニも取次候て達て相願申候ニ付此方ニても此旨心得願書相納置候然は追て願上ケ申候儀ニて先達て訴候儀とハ別段ニ候得は追ていつれとも御沙汰有之候処此度は年寄共儀偽事共申上候得は急度御咎可被　仰付候得共　御慈悲之御山之事故　御慈悲ニて軽御咎被　仰付候間難有御請可仕儀ニ候右御裁許被　仰付候処御請不申上候ては重御事ニ候間不便之至ニ候得は御請之印形仕候様ニ呉々　御慈悲を以被　仰聞候得共右三人之年寄共申上は印形仕候儀相成不申候間重キ御科被　仰付候得は難有候間御科相待申候出入之最初ゟ榛名山え帰可申とハ不奉存

候旨抔種々がうふうの儀共申上候依て千光院様ニも御入被遊又々　御慈悲を以御玄関番之御出家被成御出候て様々被　仰聞候得共印形仕候儀罷成不申旨幾重ニも相答申上候又候　千光院様御出被遊何分ニも印形仕候儀罷成不申候哉と御尋被遊候処年寄三人申上候は何分ニ被　仰付候共罷成不申旨御答申上候依て千光院様被　仰出候は左候ハ、其旨口書相認印形仕差上候様ニと被　仰付候得共年寄共申上候は御裁許状え印形不仕候得は拙者共御請不申儀ニ御座候得は外ニ口書印形差上候事も罷成不申旨申上候　千光院様被仰出候は御請印形不仕候得は其旨口上書印形取候儀御大法ニ候間口上書印形仕候様ニ被　仰候得共御大法ニ候共印形難成旨申上候

一、従夫　覚王院様也　院家様御出被　仰付候は此度御裁許之儀は御門主様厳命ニ候得は相背候ては重御事ニ候間御請仕候様ニと様々　御慈悲を以被仰聞候処年寄共申上候は一命を果シ申候共御請之印形罷成不申旨再三申候依之右御裁許状之奥え年寄先刻ら申上候通之口上奥書ニ御認妙行房文言御よみきかせ其方共申上候通ニ候得は印形仕候様ニ被仰聞候夫ら内蔵右之奥書申請拝見仕申上候通無相違旨申上候依て御裁許御請不仕旨之口上奥書え主膳内蔵求馬印形仕差上候右年寄之旅宿黒門前山口屋新兵衛悴被召出右三人之年寄共御預ニ被　仰付候尤新兵衛御預リ之証文被　仰付印形差上ケ申候依て新兵衛悴同道ニて三人之年寄罷下り申候

一、此節　千光院様外記え被　仰渡候は先年其方共中年之先祖不埒之印形仕之候ニ付右之通成ル及六ケ敷候は相済申候迄は在府仕罷有候様ニと被仰付奉畏候旨御答申上外記旅宿え罷帰候事

一、子ノ九月四日

御門主様日光山御発駕　信解院様御供也

一、同月四日榛名山御留守居仏乗院榛名山え御帰ニ付上野林光院様ら御出立被成候事

一、同月六日　信解院様え参上先日於　覚王院様御裁許被　仰付難有奉存候旨外記届申上候事

一、子十月十六日　覚王院様御玄関え御窺ニ参上仕候処御用有之候間差扣罷有候様ニ被　仰付則千光院様御出被　仰付候趣先達て内蔵主膳求馬御裁許御請不仕候間内匠兵部被召出相尋候得は則右両人は十月六日ニ御請印形仕候得は是ニて相済候間其方事御暇被下候間勝手次第ニ罷帰可申候榛名山　御留守居仏乗院え書状遣申候間持参可仕旨被　仰付則御状御渡被遊候且内蔵求馬主膳は先達て其方も承申候通がうふう成義申候て御請不仕候得共至極　御慈悲を以春日岡惣宗寺新川之善昌寺両院内縁も有之候由異見申候様ニと申付候て異見も加申候得共御請不仕候得は此儀は追て御沙汰可有之候左京隼人両人儀は旅宿相知不申候間若道中筋抔ニて見懸申候ハ、其所之問屋役人え預ケ可罷通候尤　東叡山ら右被　仰付候旨相断可預候其上此方え注進可申旨被　仰付候事

一、千光院様此節外記え被　仰付候は其方事平生別当所ヲ大切ニ存神妙ニ相勤其上此度申出候返答之趣モ一々明白ニ候故利運ニ被　仰付候随分此上猶又御別当所大切存諸事神妙ニ相勤可申旨被　仰候事

一、従夫妙行房様え懇御目御礼宜御執成被成下度旨申上候并此度ノ御裁許状頂戴仕度旨願上候処是は追て皆相済候節可被下置旨被　仰聞候間則明日罷出申度旨御届申上退出仕候事

一、従夫　信解院様え参上御暇被下置候儀御届申上候

一、翌十七日九ツ時江戸出立浦和宿泊り十八日熊谷泊り十九日高崎泊り廿日ニ榛名山え帰宅則同日御別当所え参上十六日ニ御暇被下置被　仰付候趣委敷御届申上候勿論　千光院様ら御留守居様え之御状上ケ候

一、子八月　佐藤左京小山隼両人榛名山令出奔江戸表え罷出候由

一、是ゟ末仮役三人方扣之写仮役小山清太夫小山重左衛門佐藤伊大夫○右（三人列挙）
三人之者月番左京隼人両人出奔ニ付当時仮役被仰付之事（カ）
子ノ九月六日ニ御留守居仏乗院様江戸ゟ御帰着ノ事
一、子九月七日内匠兵部両人伊太夫宅え呼寄衆徒中豊八仮役三人立合ニて
御別当所ゟ被仰付候趣は差扣可罷有旨此段申渡候事
一、同日内蔵主膳求馬三人出府中女子共斗（マヽ）罷居候故火之用心第一ニ候間五
人組両隣之もの折々見舞可申候由被　仰渡候此旨内蔵組ニて弥右衛門主
膳組ニて喜兵衛求馬組ニて善左衛門此三人え右之段衆徒中豊八并仮役三
人立合ニて申渡候事
一、九月九日御別当所ニて衆徒中一宮豊八仮役被召出被仰付候趣は兵部儀
差扣被仰付候所　御社頭え罷出候依之伊大夫家ニて被仰付候趣申渡シ候
様ニと被仰付口書受取差上候内匠儀も右之段申渡別紙ニ口書受取差上申
候依之向後門外え罷出候ハヽ衆徒中豊八仮役三人之者見付次第手鍵ニて
五人組え番を申付御別当所え可申上候と被仰付候事
一、子九月十日午ノ九ツ時従　東叡山御飛脚召状持右召状之写左之通

小山兵部
小川内匠
小山隼人
佐藤左京

右四人之者共え御尋之儀有之候間無遅滞来ル十五日迄ニ急度罷出候様ニ可
申渡候此段院家被申付候以上

九月八日

追て右之者共之内若病気ニて罷在候者有之候ハヽ駕籠ニて成共罷出候様ニ
是又可被申渡候以上

千光院

仏乗院

此外別ニ相添
此度飛脚被差越候右飛脚賃一日三百文宛之積を以往来之賃銭此者ニ可被相
渡候為其如此ニ候以上

九月八日　　覚王院役僧
妙行房

仏乗院

右之節御留守居様ゟ被仰付候次第東叡山ゟ飛脚参候間此旨兵部内匠え可申
渡候隼人左京義は致出府候間相尋召連可罷出旨被仰付候則伊大夫宅ニて衆
徒中豊八仮役三人立合ニて内匠兵部呼寄右之段申渡シ御請書差上申候則飛
脚賃壱分七百五拾文受取仮役三人方ゟ受取差出御別当所え持参仕衆徒豊八
定右衛門仮役三人立合ニて飛脚へ賃銭相渡申候同時明日昼立ニ可仕由内匠
方ゟ申来候御留守居様ゟ左候ハヽ出立前ニ此方え可申出候添簡可遣候其節
受取内匠方え取次可遣候間被仰付候事
一、九月十一日午ノ九時内匠兵部江戸え出立之事
一、九月十一日於　御別当所衆徒中一宮豊八仮役三人え被仰渡候趣は委細
庄次郎（兵部養子也）新蔵（主膳悴）方ゟ口書取右衆徒中豊八仮役三人
奥印仕差上候様ニ被　仰付候依之口書取奥印仕差上申写左之通

覚

一、今度小山隼人佐藤左京両人之者御別当所え無御届出府仕私共両人御尋
被仰付早速御請仕候上当月三日新蔵儀江戸表え罷出先達て出府仕候三人
之者旅宿え罷越相尋申候処右三人之者申候は隼人左京儀決て此方えは不
参候由挨拶仕候故諸所相尋申候所下谷地ノ端茶屋ニて両人之者ニ行合対
面仕候ニ付先達て被　仰付候趣逐一申達候得は右両人之者ゟ新蔵え申聞
候は御尋之趣承知仕候得共拙者共儀元来仲間中出入ニ付出府仕候条御尋

之諸帳面等不残入用ニ付持参仕罷有候得は右出入落着不仕候内は相渡かたし何れとも出入相済申候迄は帰山申間敷由申候ニ付又候新蔵儀右両人之者え申候は何分一度罷帰くれ候様ニ達て申聞候得は注心不仕依之在所何方と承候得は麻布一類共方え旅宿仕居候由申候ニ付無是非昨十日ニ罷帰り申候仍て此段各様え御届申候所　御別当所御披露被成下右之趣書付差上候様ニ被　仰渡奉畏右為御請如此ニ候以上

宝暦六年子九月十一日

小山庄次郎
早川新蔵

衆徒中

一宮豊八殿
代役月番中

右庄次郎新蔵委細口上書相認差上候通先達て隼人左京御尋被　仰付候得共出入不相済之内は帰山仕間敷勿論御用諸帳面之儀右出入ニ付入用有之持参致候得は相渡申儀難成由隼人左京申候所慥ニ承届申候依之奥印致差上候以上

小山清大夫
佐藤伊大夫
小山重左衛門
一宮豊八
千乗院

宝暦六年子九月十一日

実相院
金剛院
中之坊各印

御留守居

仏乗院法印様

内匠兵部江戸表十六日ニ被仰付候て廿一日夜ノ五ツ時帰宅之由

一、子ノ十一月廿一日晩　御別当所え衆徒清大夫被召出候趣兵部内匠罷帰り候ニ付東叡山ゟ被　仰付候弥御裁許之御請印差上候ニ付右両人閉門被仰付候依之清大夫加勢ニ佐兵衛弥七嘉兵衛罷出致差図閉門仕候由山留ニ組五人組罷出閉門仕候御別当所ゟ御封印御出シ候

一、十月廿二日勇助新蔵え隼人左京尋之儀被仰付候江戸表罷出尋召連　覚王院様え可罷出由被　仰付候則其節之書付之写左之通

覚

一、隼人左京両人之者急度尋出可申旨其方両人之者被仰付候依之日限廿日之内是非々々尋出可申候江戸表ニて見付候ハ、早東(ママ)両人致同道東叡山御役所迄可罷出候若又当山近所ニて尋出候ハ、此方え召連候已後江戸表え同道可申候

子ノ十月

早川新蔵
小山勇助

右之通相心得在所心当りも御座候ハ、何方成共相尋是非之尋出候様ニ可申渡候若又日限之内相見不申候ハ、東叡山御役所迄早々罷出其訳委細申上此方ゟ之添簡指上御差図を受可申候此旨急度可申渡候以上

十月廿二日

別当所　印

衆徒中

仏乗院

当番中

中之坊本書預置申候

覚

一、小山隼人佐藤左京尋之儀両人之者え急度尋出可申旨被　仰付奉畏候日限廿日之内江戸表ニて見付候ハ、早束(ママ)両人致同道東叡山　御役所迄罷出御届可申上候若又近所ニて尋出候ハ、御別当所迄召連御届可申上候今日出立仕候様ニ被　仰付候得共入用支度仕度三日之御日延奉願上候右為御請之如斯ニ御座候以上

宝暦六年子ノ十月廿三日

早川新蔵
小山勇助

衆徒御中

代役小山清大夫殿

右別紙御書付を以申渡候所為御請右之通相違無御座候ニ付奥印仕差上申候以上

子ノ十月廿三日

小山清大夫
実相院
金剛院
中之坊

御留守居
仏乗院法印様

一、十月廿五日新蔵勇助方え御添簡出候則両人受取参候

一、十一月廿五日晩勇助新蔵江戸ゟ帰

一、同廿五日晩主膳内蔵求馬江戸ゟ帰

一、同廿六日　御別当所ゟ衆徒中伊大夫清大夫弥七長大夫被召出右三人弥江戸ニて御請仕昨廿五日帰り候江戸表より閉門被　仰付候五人組え致差図閉門可為仕旨被　仰付候弥七長大夫両人先達て三人之所え御使ニ被差越候

一、子九月七日内匠兵部伊大夫宅え呼寄候と申所ゟ是迄之記録は仮役之者扣を写置申候者也

一、此度主膳内蔵求馬三人御請仕罷帰り申候訳及承候処先達て九月三日御戴許状被　仰付候節は　院家様之御前をも相はばかり不申過言共奉申上剰御裁許御請印形差上不申其上ニも至極　御慈悲を以御内之春日岡之御院主新川善昌寺等を以御請仕候様ニ被　仰聞候得共得心不仕又は内匠兵部えも御内々被　仰聞御請仕候様ニと被　仰聞候得共右主膳内蔵求馬御請之儀得心不申依之内匠兵部は先達て御請仕罷帰申候得共右三人は江戸表ニ相残居候所右内匠兵部罷帰申候ても右三人帰不申候間三人之妻子抔相なけき候て妻子ゟ飛脚抔遣申候て異(ママ)見申遣候由此等ニて存付候歟江戸宿山口屋新兵衛相頼　御執当様え御詫段々申上御裁許之節ハ取のほせ前後不弁過言等申上候様ニあやまりの証文ニても差上口上ニて御裁許状御請之印形差上罷帰候由及承候右三人之者并出奔之弐人者共致方別て□言語不覚語之者ニ候と後見は甚おそるへき事共也ひしとつゝしむへき者也

一、子ノ年閏十一月廿二日隼人左京尋ニ罷出候勇助罷帰申候て仮役月番方え相届申候由右之趣は左京隼人儀江戸表相尋申候処隼人儀は不存寄黒門前山口屋新兵衛方ニ近キ比致旅宿居申候ニ付致台(対)面宿之山口屋を相頼隼人儀も御裁許之御請印形仕度旨東叡山　御役所え相願候由之処左京両人ニて罷出申候様ニ被仰付候得共相知不申候間尋出度奉存候得共路銭等もてつかへ申候ニ付罷帰候路銭支度之上左京尋ニ罷出申度旨右仮役を以　御別当所え御届申上勇助帰宅仕罷在候由右勇助（隼人養子実ハ左京弟也）廿二日ニ帰候節内証ニて隼人も勇助と同道ニて帰宅申(横書今カ)当時隼人隠レ申候て在宿之由風聞及承候表向は山口屋ニ居り候様御届有之候由扨々可笑事共也

一、子ノ十二月四日於　御別当所中之坊金剛院外記仮役三人え重(横書)左衛門伊太夫清太夫被　仰付候趣只今江戸表ゟ兵部内匠閉門御免之趣御状来申候

間兵部内匠　御別当所え呼寄可申旨被　仰出候ニ付則兵部内匠呼寄於御留守居様御出座被　仰付候趣此度兵部内匠閉門御免被　仰付候末閉門日数も立不申且不届儀も急度可被　仰付候得共旁　御憐愍を以御免被為遊候年寄役は無御取上御免ニ候自今已後は万事正直ニ此度御赦許之趣相守り随分相慎年寄役相勤可申旨被　仰付候事

一、并兵部内匠当今願等仮役月番え相願出可申旨是又被　仰付候事

一、仮役三人え被　仰付候趣其方共事いまた仮役御免無之候間相勤可罷在旨是又江戸表ゟ被　仰付候由被　仰出候事

一、并仮役え被　仰付候趣兵部内匠閉門之封印解キ差上可申旨被　仰付候事

一、衆徒外記え被　仰聞候趣隼人左京事相知不申候哉此旨可申遣旨江戸表ゟ被　仰遣候先達て隼人は江戸ニ居候旨江戸ニて御届申候様ニ及承候処左候ハヽ隼人は届有之候共被　仰遣候半処如何候哉勇助は左京尊ニ罷出候哉之旨被　仰聞候事

宝暦七年

一、丑五月十八日左京隼人御請之印形於　覚王院様差上候由早速帰山可仕之処江戸表宿払相済不申滞留有之隼人は先達て罷帰已ノ九月廿二日閉門被　仰付已ノ十一月廿八日ニ隼人左京閉門御免候事

宝暦八年

一、寅ノ三月中勘平儀山中惣尻付惣請合之儀御免外記組ニ被　仰付候右之趣中之坊金剛院外記伊太夫清太夫御呼被　仰渡候事

一、宝暦六丙子九月三日　御執当於覚王院様今般出入之済口被　仰渡候御書付段々年寄共之連印も相済右此方両人年寄共印形差上候本書は東叡山ニ有之右之御写三通宝暦八戊寅年三月当山御別当所え被遣壱通は特別当所ニ相納壱通は拙者共ニ被下置壱通は年寄共ニ被下置候右東叡山ゟ被下置候御写之本書此方共え被下置候は外記在府相勤申候ニ付外記方ニ所持申候て別ニ願置申候此書置は私之覚ニ書置候右者寅ノ三月十四日ニ従御別当所双方江御渡被遊候右写左之通

双方江申渡覚

榛名山年寄

佐藤左京

訴訟人　小山隼人

小川内匠

佐藤求馬

原田内蔵

小山兵部

早川主膳

相手　一宮外記

一宮豊八

此度年寄共七人訴上候は戌年九月当月番并衆徒中一宮外記同豊八被呼出御留守居仏乗院被仰聞候は御祭礼道普請奉行并吟味役出勤之節は人足星揚帳其場所え持参立合相記可申之処外記豊八ゟ申候得共星揚帳持参難成由ニて右人足帳両人之者え見セ不申候段不得其意候殊ニ毎暮ニは人足帳此方え差出見セ候様ニと申付置候所其節不差出之不届之由御留守居様被仰聞候得共右帳面差出候様ニと申西両年御沙汰無御座候間差控罷在候且又星揚帳普請之場所江持参仕候様外記豊八申候得共其日奉行当番之者人足并奉行出勤等之儀相記当月番江遣申候得者星揚帳相作申候先例ニ御座候旨訴上之候一宮外記同豊八差上之候者酉九月中御留守居仏乗院ゟ被仰付候者諸普請等之節帳面ニ吟味奉行并人足名前相記拙者共立合吟味仕候様ニ被仰渡候然所其後普請之節右帳面一向見せ不申候間度ゝ催促仕候得者漸ゝ帳面持参有之一

往見申候処吟味奉行之名前斗ニ而人足名前者一向無御座候先達而被仰付候趣ニ相違仕候其後茂星揚帳見セ不申候ニ付吟味役之詮難相立候条無是非其段御別当所え申上候旨答上之候被遂御吟味候処元来大坊般若坊吟味之儀貞享年中御定制有之趣を以一宮外記同豊八え吟味役仏乗院申付之候然処年寄共彼是申成シ令難渋両人之者共え星揚帳見セ不申候上出入ニ取詰候段御察当之処一言之申披無之其上毎歳暮には人足帳別当所えも差出候様申付候所是又不相用其年々ニ御沙汰無御座候故差加罷在候等之儀今更申出別当所を蔑如ニ仕候致方重々不届之事ニ候自今以後星揚帳吟味役之者え見セ候儀は勿論毎年及暮別当所えも可差出之事

一、山中ゟ願之儀当月番え差出候節は外記豊八方えも相届候様ニと去九月中仏乗院ゟ御書付を以被仰付候此度御祭礼役割之儀ニ付山中ゟ代役ニて相勤申度旨願出候節右両人え届之儀月番ニて不申渡不調法之由御留守居ゟ被仰聞候得共前度山中え申渡置候ニ付其時々ニ可申付様無御座先例も無之新規之儀種々被仰付候得共只今迄は無是非御請仕罷在候旨年寄共訴上之候外記豊八答上候は酉九月御書付を以被仰渡候以後年寄中ゟ山中之者え諸願之節は向後大坊般若坊え相届候様とは不申渡候哉其故は戌年山中脇々之者代役願之節私共方え相届候は年寄中ゟ申付は無御座候得共自分為念願之趣相届候由申之ニ付其段拙者共ゟ御留守居え御届申上候段答上之候依之仏乗院え相尋候処其処否之儀年寄共吟味仕候処大坊般若坊方えも相届候様ニ申渡候由再三吟味仕候得は曾て答述無之旨仏乗院申伸之候被遂御吟味候処諸願之筋大坊般若坊えも為相届候様先達て申渡其旨致承知請書印形も差出候処前度山中え申渡置候ニ付其時々可申付様無之旨今更難申募御吟味之上申披無之旨申上候条向後年寄月番方え諸願差出候節は大坊般若坊方え願入ゟ相届候様ニ其時々可申渡候且又別当所ゟ新規之儀被仰付候得共只今迄は無是非御請仕罷在候段雖申上此段は年寄共前々ゟ仕来候儀も当時不宜筋猶有之は可相改事勿論ニ候尤仏乗院右申渡候所は一々此方え相伺申渡之候然は只今迄は無是非御請仕罷在候之段申上候条自今以後別当所之下知違背仕心底と相聞我意之働不届之至ニ候事

一、兵部求馬養子仕候得共豊八外記方え相届不申不調法之由御留守居ゟ被仰聞候得共先年ゟ年寄共養子入聟等取候節は御別当所えは願差出候得共外何方えも相届候例無御座候旨訴上之候被遂御吟味候処酉九月山中之者願之儀月番迄差出候節は大坊般若坊え其旨為相届候様ニ別当所ゟ申渡候は両人方え可相届事ニ候然所請書致印形其上ニて彼是申募候段不調法之候条幸ニ願之通申付候其節月番共えも内談申候所御尤至極之由挨拶仕候旨申上候被遂御吟味候処仏乗院内談之節尤之段申演置不遂吟味令除帳候様今般表裏之儀訴上之不届之至ニ候

一、豊八外記先祖之儀は無量院と申者三歳ニて母ニ被抱榛名山え罷越最初は日雇取一日暮之者ニ候之処其節大坊家断絶仕候て自然と跡相続仕中興之浪人者ニ御座候拙者共先祖之儀は先年別当円蔵坊神主小山豊前守親類或は分家之者ニて榛名山久住之者ニ御座候旨年寄共訴上之候外記豊八答上候は貞享年中寛延年中由緒書差上候通於榛名山家柄格別之者故先祖ゟ諸役も　御免許有之候程之儀ニて卑賤之謂無之山内久住之者ニ紛無御座旨答上之候被遂御吟味候処大坊般若坊先祖甚卑賤成者之由申上候得共無証拠之儀申上甚不届之至ニ候且又年寄共え先祖之内豊前守外ニも受領任官等之者有之哉否御尋之処豊前守外ニは左様之者一向申伝も無御座候旨申上候重て豊前守受領等之証拠御尋之所申伝斗ニて御座候小山豊前と申者ニても有之夫を豊前守と申伝候哉曾て証拠は無御座候旨申上之候被遂御吟味候処無証拠之儀彼是書上　上を欺候段不届至極ニ候就中受領等之儀は甚大切成事ニ候所無証拠之儀猥ニ申立旁以不届之至ニ候事

一、十太夫と申者神子神前え罷出候儀ニ付証文被仰付候得共証文印形之儀

不罷成候永々御暇被下候様奉願候得は不被遂御吟味も十太夫并悴万吉人別帳御除被成候旨年寄共訴上之候此段仏乗院え相尋候処十太夫儀常々不埒者其上右神子証文之儀ニ付別当所之下知違背仕候故急度可申付之処折柄川端村え引越申渡旨願出候条幸ニ願之通申付候其節月番共えも内談申候所御尤至極之由挨拶仕候旨申上候被遂御吟味候処仏乗院内談之節尤之段申演置不遂吟味令除帳候様今般表裏之儀訴上之不届之至ニ候

一、申十月御祭礼之節実相院不参不届之儀ニ付五ヶ条之御書付御出シ申訳有之候ハヽ書付差出候様ニと逼塞被仰付衆徒年寄御訴詔申上候得共御承引無御座何方えも引越候様被仰付翌年二月立退申候先御留守居円乗院山里弐拾年来御勤成候得共壱人ニても一山立退候者無御座候処六ヶ年之間立退候者数多有之旨年寄共訴上之候仏乗院方え相尋候処実相院儀甚法外之者故其段四五ヶ条尋書ニて諸役人を以吟味仕候処一々申披無之候其後役人共訴詔仕候間自今法外之儀仕間敷心底見届惣役人請合証文差出候ハヽ差免可申旨申入候所役人共一向請合不申候依之追放ニても可仕候得共憐愍を以何方えも立退候様申付候旨申上候且又円乗院勤役中一山立退候者有無被遂御吟味候処却て円乗院役中立退候者数多有之候然処当留守居ニ相成無誤者も難渋申掛為立退候様表裏之儀書上事を巧申掠候段不届之至ニ候

一、山留人足之儀は神領山林荒不申候様人足差出境目等山廻り相勤可申旨先年被仰付候処近年其外之御用ニ斗御遣被成候御社頭御別当所御用之儀は格別ニ奉存候得共当夏抔は実相院地形ニ山留人足一日四組翌日七組御遣被成候儀難心得奉存候旨年寄共訴上之候仏乗院え相尋候処実相院寺院少々脇え引込候ニ付其時人夫余程入用ニ候処無人故無拠臨時之了簡を以山留人足両日余分申付差出候元来此山留人足と申候は先年は毎日神領境一弐里程宛も相廻り候由近年は自然と山盗人無之候ニ付一組六人之内二三人宛毎日朝六半頃ゟ四半頃迄別当所え相詰申候得共入用ニ無之節は十日も十五日も不為指出未進ニ仕置候夫故右入用之節は余分遣申筈ニ申付置候旨申上候被遂御吟味候処人足先規ゟ外用ニも遣来候処当留守居罷成外之用ニ斗相遣候様相違之儀書上不届之至ニ候事

一、先年ゟ脇年寄売買等は無御座候処新平儀不如意ニ付脇年寄役相勤不申候御免被成下候様ニ月番を以奉願候所御免被成何之由緒も無之乙八と申者え跡役被仰付候右為祝儀乙八担中二十八ヶ村并金弐両相添遣候様被仰付候此等之儀は新平儀乙八方え役儀売渡候同然ニ奉存候新平乙八御内証ゟ奉願相済候得共表向は当月番え願出候歟と奉存候惣て山中脇々下々之者願筋之儀も御内証ニて御聞済御下知被成候旨年寄共訴上之候仏乗院え相尋候処新平儀極貧窮仕其上極老之両親有之候得共其身五十有余ニ罷成候故親共養育之働も出来兼家徳担方は一向無之甚難儀仕候段役僧共迄内々度々歎候由承候ニ付不便之事ニ候間身上取続親共養育之節了簡之趣役僧共え物語申候処乙八と申者ハ担中多有之候ニ付内々互ニ態願之趣双方得心之上表向月番を以願出候条吟味之上何之差支も無之筋新平難儀救遣事故外記列座ニて月番え願之通申渡候内分ニて聞済売渡申事ニて全無御座候則双方ゟ証文取置申候旨申上候被遂御吟味候処是等之儀毎々留守居存寄ニて申付候且又仏乗院内証ニて聞済仕置候儀は曾て無之候所偽之儀申上不埒之至ニ候事

一、豊八官名　御免も無之候処内記と名乗且又持参金遅滞仕候儀ニ付衆徒中月番等立合御別当所ニて右両条御尋被成候得共豊八一向申訳無御座候故官名等名乗候旨可被仰付由之処其以後衆徒中御訴詔申相済候由脇沙汰ニて承知仕当月番は済口之儀不奉存候由年寄共訴上之候仏乗院え相尋候処右不調法故自分遠慮仕罷在金子相調差出候上衆徒中ゟ再三達て詫仕候内分ニて差免之候旨申上候被遂御吟味候処仏乗院仕置致嘲哢候申分不埒

之事ニ候

一、神楽師願之儀ニ付頭取之者不調法申上候由ニて頭取四郎次逼塞被仰付候処衆徒中再三御訴詔申上逼塞御免頭取役御取上被成候少々之間違ニも被是相頼御詫仕候は過半御座候て一山不静謐迷惑仕候旨年寄共訴上之候此段甚不埒之申分ニ候ケ様之儀は前々ゟ忽ニて難相治ニ付右躰之取斗勿論ニ候一山為静謐仕置申付候儀却て一山不静謐之様ニ申上候段不埒之至ニ候事

一、太々御神楽執行え節衆徒年寄御社頭詰番出勤之儀先年ゟ月番ゟ回章ニて出勤仕候処去九月中御書付を以衆徒并外記豊八両人は直支配之間回章無用之由被仰付外記豊八共御社頭詰番御免被成彼者共も拙者共と両人宛順次ニて年寄之名目同様ニ相勤先年ゟ御別当所御替目之節御奉書ニも衆徒中年寄中と被成下両人之者別之異名無御座候旨訴上之候此儀其節仏乗院ゟ当山え申上候は衆徒并外記豊八は古来ゟ別当所直支配ニて万事別当所ゟ直ニ申付来候処太々執行之儀寿昌院全具兼帯之節初て取立其節ゟ太々執行回章斗月番ゟ差出詰番等相勤候之処衆徒外記豊八并年寄共名前前後致混雑相認回章相廻候付衆徒并両人之者回章詰番御免相願候条奉伺候ニ付被遂御吟味候処大坊般若坊は雖為部屋住衆徒之次座年寄之上座ニ相定居候処両人之者名前は勿論衆徒迄混雑ニ仕成候段不埒之事ニ候条伺之通回章詰番之儀可差免之旨不知之上指免之候向後不可有違乱事

一、年寄共申出候は大坊般若坊儀も年寄共仲ケ間ニて享保年中太々神楽取立之節連印帳并兼帯代々替目之節御奉書ニ衆徒中年寄と被成下候年寄同様之旨訴上之候外記豊八答上之候は拙者共儀慈眼大師様御墨付頂戴仕御代々家督仮名も　御上ゟ被　仰付従来御目見等も仕於様名山年中行事勤方共ニ格別ニ候由答上之候被遂御吟味候処貞享年中御条目之趣大坊般若坊両人は一山之用事有之時は当月番之年寄と立合諸事遂吟味可請学頭之下知事附年寄月番役二人宛可相勤之旨有之然上は大坊般若坊儀は年寄と同様ニ無之事分明ニ候間此旨双方可相心得事

一、元禄年中学頭栄存当山え相伺　御許容之上狩衣布衣着用　御免之由年寄共書付差出之候其上只今以着用候哉と相尋候処享保十四酉年類焼之節装束焼失仕候故其以後は着用不仕候得共類焼已前は着用仕候由右為証拠栄存之免許状差出之依之仏乗院え申遣山中老分之者一々遂吟味候処八十有余ニ罷成候者も見聞不仕勿論申伝ニも曾て不奉存事之由山中一同之書付差出之其上当山之記録令吟味候処一向其沙汰無之狩衣布衣儀は従当山御免無之候ては着用難成事候栄存之免許状雖有之当時難着用候事

右此度之訴状之表外記豊八を相手と書上候得共文段之趣は専留守居仏乗院事を申立候依之被遂御吟味処畢竟無謂募我意猥ニ事を巧或は表裏無証拠之儀申上御吟味之上訴状之数ケ条一言之申披無之旨誤証文差出之候言語同断誣惑不届之至ニ候比度急度可被　仰付候得共御宥恕を以年寄共不残閉門被　仰付候罷帰急度相慎可罷有候外記豊八儀前々ゟ不吟味不埒ニ致置候故無謂及出入候依之急度も可被仰付之処以　御憐愍御呵被　仰付候年寄共は向後此度之様成儀訴出候ハヽ可被加治罰候右之趣双方共ニ敬承可仕者也

覚王院
伝解院

宝暦六丙子年九月

右被　仰渡候趣双方共奉畏候ニ付印形仕差上之候

吟味役惣代
一宮外記印
年寄惣代
早川主膳印
同原田内蔵印
同佐藤求馬印

右は先達て段々被遂御吟味候口書等差出私共一々難相立趣此度被　仰渡承知仕候得共御請印之儀は何分御用捨被成下候様奉願上候此趣意は此間中追願申上候外記豊八方ゟ別当所え願筋差出候節は月番え相届候様ニ仕度旨願上置候此儀御取上は御座候ても以後被仰付之程難斗奉存候間此節右願之通被仰付尤其趣被　仰渡之御書付え一緒ニ御書載被　仰付候ハヽ印形可差上候得共其儀無御座候ては此上如何様之重キ御咎被　仰付候とも御請印形難仕旨申上候処右追願之儀は別段之事ニ付此度被　仰渡候は私共先達て差上候訴状之通を以被　仰渡候儀ニ候間請印可仕候追訴之儀は追て御吟味可被成下旨再往利害被　仰聞候共戊年以来数ヶ条奉願候儀一ヶ条も相立不申候得は迚国本え罷帰候儀相成不申候間此度被　仰渡違背仕候共何ニも御請仕候儀不罷成候依之私共申口之趣奥印仕差上申候

子九月三日　　早川主膳　黒丸
　　原田内蔵　黒丸
　　佐藤求馬　黒丸

右三人御請仕候ニ付消印

右先達て双方え被　仰渡之趣惣代ニ罷出候三人之者は御請不仕候ニ付銘々被　仰渡候拙者共儀は被　仰渡之趣一々敬承仕奉畏候依之印形仕差上申候

子十月六日　　小山兵部　印
　　小川内匠　印

去年九月中双方え被　仰渡之趣今度拙者共両人え被　仰渡一々敬承仕奉畏候依之印形仕差上申候

丑五月十八日　　小山隼人　印
　　佐藤左京　印

古文書

一、宝暦八戊寅年正月　御執当覚王院様御退役御跡役　御執当住心院様是は明王院様ニて御役当山御懸りは御古役故　伝解院様ニ候事覚王院え御退役之御祝儀差上候処右為御祝儀私方えも御祝儀之品拝領之事

一、住心院様え御役之御祝儀青銅五拾疋宛両人ゟ銘々差上候事豊八事末御目見ニ不罷出候て外記持参差上候也

一、宝暦八寅年五月十五日中之坊金剛院外記左京兵部伊太夫重左衛門清太夫勘兵衛弥七御別当所え被為呼被仰渡候趣仮役三人伊太夫重左衛門清太夫之者無滞相勤今日ゟ御免ニ候年寄共え五人組帳相渡申候先々之通月番役弐人宛相勤可申候由被　仰渡候且又自今以後普請之節は吟味奉行出勤候ハヽ人足帳致加印其時々ニ御別当所え相納可申候由脇年寄壱人出勤可仕旨被　仰渡尤御書付を以被仰渡候則右御書付左之通

覚

一、諸普請之節吟味奉行并脇年寄壱人宛罷出人足出勤之者相改吟味之上致着帳立合加印其自直別当所え届ニ罷出候節持参相納可申候以上

寅五月　　別当所
吟味役中
年寄中
脇年寄中

但シ惣人足之時は地借り店借りも出勤古来之定法ニ候

右之通五月十五日被　仰渡之御書付御渡被成請書印形仕差上仕候様ニ被仰付依之則請書左之通相認差上候

覚

一、諸普請之節吟味奉行并脇年寄壱人宛罷出人足出勤之者相改吟味之上致着帳立合加印其自直別当所え届ニ罷出候節持参可申候以上

右之通御書付ニて被　仰渡承知奉畏候以上

脇年寄惣代
佐藤勘兵衛

宝暦八寅年五月十六日

仏乗院法印様

同断　原田弥七
年寄惣代　佐藤左京
同断　小山兵部
吟味惣代　一宮外記

三、上州榛名詣

榛名山略図

二王門より御宮まで四丁余、御番所より御池まで十八丁、御神領いかほ界まで二り、境内三り、四方のうち名嶽四十八、名石四十八、故事由来甚多し、二王門より草津通大戸堺、杖神嶺へ二り、表通り室田界牛王橋まで五十丁、妙義松井田道明神界まで壱り廿丁、高崎通り箕輪道三り、いつれも名所名石多しといへとも紙面にあくることあたはず悉く略之

去ル天明三卯年浅間山やけて砂降田畑をうづむ事遠境に及といへども御神領のミ砂ふらす神威霊妙誰か仰ぎ奉らさらん

○榛名山第一の神門を入て御旅所の壇場あり又左の方に渓を隔はるか向ふの木立を遊行峯と云隔年九月九日祭礼に神輿遊行峯に御幸あり山中の縞素供奉して此所を渡らせ給ひ夕つかた本社へ還御ます

○八本松といへる谷間に水茶屋あり此所に別路あり明神通と言妙義山松井田駅より風切峠を越て当山へ登る者此の茶やにて往会なり此所より御山の方へ二町程上り二株の古松あり謂ある樹にて当山二羽の鳥と云は神代八咫烏の云伝へ年毎に此木の上に巣を結び子を育て麓に送り山中に残止るはいつも雌雄二羽に限る当社牛王の面の二羽の烏是也神徳の霊妙禽鳥に及ぶ有難事なり

○当山峨々たる巌石聳へ峙其中に鞍掛岩は百尺の虹霓の気生をなし蛟龍の蟠るが如く自然の形目を驚し獅子岩は鬼怒咆吼の形怖しく雷天の嶽風天の嶽は雲霄を突裂て聳屏風の如く亀甲岩大黒岩瓶子岩鏡の嶽烏神石牛神石葛籠石神楽殿椽の下に御福石とて奇石あり上には数百仞の岩壁絶頂に岩窟三つあり三尊の弥陀見ゆる釈の峯岩屋不動硯ヶ嶽烏帽子の嶽冠の嶽其外見渡す山々一資山石垣山岩垣山嶺臼嶽氷室嶽には八天狗の宮あり

○石階卅余級を登りて第一の鳥居の傍に犬神石とて四にして水を湛ふ目疾疣瘤に奇験ありと言又石階廿余級を登れば十二葉の紅葉あり月の数を知る楓也よって歴序楓と名付又石階四十余級を上りて神前なり

○覗石とてさしのぞきたる岩の傍に洞門あり潺々流水の滴るは行者の谷と云役の小角経歴し給ひし所名所拝所多し

○手水場の傍の岩下に玉垣したる清水石碑あり万年泉の三字は宋の崔君襲銘ハ長崎の平君舒といふ聞ゆる霊泉にて旱魃の年遠近の国々より此山の御神に雨を祈り此水を乞ふて帰り里中の社にさぐればたちまち徴応ありといふ

○薬師堂なる瑠璃光仏日月二光十二神将ハ往古当山七堂十八伽藍のとき中堂の本尊也とかや相向て役の行者堂数百丈の岩下にあり此岩の上に護摩洞とて遍照金剛阿字観為させ給ふ石窟有又此所に山伏の岳薬師の岳三重宝塔あり東面堂千手観自在尊は毘首羯摩の作と云御堂の舞台より向ふを見れば名高き葛籠岩あり古人の俳歌に

出代りの神も
ありてやつゝら岩

○本地堂の上に甕盥水あり稀代の霊水なり

○御供一所八咫烏の宮毎願神供を献ずれば二羽の烏来て是を享といふ
○建久年中太政官御庁宣に榛名御山本地と云垂跡と云旁以鎮護国家恒化修

良の霊地也としるされしをもって当山の崇め尊むべきを知るべし

大槻文彦「伊香保志」（明治15年刊）

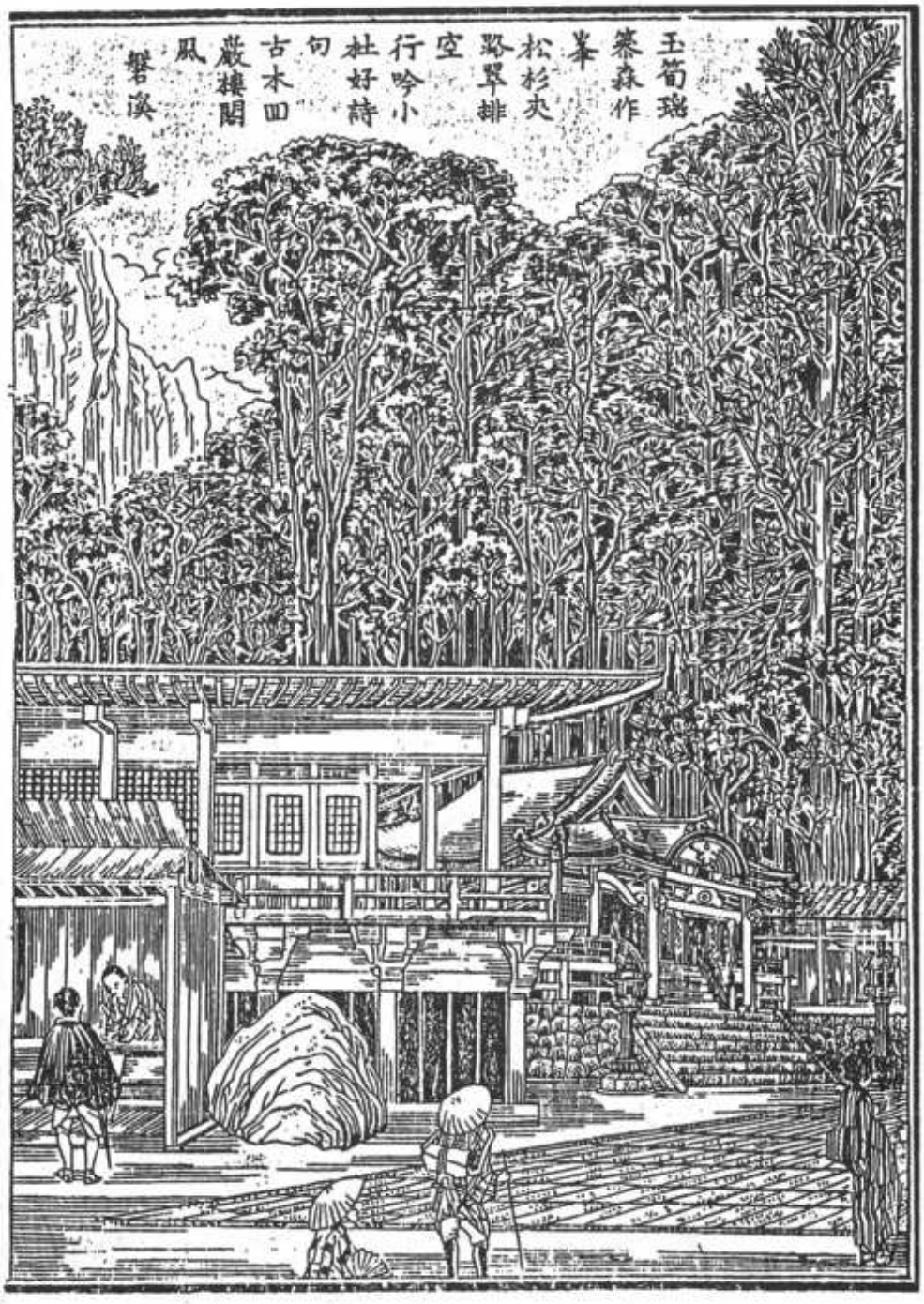

大槻文彦「伊香保志」（明治15年刊）

源良顕「榛名山雑記」（正徳 6〈1716〉年刊）

榛名詣

鳥涯散人清水玄叔述

此秋上野州に名立る榛名山江参詣いたし美耳目を驚す景勝見聞に触たる所々拙き　筆にかいあつめ入二御覧一美　中山道高崎駅迄は妙義詣の文に譲て爰に略しぬ　扨彼城下に一宿し未だ夜ふかきに旅立出る野末の草分わぶる朝露の袂にそぼつも自ら御祓するする心地して清々しう歩を進るに先並榎村天龍寺は台宗の古跡日吉山王の社元三大師の堂あり新比叡山と書し道風真蹟の額今宝蔵に納とかや辛崎村も打過てまた行水の音高き荒波村と菊池村石にせかる、河浪に名も白川の流を渉本郷村榛名本戸明神　高浜村駒形の社を左に見なし長坂下て神戸村外榛名の宮を遙拝し鳥頭坂より室田村長年神寺　永禄の頃　当国長野信濃守開基なり此所の生土大森明神に額突木戸原越へて追分に至る左は大戸の御関所　草津の温泉　信州へ通ひ　右にわかれて　行人塚はてしなき野原に所せきまで　啼すだき　誰を待らむ松虫の葛の裏葉の風寒み綴させてふ蟋蟀　草の経緯伸伏て　促織虫の哀をたどり鈴虫の声物ふりしも所からこゝろ澄千草の中に咲交り媚たてる女郎花はなつ楽しくも又後めたく　尾花が袖に吹風も誰　手枕を経にけんと独ごちつ、羊の腸に譬たる九折の谷を下り　牛王橋より榛名の神境なり　高天原より見渡せば　東には名にし応ふ　武蔵野のはてもあらぬに筑波根の雲を穿なんそれと疑ふ方なく見て右へ続て上つ総下つふさの黛色漂渺として一望の中に千里を縮めたり　南に翠屏峨々たるは白雲山金洞　金鶏の山々秋の色に染増り　ひな鑒　碓氷の山の紅葉もしるく　信濃なる浅間の岳に絶ぬ煙を眺やり第一の神門に入遊行峰八本松谷間の水茶屋に足を休め八咫烏の故事を訊つ、一瀬坂二瀬平　蝙蝠穴数々の山坂越て黒門より御師町に入昼の餉竹葉をも酌かわし案内子を雇て第二の銅の鳥栖を入右に巌殿寺満行院、東叡山管轄の御別当所なり神橋を渡仁王門二力士は運慶の作第一の卒表　岩の桟道百丈の嶮巌路を覆ひて魂を消す下に臨ば千仞の渡洞水清く奇石怪岩の間を潜伝ひ峯の嵐に散かふ紅葉は蝶鳥の飛下るかと疑る袖摺の石門を過懺摩橋を渡れば覗石行者谷万年泉歴序楓の奇異を感じ神前に至れば正面に孤立せる嶮岩御姿石といふ下に洞穴あり深浅を知らすとぞ御本社此岩洞を覆ひ宮柱太敷立千木高知て榛名の神社と崇祀る垂蹟を尋奉るに八柱の大神御鎮座よし　正殿は土の御祖埴山神　荒祭国常立神　伊弉諾伊冊神　大己貴神和祭　饒速日神美真味の神彦湯支神一ツ宮居に祝ひ奉るされば武道軍陣隠陽医薬農民商賈　万民太祖の御神にます故に上古以来上壱人より下億兆の蒼生に至り渇仰他に異なる霊地なれば西行神路山にて駐さに涙こぼる、と読れしも今此御前に思ひ出られ感涙袖を絞る斗也本地堂勝軍地蔵薩埵和光同塵大悲代受苦の恵あらたに両大師堂護摩堂長日不断の烟尊く凡山内外の摂社末社九十九社とかや悉拝礼畢れば御手洗の沼へ志し十八町川に傍て上り手形を出して御番所を通り砥沢の男根石に笑を催し天神峠に登れば眼下の湖水淼茫として返照波浪に映じて赫き天辺の峰巒鱗峋として晩風雲畑を払ひ湖辺に下りみれば万項の水面瞬の間に隈晴明滅千変万化図画丹青の形容すべきにあらず　小魚の水中に躍る群鹿野に遊る往来の人を畏ざるに殺生の客の至らざるを知らる　富士の岳には駿河なる高根の雪の面影を眺　安蘇の山には鳥羽玉の黒髪山の下露を思ひ岩垣沼の水こもりに恋やいたらんとよめりしたに堂より此辺の名物菖蒲杜若の花の時もなつかしく　いづれそれぞと引煩ひつ、真菰刈男の所得顔なるもあかしく螯もさちぞと思ひやりぬ叢中一片の古碑龍体院殿とあるは当国木部某の室此池主と成給ひし印とかや日も傾ば社家町へ戻て宿を求め草鞋とく〳〵打くつろぎ此山に棲といふ仏法僧鳥慈悲心鳥の事を尋れば春夏過ては啼ずといふに残多燈の下に　御山の物語など聞つ、いつとなく睡しに枕に近き鹿の声に結びも果ぬ夢を驚され簷端に通ふ篤の水に濯ぬ目覚る心地して明はつるま、に暇乞し緩々帰り候

右　高井蘭山子　閲　　富士山詣　　鹿島詣　　源氏名寄文章

勝　耕徳書　　和歌朗詠国字抄

古状揃平がな講釈

江都上野黒下谷町　　金古宿

花屋久治良　　新保

真間中山詣　　成田詣　　進学往来　　鄙

上州妙義詣　　和歌浦名所文章　　矢口まふで

享和三癸亥
首夏月

源良顕「榛名山雑記」（正徳6〈1716〉年刊）

四、一宮家及榛名神社の蔵書

榛名山般若坊一宮昌輔家の蔵書の調査は二日にわたって行った。

従来、一宮家には代々好学の士が相つづいたことと、近年におよんでは当主昌輔氏が学問の造詣深く、ことに史学に通じた人であるから、古文書や蔵書類の整理はよく行きとどいている。したがって目ぼしい蔵書は当主の作成された蔵書目録におさめられているので、その主要なものはよく知られるのである。

しかし同家の蔵書は文字通り汗牛充棟のありさまで、その目録にあるものは蔵書の一部分にすぎない。そのため書籍の状態を把握するために今回の調査が行われたのである。その結果からいうならば、二日間の日時では、到底蔵書の全部におよぶことが出来ず、調査を経たものは百四十種、数百巻にすぎなかったのである。

今回の調査が短時日で、ただ書籍の目録作成を主としたために、その書物の内容にわたることが出来なかった。しかし、このような機会はなかなか得られることでないし、出来得ればいつか完全な目録の作成を行うと同時に、書目だけでは文化の状態を理解するに不十分であるから、そのことにも大体の説明を附したい所存から、后日未見の書籍について再調査を約したのである。ところが期を得ないまま荏苒今日におよび、調査は半ばにしておわった。したがってここにあげた書目が全部でなく、まだかなりの残存書物があることを承知されたい。

いま一部の蔵書目録作成を理由として、かような報文を草することは適当であるはずはないが、あるいはこれによって榛名の文化の一端が知られようかと考えられるのである。

○

榛名山および榛名神社をとりまく周辺の地は、古くから文学の探題に富み、また多くの史実口碑を伝えている。むかし上野を旅する人はまずここに杖を曳いた。ゆたかな史伝と絶勝の景致は、遊意の諸人を陶容してやまなかったであろうし、この大自然にめぐまれた榛麓には早くから文化の花が咲いて、ことに文芸がさかんだったのである。

われわれが榛名辺の豊富な書目に接するとき、まず脳裡にえがくのはその立地環境のことである。そのはじめ、遠く万葉の時代から、榛名山は伊香保嶺とよばれて多くの秀歌を伝えた。そして平安時代より古今和歌集、拾遺和歌集や夫木、新千載などに多くの詠歌があって、いわゆる榛名の歌枕時代と呼ばれた時期があり、つづいて神道集などの説話に語りつがれた。そして中世期の紀行文芸にもたびたび登場するところであった。榛名には山容と神道に発した文化が古くからあったのである。

○

ここで一宮家蔵書を概観するならば、やはり神道を奉じた国学がさかんだったことを知ることが出来る。また近世期において庶民の間に芽生えた俳文芸があり、そしていくつかの地元人の著述が発見されたのを特筆しなければならない。

修験道における般若坊のことについては別項に述べることで、ここには一宮家主人の事績について少しの説明を附したい。同家の祖先は累代好学の士が相つづいたことは想像に難くないし、その累代の主人によって蒐書されたと考えられる。そのうち名の知られるのは享保ころの喜匡という人である。喜匡は享保二十一年に「御渉之図」という和歌一巻の編著を伝えており、これは上毛において比較的早期の文芸書としても高い資料価値があろう。（喜匡は一宮家三代祖で通称を三之丞といい、味白と号した。元文二年に歿したが、享年が知られない。）

つぎに同家五代祖といわれる昌敷は俳名を如鶴といい近世中期の榛名地方俳壇の指導者として知られる。俳人如鶴は享保十三年に生れ、通称を外記といった。鳥酔に学んだ松露庵系の俳人で、如鶴のほかに桃林舎、其鶴、和什、一守などの別号がある。如鶴は寛政十一年、七十二才で歿したが、この人は明和七年に俳諧一巻を加えた「御渉之図」追加編を成している。いま同家にこのころの俳諧資料が多数あるが、それはこの如鶴の蒐書されたものであろう。如鶴については語るべき多くのことがある。

如鶴の子を知らないが、あるいは寥松と号した文人ではないかと考えられる。いま同家に無題簽の寄書帖二冊が保存されるが、この厚冊の雅帖は、寥窠松という主人が、般若坊を訪れる諸国の文人に揮毫を乞うたものである。文化から文政年間、般若坊には抱一や蜀山人、文晁など、天下一流の名家の訪れがあったのを知ることが出来る。しかし文人窠松について私は全く知るところがないが新居守村らに親交したようである。

化政のあと広く知られた主人をあげれば、それは迪斉こと一宮栄樹である。迪斉は九才のとき父を失い、少年にして般若坊の主人となった。そして幕末から明治初年のころ、神仏分離の時代に榛名山を代表して活躍した。神仏分離後の榛名神社々司となり、榛名教会を結成した。また初代の榛名戸長を勤め、いまの湖畔亭の前身榛名湖養魚会社を創している。

迪斉ははじめ独学で学問を修めたが、のちしばしば榛名に来遊した新居守村に師事して国学を修めたのである。秀れた国学者であり、さらに米庵流の書を能くしたといわれる。明治三十五年、五十六才で歿した。迪斉には二つの有力な著述があった。一つは明治十年に成った「榛名山郷誌」であり、一つは「神楽歌譜」上下二巻である。

一宮家の世代について知られるのは以上の人々であるが、このほかに元文年間、一宮重富という人があり、この人には「御鎮座記」一巻の著述がある。重富は同家の祖ではないかと思われるが、これは確認しておらない。

○

榛名山は永い間神格化され、ただ庶民の尊崇のうちにあった。説話伝承はそのまま語りつがれてきたのであるが、寛政年間にいたってその榛名伝説に史実的説明をこころみた考証家に地元の佐藤寛雄がいる。寛雄には「榛名山号考」という立派な考証のほか、数種の有益な著述があるが、惜しいことにその伝歴が明らかでない。諸伝ひとしくかかげているのは、榛麓泉蔵坊の主人で、名を文件といい、屈斉と号したことだけである。郡誌にも「文件文学あり、早く本居の古学を慕い、研鑽頗るつとむ、榛名山山号考、榛名山地名考等の著あり」と伝うるだけで、歿年享年におよんでいない。

佐藤寛雄には有力な著述があって、なかでも山号考は版にはいたらなかったが、写本をもっと広く知られた好著である。榛名山にはじめて考証の説をあげた先生が、かく近年にいたるまで不世出であったのは惜しいことである。寛雄の著述はいずれも稿本のまま伝えられたが、明治中ごろ、南泉坊依田省三という人が、手写して榛名神社におさめた。省三はかなり熱心に榛名神社資料の写本をもとめたようで、今日神社に伝わる有力な写本類はいずれもこの人の手写されたものである。しかし、さきの郡誌にあ

げられる寛雄の「榛名山地名考」は、いずれにおいても寓目することが出来なかった。

○

般若坊一宮家には、隣接して般若坊資料館が設けられており、ここには榛名山に関係する有力な資料類が保存され、常に一般に公開されている。かかる資料館が学問的価値とともに、一般的に興味をもつ、よろい、刀剣類や種々の器具などが中心になっているのはやむを得ないが、同家の有力な古版本や神社神祇関係の蔵書類はここに展示されている。元和、承応などの古版本は普通見ることが出来ないが、かかる稀覯書が当主のゆきとどいた整理のもとに展示されているわけである。そこには承応版江家次第二十巻、明歴版続日本紀四十巻の完全揃いなどがある。いずれもいま県内において他では見ることの出来ない貴重書である。和漢三歳図会や大広益会玉篇の元版なども榛山に遊杖する好学の士の眼福でなくてはならない。

この資料館にある数多くの古版本は、もとめに応じて手にとることが出来る。同じく展示されるもののうちに、大部の城廓図があるが、三、四十点近くある城廓図はこの目録中に採る時間がなく割愛した。

資料館に保存される書籍は決して多いものではなく、大部分の蔵書は般若坊邸内の土蔵に蒐蔵されている。ここにあるものは国学関係の書物が多く、また古俳諧資料も少くない。保存状態は非常によく、虫喰いなどの心配はない。その蔵書の大部にわたって当主の附せられた箋紙があり、調査にあたって非常な便宜を得た。その目録作成は片はじから書目をメモしたわけだが、この作業は案外時間を要するもので、二日間の日程では到底完了を期することは出来ない。幸いに一日境町の堀田浩道君が調査を手伝ってくれたので有難かった。

○

さて、一宮家蔵書を概観して、いくつか眼についた書目について少しの説明を附したい。このことについては前にも述べたように、貴重図書の多くは資料館に展示されているので容易に閲覧出来る仕組みになっているが、そのうち目ぼしい書目をあげてみよう。

「倭名類聚鈔」五冊（元和三年版）大阪慌川清右衛門刊行大判本で、類書中の稀覯本である。

大江匡房「江家次第」二十巻十五冊揃（承応二年版）

「続日本紀」四十巻二十冊（明暦三年版）文武天皇より桓武にいたる揃本なり。

「東鑑」五十二巻二十五冊（寛文元年版）家康の命によって刊行された慶長版の復刻で、前龍山公の跋文。

林道春「本朝神社考」三巻六冊

斉藤延種「神伝兆卜秘事記」（元禄十年）善写本なり

毛利貞斉「増続大広益会玉篇大全」十二冊揃（享保二十年）

「和漢三才図会」五十九冊（正徳三年版）「先代旧事本紀」全四冊

右の書目はかなり早い時期に蒐書されたと考えられるものであり、虫喰い破損などなく、よく今日に伝えられたものである。これらの古版本は后年にいたってはなかなか入手し難いから、早い時期に榛名権現という好条件によって入ったと考えられる。

○

つぎに群書類従や神祇神道関係の書目が多い。これはまだメモのおよばなかった類書が多くあるはずで、神道にたずさわった同家では、鈴の屋や平田系の版本が多い。その蒐書は江戸の後期になされたであろうから、明治期の迪斉の先代でなくてはならない。さすれば俳人棠松と迪斉の間に相当国学に通じた人がいたと考えられる。

このころ、神皇実録、神代紀上秘解、小夜物語など、神祇国学関係の写本がかなりある。これが当家の自写本であれば、有力な文人の存在があったはずである。

明治期の主人迪斉は新居守村に親交したようで、守村の手写した上信日記や活語暁歌五十首の写本などがある。神社を管領した守村は榛名に出杖することが多かったが、般若坊に泊休を常としたそうで、多くの墨跡類をとどめている。守村の神のめぐみ、気象考などもある。

橘守部の「こころの種」の写本一冊は、桐生人吉田秋主の天保九年の手写本である。秋主は守部の門人中有力な人で、守部の版行書のスポンサーであった。秋主と一宮家の関係は知らないが、秋主の手写本が一宮家に伝えられるのは奇縁であろう。同じ桐生人橋本直香の上野国歌二冊は迪斉の入手したものであろうが、これは非常に評判のよかった書で、異本三種がある。

学問に精励した迪斉は幕末から明治初年のころ、しきりに蒐書している。芳樹の職原抄校本、同令義解校本、古道或問、古史成文などの善本は迪斉の入手したものである。

○

一宮家に有力な俳人のあったことは前にあげたが、今度二十点あまりの古俳書を寓目した。その俳書はいずれもある理由において珍重されなければならない。そのうち越人の付合集、寛保版百ほどときす、左明編の露柱庵追善句集などの比較的古いものはなかなか見ることが出来ないものである。

つぎに天明ごろの上毛俳壇を鳥瞰する好資料として、松露庵俳帖や鳥明の歳旦帖などがある。これは当時の上毛俳諧を理解する有力な材料である。さらに上毛関係俳書をあげるならば

「誹諧花之春」寛政十一年版一冊、高崎の俳人平花庵雨什の編で、諸家の句を集めたものである。雨什ほど広い交友を有つ俳人はないが、版行された編著はこの一書にすぎない。桜井元琳、畑金鶏の序

「等情賀集」（仮題）天明六年刊、題簽がなく書名が知られないが、高崎俳人高橋等情の古稀の記念句集である。橘千蔭、序菅谷掃雲跋、一図入、義正、万女、一紅、雨什、赤良、菅江らの歌句

「俳諧今人題林集」弘化三年刊二冊、碓氷坂本の人小簑庵碓嶺の編で、類題集開拓につとめた碓嶺の代表的編著である。

「平花庵俳帖」寛政十年、稿本一冊、雨什の編した諸家句集なり。

天明から寛政にいたるころ、一宮家主人は俳人如鶴である。榛名地方俳壇の指導的立場にあった如鶴は多くの俳諧資料を伝えているが、その俳帖、歌仙巻、詠草などは榛名の文芸を知る有力な資料であろう。如鶴には明和七年編「御渉之図」追加編一巻があり、その巻中に多くの地元俳人の名がある。

「窠松雅帖」文化十四年、半紙版厚二冊、題簽のない諸家揮毫帖である。がその自序によって文化十四年、主人窠松が般若坊を訪ねる諸国の名流に揮毫を乞うた書画俳歌帖であることが知られる。窠松は決して有名な雅人ではなかったはずだから、帖中の名流との個人的な交渉には疑問がある。あるいは榛名山に遊杖する天下の名家が般若坊に泊休した手すさびと考えられるが、榛名においては来遊名家の連名を見るごとき好資料である。帖中二、三の人をあげれば、酒井抱一、蜀山人、谷文晁、都名所図会の東籬、戯作家馬、俳人完来、鶯笠、六草、上毛人では画僧の緑野道人、碓嶺、永世、浦人、鹿太らの名がある。

○

一宮家蔵書および榛名神社写本のなかには何点かの地元人の著述がある

が、それはいずれも稿本または写本であり、従来世に知られるところがない。私も今度の調査にいたるまで、ただ榛名山号考の名を知るだけで、ほかの著述類ははじめて知ったのであった。そしてその遺稿写本類はいずれも立派な著述であるからここにあげておきたい。

一宮迪斉著「榛名山郷誌」明治十年稿本一冊、当時戸長を勤めた迪斉は庶政改新によって事跡の失われるのを憂え、榛名神社を中心とする榛麓一帯の史跡や文化財を調査して記録した。とくに神社所蔵文書をあげている。大判五十五丁

同著「神楽歌譜」稿本上下二冊、著述の年時がないが、古くから榛名神社に伝わる神楽歌の歌譜を記述したものである。神楽歌には庭火本歌とか阿知女作法本歌、早歌などがあり、上冊二十三丁、下冊六十五丁。一宮重富著「御鎮座記」元文四年稿本一冊、本書は天照大神が伊勢の二所に鎮座した次第を述べたもので、自跋がある。大判十五丁

佐藤寛雄「榛名神社神楽私託」文化十二年写本上下二冊、榛名神社に伝わる神楽につき、その由来、種目などを述べる。自序、自跋を附す。

ほかに佐藤寛雄の著述数種があるが、いずれも榛名神社写本のなかにおさめられるので、後尾に書目をあげたい。ここには同家蔵書のうち、上毛人関係のもの数種と、地元関係のものを附しておきたい。

「伊香保神社奉納句合草稿」寛政元年、稿本一冊、江戸の松露庵烏明を招き、如鶴、雨什、伊香保の芦岱らが中心になって行った奉納句会の草稿で、榛名辺の多数の俳人の句がある。本書は樋口秀次郎著「榛名地方の文芸」に紹介されている。

「如鶴句稿」二冊、一冊は明治三年の自句集横本、他の一冊は寛政四年の横本で、自句のほか諸家の句を集めたものである。

「試毫帖」文化十二年、法帖一冊

「三体千字文」天保九年、法帖一冊、いずれも市川米庵の書法帖であるが、試毫帖はなかなか寓目出来ない書物である。

「上信日記」天保五年写本一冊、本書は清水浜臣の有名な紀行文であるが、新居守村手写の珍本なり、大判四十五丁

「神のめぐみ」写本一冊、新居守村の著で、守村が榛名山に神仏分離のための旅をしたときの紀行文で、半紙版十四丁、本書は『上毛及上毛人』に復載された。

小田一貞著「虎烈剌病征討論」明治十三年刊一冊、小田一貞は岩鼻の人、東叡と号す、江戸浅草に医業を開いた。一貞にはほかに数種の医書がある。

明悔義恭著「和漢廿四孝」明治三十二年刊活字本一冊、義恭は碓氷郡里見村の人、本書は日本、中国の二十四人の孝子をあげたもの。

ほかに化政以後の納経帖十点ほどがある。当時さかんだった札所めぐり遺物で、阪東三十三番はじめ秩父、西国、四国、信州、越後、上野十二社などを参詣納経したもので、いまかようなものも一資料であろう。

○

榛名神社の蔵書については十分の時間がなかったため、およそ三十点ほどの帖冊を一覧したにすぎない。その大部分は記録類であったが、そのなかにいくつかの写本類がある。それははじめに述べたように、明治になって榛名神社々人依田省三の手写によるといわれる。ほかに同社蔵古版本の閲覧調査を期したのであるが、ついに期を得ないで今日にいたった。依田省三手写本は、いずれも榛名神社資料として重要なものなので、以下寓目した書目をあげておきたい。

大痴道栄貞「榛名山御座鈴行事」写本一冊、古くから伝っていた神歌神託が中絶してしまったので、それを復興しようとして、神託の乾卦、

祝詞、震卦などの次第を録したもの。

佐藤寛雄「榛名山伝来深秘」寛政元年著、写本一冊、本書は引弓弦打前座行事、引弓弦打之大事のことを図入で示す。

佐藤寛雄「榛名山号考」寛政十一年著、写本一冊、はるな山とは当社鎮座の神堪山姫をもって山の号としたことを、諸文献をひいて考証したものなり、寛雄の著述中もっとも有力なもの。

佐藤寛雄「御神楽最上祝詞行事」文化九年著、写本一冊、書名のはじめに「榛名山伝来深秘」とあり、榛名神社に伝えられた雹祭、みそぎ、祈年穀祭などの祝詞を書きとめる。

「榛名山伝来御神楽歌由来」嘉永三年写本一冊、榛名神社に伝えられた神楽歌の由来と歌詞をとどめたもので、催馬楽歌をはじめ、庭火本歌、阿知女作法本歌、榊本歌などをあげる。巻末に神楽碑文がある。

「榛名山満行宮大権現由来記」写本一冊、本書は慶長のとき両部の大内神道を専用したことにはじまる満行宮大権現の由来を記したものなり。

「榛名神社御神楽式」写本一冊、古くより伝え来りし御まつりごとなれば、年月をふるにしたがいてそのさまのたがへにしも多かりとして、合せて三十六座の神楽の法を示した記録なり。

「榛名神社年中行事」一冊、明治三十五年ごろの、一年の行事を記したものなり。

記録によれば榛名人佐藤寛雄に「榛名山地名考」の著述があったはずで、これは地元において必見の書でなくてはならないが、榛名神社にも、一宮家蔵書中にも発見することが出来なかった。

五、榛名神社文書目録

1 中世文書

整理番号	文書名	年月日	差出人	受取人	数量	文書番号
一	留守所下文	建久元年12月	惣検校石上、散位石上、目代左衛門尉藤原	榛名寺	1	
二	立願状	永正10年4月吉日	長野伊予守憲業	巌殿寺（榛名山）	1	
三	制札	〃 11年4月1日	花押（上杉憲房）		1	
四	上杉憲政制札	天文4年4月	憲政		1	
五	定書	未2月13日	氏邦（北条）	榛名山別当坊	1	
六	覚書	2月26日	入道		1	
七	定書	3月7日	信幸		1	
八	禁制	3月23日	真田某	榛名山	1	
九	足利持氏許状	3月28日	持氏	右京大夫入道	1	
一〇	高札	9月10日	龍（朱印）（武田氏）		1	
一一	書簡等（年貢割は覚もあり）	12月22日	和賀平右衛門他	見性土方	1	
一二	直政他の書状				1	

2 法度・掟

古文書

一	上野国天台宗榛名山巌殿寺法度之事	慶長19年9月7日	探題僧正天海	光明寺満行院	1	一三
二	榛名山支配に付書状	寛永10年4月17日	山門三院執行探題大僧正天海	榛名山学頭	1	二
三	榛名山掟	慶安元年11月2日	毗沙門堂大僧正公海	春名山別当留守居	1	一九
四	山中支配に付定	延宝2年8月17日	光憲		1	一八

五	榛名山輪王寺宮二品親王の控	〃　9年9月5日	現龍院公雄、親理院舜成カ	光明寺	1		二五
六	上州榛名山法度	貞享3年10月13日	伝法心院守枝カ大円覚院公雄		1		
七	榛名山掟之条々	宝永元年7月23日	満行院栄存		1	1	二一
八	朱印その外に付両留守居え申渡条々	享保4年7月	光明寺二十一世偏明院孝純		1		
九	榛名山掟	明和元年8月	覚王院、信解院		1	1	一六
一〇	東叡山御回章	〃　8年3月14日	榛名山別当所		1		
一一	日記（表紙脱落）	天保5年1月～6月29日			1		
一二	日記（表紙脱落）	〃　5年7月1日～12月29日			1		
一三	日記（表紙欠）	（天保6年カ）8月14日～10月11日			1		
一四	榛名山掟制	弘化4年11月	大直覚院大僧都志常、深信解院大僧都亮端		1		
一五	榛名山下知条々	〃　4年11月	大直覚院志常、深信解院亮端				
一六	社領支配改政に付請書	（弘化4年11月カ）	達之助他六十七名	役所役人中	1	1	三一
一七	山中支配に付書状	（弘化4年カ）未11月			1		
一八	寒蔵寺、常福寺、門徒にするに付一札	3月7日	寒松院他	光明寺	1	1	
一九	博奕に付書状	4月2日	覚王院広乗、直覚院実潤	光明寺	1		
二〇	神社支配に付き掟	12月	恵恩院、覚王院				
二一	摂社末社書上帳				1	1	
二二	神社において博奕催しに付書状						

3 人別帳

一	山中人別帳	貞享元年5月6日	当番弥市右衛門他	別当留守居	1	一
二	上野国群馬郡榛名山五人組人別宗旨改之帳	元禄11年6月	月番佐藤太兵衛		1	二
三	上野国群馬郡榛名山五人組人別帳	宝永7年5月	月番小山隼人	留守居中之上方	1	三
四	上野国群馬郡榛名山五人組人別帳	享保9年5月	当番原田栄女		1	四
五	上野国群馬郡榛名山五人組人別帳	享保11年8月	当番小山織部		1	五
六	五人組人別改帳	享保15年5月28日	当番佐藤頼母		1	六
七	五人組人別帳	享保19年8月	当番小川主馬		1	七
八	上野国榛名山惣人別改帳	延享元年8月	当番小山隼人		1	
九	上野国榛名山惣人別改帳	寛延3年9月	当番佐藤求馬		1	八
一〇	上野国群馬郡榛名山人別改帳	寛延3年9月	榛名山別当所留守居	御勘定所	1	
一一	五人組人別帳	寛延4年7月	仏乗院			
一二	五人組人別帳	宝暦4年5月	月番佐藤左京	仏乗院法印	1	一〇
一三	五人組人別帳	宝暦8年5月	月番佐藤左京	仏乗院法印	1	一二
一四	上野国群馬郡榛名山衆徒宗門御改帳	宝暦10年9月	月番小山清太夫他	留守居仏乗院法印	1	一三
一五	五人組人別帳	宝暦10年9月	堂守極楽院他	別当所仏乗院	1	一六
一六	上野国群馬郡榛名山巳ノ宗門御改帳	宝暦11年10月	当番小山内匠		1	一五
一七	上野国群馬郡榛名山衆徒宗門御改帳	宝暦11年10月	本妙院	実成院主	1	
一八	上野国群馬郡榛名山人別改覚帳	宝暦12年5月	堂守極楽院他五人	別当所実成院	1	
一九	上野国群馬郡榛名山衆徒宗門御改帳	宝暦12年10月	早川左膳、佐藤求馬	別当所	1	
二〇	山中組合人別帳（法度式目十六条あり）	文化13年10月	極楽院他	留守居実成院	1	二〇

4 造営

一	榛名山造営訴訟状の事	寛永13年10月7日	榛名山惣中			
二	榛名山造営御訴訟之事	慶安3年3月17日	榛名山衆中	寺社奉行		
三	社殿造営に付き一札	寛政12年4月	輪王寺一品大王住楞		1	一七

四	御社頭造替勧化帳					
五	光明寺屋根造作積書	享和元年11月	伽院長善、成功徳院義宣	光明寺院代所当所用部屋	1	1
六	御番所普請積り帳	天保11火3月	別当所			
		天保12年6月	棟梁八郎 棟梁八郎			

一	神階宣旨	元禄13年6月26日	神祇道管領勾当長上正三位侍従卜部朝臣兼敬		1	
二	祭神々号改正に付喩翰	寛政2年2月	日本神祇管領長上大常伯資延王	榛名山社中	1	
三	御祭礼役割之帳	文化14年9月8日・9日	差図奉行佐藤掃部・小川兵庫		1	
四	御祭礼役割之帳	文化15年4月8日・15日	差図奉行原田内蔵、佐藤斎宮		1	
五	御祭礼役割之帳	文政3年4月8日	差図奉行小川兵庫、佐藤斎宮		1	
六	御祭礼役割之帳	文政5年9月4日	差図奉行原田内蔵、佐藤斎宮			
七	御祭礼役割之帳	文政6年1月8日・15日			1	
八	県社に列する指令書	明治17年3月1日	群馬県	郷社榛名神社	1	
9	中之坊所色衣免許状	2月10日	千光院、信解院、住心院		1	
一〇	神前の幕新調に付菊紋使用許可の書状	5月1日	千光院、金勝院	榛名山仏乗院	1	1
一一	光明寺住職、祭礼時に晴毛色着用許可の書状	9月2日			1	1
一二	祭神号書上（写）					

6 神楽

一	巫女千早舞衣に付き一品親王庁下文	正徳4年9月17日	霊山院慈泉、直覚院最妙	1	
二	巫女千早舞衣に付き一品親王庁下文	延享2年6月	覚王院大僧都覚深、信解院大僧都深海	1	
三	巫女千早舞衣につき准后一品親王庁下文	安永3年5月	恵恩院大僧都周順、功徳院大僧都覚印	1	二三―二
四	巫女千早舞衣に付き二品親王庁下文	寛政4年4月	海龍王院大僧都円伝、大恵恩院大僧都鈴然	1	
五	巫女千早舞衣に付き准三宮一品親王庁下文	文政13年1月	直覚院大僧都実潤、覚王院大僧都広乗	1	二三―五
六	神楽執行令旨	天保12年8月	海龍王院大僧都純海、成功徳院大僧都亮長	1	
七	神楽奏進願	慶応3年4月17日	神楽連中惣代織太夫他四名	1	役所役人中
八	神楽執行の令旨焼失に付叱置書状	8月		1	光明寺

7 別当帳

一	本住院を光明寺兼榛名山別当職に仰付けるに付奉書	文化11年12月	大覚王院願海、大恵恩院深信	1	三役人光明寺来門中
二	渓広院を光明寺住職、榛名山別当職仰付けるに付奉書	天保7年6月	海龍王院大僧都純海、大仏頂院大僧都明順	1	三役人光明寺来門中
三	光明寺転住至来記	天保7年6月	堯淳代	1	
四	光明寺所在都名に付控	天保12年	学頭堯淳代	1	
五	佐藤頼母不届、謹慎に付申渡書	4月3日	信解院深海、覚王院覚深	1	仏乗院

六	光明寺住職任命に付書状	6月		溪広院	1
七	溪広院、別当仰付けるに付書状	6月		大滋院、春性院、願性院	1
八	留守中の院代に付書状	7月17日		満行院	1
九	恵心院、榛名山別当兼帯に付書状	9月28日		津梁院他	1
一〇	光明寺住職任命に付書状			山門本住院	1
一一	溪広院を光明寺住職にし榛名山兼別当に迎付ける書状			覚王院、春性院	1
一二	光明寺後住、榛名山兼別当にするに付書状			山門溪広院	1

一	白表紙、講社中ノ書出カ	享保8年カ		当山役所	1
二	持分担中村々并家数改帳	寛政11年5月		当山御役所	1
三	持分檀中御改ニ付書上ケ帳	寛政12年閏4月	幸蔵	当山役所	1
四	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	増太夫	当山役所	1
五	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	丹太夫	当山役所	1
六	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	三蔵坊	当山御役所	1
七	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	神徳坊	当山役所	1
八	持分の担中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	龍学坊喜七	当山役所	1
九	旦中村々書上帳	寛政12年閏4月	坂之坊要太夫	当山役所	1
一〇	持分之担中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	林学坊宇八	当山役所	1
一一	持分檀中改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	峯本坊	当山御役所	1
一二	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	宝蔵坊磯太夫	当山御役所	1
一三	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	南学坊利太夫	当山御役所	1
一四	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	藤之坊	当山役所	1
一五	担中村々書上帳	寛政12年閏4月	宝学坊	当山役所	1
一六	担中村々書上帳	寛政12年閏4月	谷之坊	当山役所	1
一七	持分担中御改ニ付書上ケ帳	寛政12年閏4月	福泉坊	当山役所	1
一八	持分担中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	福寿坊	当山役所	1

一九	持分檀中御改ニ付書上ケ帳	寛政12年閏4月	直吉	当山役所	1	
二〇	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	十輪坊	当山役所	1	
二一	持分檀中村々家数改帳	寛政12年閏4月	早川将監	当山役所	1	
二二	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	原田助之進	当山役所	1	
二三	担中村々書上帳	寛政12年閏4月	大蔵坊	当山役所	1	
二四	担中村々書上帳	寛政12年閏4月	林蔵坊	当山役所	1	
二五	担中村々書上ケ帳	寛政12年閏4月	森之坊	当山御役所	1	
二六	持分担中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	沢本坊要七	当山御役所	1	
二七	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	岩本坊多太夫	当山御役所	1	
二八	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	宗蔵坊市太夫	当山御役所	1	
二九	担中書上帳	寛政12年閏4月	藤本坊	当山御役所	1	
三〇	持分檀中御改ニ付書上ケ帳	寛政12年閏4月	滝本坊栄太夫	当山御役所	1	
三一	持分担中書上ケ帳	寛政12年閏4月	文平	当山役所	1	
三二	持分担中御改ニ付書上ケ帳	寛政12年閏4月	佐藤伊三郎	当山御役所	1	
三三	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	東泉坊	当山役所	1	
三四	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	下之坊	当山役所	1	
三五	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	大龍坊	当山役所	1	
三六	持分担中御改ニ付書上ケ帳	寛政12年閏4月	谷本坊	当山役所	1	
三七	持分檀中御改ニ付書上帳	寛政12年閏4月	大林坊			
三八	担中書上帳	寛政12年閏4月	小学坊	当山役所	1	
三九	持分担中御改書上帳	寛政12年閏4月	入之坊	当山役所	1	
四〇	惣檀中邑々軒別書上帳	寛政12年5月15日	満福院	当山役所	1	
四一	持分檀中書上帳	寛政12年5月	沢之坊	当山役所	1	
四二	持分檀中村家数改帳	寛政12年5月	中之坊真純	当山役所	1	
四三	御改ニ付持分担中書上帳	寛政12年5月	大蔵坊勝之丞	当山役所	1	
四四	持分担中書上帳	寛政12年5月	小坂坊唯右衛門	当山御役所	1	
四五	旦中村数改帳	寛政12年5月	館林台宿大膳	榛名山役所	1	
四六	御預り担中御改書上帳	寛政12年5月	養泉院	榛名山役所	1	
四七	持分担中御改ニ付書上帳	寛政12年5月	小山伴太夫	当山御役所	1	
四八	御預り檀中御改ニ付書上帳	寛政12年5月	神力坊	役所	1	

四九	持分檀中御改ニ付書上帳	文化4年5月10日	大学坊				1	
五〇	南蔵坊より引請持分担中書上帳	文化4年5月	谷本坊				1	
五一	持分檀中御改ニ付書上帳	文化4年5月	南蔵坊				1	
五二	文化十一年甲戌霜月金銀銭払高帳写	文化11年11月	本住院用部屋				1	
五三	御番所給積立下帳	文化12年5月吉日					1	
五四	御暇願	文化14年11月	木幕茂乗	三役人			1	
五五	御番所番給取立并同金積立辰年貸附利子取立帳	文化4年4月20日	年寄月番所当月番佐藤斎宮				1	
五六	参詣人案内に付貸刀願	文政6年1月28日	幸太夫	三役人			1	
五七	御番所番給取立并同金積立午歳貸附利子取立帳	文政6年4月20日	年寄月番所				1	
五八	家屋銭般若坊へ売渡しに付願	文政6年6月	大林坊広喜	三役人			1	
五九	御番所番給取立并同金積立未年貸附利子取立帳	文政7年4月20日	当番佐藤斎宮				1	
六〇	御番所番給取立并同金積立申年貸附利子取立帳	文政8年4月20日	当番佐藤斎宮				1	
六一	御番所給取立并同金積立酉年貸附利子取立帳	文政9年4月20日	当番佐藤斎宮				1	
六二	御番所当給利子取立帳	天保3年4月	年寄原田内蔵他				1	
六三	脇年寄山見役進退留	天保12年～嘉永元年	円乗院一宮内記他八名				1	
六四	社家町運営に付き議定書	弘化4年10月					1	
六五	先祖代々過去帳写	嘉永2年5月	本学坊				1	
六六	過去帳	嘉永2年5月	谷之坊				1	
六七	先祖より法名写	嘉永2年5月	龍学坊				1	
六八	過去帳	嘉永2年5月	善龍坊				1	
六九	先祖代々法名上記	嘉永2年5月	真徳坊				1	
七〇	過去帳	嘉永2年5月	十輪坊				1	
七一	先祖代々法名書上帳	嘉永2年5月	大龍坊				1	
七二	一楽坊代々法名記	嘉永2年5月	勘太夫				1	
七三	過去帳	嘉永2年5月	善龍坊				1	
七四	玄蔵坊先祖代々法名書上記	嘉永2年5月	大龍坊世話				1	
七五	世代法名書上帳	嘉永2年6月	円乗院、実相院、万福院、極楽院				1	

9 写経等

七六	法名帳					
七七	榛名山略縁起板行に付謹慎由渡覚					
七八	平の者苗字帯刀不許可に付申渡状					
七九	暦代法名書上帳					
八〇	先祖改					
八一	三蔵坊先祖代々					
八二	法名書上帳					
八三	法名					
八四	谷本坊先祖代々法記					
八五	法名書上帳					
八六	法名書上帳					
八七	法名書上帳					
八八	法名書上帳					
八九	先祖代々法明記					
九〇	森本坊先祖代々					
九一	過去帳写	己酉5月4月9月22日	南学坊			1
			信解院慈選、龍王院			1
			林学坊政太夫			2
			法林坊			1
			善徳坊、桜本坊			1
			宗蔵坊			1
			谷次郎			1
			岩本坊			1
			芳野坊			1
			小坂坊			1
			万蔵坊			1
			南之坊、大蔵坊			1
			孝善坊両泉			1
一	鐘銘（拓本）	文永				
二	鐘銘	宝永10年1月				
三	疇吉覚	寛延2年9月24日	先高崎城主松平輝規			1
			朝臣休慎加蔵妙観入道			1
			般若坊他			1
四	奉納大般若経六百軸巻一軸拾巻	文化2年4月				
五	榛名山御入院供奉帳	文化12年1月20日	土井東民	榛名山三役人		1
六	田畑寄進状	天保15年7月	楫取素彦	榛名神社一宮栄樹		1
七	柏種子寄附状	明治16年3月28日	大織冠鎌足真筆尭淳寄附			1
八	写経（四行分、紺紙金字）					

九	小野道風筆（三行紙本墨書）				
一〇	後水尾天皇宸筆（和歌）				
一一	平清盛筆跡（二行、紺紙金字）				
一二	榛名山作歌并反歌		清水浜臣		1

10 什物帳

一	御神前恵心院前大僧正華海代新什物帳	正徳4年1月	別当留守居中之坊	中之坊他	1
二	榛名山別当所諸料物帳	明和5年12月	留守居実成院宜見	三役人中	1
三	別当所新古什物帳	寛政6年8月	仏乗院秀胤代書改	三役人中	1

11 その他

一	預り金証文	文化11年1月	別当所役人唐津左衛門他	三役人中	1
二	伐木願	文政6年4月21日	たく	三役人中	1
三	縁組願他	文政6年4月	栄太夫	三役人中	25
四	縁組許可願	文政6年4月	信太夫	三役人中	1
五	養女貰請に付き願書	文政6年5月	喜太夫	三役人	1
六	旅人病死に付願	文政6年6月22日	脇年寄小山玄庫	三役人	1
七	田畑荒地再開発に付請書	天保12年3月	善太夫他連判	三役人中	1
八	田畑荒地に漆木植付に付き書状	2月16日	信解院、住心院	津梁院	1
九	田畑荒地開発に付書状	11月27日	円覚院他	津梁院	1
一〇	明治期書簡集		葉室俊顕、山口安宅他	一宮栄樹	1
一一	太々講金受取覚				1

一宮和一家文書

整理番号	文書名	年月日	差出人	受取人	数量	文書番号
一	東叡山堂社修覆下知状	万治元年閏12月29日	常昭院、寒松院	学頭衆徒中	1	
二	常憲院様より諸役免許状（写）	貞享2年6月11日	榛名山光明寺			
三	上野国群馬郡榛名山五人組人別宗旨改之帳	元禄4年5月	小川伊左衛門		1	
四	東叡山下知状（堂社修覆）	享保5年3月2日	住心院、功徳院		1	
五	東叡山下知状（天王寺における儀式に着用の衣類の事）	享保10年2月13日			1	
六	天海僧正免許状並びに慈眼大師授与状（写）	享保10年2月23日	源伝解院大僧都外		1	
七	東叡山免許状（榛名山僧綱之事）	延享3年8月16日		大進名跡一宮内記		
八	実成院再建願	明和7年10月		大坊峯風		
九	東叡山御年頭御諾諸用記	安永3年2月	榛名山年寄			
一〇	新門様下向に付金百匹献上（控）	文化6年3月3日	上州一宮内記			
一一	一宮内記死去に付願書	文化6年5月7日	一宮内記悴一宮主水		1	
一二	脇年寄役柄願書	文化8年4月1日	吟味役般若坊	留守居心地院法印	2	
一三	勘定奉行内藤隼人正家来横山平馬妻みちの和歌天聴に達する次第	天保2年5月3日	榛名山役人惣代佐藤掃部他二名	留守居心地院	1	
一四	榛名山神楽復興に関する輪王寺宮執達状（写）	天保12年8月	海龍王院大僧都純海、成功徳院大僧都亮長		5	
一五	上り道中人足賃銭帳	弘化4年3月15日	一宮内記		1	
一六	上下道中駄銭払帳	嘉永2年2月				
一七	東叡山御年頭	嘉永3年2月	一宮内記		1	
一八	道中諸入用覚帳	嘉永4年2月	一宮内記		1	
一九	上下道中人足賃銭払帳	嘉永5年2月	一宮内記		1	
二〇	隠居号の免許状	安政6年仲秋（8月）	学頭賢暁授之			

赤門般若坊文書

1　法度・掟

整理番号	文書名	年月日	差出人	受取人	数量	文書番号
一	法度（写、徳川家康黒印状）	慶長19年9月5日	徳川家康	上州榛名山光明寺	1	C五八八
二	榛名山巌殿寺法度（写）	慶長19年9月5日			1	C六一六
三	上野国天台宗榛名山巌殿寺法度之事（慈眼大師様御書付写）	慶長19年9月7日			1	C一三四
四	家光朱印状（写）	慶安元年8月17日	学頭光明寺	当寺別当	1	C六一三
五	家光朱印状（写、巌殿寺境内諸役免除）	慶安元年8月17日	学頭光明寺	当寺別当	1	C六一七
六	家綱朱印状（写、山林諸役免除）	寛文5年7月11日	光明寺別当		1	C六一八
七	家綱黒印状（写）	寛文5年7月11日			1	C六一四
八	下知状（写）	万治元年蠟27日	常照院、寒松院	学頭、衆徒、大坊	1	C六一二
九	田畑売買法度に付手形之事	延宝7年5月10日	仁兵衛他	三郎兵衛	1	C一七一
一〇	榛名山掟（写）	延宝9年9月5日	現龍院、観理院	学頭光明寺	1	C一二九
一一	綱吉朱印状（写）	貞享2年6月11日		光明寺	1	C六一九
一二	上州榛名山法度	貞享3年10月13日	伝法心院守幡			C五九〇
一三	上州榛名山法度（写）	貞享3年10月13日	大覚覚院公雄輪王寺宮仰執達		1	C一四五
一四	吉宗朱印状（写）	享保3年7月11日	両御執当	光明寺	1	C六二〇
一五	両留守居に申渡条々	享保4年			1	C〇一七
一六	従学頭様被仰渡写	享保4年	編明院孝純	学頭、衆徒中、大坊	1	C六四一
一七	一品宮下知状（写）	享保5年3月3日	住心院、功徳院		1	C六一五

二一	一宮兵蔵家督改名につき東叡山よりの達状	2月22日			
二二	最上流算法童蒙須知（中編巻一全）			1	1

一八	家重朱印状（写）	延享4年8月10日	一宮外記、一宮豊八			
一九	吟味役勤方につき上申	宝暦4年9月		千光院法印、恵雲院法印	1	C六二一 C〇九七
二〇	家重矢印状（写）	宝暦12年8月11日		光明寺	1	C六二二
二一	家斉朱印状（写）	天明8年9月11日		巌殿寺	1	C六二三
二二	新制御尋書（写）	寛政元年4月1日	榛名山年寄	徳王房（仏頂院）	1	C〇九一
二三	東叡山御回章之写	寛政3年10月5日			1	C〇九二
二四	口上覚（収納御遊金取扱、収納勘定、光明寺什物）	寛政6年5月		金剛院外	1	C一〇四
二五	御下知書附諸用録写（神社入用、五人組、神社財政、普請金、火事）	寛政6年			1	C〇三一
二六	東叡山御改正定（写）	寛政7年2月			1	C六三三
二七	乍恐書付を以奉願上候（服装に関する願書）	文化6年1月	般若坊	心地院法印	1	C五〇九
二八	留守所下令早任旧例（写）	文化12年2月			1	C五一九
二九	申送之事（写）	文化12年	心地院恵賢		1	C六四二
三〇	三役人始山内一同勤方書上帳（写）	文化13年6月	榛名山光明寺年寄小川兵庫以下11名		1	C一〇八
三一	当山番所番人勤方并定例記	文化13年10月				C〇一八
三二	学頭徳麟様よりの御廻書写9通、東叡山よりの御下知書写4通	文政3年		学頭光明寺		C一四九
三三	家慶朱印状（写）	天保10年9月11日		光明寺	1	C六二四
三四	家定朱印状（写）	安政2年9月11日			1	C六二五
三五	家茂朱印状（写）	万延元年9月11日			1	C六二六
三六	覚（御目見座順の事）	文久2年2月			1	B五〇八
三七	酒売捌禁止、飲酒禁止の掟請証文	慶応3年1月			1	C一二八
三八	政務録（王政一新に付別当職并衆徒寺院廃止）	明治2年1月			1	C〇六二
三九	道筋草打掃除出勤名前帳	明治7年6月29日			1	C五七〇
四〇	二拾年間記録（山中御条目）	寛延4年～明和4年		一宮外記昌数	1	C〇二三
四一	御目安之事	戊壬2月		御奉行中様	1	C五〇四
四二	御下知書附諸用録（写）	寛政9年～	花本坊、民部京、大乗		1	C〇三二

四三	当山御番所年月控、当山并里見鉄炮御改書上控、当山宗門并人別書上控、当山御朱印御尋書上控			1	1	C〇一九
四四	榛名山御朱印并古書物写（下書七冊之内）	慶長19年より		1	1	C五七九
四五	榛名山御条制并御令旨写（下書七冊之内）	慶長19年～文政13年		1	1	C五八〇
一	日次記	寛延4年8月		1	1	C五〇六
二	用事日次記	宝暦2年正月		1	1	C六一一
三	御用控覚帳	宝暦8年10月	榛名山一宮外記	1	1	C五六六
四	御用記	宝暦10年10月		1	1	C〇二一
五	御用記	宝暦13年12月		1	1	C〇二二
六	御用記	明和5年2月		1	1	C〇二四
七	用記	明和8年3月	榛名山一宮外記	1	1	C〇二五
八	江戸諸用記	安永2年2月	榛名山一宮外記	1	1	C一一一
九	覚書扣	安永4年閏12月21日		1	1	C〇八〇
一〇	心覚記	安永4年閏12月27日		1	1	B二〇三
一一	諸用留	天明4年閏正月	一宮外記昌敷	1	1	C〇三四
一二	用記	天明5年11月	一宮外記	1	1	C〇七七
一三	表紙欠	天明7年		1	1	C〇九六
一四	御用会日記録	寛政3年5月		1	1	C〇二九
一五	御用留記	寛政4年1月		1	1	C〇三〇
一六	日記	寛政5年4月		1	1	C〇三五
一七	御下知書付諸用録帳写	寛政7年7月		1	1	C〇三三
一八	御用向日記	文化6年6月		1	1	C〇四四
一九	御用記	文化10年		1	1	C〇四二
二〇	榛名山巌殿寺役中諸用記	文化12年1月21日	御留守居心地院恵賢	3	1	C〇三六
二一	御用日次記	文政4年1月			1	C〇四三
二二	御用日記	文政9年10月			1	C〇三八
					1	C〇七

二三	御用記	天保14年11月26日				1	C〇五一
二四	御用日記録	天保15年1月				1	C〇四六
二五	御用日記壱番	天保16年1月				1	C〇四八
二六	（表紙欠）	天保				1	A一六九
二七	御用記	弘化2年				1	C一三一
二八	御用記	弘化4年2月				1	C〇四九
二九	御用日記	嘉永元年				1	C〇五〇
二八	御用日記	嘉永2年	脇年寄当番			1	C〇五三
二九	御用記録	嘉永5年1月				1	C〇五二
三〇	御用日記	嘉永7年1月	脇年寄当番			1	C〇五四
三一	御用記	安政3年4月				1	C〇五五
三二	御用日記	安政4年1月	脇年寄当番			1	C〇五六
三三	出府中御用雑用向日記（榛名山芝居一件）	安政5年5月	穀若坊			1	C〇四〇
三四	出府中御用向雑用向日記	安政5年5月	佐藤集之進			1	C〇四一
三五	宮様御府庫金江御加入桃林志願物記録	安政6年12月	穀若坊当主一宮物三郎代			1	C五六五
三六	御用日記	文久3年3月	脇年寄			1	C〇四七
五〇	表紙欠	安永6年3月				1	C〇二七
三七	御用日記	慶応元年8月	脇年寄当番			1	C〇五七
三八	御用日記	慶応3年	脇年寄当番			1	C〇五八
三九	日誌	慶応4年5月				1	C〇五九
四〇	諸用日録（岩鼻県当時の御用留）	明治2年1月				1	C〇六三
四一	臨時諸用向日記（岩鼻県当時の御用留）	明治3年1月				1	C〇六五
四二	臨時御出役諸録	明治3年4月3日				1	C〇七一
四三	山林御用記	明治4年1月				1	C〇七二
四四	山林御用録	明治3年5月				1	C〇六四
四五	諸務御用記	明治4年1月				1	C〇六七
四六	御回章留記	明治4年8月				1	C〇六八
四七	御用記一番	明治5年				1	C〇六九
四八	諸務御用記二番	明治5年				1	C〇七〇

四九	往古御書付所得并諸記録類寄帳　全		一宮内記		1	E	

3　別当職

一	掟（写、別当欠落に付）	寛永10年	天海	榛名山学頭房	1	C一四八	
二	乍恐以書付御訴訟申上候御事	天和2年12月			1	C五〇〇	
三	乍恐奉窺口上覚	寛延3年1月	榛名山年寄小山玄蕃以下3名	覚王院法印様信解院法印様御役人中	1	C〇八五	
四	（東叡山御門主様江御目見之事以下写）	寛延4年10月	大坊、般若坊		1	C一一七	
五	（年寄役訴訟返答書）	宝暦5年6月	一宮外記一宮豊八	覚王院、信解院	1	C一二六	
六	乍恐一札差上申候	宝暦5年7月	一宮外記		1	C五一七	
七	乍恐奉願上口上覚（写、学頭別当職御預置願）	文化12年3月	年寄惣代佐藤求馬以下2名	覚王院法印恵思院法印	1	C六三五	
八	三役人勤方并脇年寄山見平之者往古より町並諸役御尋書	文化13年6月	吟味役一宮外記源重章	実相院外	1	C〇三九	
九	御目見献上仕立方其外諸事之記	天保10年如月	為清	大坊、般若坊	1	C〇八三	
一〇	為清書状（別当寺に関する紛争）	寛永ごろ	寿昌院		1	C五四四	
一一	申達書	正月18日			1	C〇一〇	
一二	申渡（写、神社着座、年始着座定）	寅12月（天保13年カ）			1	C六三七	
一三	両人田緒并ニ勤方御尋書		一宮外記、一宮内記	御別当所御役人	1	C〇九〇	

4　五人組

一	五人組之事	寛永10年12月20日	月番小山数馬		1	C六二九	
二	上野国群馬郡榛名山五人組帳	宝永2年2月			1	C〇二〇	

5　年貢

一	山圃樹林竹改帳	元禄4年6月			1	C〇六〇	

6 祭神・祭礼

二	免田御年貢指上申覚	元禄15年11月24日	萩生村原田治兵衛	春名山渡部伝右衛門	1	C五八三
三	証文之事（榛名山御供免地年貢上納之件）	宝暦10年4月	箕輪畑主本明院	一宮外記	1	A五九一
四	地券小前簿北第十大区八小区群馬郡春名山林	明治8年4月	妙頭院貫純		1	C一一〇
五	午六月より十二月迄里見御収納方				1	C一〇七

7 神領

一	指上申一札之事（祭礼厳修誓約一札）	慶安4年9月18日	一宮重富		1	C五五五
二	御鎮座記（写本）	元文4年			1	D
三	（古代神幸祭の件　写）	天明4年	御別当所		1	C六三一
四	榛名山忌服令大事（写）	文化12年7月	脇年寄当番小山常太		1	C六三六
五	（御開帳の件につき定　写）	弘化3年3月	郎以下2人	三役人中	1	C六三九
六	誓祭神文之事（神仏分離に付神主勤方条々）	明治2年6月	神主隠居最上斎宮社人最上大炊外		1	C五七六
七	榛名神社末礼記（文化3年の写本）	享和元年	佐藤寛雄		1	D
八	上表　社号復古御願		一宮楽樹	県令楫取素彦	1	C五七三
九	（榛名神社古記録由緒記写）		般若坊		1	C一〇九
一〇	延喜式神名帳（上野国分写）				1	B〇三
一一	（雨乞）	子4月	武州埼玉郡15ヶ村	榛名山	1	A七一八
一二	（雨乞）		藤岡南町年衆共		1	A一九九

8 寄進・参詣

文書

一	新田領御初穂帳	享保15年7月	榛名山般若坊		1	A一九〇

古文書

一	榛名山奉加帳	享保15年7月	般若坊		1	A一九一

二	以口上書奉願候覚（名代変更願）	元文5年	般若坊		1	A一七九
三	御参詣日記	寛延4年正月				A七四〇
四	郡内御初穂帳	宝暦6年2月				
五	当社永代長日御膳料寄附名前帳	明和8年4月	別当所	御留守居仏乗院法印	1	C〇七九
六	御社頭御幕宮上寄附帳	安永10年4月			1	B二三一
七	寄進物収財証	文化1年4月				C五一八
八	本多伯耆守様御代参記　完	文化8年1月29日			1	A一六七
九	御代参御初穂神納記	嘉永7年3月	榛名山般若坊		1	A七三一
一〇	本多豊前守様御名代献立	安政2年1月			1	A一七二
一一	下野国御擅中御初穂帳	安政3年2月			1	A七三三
一二	東上州夏御初穂覚帳	安政3年8月			1	A七三二
一三	本多豊前守様御名代鈴木佐五兵衛殿　献立帳	安政6年3月晦日			1	別七四三
一四	本多伯耆守様御名代御賄向記録	文久2年1月	大坊		1	A一〇六
一五	御代参並参詣記	文久2年5月			1	A七五三
一六	夏檀回御初穂帳	文久2年6月			1	A七三四
一七	吉井在御初穂并ニ入用帳	慶応2年7月	榛名山般若坊代横山次三郎		1	A七三八
一八	甲斐国春廻御初穂帳	明治4年3月			1	A七三〇
一九	寄進帳	明治11年				A七四九
二〇	榛名神社寄附金預収帳	明治17年10月下旬			1	B二三六
二一	紀伊守代参渡辺十助来山のこと	1月26日	藤井丈右衛門	一宮外記	1	A一七三
二二	（代参記）表紙欠	（寛延～天明頃カ）		一宮外記	1	A七六四
二三	（代参記）	明治・大正			1	A七二九
二四	（代参記）				1	A〇六
二五	（代参記）				1	A七六〇
二六	代参記				1	A一五三
二七	（本多紀伊守代参日延通知）		本多紀伊守内小坂二輔外4名	一宮外記	1	A七一九
二八	（紀伊守名代の件）		長坂平八外4名			A一九三
二九	（代参記）				1	A一五二

9 神楽

三〇	覚（松平右京之大夫御参詣之節奉納金）							
三一	覚（御初尾代納入）	7月24日	高沢村名主定右衛門	彦市	1	1	D 一四六 五〇七	A 一九五
三二	覚書（温座料請取書）	未8月23日	金龍山妙智院	一宮外記			C 五三八	C 一九四
三三	御初穂料奉納覚		下石神上村名主伝左衛門	榛名山御師			C 〇二一六	C 五三七
								A 二二二

一	榛名神社神楽私記（稿本）	享和癸亥	佐藤寛紀		2	D 一四六 五〇七		
二	神楽配役覚	宝暦4年9月2日			1	C 五三八		
三	日記（神楽執行の件他）	安永2年5月			1	C 〇二一六		
四	巫女之記録（巫女舞及び神楽に関する願上書類）	安永7年5月4日	一宮外記昌敷		1	C 〇六一		
五	桃井圧拾三ケ村太々神楽従東叡山御下知之趣記之	安永7年5月4日			1	A 一六三		
六	桃井庄拾三ケ村太々神楽之論	文化12年	佐藤寛紀		2	D		
七	榛名山神楽私記（写本）	天保12年	橘守部		3	D		
八	催馬楽譜入文（4冊中首巻欠）	大正2年5月			1	A 一六八		
九	東京市御神楽講諸用簿		一宮迪斎		2	A 五八二		
一〇	神楽歌譜（稿本）		土井東民		1	別六〇一		
一一	神楽譜笛譜寄進した礼状							

10 造営

一	榛名山堂社破損の修覆に関する下知状（写）	万治1年12月27日	常照院、寒松院中之坊	学頭、大坊衆徒中	2	C		
二	新屋敷代地之覚	正徳4年5月4日			1	C 五五六		
三	御宮拝殿并三重塔修復勧化富	宝暦2年4月			1	B 一七七		
四	神楽殿再建記	宝暦13年5月吉日			1	B 二〇五		
五	（鳥居造立の記）	明和元年10月			1	B 二二五		
六	万覚之（御本社営繕関係）	明和年中			1	B 二〇二		
七	御宮御造替重左衛門願出候節之控	安永4年			1	B 二〇一		
八	差上申一札之事（本堂建替）	安永5年11月8日			1	B 二一七		

九	寛延三年佐藤頼母一切経堂造立勧化関係記録	安永9年1月21日					1	C〇八一
一〇	白表紙（黒門立替）	天明6年12月					1	C一一六
一一	東叡山御下知書并諸書物写	天明9年1月起					1	C〇二八
（一二）	（高崎相生町棒名山入口に燈籠建立願書）	寛政5年2月	仏乗院	寺社奉行所			1	C五八六
一三	御造替一件山中願方（写）	寛政11年8月29日	大工飯田恒八、堀幾八				1	B二〇〇
一四	（棒名神社造営の折輪王寺一品親王よりの執達）	寛政12年閏4月					1	B六〇九
一五	御小屋場諸職人改順達帳	寛政12年7月30日					1	B二四三
一六	御造替掛り勤日記書上帳	寛政12年12月					1	B二四〇
一七	御社頭御造替仕様書	寛政12年					1	B五八五
一八	御小屋場諸職人着到順達帳	享和2年1月					1	B二四四
一九	御造替御普請人足帳	享和2年5月					1	B二一一
二〇	御小屋場職人着到順達帳	享和3年1月					1	B二四五
二一	御宮本勧化順達帳	享和4年1月					1	B二四二
二二	普請人足役補助積金勘定帳	文化3年10月					1	B二三九
二三	乍恐以書付奉願上候	文化8年12月					1	B二一四
二四	御普請金勘定調帳	文化12年12月	棒名山社職般若坊	本多豊前守			1	B二五三
二五	御宮下外囲石垣積替御請負之記	嘉永元年12月吉日					1	B二一〇
二六	御宮下外囲石垣積替請負臨時帳	嘉永6年10月					1	B二〇九
二七	御社頭外囲、門并矢来石垣仕用并諸払記	安政2年5月	吟味役一宮外記各坊				1	B二三三
二八	議定書（神社再建計画）	安政2年5月					1	C〇九四
二九	一札（唐門関係）	安政2年5月					1	B二五九
三〇	寄附一札（御唐門関係）	安政2年5月					1	B二六〇
三一	御唐門造立諸用帳	安政2年5月吉日					1	B二〇六
三二	一札（御唐門材料運搬請負書）	安政2年6月19日					1	B二六一
三三	入置申一札之事（御座門地形請書）	安政2年8月	下小鳥村仕事師金三郎他3名	般若坊			1	B二七三
三四	東西堂焼失之事（写）	安政3年2月1日					1	C六三八
三五	御唐門造立出願草稿	安政3年3月					1	B二五八
三六	御唐門金物仕様元帳	安政3年5月	高崎新田町銕屋忠蔵	御世話人中様			1	B二五七

三七	借用申金子証文之事	安政4年4月	一宮外記			1	B五六〇
三八	三重宝塔仕用帳	安政4年4月吉日	大工棟梁清水和泉			1	B二五五
三九	三重宝塔仕用帳	安政4年4月吉日	大工棟梁清水和泉			1	B二〇一
四〇	三重宝塔再建高崎勧化中雑用帳	安政4年5月	手代小山永太夫他			1	B七一七
四一	三重宝塔再建勧金収納記	安政5年2月8日				1	B二四六
四二	双龍門造立諸入用調帳	万延元年3月				1	B二五六
四三	双龍門造立仕様諸入用調帳	万延元年3月				1	B二五六
四四	双龍門上棟式諸入用写	万延元年9月18日				1	B二五四
四五	三重宝塔仕様帳	万延元年9月	大工棟梁清水和泉			1	B二〇八
四六	御拝殿棟側塗仕様帳	文久3年9月				1	B二〇八
四七	御本社御浜椽御修覆諸入用帳	元治元年4月21日				1	B二〇七
四八	三重宝塔再建勧金取集帳	元治2年3月	般若坊			1	B二三七
四九	三重宝塔仕用帳	慶応2年1月吉日	清水和泉他2名			1	B二六六
五〇	三重宝塔御屋根方仕様帳	慶応2年1月吉日	当山屋根方棟梁恒之丞	三重宝塔世話人衆中		1	B二六五
五一	御普請小屋場并に製事木積仕用帳	慶応2年1月吉日	清水和泉、岡田八十之丞			1	B二六八
五二	差上申御請書之事（三重宝塔再建の棟梁請書）	慶応2年1月				1	B六〇八
五三	三重宝塔再建議定書	慶応2年5月				1	B二六七
五四	三重宝塔石通仕用帳	慶応2年9月	信州高遠御堂垣外石工初五郎	椹名山御役人中様		1	B二六三
五五	借用金券文之事（三重宝塔再建普請入用ニ付）	慶応3年10月	椹名山借用人一宮宗三郎	柳沢寺法印		1	B二二〇
五六	三重宝塔御用木書上帳	慶応3年12月15日	柚方団三郎			1	B二六九
五七	三重宝塔再建諸用取調帳	慶応4年1月				1	B二七一
五八	三重宝塔勧進取立帳	慶応4年3月吉日				1	B二五〇
五九	神宝殿再建寄進帳	明治2年6月				1	B 〇一
六〇	地方普請仕様帳	明治2年8月	請負人寅五郎			1	B二一二
六一	椹名山神宝殿奉金取集并諸入用覚帳	明治2年8月				1	B二七二
六二	椹名山神宝殿寄進性名帳	明治2年8月	安中宿須藏治輔掛			1	B一七五

六三	御社殿屋根葺替仕様帳	明治2年9月			1	1	B二一九
六四	仏体伐木其外御見合書并諸記	明治2年			1	1	C〇七六
六五	御体仏具、伐木倒木御検分書上控	明治2年		東一宮重	1	1	C〇八二
六六	随神門寄附玉名帳　壱番	明治8年4月			1	1	B二三二
六七	奉願上口上覚（寛政六年石垣積替）	未10月		榛名山吟味役一宮外記	1	1	B二二七
六八	神宝殿御玉串諸方御献配当控帳				1	1	B二七〇
六九	唐銅灯籠造立記（版木　33×25cm）			大工棟梁清水和泉	1	1	D
七〇	榛名山御本社御拝殿御浜縁御修覆仕様帳				1	1	B二四七
七一	御本地堂御修復仕様帳				1	1	B二四八
七二	御普請金入方控帳				1	1	B二五一
七三	覚（職人方心覚）				1	1	B二六二
七四	証書（唐門関係）	酉6月11日			1	1	B〇六
七五	御本社材木受取覚	寅2月19日		請負人唯之丞	1	1	B二三八
七六	三重宝塔伐木黒印場所控	7月19日			1	1	B二三五
七七	（三重宝塔関係書簡）	辰正月17日			1	1	C二三〇
七八	三重宝塔再建世話人登山ニ付出席之控				1	1	C二二九
一	（御師号免許状）	天正8年6月	三日市大夫次郎秀長（朱印）		1	1	A六〇二
二	覚（家督相続に関する遺言）	元禄元年6月		太神宮　榛名山御師光吉			
三	差上申一札之事（一宮彦右衛門家徳（ママ）継証文）	正徳3年12月		一宮三右衛門（重光）	1	1	A七一三
四	両人由緒并勤方御触書	寛延2年12月		一宮外記（重伸）			
五	口上覚	寛延3年4月		御留守居仏乗院			
六	奉公人請状之事	宝暦5年2月2日	一宮外記一宮左門		1	1	C五一〇
七	一宮外記重興家督御礼記	天明4年	一宮内記、外記		1	1	C一一五
			一宮桃林外		1	1	C〇九八
					合1	1	C〇一二
							C〇九三

八	諸用之控	寛政2年6月	一宮外記		3	C〇九五
九	文化十三年八月十九日家督の節学頭より御達書	文化13年8月19日				A三二一
一〇	印鑑帳	明治4年5月				A三二二
一一	去状之事	巳ノ11月			1	C〇七五
一二	御初穂所	明治			1	C五二四
一三	佐藤求馬跡養子相続の件	4月29日	宝勝院		1	七〇一
一四	佐藤求馬跡養子相続の件	5月15日	宝勝院	一宮外記	1	C五二七
一五	願人持高願			一宮外記	1	C五二八
一六	戸籍草稿	明治5年カ	榛名山村		1	B二二八
一七	一宮家系図				1	C一三二
					1	別

一	櫃中収納并諸入用控	享保8年11月	谷之坊預り善龍坊		1	A七五四
二	借金証文（頼母子金受取証を含む）	享保12年より	榛名山般若坊		1	A一八五
三	万小遣覚帳	享保15年7月			1	A一九二
四	榛名山常燈明料、御道具料貸出覚帳	延享4年12月23日	一宮内記一宮外記		1	C五七一
五	東叡山御目見金帳	寛延3年4月			1	C五六七
六	江戸并道中諸入用勘定帳	宝暦4年9月23日	一宮外記		1	C一一三
七	小宮領三田領高麁郡秩父郡御初穂覚帳	安永2年6月	榛名山般若坊内			A七四八
			忠□□与四□□			
			源□□			
八	差上申一札之事（酒代受取証文）	安永4年11月18日	文四郎	榛名山御吟味役	1	C五一四
九	商方手帳覚	安永6年6月			1	A七二二
一〇	太々御神楽奉納諸入用帳	安永8年4月17日	群馬郡拾三ケ村講中		1	A七一五
一一	売渡申持林証文之事	天明6年12月	文治	一宮外記	1	C五一三
一二	借用金証文之事	寛政5年4月17日	丹太夫	一宮外記	1	A二一一
一三	金子証文之事	寛政6年閏11月			1	B〇四
一四	御借仕金子証文之事	寛政7年12月	小山清太夫	一宮外記	1	A〇九
一五	金子受渡証	寛政8年12月25日	旦中小山清太夫	一宮外記	1	A〇八

一六	榛名山御払方勘定記下書	寛政10年12月	御留守居普光院以下	安禅院法印様	1	C一〇五
一七	質物担中証文之事	寛政12年極月	12名	平光院法印様		
			比企郡上下福男村丈	一宮外記	4	A　一〇
			太夫			
一八	借金証文	享和2年	榛名山衆徒台浄吟味		2	C五一二
一九	券文之事（金子拝借証文）		役一宮外記年寄佐藤	信州野沢町並木甚	1	B二一六
			求馬	五右衛門		
二〇	券文（借金証文）	文化元年4月	金剛院	一宮外記	1	C五一六
二一	券文之事（借金証文）	文化2年12月		信州野沢町並木邑	3	B二一五
				五右衛門		
二二	一札之事	文化5年3月			1	B二一八
二三	金銀出入帳	文政2年9月			1	A七五六
二四	以書付奉申上候（納金口上書）	文政12年2月	一宮外記	学頭光明寺	1	C五三三
二五	補助金人足入用并諸事扣帳	天保3年4月21日			1	B二四一
二六	御幕料御輿料里見山燈明料貸附帳	天保9年4月			1	C〇七三
二七	御幕料御輿料里見山燈明料利子取立帳	天保9年4月	三役人		1	C〇七四
二八	預金一札之事（桃林志願関係）	安政6年1月			1	B五六二
二九	補助金積立預金券文帳	文久元年4月21日			1	B二五二
三〇	檀中諸入用日記	慶応元年10月	榛名山般若坊　小山		1	A七二八
			左源太			
三一	足立入間豊嶋葛飾埼玉各檀廻御初穂帳	慶応2年10月下旬			1	A一五九
三二	証書（借用証文）	慶応3年6月				
三三	太々講積立金覚帳　武州多摩郡黒沢村	明治2年3月		原山村清水和泉	1	B五六一
三四	臨時諸用録	明治3年5月	一宮外記		1	A七二五
三五	覚（初穂送り）	戌11月23日			1	C〇六六
			美間村与頭金蔵越谷		1	A一八一
			町富田屋市兵衛			
三六	別当職就任礼状并金子目録		青龍院住職	一宮外記	2	A五五一
						五五二
三七	会計所送物扣帳	戊辰9月	一宮納戸			A七五二

三八	覚（金子受取証）	寅3月	高崎田町京屋弥兵衛	一宮外記	2	A一八三 一八四
三九	金子借用証文之事	戌11月	伊香保村匡王寺	一宮外記	1	C五一五
四〇	里見山御払方支出明細	午正月	妙願院		1	C〇九九
四一	武州入間郡丹中拾弐ケ村御勘進収納高				1	A七四五

13 交通

一	番所通行手形	正保4年9月1日	はるな三右衛門尉	相州箱根国々関所	1	C五四八
二	往来手形之事　多摩郡	文政4年12月		役人衆中	1	A一八七
三	榛名山道程測定記録		セキヤト木村利右衛門	倉賀野川岸水谷又左衛門以下2名宛	1	C一一二
四	蔵舟送り状				1	C六〇七
五	送り状之事（醤油運送の件）	1月		般若坊	1	C五五八

14 御師・担中

一	般若坊分家ニ付旦那場書上帳	寛永13年5月20日	学頭宗謳	学頭宗謳	1	A七一四
二	長四郎請取旦那分	寛永13年5月20日			1	A七一七 の二
三	日野谷丹那帳覚	寛文2年霜月	一宮三郎兵衛		1	A七四七
四	大坊・般若坊由緒書写	貞享4年3月8日			1	C五八九
五	信州御檀那帳	享保7年3月7日	榛名山般若坊		1	A補〇二
六	御旦那場帳	元文5年10月			1	A七五八
七	御檀那帳	延享4年10月	榛名山般若坊昌敷		1	A七五九
八	武蔵国拾二ケ村御檀越帳	宝暦8年6月			1	A七二四
九	留守中助力集扣帳	明和3年3月	榛名山般若坊	一宮衛守	1	A一七〇
一〇	内記・外記の役儀分担に関する申渡書	安永6年3月	仏乗院		1	C一三〇
一一	太々御神楽桃井庄拾三ケ村講中登山分名前	安永8年4月17日	宿坊般若坊		1	A七一六

一二	江戸檀中名住所覚	寛政6年2月	上州榛名山一宮外記					
一三	武州下総常州下野日記	文化8年1月	大林坊小山□□□					
一四	榛名山太々講八年講定序	天保4年6月	榛名山御師般若坊					
一五	野州御檀中邨々控帳	天保7年	榛名山般若坊					
一六	野州檀回扣	天保8年1月						
一七	野州檀回扣	天保8年1月						
一八	秩父郡大滝各檀廻帳	安政5年10月	榛名山般若坊					
一九	郡内領、多摩郡、高麗郡、秩父郡檀廻記	万延元年6月						
二〇	下総常陸両国邨名控誌	明治13年7月						
二一	上野国勢多郡、佐波郡、新田郡、山田郡順村書抜帳	明治16年3月						
二二	北豊嶋北足立両郡教区巡回簿	明治32年11月						
二三	配札礼状		秋但馬守	一宮外記				
二四	配札礼状		秋但馬守	一宮外記				
二五	武州三州檀回扣	嘉永元年カ						
二六	神宮教会講社規約							
二七	表題なし							
二八	覚（配札覚）							
二九	御檀那帳		大坊					
三〇	榛名神社教会講社規約							
三一	丹中村書上帳							
三二	檀回扣							
三三	惣檀中郡名							
三四	檀中郡村名							
三五	檀中軒数調	江戸末期カ	般若坊	榛名山御師般若坊				
三六	奉加金、御初穂納入について	亥ノ4月19日	杉原村下組名主					
三七	郡内秋山領丹中覚帳		榛名山宗蔵坊					
三八	御丹那帳							
三九	東上毛御担中上納仕切証文	文政5年6月	御丹中御手代相勤候当人	一宮外記				

一二	1	A七二〇	一三	1	A七四四	一四	1	A七三九	一五	1
A七二六	一六	1	A一六五	一七	1	A一六六	一八	1	A一七四	一九
1	A七二一	二〇	1	A七五〇	二一	1	A七三五	二二	1	A七〇〇
二三	1	C三一〇	二四	1	C三一一	二五	1	A七二三	二六	A七三六
二七	1	A七五一	二八	1	A七五五	二九	1	A七六一	三〇	1
A七三七	三一	1	A一五八	三二	1	A一五一	三三	1	A一五四	三四
1	A一五五	三五	1	A一六二	三六	1	A一七六	三七	1	A七四六
三八	1	A七四一	三九	1	A一六〇					

四〇	武州丹中書上				1	A一五六
四一	旦中村書上ゲ				2	A七〇八〜七〇九
四二	（武州国）壇中軒数書上帳　三冊之内		般若坊		1	A一五七
四三	（武州国）村別札配数				1	A七六三
四四	講州連名（駿河国講社結成時ノモノト註アリ）		駿州藤枝上問屋		1	C一六一

15　境論

一	伊香保の者御山へ木盗入に付手形のこと	寛永18年11月3日	円良坊	中之坊	1	C五四九
二	社人慈悲願	正保2	衆徒社人共	御奉行所		C五五三
三	訴状及び裁許状裏書	寛文8年2月			7	C五二〇
四	室田出入一件書類	寛文8年8月			8	C一二〇
五	里方と中之坊との山林出入訴状下書	寛文10年2月8日			1束	C一一九
六	書簡（伊香保境界論争）	寛文11年	学頭光憲		1	C六〇四
七	伊香保境論に付覚書	寛文12年5月	一宮市郎兵衛重治		1	C六一〇
八	大坊屋敷他に付訴状	寛文13年1月20日	一宮三郎兵衛	別当留守居	1	C三一五
九	我妻出入訴状返答書写	寛文9年			15	C一一八
一〇	訴状（伊香保との関係）	天和2年12月			1	C五〇二
一一	神社領免田畑年貢納め覚　高別当、三倉、萩生、御所かいと、平村、さる屋、新保田中				1	C五八四
一二	神社手洗水分水につき出入一件御尋ニ付口上覚	宝永5年6月	社家惣代原田釆女	寺社奉行	1	一三三の一
一三	神社手洗水分水につき関係十一カ村との談合届	宝永5年8月8日	社家惣代小川内匠	高崎藩役人	1	一三三の二
一四	神社手洗水分水につき水下十一カ村より神社側へ落着絵図面裏書の報告	宝永5年11月25日	上小塙村名主外	榛名衆徒	1	一三三の三
一五	衆徒年寄に関し東叡山に差出す願文	寛延2年			1	C〇八〇
一六	年寄より吟味役両人訴状扣	宝暦4年10月	榛名山年寄小川内匠以下4名	覚王院法印　信解院法印	1	C一〇一

一七	双方江申渡覚（写）						
一八	一札之事（佐藤勘平請合証文）						
一九	書状（太々講関係紛争）						
二〇	平の者、年寄、吟味役との出入一件記録						
二一	乍恐以副書奉申上候（天明大凶作に付願状写）						
二二	坊中における訴訟一件						
二三	越中守殿江之駕籠訴状						
二四	中之坊駕籠訴一件ニ付御用留記						
二五	中之坊金剛院一件御尋書之控						
二六	乍恐書付を以御届奉申上候（社頭普請金につき訴状）						
二七	本山より十二ケ条御尋につき返答書写						
二八	高橋折右衛門詫証文						
二九	山内出入済口証文写						
三〇	再議定書						
三一	御役所出席内議定一札写						
三二	為取替申済口証文之事（神仏分離に付神社財産処理）						
三三	神仏分離につき里見光明寺と榛名神主との出入済口						
三四	伊香保境論に付ての書簡						
三五	伊香保対決ニ付要用状						
三六	年寄役出入関係記録						
三七	吾妻出入ニ付書簡						
三八	馬形乱ぼうにつき一札						
三九	覚						
四〇	御答書草案						

	宝暦8年3月	佐藤勘平外5名	一宮外記	1	1	C一二七	
	宝暦10年	一宮外記	実相院法印	1	1	A一八二	
	安永9年			1	1	C〇八四	A七四二
	天明3年7月			1	1	C六三二	
	天明7年11月			1	1	C〇八九	
	天明8年10月9日	群馬郡榛名山金剛院	松平越中守	1	1	C一〇二	
	寛政1年3月4日	代中之坊		1	1	C一一四	
	文化7年2月	一宮外記	仏頂院手替玉林院	1	1	C一〇〇	
	文化11年8月	榛名山年寄早川左膳、吟味役一宮外記					
	文化11年12月	榛名山留守居心地院	華蔵院主、観明院主	1	1	C一七八	
	文化11年11月	御家中高橋折右衛門、親類惣代小山小平太	一宮外記	1		C五〇五	
	文政4年1月	斎元丹太夫外	年寄原田伊織外	1	1	C〇七八	
	弘化5年1月	円乗院他		1	1	C五六九	
	明治2年3月	最上斎宮外	脇年寄、惣代	1	1	C六四〇	
	霜月16日	榛名山神主最上斎宮外1名		1	1	C五七七	
	霜月16日	弥三右衛門	一宮三左衛門		1東	C三〇四	
	5月28日				1	C三〇四	
	1月15日	常徳院光憲法印	一宮三左衛門	1	1	C五一三	
		三右衛門		1	1	C六〇五	
		榛名山一宮外記	□部重助	1	1	C五四七	
				1	1	A一九八	
				1	1	C五七六	
						C〇八七	

一	炎上ニ付別当寺地相定要用の件	寛永13年3月8日	光憲（院代）	一宮三郎兵衛	1	C三一九
二	榛子一箱差越申達状	11月15日	高山伝右衛門	一宮外記	1	C五二二
三	御入来礼状	3月21日	安対馬守	般若坊	1	C三〇九
四	賀状	3月3日	酒井大和守	光明寺	1	C六四三
五	書簡（写）	11月4日	功徳院、龍王院	光明寺	1	C六二七
六	岸筑前、大嶋かけゆ連名書状	8月22日	岸筑前、大嶋かけゆ	別当大坊	1	C五四五
七	直光書状	3月28日	直光	榛名別当		C三〇一
八	江戸東叡山御本坊岸本土佐守書状壱通請取手形	申1月7日	高崎近江屋五兵衛	一宮外記	1	C五三九
九	見舞状	10月12日	宗海（天海門）	一宮三右衛門		C五五四
一〇	書簡	6月13日			1	C三一七
一一	書簡	霜月8日	小嶋喜七	一宮外記	1	C五一二
一二	書簡	5月25日	浄園		1	C五三六
一三	登山礼状	5月2日	高橋暁夢	一宮外記	1	C五二六
一四	年頭挨拶	3月5日	岸本主殿	一宮外記	1	C五四〇
一五	岡谷村太兵衛領分及び江戸追放処分差免消息	3月1日	本多豊前守使者高柳	東漸院	2	C三〇五
一六	書簡	3月5日	郷左衛門			三〇六
一七	書簡	3月29日	藤王院	一宮外記	1	B二一三
一八	書簡（山伏相改候処）	12月9日	落合左京見年	一宮外記	1	C欠
一九	書簡（政観院様先達御着被成）	仲夏9日	桜本坊	榛名一山中	1	C三〇三
二〇	消息	9月21日	家広	春名一山中	1	C五〇三
二一	消息	3月6日	桃林志願（一宮外記の曾祖父）	山田紀伊守	1	C五〇一
二二	書簡		画工根本常南	台浄	1	B 〇五
二三	書簡（社頭造替感謝状）	寅閏11月	大恵思院、住楞伽院	一宮桃林	1	B六〇〇
二四	書簡（菊御紋章幕調整関係）	5月朔			4	五二一
二五	書簡（社頭大破につき講金取集め報告）		満福院	一宮外記		B二二四
二六	書簡（榛名神社造営費関係）					B三〇八

二七	学頭書翰						
二八	書簡			元性房	一宮桃林	5	A一八六
二九	書簡（中之坊借財一件）			恵門院	一宮外記	1	C五三〇
三〇	書簡（惣代役向一件）					1	C一四四
三一	書簡			浅草燈明院	一宮外記	1	C五三五
三二	書簡（大坊豊八につき）			仏乗院	一宮外記	1	C五二九
三三	書簡				一宮外記	1	C五一一
三四	書簡			竹田幸右衛門	一宮桃林	4	C五三二

17 絵図

一	御目見一件惣絵図完（東叡山御目見型式図）	文化9年12月15日	17才一宮兼松			1	C一〇三
二	御目見一件惣絵図（嫡子御目見、献上式絵図）	文化9年12月15日	一宮外記			1	C五六八
三	敷石図面					1	B二六四

六、典籍目録

一　榛名神社所蔵

整理番号	書名	年月日	編著者	形態	数量	備考
一	榛名山御座鈴行事	天明8	大痴道栄貞	大判写本	1冊	
二	榛名山号考	寛政11	佐藤寛雄	大判写本	1冊	
三	御神楽最上祝詞行事	文化9	佐藤寛雄	大判写本	1冊	
四	御神楽歌由来	嘉永3		大判写本	1冊	
五	満行宮大権現由来記			大判写本	1冊	
六	榛名神社御神楽式	明治23年写	木部直時	大判写本	1冊	
七	木部家見聞記			大判写本	1冊	
八	榛名神社年中行事	明治35年写		大判写本	1冊	

二　一宮昌輔家所蔵

整理番号	書名	年月日	編著者	形態	数量	備考
一	満行宮大権現版木	享保3	一宮重富	60c×20c	1枚	
二	御鎮座記	元文4		大判稿本	1冊	15丁
三	榛名神社末社記	享保元	佐藤寛雄	大判写本	1冊	文化3年写本　25丁
四	榛名神社神楽私記	文化12	〃	大判	2冊	上51丁　下43丁
五	榛名山郷誌	明治15	一宮迪斉	大判	1冊	55丁
六	神楽譜		〃	大判	2冊	
七	倭名類聚鈔	元和3		大判	5冊	大阪渋川清右衛門版
八	江家次第　20巻	承応2	大江匡房	大判	15冊完	
九	続日本紀　40巻	明歴3		大判	20冊完	文武～桓武
十	東鑑　52巻	寛文元		大判	25冊	（治承4月～文永3年）慶長10年前竜山公跋文
一一	許氏説文	寛文13		大判	12冊	

一二	本朝神社考					
一三	神伝鹿卜秘事記					
一四	掌中指南					
一五	神教要旨略解					
一六	増続大広益会玉篇大全					
一七	和漢三才図会					
一八	舞頭旧事記					
一九	群書類従					
二〇	常山紀談					
二一	群書一覧					
二二	仏書目録					
二三	延喜式					
二四	校刻日本外史					
二五	後鑑（尊氏）					
二六	日本紀標注					
二七	喫茶活法奥義集					
二八	暮経衆妙					
二九	聯珠篆文					
三〇	円箏筮法指南					
三一	江戸歳事記					
三二	北溪先生性理字義					
三三	孝義録					
三四	虎烈刺病征討論					
三五	養蚕新論					
三六	西南征討史略					
三七	日清戦争実記					
三八	和漢廿四孝					
三九	倭姫也記					
四〇	天祖都城弁弁					
四一	潜夫論					

	元禄10	林　道春	大判	3巻6冊		
	元禄10	斉藤延種	半紙版	稿本1冊		
	元禄10	源　信武	半紙版	5巻1冊		
	享保20	近衛忠房	大判	1冊		
	正徳3	毛利貞斉	半紙判	12冊完		
			大判	59冊		
	享和1	湯浅常山	大判	全4冊	先代旧事本紀	
	享和3	尾崎雅嘉	小本	8冊	巻1、2、11、9、85、374、再版小本1、目録1	
	嘉永4写本		大判	16冊	25冊のうち	
		伴信友校訂本	大判	6冊完		
	朝治22	頼　山陽	半紙版	1冊	大盤若納経連名なり、記録	
	明治24	敷田年治	半紙版	6冊	緒墨、春村、朱書入	
			大判	12冊		
	文化8	船橋元美	大判	5冊	6冊のうち	
	享和2	池永道雲	半紙判	1冊	写本	
	文政2	谷　川順	小本	1冊		
	天保9	斉藤月岑	半紙版	3冊		
			半紙判	1冊		
	明治2	小田一貞	大判	1冊		
	明治5	田島弥平	半紙版乾坤	夏冬2冊	4冊のうち	
	明治11	青木輔清	半紙版	2冊	万延1年写、写本	
	明治27	博文館	半紙版雑誌	8冊	50冊のうち、12、13、14、15、17、18、19、20巻	
	明治32	明海義恭	B6版	1冊	小田は岩鼻の人、浅草の開業医	
	元文3	清　騰	大判	1冊	活字本	
	明和4	本居宣長	大判	1冊	写本	
	天明2	漢王符	大判	5冊		

四二	紀記歌集						
四三	神代正語						
四四	大祓詞後釈						
四五	冠辞考						
四六	うひ山彦						
四七	歌意考						
四八	文意考						
四九	古事記						
五〇	神皇実録						
五一	小夜物語						
五二	近代公実厳秘録　巻1						
五三	玉勝間　一四巻						
五四	霊能真柱						
五五	万葉用字格						
五六	三代調類題集　8巻						
五七	古史徴						
五八	古史伝						
五九	上信日記						
六〇	山吹日記						
六一	こころの種						
六二	難語号						
六三	万葉集抄						
六四	万葉考別記						
六五	神代紀上秘解						
六六	古文彙						
六七	古言梯標注						
六八	活語暁歌五十首						
六九	上野国歌						
七〇	標注職原抄校本						
七一	標注令義解校本						

天明8	諸島	大判	2冊				
寛政元	本居宣長	大判	1冊	3冊のうち			
寛政7	〃	大判	全2冊 10冊完				
寛政7	加茂真渕	大判	1冊				
寛政10	本居宣長	大判	1冊				
寛政12	加茂真渕	大判	1冊				
享和2	荒木田久	大判	1冊	（長瀬真幸跋）中、下			
		半紙版	1冊	写本			
		大判	1冊	写本			
文化9	本居宣長	大判	1冊				
文化10	平田篤胤	大判	15冊完				
文化14	春登庵	大判	2冊				
文政5	岩上波子換	半紙版	1冊	（諸家歌集）			
	平田篤胤	大判	6冊完全	8冊のうち（初巻2冊欠）			
	〃	大判	6冊				
	清水浜臣	大判	26冊	3冊欠			
	〃	大判	1冊	写本、天保5年写			
	橘守部	半紙版	1冊	（新居守村手写）			
天保5	〃	大判	1冊	写本、天保9年写、吉田秋主手写＝桐生人			
天保7	〃	大判	3冊完	（山彦冊子）			
天保10	〃	特大判	5冊	全20巻10冊のうち、10巻5冊分			
	平雅胤	大判	3冊	（欠）			
	平玄道	大判	8冊	写本（第7、9、10、11、12、13、14、15）			
弘化4	桝取魚彦	半紙版	5冊				
嘉永6	新居守村	大判	1冊				
安政6	橋本直香	半紙判	1冊	稿本			
安政5	近藤芳樹	大判	6冊完				
元治元	〃	大判	2冊				
			6冊完				

七二	本朝年契				
七三	古今集遠鏡				
七四	神のめぐみ				
七五	上代衣服考				
七六	古道或問				
七七	古事記				
七八	古史成文				
七九	万葉山上常百首解				
八〇	気象考				
八一	襍方教短歌				
八二	（珍碩付合集）				
八三	百ほと、ぎす　坤				
八四	露柱庵追善句草				
八五	歳旦帖				
八六	増補和歌題林抄				
八七	（等清賀集）				
八八	松露俳帖				
八九	俳帖				
九〇	如雷句草				
九一	歌仙帖				
九二	俳帖				
九三	誂諧花之春				
九四	奉納句合草稿				
九五	俳諧寂栞（しおり）				
九六	俳帖				
九七	芭蕉堂所在三十六人集				
九八	雅篷酔狂集				
九九	（窠松雅帖）				
一〇〇	誂諧今人題林集				

慶応2	花の千秋	大判	1冊	写本（守拙杜綾考手写）	
明治3	新居守村	半紙判	6冊		
明治3	平長敦	大判	1冊	14丁、写本	
明治3	柴田咲翁	大判	1冊		
明治8	平田篤胤	小版	2冊	中、下	
明治12	久保季茲	半紙判	3巻1冊		
明治16	新居守村	半紙判	1冊		
明治18		半紙判写本	1冊		
享保20	越人序	半紙版	1冊	（題簽なし）	
寛保元		半紙判	1冊	乾坤2冊のうち1冊	
延享頃	左明編		1冊		
明和6	鳥明	小判	1冊		
安永6		半紙判	11冊		
天明6	高橋等清	半紙判	1冊	俳人等清の70才賀句集、題一なし	
天明7・8	（高崎ノ人）				
	松原星布	半紙版合冊	1冊		
	一宮如雷	稿本	1冊		
寛政4	一宮如雷	横稿本	1冊		
	一宮如雷	稿本	1冊		
寛政10	平花庵雨什	稿本	1冊		
寛政11	平花庵雨什	半紙版	1冊	雨什は高崎俳人不完全本	
	雨什ほか	小稿本	1冊		
文化9	加舎白雄	半紙版	3冊	榛名神社へ	
文政9	一宮如雷	横写本	1冊		
		半紙判	1冊		
	風水軒皇翁	半紙判	秋1冊 厚2冊	4冊のうち（諸名家寄書帖）	
弘化3	仁井田碓嶺	小版	2冊	碓嶺は碓氷坂本の人	

一〇一	快雲堂法書	貞観6	寺沢政辰	法帖	大判	1冊			
一〇二	万歳江戸往来	正徳4			大判	1冊			
一〇三	書千字文	享和18	田赤城		法帖	1冊			
一〇四	今川状	享保19			大判	1冊			
一〇五	花鳥画譜	明和元	副孟義		大判	1冊			
一〇六	芳翰用文章梅花林	天明4			大判	1冊			
一〇七	援山流百人一首歌文庫	寛政10			半紙判写本	1冊			
一〇八	試毫帖	文化12	市川米庵		法帖	1冊			
一〇九	名家略伝		山崎美成		大判	1冊	4冊のうち		
一一〇	千字文				法帖	1冊			
一一一	三体千字文		市川米庵		長法帖	1冊			
一一二	鬱岡山墨帖		揖庵老人跋		法帖	1冊			
一一三	中山譜	天保3	源直温		大版	1冊			
一一四	伊達競（羽生村の段）		豊竹筆太夫		半紙版	1冊			
一一五	当世御伽曾我				大判	1冊	4巻のうち		
一一六	須磨御記				半紙版写本	1冊			
一一七	曽大家女誡				大判写本	1冊			
一一八	三字経				半紙判	1冊	総州屋本		
一一九	童蒙教訓歌	明治9			半紙判写本	1冊	住谷照明手写		
一二〇	山水画摘	明治13	高井対雲		小本	1冊			
一二一	三体千字文	明治26	巌谷一六		大判	1冊			
一二二	合体千字文	明治27	巻菱湖		半紙判	1冊			
一二四	惣郭図	正徳3			89^{c}×89^{c}	1枚			
一二五	富士見十三州輿地全図	天保14	舟橋晴潭		大折帖	1帖			
一二六	地震万国一覧の図	江戸期			1m×1m	1枚	大判着色		
一二七	近江姉川合戦図					1枚			
一二八	上野養輪城攻之図					1枚			
一二九	武州岩付城図					1枚			
一三〇	時田地蔵峠図	文化2			77^{c}×56^{c}	1枚			
一三一	納経（阪東、越後）				39^{c}×51^{c} 96^{c}×57^{c}	1枚			
					半紙版	1冊			

一三二	納経帖（阪東、秩父）	文化2		半紙版	1冊
一三三	納経（石見、出雲、安芸）	文政10		半紙版	1冊
一三四	納経（四国八八番）			半紙版	1冊
一三五	奉納帖（越後、上野十二社）	嘉永4		半紙判	1冊
一三六	奉経帖（信州、西国）	嘉永元		半紙判	1冊
一三七	納経帖（四国八十八番）			半紙判	1冊
一三八	奉納経	嘉永元		大判	1冊
一三九	御納経帖	嘉永元		半紙版	1冊